

# 公共政策ワークショップ I 最終報告書

## プロジェクトD

パラリンピックのレガシーとしてのダイバーシティ  
& インクルージョン都市の形成に向けた研究  
～ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーを目指して～

令和4（2022）年度

## 研究概要

我々東北大学公共政策大学院「公共政策ワークショップ I 2022」プロジェクト D（以下、WSD）は、2022 年 4 月より、「パラリンピックのレガシーとしてのダイバーシティ&インクルージョン都市の形成に向けた研究」を開始した。本研究の目的は政府、自治体、企業、障害者関係団体などの多様な主体の取組やその成果を探るとともに、都市レベルでダイバーシティ&インクルージョンの社会を実現するために必要な政策について具体的な提言をまとめしていくことである。

本報告書は大きく分けて第 1 部「総論」と第 2 部「各論」の二部構成となっている。総論においては、まず、我々の研究の意義、目的、研究手法を示した。次に、本報告書において主要となる用語について説明を加えた上で、これまでの我が国のダイバーシティ&インクルージョン施策を概観した。最後に、我々が提言先とした秋田県大館市について概要を述べた上で、なぜ大館市を提言先としたのか理由を示した。

各論においては、「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」、「多様な人々の交流」という三つの側面から、大館市における課題の解決にアプローチした。

第 1 章「ユニバーサルデザインのまちづくり」では、主に情報や物理の側面から、当事者の困りごとの解決を目的とした施策として、「当事者の声を反映させるためのシステム構築」、「歩行空間のユニバーサルデザイン化」、「駐車場のユニバーサルデザイン化」、「公園のユニバーサルデザイン化」、「大館版 mobi のユニバーサルデザイン化」、「バリアフリーマップの作成」、「簡易的なバリアフリー施策」、「やさしい日本語表示、ピクトグラム、カラーユニバーサルデザインによる情報伝達」の 8 つの提言を行った。

第 2 章「心のバリアフリー」では、主に意識や制度の側面から、社会の多数派である非当事者に対して、意識の変容や共生社会への理解を促すことを目的とした施策として、「学校教育における福祉体験学習の充実」、「学校教育における正課ポッチャクラブの増設」、「市民向け障害者サポーター養成講座のブラッシュアップ」、「民間向け D&I パートナー制度の創設」、「外国籍の方への理解を深める機会の創出」の 5 つの提言を行った。

また、我々は、研究を進めていく中でユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーという両分野を効果的に推進していくためには「実際に困りごとを抱える当事者とその他の多数派である非当事者との交流」が不可欠であると考えた。そこで第 3 章「多様な人々の交流」という両分野に共通する分野を設定した。双方に同時に働きかけるための施策として「ポッチャのより一層の普及」、「異文化交流イベントの実施」、「商業施設への福祉まるごと相談室の移転および福祉啓発イベントの開催」、「商業施設でのクワイエットアワーの実施」、「ポッチャ体験会の継続的な開催」の 5 つの提言を行った。加えて、この共通分野における「ポッチャ体験会の継続的な開催」に関しては、我々が企画・運営に携わり、政策実施者として活動を通して得た知見をもとに提言を行った。それゆえポッチャ体験会に関してのみ、我々の政策実施者としての主なフィールドとなった宮城県仙台市を提言先とし

た。

以上の3分野18個からなる我々の提言について、我々は政府や秋田県大館市をはじめとした自治体の現行施策を整理したうえで、文献調査及びヒアリング調査から課題を抽出し、それに対する政策提言を行った。我々の提言が示唆を与えるものとなり、大館市などにおけるユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーが浸透した共生社会形成の一助となれば幸いである。

## 目次

研究概要.....	1
はじめに.....	5
第1部 総論.....	6
第1章 研究の意義 .....	6
第2章 研究の目的 .....	8
第3章 研究の手法 .....	8
第1節 文献調査 .....	9
第2節 まち歩き・現地調査 .....	9
第3節 ヒアリング調査 .....	11
第4節 政策実施者としての活動 .....	12
第4章 主要な用語の説明 .....	12
第1節 ダイバーシティ&インクルージョン .....	12
第2節 ユニバーサルデザイン .....	13
第3節 心のバリアフリー .....	14
第4節 合理的配慮 .....	14
第5節 障害の社会モデル .....	14
第5章 これまでのダイバーシティ&インクルージョン施策 .....	15
第1節 ダイバーシティ&インクルージョン施策の系譜 .....	15
第2節 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 .....	16
第3節 障害者基本計画（第4次） .....	19
第4節 障害者差別解消法 .....	20
第5節 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（出入国在留管理庁） .....	21
第6章 提言先について .....	23
第1節 大館市の概要 .....	23
第2節 提言先の選定理由 .....	25
第2部 各論.....	29
第1章 ユニバーサルデザインのまちづくり .....	29
第1節「ユニバーサルデザインのまちづくり」総論 .....	29
第2節 当事者の声を反映させるためのシステム構築 .....	32

第3節	歩行空間のユニバーサルデザイン化	37
第4節	駐車場のユニバーサルデザイン化	44
第5節	公園のユニバーサルデザイン化	51
第6節	大館版 mobi のユニバーサルデザイン化	54
第7節	バリアフリーマップの作成	66
第8節	簡易的なバリアフリー施策	69
第9節	やさしい日本語とピクトグラム・カラーユニバーサルデザインによる情報伝達	72
第2章	心のバリアフリーの醸成	78
第1節	「心のバリアフリーの醸成」総論	78
第2節	学校教育における体験学習を通じた心のバリアフリーの醸成	83
第3節	学校教育における正課ボッチャクラブの増設・深化	86
第4節	障がい者サポーター養成講座	89
第5節	D&I 推進パートナー制度の創設	93
第6節	外国籍の方への理解を深める機会の創出	98
第3章	多様な人々の交流（共通分野）	108
第1節	「多様な人々の交流」総論	108
第2節	ボッチャのより一層の普及	109
第3節	異文化理解の機会の創出	114
第4節	多様な人が集まる居場所の創出	118
第5節	クワイエットアワーの実施	122
第6節	仙台市におけるボッチャ体験会	125
おわりに		135
謝辞		137
参考文献		138
資料編		156
ヒアリング調査先一覧		157
ヒアリング報告書		159
ボッチャ体験会の記録		298
活動報告・新聞報道等		335

## はじめに

あなたは、車いすを利用している方や高齢の方、外国籍の方をまちで見かけたとき、何を思うだろうか。

身体を自由に動かすことができない姿を見て「かわいそう」、肌の色や言葉の違いから「怖そう」、こんな気持ちを抱いてしまう人は少なくないのではないだろうか。多様な人々が暮らしやすいダイバーシティ&インクルージョンの社会を実現する上で、こうした意識は妨げになる。

2021年、東京2020オリンピック・パラリンピック大会（以下、東京2020大会）が開催された。2013年の招致決定から7年、新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となるなど多くの課題を乗り越え、無観客ではあったが実施された。東京2020大会はテレビなどを通じて放映され、多くの感動を与えた。自国開催であることから、オリンピックだけではなくパラリンピックにも多くの関心が集まった。パラリンピックで活躍する選手の姿に、1人のスポーツ選手として「かっこいい」と感じた人は多いのではないだろうか。また、選手同士が言葉や文化の壁を越えてスポーツで戦い、戦いの後にお互いをたたえ合う姿は多文化共生社会の縮図といえ、我々に明るい希望を与えた。

我々は2022年4月より「パラリンピックのレガシーとしてのダイバーシティ&インクルージョン都市の形成に向けた研究」を開始した。同月、障害のある方とともに車いすによるまち歩きを体験したことが我々にとって大きな転機となった。道路が坂道になっていたり左右で傾斜がついていたりすると車いすをまっすぐ自走することすら困難であること、地面に敷いてあるタイルの小さなひびや排水溝などの細かい溝も身体障害のある方にとっては大きなバリアになることなど、障害当事者の視点で社会にあるバリアを肌で感じ、政策提言を考える上で重要な知見を得ることができた。

人々の意識を変えることは容易ではない。しかし、日本にとって東京2020大会を終えた今は、社会に存在する様々なバリアを解消し、ダイバーシティ&インクルージョンの実現を目指す絶好の機会である。本報告書は、東京2020大会を終えたこのタイミングを契機として、障害のある方や高齢の方、外国籍の方など、多様な人々が暮らしやすいダイバーシティ&インクルージョンの社会を実現するために都市レベルで必要な政策を提言するものである。我々は、提言した政策が提言先である秋田県大館市において、まちの変化と人々の行動変容を促し、これが全国へと浸透することにより、ダイバーシティ&インクルージョンの社会を実現させたいという思いのもと、本研究を行った。「かわいそう」、「怖そう」から、「隣にいて当たり前」の存在へ。本研究がその一助になることを期待したい。

## 第1部 総論

本部は、研究の意義（第1章）、研究の目的（第2章）、研究の手法（第3章）、主要な用語の説明（第4章）、これまでのダイバーシティ&インクルージョン施策（第5章）、提言先について（第6章）の全6章により構成されている。

### 第1章 研究の意義

2021年、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中ではあったが、東京2020大会が開催された。東京2020大会は、コロナ禍で1年延期となり、また感染拡大防止の観点からほとんどの会場が無観客での開催となった。大会直前の6月に行われた世論調査によれば、東京2020大会をどのような形で開催するべきかという質問に対し、「これまでと同様に行う」が3%、「観客の数を制限して行う」が32%、「無観客で行う」が29%、「中止する」が31%であり、開催自体に否定的な意見も多かった<sup>1</sup>。しかし、国内におけるオリンピック開会式の視聴率は56.4%、パラリンピック開会式の視聴率は23.8%であり、様々な制約がある大会でありながらも多くの関心を集める一大イベントであったといえる<sup>2</sup>。その年の世相を表す今年の漢字として「金」が選ばれたことや<sup>3</sup>、新語・流行語大賞トップテンにオリンピック競技であるスケートボードの解説から生まれた「ゴン攻め/ビッタビタ」、パラリンピック競技であるボッチャで金メダルを獲得した杉村英孝選手の得意技を表す「スギムライジング」が選出された<sup>4</sup>ことから分かるように、東京2020大会の開催は2021年を代表する出来事であった。

---

<sup>1</sup> NHK 選挙WEB「NHK 世論調査 2021年06月」

[https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021\\_06.html](https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021_06.html)（閲覧 2022/12/12）

<sup>2</sup> 日刊スポーツ「パラリンピック開会式の視聴率は23.8% はるな愛が出演」

<https://www.nikkansports.com/olympic/tokyo2020/paralympic/news/202108240001374.html>  
（閲覧 2022/12/12）

<sup>3</sup> 読売新聞「今年の漢字は『金』…各界で金字塔」

<https://www.yomiuri.co.jp/pluralphoto/20211213-0YT1150063/>（閲覧 2022/12/12）

<sup>4</sup> スポニチアネックス「2021 ユーキャン新語・流行語大賞トップテン」

<https://www.sponichi.co.jp/baseball/news/2021/12/02/gazo/20211202s00001007087000p.html>  
（閲覧 2022/12/12）



図 1 東京 2020 大会で使用された国立競技場  
(撮影：WSD)

世界最大のイベントであるオリンピック・パラリンピックには、単なるスポーツの祭典としての側面だけではなく、大会組織委員会の大会ビジョンにも掲げられたように「世界と未来を変える力」があると考えられている<sup>5</sup>。実際に今から約 60 年前、1964 年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けては、東海道新幹線や首都高速道路の開通があり、現代に至るまで日本を支える交通インフラが整備された。また、視覚的に意味を伝える「ピクトグラム」が発案され、言語の壁を越えて誰もが分かりやすい記号として今や世界中のあらゆるところで見かけるデザインになっている。1964 年大会は、国内外に多くのレガシーを創出した。

では、東京 2020 大会は社会に何をもたらすのか。2 度目となる夏期のオリンピック・パラリンピック大会を終えた日本は、大会の力をどこに使うべきなのか。大会や大会後に向けて、政府は共生社会を実現するための「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を策定し、様々な施策が進められた。また、東京 2020 大会に合わせて国際パラリンピック委員会と国際障害者同盟は世界人口の約 15%にあたるおよそ 12 億人の障害のある方の生活を改善しようとする「We The 15」キャンペーンを開始した<sup>6</sup>。さらに、大会組織委員会は 3 つの基本コンセプトの 1 つとして「多様性と調和」を設定し、共生社会を育む契機となるような大会の実現を掲げた<sup>7</sup>。このように、国内外で共生社会、ダイバーシティ&インクルージョンの実現を目指していることが分かる。人口減少や高齢化社会を迎える我が国において、障害のある方のみならず、増加する高齢の方や再び来訪が期待される外国籍の方<sup>8</sup>など、マジョリティとマイノリティがお互いを理解しあいながら多様性を発揮し、それぞれの力を生かして活躍するダイバーシティ&インクルージョンの社会を目指すことは大きな意義がある。

---

<sup>5</sup> 東京都 オリンピック・パラリンピック調整部「大会ビジョン」  
<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijunbi/taikai/vision/index.html> (閲覧 2022/12/12)

<sup>6</sup> 「We The 15」HP  
<https://www.wethel5.org/ja/the-campaign> (閲覧 2022/12/12)

<sup>7</sup> 日刊スポーツ・前掲注(2)

<sup>8</sup> 国籍で限定するものではない。また、在留外国人や外国人労働者、外国人住民などの固有名詞はそのまま表記する。



以上の理由から、我々は都市レベルでダイバーシティ&インクルージョンの社会を実現するための研究を行うものである。

我々の研究には、大きく2点の独自性がある。

1点目は、東京2020大会が終了した翌年である2022年に研究を実施している点である。大会後の世論調査では、東京オリンピック・パラリンピックの開催によって多様性のある社会への理解が進むと思うかについて、「大いに進む」が5%、「ある程度進む」が47%、「あまり進まない」が37%、「まったく進まない」が6%と意見が二分しており、ダイバーシティ&インクルージョンの実現が大会のレガシーとしてもたらされるかどうかについては今後の取組が重要になると考えられる<sup>9</sup>。

2点目は、秋田県大館市という特定の都市に対して研究を実施している点である。東京2020大会に向けて、自治体レベルでは選手の事前合宿地となる「ホストタウン」のうち、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーの取組を推進する「共生社会ホストタウン」が全国に存在し様々な取組が行われた。このうち、特に取組が先進的である全国15自治体は「先導的共生社会ホストタウン」に認定されている。これらについては、第6章で詳述する。このうちの1自治体が大館市である。誰にとっても暮らしやすい共生社会を実現するためには一人ひとりの心のバリアフリーの醸成が欠かせず、個人の意識に変容をもたらす取組が不可欠であることから、我々は大館市という特定の都市を対象とし、地域に根ざした政策提言を行うこととした。

## 第2章 研究の目的

本研究の目的は、秋田県大館市をダイバーシティ&インクルージョン先進都市にすることである。WSDでは個人の意識に変容をもたらすための施策は、国や都道府県というレベルではなく、個人にとって最も身近な行政である市区町村レベルで検討すべきだと考えた。そこで、ダイバーシティ&インクルージョン都市を実現するために必要な政策について、大館市の特色にあわせた提言を検討した。提言先の選定理由については第6章において詳述する。

## 第3章 研究の手法

前章で示した研究目的のもと、大館市の直面する課題を明確にしたうえで政策提言するべく、我々は、主に文献調査やまち歩き・現地調査、ヒアリング調査、さらに政策実施者としての活動により研究を進めることとした。以下では簡潔にそれぞれの調査について説明する。

---

<sup>9</sup> NHK 選挙 WEB 「NHK 世論調査 2021 年 09 月」  
[https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021\\_09.html](https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021_09.html) (閲覧 2022/12/12)

## 第1節 文献調査

我々は、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画や障害者基本計画、障害者白書などを輪読し、基礎知識の習得や情報収集を行った。『パラリンピックを学ぶ』という文献において、パラリンピックの歴史、競技の特殊性、選手の競技環境、選手を支える人々、パラリンピックを巡るメディアの役割<sup>10</sup>など、本研究の目的に大きく関わるパラリンピックを体系的に学習した。『福祉のまちづくり その思想と展開』という文献において、障害のある方や高齢の方、子どもに配慮したまちづくりを進めるための各地域の条例づくり・法制度の整備などの取組<sup>11</sup>について学習した。

また、大館市と比較し他の先導的共生社会ホストタウンに認定されている他都市の現行施策を調査する必要があると考え、当該都市の Web サイトなどを調査した。そのほかにも、国や先進自治体等の施策調査やユニバーサルデザイン、心のバリアフリーなどに関する多くの Web サイトや文献を調査した。

このように、文献調査は、本研究の政策提言の方向性を決め、かつ研究の基礎を作るうえで非常に重要であった。

## 第2節 まち歩き・現地調査

4月には授業の一環として WheelLog! 教育プログラムを実施した。WheelLog! 教育プログラムとは、車いすに乗車し、まちなかのバリアフリー調査を実施する障がい体験プログラムである<sup>12</sup>。WSD の学生や指導教授、東北運輸局の皆様などが参加した。3 班に分かれ東北大学片平キャンパスを出発地とし、せんだいメディアテーク、宮城県庁、NHK 仙台拠点放送局をそれぞれの目的地として車いすで走行した（図 2）。歩道や地下鉄などを利用し移動経路のバリアフリー状況を体感したほか、トイレ、店舗、電話ボックスなどの施設や目的地の建物のバリアフリー整備についても調査・確認した。

我々にとっては初めての体験学習であり、普段歩いていた時には気づくことができなかったバリアについて身をもって体験し、当事者の視点を知ることができる非常に有意義な時間であった。

---

<sup>10</sup> 平田竹男・河合純一・荒井秀樹（2016）『パラリンピックを学ぶ』、早稲田大学出版部

<sup>11</sup> 高橋儀平（2019）『福祉のまちづくり その思想と展開』、日本福祉のまちづくり学会

<sup>12</sup> WheelLog!HP「東北大学公共政策大学院 まちあるきプログラム開催」

<https://wheelog.com/hp/archives/22553>（閲覧 2023/1/13）



図 2 学生が車いすを体験する様子  
(撮影：WSD)

6 月には大館合宿と福島遠征を実施した。

大館合宿時には、大館市内のバリアフリー整備の現状を把握することを目的として、タクミアリーナ、樹海ドーム、JR 大館駅、大館学び大学、秋田犬の里、石田ローズガーデンの合計 6 か所を訪れ、現地調査を実施した。JR 大館駅は、車いす用トイレやスロープなどが整備されており、障害のある方に配慮した施設が充実していた<sup>13</sup>。秋田犬の里は優先駐車場やスロープ、多機能トイレなどが整備されているほか、車いすの貸し出しを行っていることが分かった<sup>14</sup>。

福島遠征時には、リニューアル整備された市道であるパセオ通り（図 3）でまち歩きを実施した。県、福島市、地元が連携し、快適・安全でゆとりある人にやさしい歩行環境の形成、沿道店舗などと道路空間が一体となって賑わいを創出することを目的として、路面凹凸の解消や歩車道の段差を解消するなど、障害のある方に配慮したまちづくりがなされていることが分かった<sup>15</sup>。

---

<sup>13</sup> JR 東日本「駅構内図（大館駅）」

<https://www.jreast.co.jp/estation/stations/328.html>（閲覧 2023/1/20）

<sup>14</sup> 秋田犬の里「バリアフリー情報」

<https://akitainunosato.jp/publics/index/73/>（閲覧 2023/1/20）

<sup>15</sup> 福島市「福島駅前通りリニューアル整備」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41310a/ekimaedorirenewal.html>（閲覧 2023/1/13）

<sup>16</sup> 荒金雅子（2018）『これからの経営戦略と働き方 ダイバーシティ&インクルージョン経営』、日本規格協会、38 頁



図 3 歩車道の段差が解消されたパセオ通り  
(撮影：WSD)

9月には川崎市や江戸川区を訪れ、ヒアリング調査と並行してまち歩きを実施した。この2都市は大館市と同様に先導的共生社会ホストタウンであり、我々はユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを醸成するための先進的な取組を把握した。

また、11月には再度大館市を訪れ、改めて大館市内のバリアフリー整備の現状と課題を把握した。

### 第3節 ヒアリング調査

まず、前期(4月～9月)には、5月に東北運輸局より国土交通省のバリアフリー施策について講義していただいた。

6月に大館市役所、福島市役所の各課から各市のD&I関連施策を説明していただいた。また、一般社団法人WheelLog代表であり障害当事者でもある織田友理子氏からは、アプリケーション「WheelLog!」や障害当事者の抱える課題について説明していただいた。さらに、福島県障害者スポーツ協会の、車いす使用者でありパラリンピアンでもある増子恵美氏より障害当事者の抱える課題について説明していただいた。

8月には、気仙沼市役所と株式会社菅原工業より、外国人技能実習生を多く受け入れ、共生社会の実現を目指す取組について説明していただいた。

9月には川崎市や江戸川区、スポーツ庁を訪問した。川崎市と江戸川区の先導的共生社会ホストタウンの先進的な取組やスポーツ庁のパラスポーツ施策に関して説明していただいた。

後期(10月～12月)に入ると「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」、「外国人施策」の3班に分かれて班ごとにヒアリング先を決定し、調査を実施した。

10月に仙台市障害理解サポーター養成講座を受講したり、11月に再度大館市を訪問し、現地調査やヒアリング調査を実施したりした。提言先である大館市において我々の考案した政策が実現可能であるのか検証する機会となった。

前述の通りヒアリング調査を快諾していただいた省庁、自治体、民間企業や障害当事者の方には、時間的・予算的な制約もある中、非常に丁寧な説明をしていただき、後日の追加の質問にも快く回答していただいた。多くの方々の協力のもとヒアリング調査を実施することができ、本研究に非常に役立った。

#### 第4節 政策実施者としての活動

第三者の立場から研究を行うだけでなく、自らがプレイヤーとして活動し、実のある提言をまとめるため、公共空間におけるボッチャ体験会の企画・運営補助を行い、政策実施者として活動した。秋田県大館市では6月に石田ローズガーデンにおいて「大館バラまつり」と並行して開催し、8月には宮城県気仙沼市の「YEG インドネシアフェスティバル」、10月には福島県福島市の「いきいき！ふくし秋祭り」と並行して開催した。また、宮城県仙台市におけるボッチャ体験会「ボッチャフェス in 仙台」については企画段階からその一翼を担った。この点については第2部第3章第6節で詳述する。これらの活動により、ボッチャは多様な方々が参加できる楽しいスポーツとして心のバリアフリーの醸成などにつながることを実感し、本研究において生きた政策提言につなげることができた。

### 第4章 主要な用語の説明

本章では、以下政策提言を行うにあたり、主要な用語について説明を行う。ここでは5つの用語を取り扱うが、まずはそれぞれ一般的に用いられる意味を説明する。加えてWSDとしてどのように各用語を捉えたのかについても述べる。

#### 第1節 ダイバーシティ&インクルージョン

ダイバーシティとは、「多様性」や「相違点」といった意味であり、インクルージョンは「包摂」や「包含」といった意味である。これらの用語は、ビジネスの現場で多く用いられ、様々な企業やグループなどで年齢・性別・国籍を問わない多様な人材登用などの企業の成長のための取組が推進されている。このように企業においては、障害のある方や高齢の方などの社会的弱者を受け入れ、誰ひとり取り残さない共生社会の実現を目指し経営戦略に取り組んでいる<sup>16</sup>。

我々WSDはダイバーシティ&インクルージョン（以下、D&I）を「共生社会」と捉えた。ユニバーサルデザイン2020行動計画では、共生社会は「様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共

---

<sup>16</sup> 荒金雅子（2018）『これからの経営戦略と働き方 ダイバーシティ&インクルージョン経営』、日本規格協会、38頁

に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会」<sup>17</sup>と定義されている。これがまさにD&Iを示していると言える。

詳しくは第5章第2節で述べるが、東京2020大会開催を機に政府により策定されたユニバーサルデザイン2020行動計画は、障害のある方に主眼が置かれたものである。しかし、D&Iの対象は障害のある方だけではない。外国籍の方や高齢の方など、多様な属性を持つ人もその対象に含まれる。

## 第2節 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン（以下、UD）とは、ユニバーサルデザイン2020行動計画において、「障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」<sup>18</sup>のことと定義されている。

UDを提唱したロナルド・メイスは、「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること」と定義し、原則として以下7点を提唱している。

1. 誰にでも公平に利用できること（公平性）
2. 使う上で自由度が高いこと（自由度）
3. 使い方が簡単ですぐわかること（単純性）
4. 必要な情報がすぐに理解できること（明確性）
5. うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性）
6. 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること（省体力）
7. アクセスしやすいスペースをと大きさを確保すること（スペースの確保）

また、三星ほかは、現代の日本において、上記7点に加えて、「多様なすべての人」が生活しやすい、使いやすいデザイン・「積極的に五感を生かし」、個性に対応したデザイン・すべての人とともに「地球環境」にも配慮したデザインという3点が補足可能であるとしている<sup>19</sup>。

そして、同著によるとUDを実現する上でのポイントとなる以下5点を挙げている。

1. 特別なものとせずに「共用品」化（メインストリーム化）すること。
2. 当事者参加・参画で使いやすくすること。
3. ニーズを丁寧に把握すること。
4. 粘り強く考え、話し合う（人の意見をよく聞く）こと。
5. 継続的に改善する（PDCAサイクル）こと。

---

<sup>17</sup> 首相官邸「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日決定、令和2年12月22日一部改正）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020\\_keikaku.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf)  
（閲覧2023/1/27）、1頁

<sup>18</sup> 首相官邸・前掲注（17）、2頁

<sup>19</sup> 三星明宏・高橋儀平・磯部友彦（2017）『建築・交通・まちづくりをつなぐ共生のユニバーサルデザイン』、学芸出版社、10頁

### 第3節 心のバリアフリー

心のバリアフリー（以下、心のBF）とは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」<sup>20</sup>と定義されている。その実現のためには、一人一人が具体的な行動をとり、継続することが必要となる。

そこで、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、心のBFを体現する3つのポイントを定めている。

1点目は、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解することである。ここでの障害の社会モデルとは、2006年に開催された国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されており、障害は障害者ではなく、社会が作り出しているという考え方である。

2点目は、障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底することである。

3点目は、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことである。

この点、上記3点のポイントでは、障害のある方が中心となっているが、WSDはその対象範囲を障害のある方に限定せず、上記を踏まえた上で高齢の方や外国籍の方などについても含まれると解している。

### 第4節 合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害のある方々が他の方との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享受し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいうと定義されている（障害者の権利に関する条約2条）<sup>21</sup>。この合理的配慮は、障害者差別解消法においてその提供が義務とされている。2021年には、従来から法的義務を負っていた国や地方公共団体に加え、民間事業者の合理的配慮の提供も法的義務となった（それまでは努力義務であった）。

### 第5節 障害の社会モデル

「障害の社会モデル」とは、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、とする考え方である<sup>22</sup>。「障害の社会モデル」に対して、障害は個人の心身機能によるものであるという考えを「障害の医学モデル」という。

---

<sup>20</sup> 首相官邸・前掲注（17）、5頁

<sup>21</sup> 外務省「障害者の権利に関する条約 条文」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>（閲覧 2022/12/12）、7頁

<sup>22</sup> 首相官邸・前掲注（17）、2頁

## 第5章 これまでのダイバーシティ&インクルージョン施策

本章では、国内外でこれまで行われてきたD&I施策を整理する。まず、D&I施策の系譜を整理し、次に国内の主要な法律や計画などについて説明する。これらのD&I施策は、本研究の政策提言の方向性を決め、かつ研究の基礎となっている。

### 第1節 ダイバーシティ&インクルージョン施策の系譜

本節では、現在行われている様々なD&Iという考え方やその施策がどのような潮流の中で形作られてきたのか、国際的な条約・声明をもとに概観する。

#### 1-1. 世界人権宣言と国際人権規約

##### 1-1-1. 世界人権宣言

世界人権宣言は、1948年12月に「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」、第3回国連総会の決議として宣言された<sup>23</sup>。その基本原則は、平等かつ無差別であり<sup>24</sup>、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」こと、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを共有することができる」ことが示されている<sup>25</sup>。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的に宣言した点で画期的であった<sup>26</sup>。法的拘束力はないものの、現在でも多様性の尊重や平等に関する施策の根拠として言及されることも多く<sup>27</sup>、D&Iという思想の源泉といえることができる。

##### 1-1-2. 国際人権規約

国際人権規約は、1966年に第21回国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」、加えて1989年に第44回国連総会において採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」の4つから成る<sup>28</sup>。国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、そこで定められた諸権利を条約

---

<sup>23</sup> 外務省「世界人権宣言と国際人権規約」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/pdfs/kiyaku.pdf#00>（閲覧2023/1/21）

<sup>24</sup> 外務省・前掲注(23)

<sup>25</sup> 外務省「世界人権宣言（仮訳文）」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/lb\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/lb_001.html)（閲覧2023/1/21）

<sup>26</sup> 法務省「世界人権宣言とは」

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00172.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00172.html)（閲覧2023/1/21）

<sup>27</sup> 外務省・前掲注(23)

<sup>28</sup> 外務省・前掲注(23)



化したものである<sup>29</sup>。締約国は規約に規定された権利の尊重と確保、その完全な実施のための措置をとる義務を負っている<sup>30</sup>。日本は、1979年に一部を除いて批准した。この条約は法的拘束力を有するため、D&I施策を推進する強力な役割を果たしているといえよう。

## 1-2. SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、2015年の国連サミットにおいて掲げられた<sup>31</sup>。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが設定されている<sup>32</sup>。「誰一人取り残さない」という標語からも明らかであるように、D&Iに深い関わりがある。例えば、「目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」や「目標5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」などは、現在、年齢や性別などの理由で社会的に不利な状況にある人々を社会的に包摂することを目指している<sup>33</sup>。

## 1-3. 障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)は、2006年の第61回国連総会において、障害のある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進するために採択された条約である。我が国は2007年9月に署名し、2014年2月からその効力を生じた<sup>34</sup>。本条約は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求め、我が国においては、2011年の障害者基本法の改正時に、障害者権利条約の趣旨を同法の基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定された<sup>35</sup>。

## 第2節 ユニバーサルデザイン2020行動計画

ユニバーサルデザイン2020行動計画は、障害のある選手たちが繰り広げるパフォーマンスを直に目にすることができる東京2020年パラリンピック競技大会を契機として、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けた取組を推進し、大会以降のレガシーとして残していくために、政府がユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において策

---

<sup>29</sup> 外務省「国際人権規約」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html> (閲覧 2023/1/21)

<sup>30</sup> 外務省・前掲注(23)

<sup>31</sup> 外務省「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf) (閲覧 2023/1/22)

<sup>32</sup> 外務省・前掲注(31)

<sup>33</sup> 外務省・前掲注(31)

<sup>34</sup> 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html> (閲覧 2023/1/22)

<sup>35</sup> 内閣府・前掲注(34)

定した計画である<sup>36・37</sup>。

## 2-1. 基本的な考え方

政府は本計画において、以下の考えを示している。

障害のある方もない方も基本的人権を享受し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在であり、障害の有無にかかわらず、すべての人々が助け合い、共に生きる社会を実現するという事は、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることを意味する<sup>38</sup>。そのためには、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が障害のある方に対する差別（不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底することが必須である<sup>39</sup>。

その上で、「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要であり、この「障害の社会モデル」の考えの下で、誰もが安全で快適に移動できる UD のまちづくりを強力に推進する必要がある<sup>40</sup>。

政府は以上の考えの下で、本計画における施策の大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーションなど個人の行動に向けて働きかける取組と、UD のまちづくりを推進する取組を検討し、取りまとめている。

## 2-2. 心の BF

### 2-2-1. 考え方

「心の BF」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続的に取り組まなければならない課題であるとともに、学校や職場、病院などの公共施設、家庭、店舗など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない<sup>41</sup>。そのためには、国民を幅広く巻き込み、各地に根差して取り組んでいく必要があり、また、障害には重複障害を含めて様々な種類や程度があることについて理解し、すべての人々が包摂される社会づくりに向けて取り組む必要がある<sup>42</sup>。さらに、障害のある方の参画を原則として、施策を着実に実施し、また、施策の効果を継続的に評価して、スパイラルアップさせていくことも重要である<sup>43</sup>。

以上のような政府の考えに基づいて、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画においては、

<sup>36</sup> 首相官邸・前掲注（17）、1 頁

<sup>37</sup> 首相官邸「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kkkaigi/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/index.html)（閲覧 2023/1/24）

<sup>38</sup> 首相官邸・前掲注（17）、1-2 頁

<sup>39</sup> 首相官邸・前掲注（17）、2 頁

<sup>40</sup> 首相官邸・前掲注（17）、2 頁

<sup>41</sup> 首相官邸・前掲注（17）、6 頁

<sup>42</sup> 首相官邸・前掲注（17）、6 頁

<sup>43</sup> 首相官邸・前掲注（17）、6 頁

実施すべき取組を、学校、企業、地域及び国民全体、そして障害のある方による取組に分けて、施策が取り上げられている。

## 2-2-2. 具体的な取組

本計画では、心のBFにおける主な取組として以下の5つを取り上げている<sup>44</sup>。

- ①学校教育における取組（心のBF教育の展開など）
- ②企業などにおける心のBFの取組（障害のある方を含む多様な人材の取り込み、社員への心のBF教育の展開など）
- ③地域における取組（地域の人々同士のつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組の展開など）
- ④国民全体に向けた取組（地域の取組に関心の薄い層への心のBFの普及など）
- ⑤障害のある方による取組（当事者の立場から社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えるためのコミュニケーションスキルの向上など）

## 2-3. UDのまちづくり

### 2-3-1. 考え方

共生社会の実現のためには、社会的障壁を取り除かなければならないが、その中でも、障害のある方が自分自身で自由に移動し、スポーツを楽しむなどの活動を妨げている物理的障壁や情報にかかわる障壁を取り除くことが求められる<sup>45</sup>。街中の段差や狭い通路、わかりにくい案内表示などを見直し、UDのまちづくりに取り組むことで、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会に向けて大きく前進することとなる<sup>46</sup>。

東京2020大会は、これまでのBF化の推進を中心とする取組に加えて、世界に誇ることができるUDのまちづくりを目指して、更なる取組を行う好機であり、身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由など）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）など様々な障害のある方（身体障害者補助犬を同伴した方を含む）も移動しやすく生活しやすいUDのまちづくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、自治体、民間が一体となって取組を進める必要がある<sup>47</sup>。

以上のような政府の考えに基づいて、ユニバーサルデザイン2020行動計画においては、東京2020大会に向けた重点的なBF化と、全国各地における高い水準のUDの推進という2つの観点から施策が取り上げられている。

---

<sup>44</sup> 首相官邸・前掲注（17）、6-19頁

<sup>45</sup> 首相官邸・前掲注（17）、20頁

<sup>46</sup> 首相官邸・前掲注（17）、20頁

<sup>47</sup> 首相官邸・前掲注（17）、20頁

## 2-3-2. 具体的な取組

本計画では、UDのまちづくりにおける主な取組として以下の2つを取り上げている<sup>48</sup>。

- ①東京2020大会に向けた重点的なBF化（競技会場や周辺エリアのBF化、主要鉄道駅・ターミナルのBF化、リフト付バス・UDタクシー車両などの導入促進など）
- ②全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のUDを推進（バリアフリー基準・ガイドラインの改正、観光地や公共交通機関などのBF化、ICTを活用した情報発信・行動支援、トイレの利用環境の改善など）

## 第3節 障害者基本計画（第4次）

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害のある方の自立・社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定したものであり、第4次計画は2018年度からの5年間を対象としている<sup>49</sup>。また、本計画は、政府が講ずる障害のある方のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる<sup>50</sup>。

本計画は、理念として、共生社会の実現に向け、障害のある方を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援するとともに、障害のある方の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを掲げている<sup>51</sup>。

### 3-1. 本計画が実現を目指す社会

本計画においては、以下の3つを目指すべき社会として示している<sup>52</sup>。

- ①「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ②2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の模範となるべく、性別や年齢、障害や病気の有無などに関係なく、家庭や職場、地域などのあらゆる場で誰もが活躍できる社会
- ③障害のある方のための施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

### 3-2. 基本方針

政府は、本計画を進めていく上での方針として主に以下の4つを示している<sup>53</sup>。

- ①社会のBF化の推進（建物や移動、情報、制度、心理など、ソフト・ハード両面にわたる社会のBF化やUDのまちづくりの推進など）

<sup>48</sup> 首相官邸・前掲注（17）、22-36頁

<sup>49</sup> 内閣府「障害者基本計画（第4次） 平成30年3月」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf>（閲覧2023/1/26）、3頁

<sup>50</sup> 内閣府・前掲注（49）、3頁

<sup>51</sup> 内閣府・前掲注（49）、8頁

<sup>52</sup> 内閣府・前掲注（49）、2頁

<sup>53</sup> 内閣府・前掲注（49）、9-14頁

- ②利用者本位の支援（利用者が自らのニーズに沿って多様かつ十分なサービスを選択できるような体制づくりの推進など）
- ③障害の特性を踏まえた施策の展開（個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策の推進など）
- ④総合的かつ効果的な施策の推進（行政機関における相互の緊密な連携、広域的かつ計画的観点からの施策の推進、施策体系の見直しの検討など）

### 3-3. 各分野における障害のある方のための具体的な取組

本計画の各分野における具体的な取組は、表1の通りである<sup>54</sup>。また、第2部で示す我々の提言と関連する取組に関しては、後にその箇所です述する。

表1 障害者基本計画における分野一覧

分野
1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯などの推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政などにおける配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツなどの振興
11. 国際社会における協力・連携の推進

## 第4節 障害者差別解消法

### 4-1. 障害者差別解消法の制定経緯

前述1-3の通り、我が国では2011年の障害者基本法の改正時に、障害者権利条約の趣旨を同法の基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定された。障害者団体などからの意見を踏まえつつ、この規定を具体化したものが、障害者差別解消法である<sup>55</sup>。同法は、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的として、2013年6月に成立し、2016年4月から施行された<sup>56</sup>。

<sup>54</sup> 内閣府・前掲注（49）、16-56頁

<sup>55</sup> 内閣府・前掲注（34）

<sup>56</sup> 内閣府・前掲注（34）

#### 4-2. 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法において対象となる障害のある方々とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害がある方であり、障害及び社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方である<sup>57</sup>。また、同法では、行政機関などに加えて事業者（商業その他の事業を行う者など）も障害を理由とする差別を解消するための措置を行うこととされており、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる<sup>58</sup>。

さらに、同法では、障害を理由とする差別の解消へ向けた取組を、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の二つに分けて整理しており、これらを推進することで共生社会の実現を目指している<sup>59</sup>。

#### 4-3. 障害者差別解消法の改正

2019年4月に同法の施行から3年が経過することを踏まえて、内閣府の障害者政策委員会において同法の見直しの検討が行われ、意見書が取りまとめられた。同意見書では、事業者による合理的配慮の提供について、建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実などを図りつつ、事業者を含めた社会全体の取組を進めていくとともに障害者権利条約との一層の整合性の確保などを図る観点から、更に関係各方面の意見などを踏まえ、その義務化を検討すべきとされた<sup>60</sup>。同意見書や、事業者団体及び障害者団体へのヒアリングの結果を踏まえ、政府は、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする同法の改正法が2021年6月に公布された<sup>61</sup>。

### 第5節 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（出入国在留管理庁）

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下ロードマップ）とは、「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から法務大臣に提出された意見書を踏まえ2022年に出入国在留管理庁により策定されたものであり、日本の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策などを示している<sup>62</sup>。

---

<sup>57</sup> 内閣府・前掲注（34）

<sup>58</sup> 内閣府・前掲注（34）

<sup>59</sup> 内閣府「令和4年版 障害者白書」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r04hakusho/zenbun/pdf/sl-1.pdf>（閲覧2023/1/26）、4頁

<sup>60</sup> 内閣府・前掲注（59）、9頁

<sup>61</sup> 内閣府・前掲注（59）、9頁

<sup>62</sup> 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00033.html)（閲覧2023/1/17）

### 5-1. 基本的な考え方

近年、日本における在留外国人数は増加傾向にあり、2022年6月末時点においては、約296万人<sup>63</sup>となっている。これは、30年前の約128万人<sup>64</sup>と比較して、約2.31倍と大幅に増加している。また、在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数 は194であり<sup>65</sup>、国籍・地域の多様化も進んでいる。

以上のような状況を踏まえ、政府はこれまで多文化共生社会の実現に向けて、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（2006年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）や、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、以後毎年改訂）などの総合的対応策を講じてきたものの、これらは短期的な課題への対応に留まっている<sup>66</sup>。そこで政府は、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示す本ロードマップを策定した<sup>67</sup>。

### 5-2. 目指すべき外国籍の方との共生社会の3つのビジョン

政府は本ロードマップにおいて、外国籍の方との共生社会を目指す上で以下の3つのビジョンを掲げている<sup>68</sup>。

- ①これからの日本社会を共につくる一員として外国籍の方が包摂され、全ての人が安心・安全に暮らすことができる社会
- ②様々な背景を持つ外国籍の方を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ③外国籍の方を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

### 5-3. 取り組むべき4つの重点事項

本ロードマップでは、5-2で示した目指すべき外国籍の方との共生社会を実現するために取り組むべき中長期的な課題として、以下の4つの重点事項が掲げられている<sup>69</sup>。

---

<sup>63</sup> 出入国在留管理庁「令和4年6月末現在における在留外国人数について」

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00028.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html)（閲覧2023/1/17）

<sup>64</sup> e-Stat 政府統計の総合窓口「在留外国人統計（旧登録外国人統計）1992年調査」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032140128&fileKind=2>  
（閲覧2023/1/17）

<sup>65</sup> 出入国在留管理庁・前掲注（63）

<sup>66</sup> 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374707.pdf>（閲覧2023/2/20）

<sup>67</sup> 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（本文）」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374798.pdf>（閲覧日2023/1/26）、2頁

<sup>68</sup> 出入国在留管理庁・前掲注（67）、3-4頁

<sup>69</sup> 出入国在留管理庁・前掲注（67）、4-5頁

- ①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育などの取組
- ②外国籍の方に対する情報発信・外国籍の方向けの相談体制などの強化
- ③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④共生社会の基盤整備に向けた取組

政府は、これらの重点事項を推進していく上で、自治体や外国人支援団体などとの連携・協力を行いつつ、それぞれ適切に役割分担をしながら、外国人との共生社会の実現を目指している<sup>70</sup>。

本研究においては、ここまで示してきた条約、法、計画をもとに共生社会実現に向けた施策を検討する。

## 第6章 提言先について

我々は、主な提言先を秋田県大館市とした。本章では、大館市の概要とともに、なぜ大館市を提言先としたのかについて説明する。

### 第1節 大館市の概要

大館市は、秋田県内陸北部に位置し、市の中央部を秋田県第2位の流域面積を持つ米代川が流れ、東側は鹿角市と小坂町に、西側は北秋田市と藤里町、南側は北秋田市、北側は青森県に接している（図4）<sup>71</sup>。人口は、2022年4月時点で68,782人<sup>72</sup>であり（図5）、今後も減少傾向にあると推測されている<sup>73</sup>。

<sup>70</sup> 出入国在留管理庁・前掲注（67）、4-5、30-31頁

<sup>71</sup> 大館市「プロフィール」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/abouts/abouts1/profile>（閲覧2022/12/13）

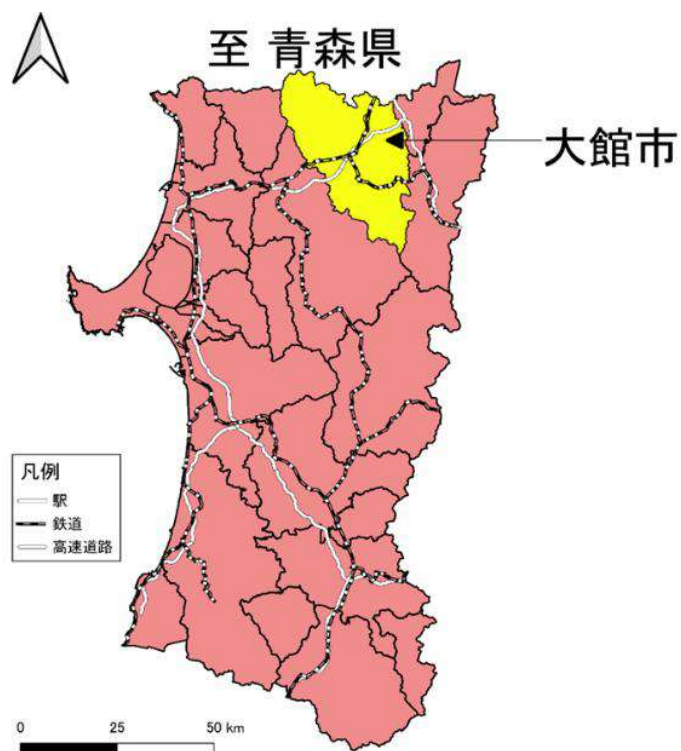
<sup>72</sup> 大館市「大館市の概要」

<https://www.city.odate.lg.jp/kurashi/shokai/gaiyou>（閲覧2022/12/13）

<sup>73</sup> 大館市「大館市バリアフリーマスタープラン -移動等円滑化促進方針-」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000008010\\_00/%E7%AD%96%E5%AE%9A/%E3%80%901%E7%AB%A0%E3%80%91%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E3%83%90%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3\\_210324.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000008010_00/%E7%AD%96%E5%AE%9A/%E3%80%901%E7%AB%A0%E3%80%91%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E3%83%90%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3_210324.pdf)（閲覧2023/2/20）、10頁





(国土数値情報より作成)

図 4 大館市の地理情報  
(作成：WSD)



図 5 大館市の人口推移<sup>74</sup>

<sup>74</sup> 大館市・前掲注(73)

また、大館市は、全国的にみても高齢化が深刻化している都市でもある。秋田県は、2022年7月時点で高齢化率38.8%であり<sup>75</sup>、全国平均の28.9%（2021年10月時点）を大きく上回っている<sup>76</sup>。このような高齢化が進む秋田県の中でも、大館市は、高齢化率40.5%という高い数値となっている<sup>77</sup>。

## 第2節 提言先の選定理由

大館市を提言先とした理由は2点ある。

1点目は、前節で述べたように、大館市が超高齢化に直面しているからである。秋田県は、2021年の段階で、日本で最も高齢化が進行している都道府県であり、大館市は秋田県の中でもさらに高齢化が進んでいる。また、この高齢化に伴い、障害のある方も増加傾向にある。2021年の時点で、大館市在住の障害のある方は、6,618人で、同じく2021年度の市内総人口の約1割にあたる（図6）<sup>78</sup>。内訳は、身体障害のある方が4,004人、精神障害のある方は1,818人、知的障害のある方が796人となっている（図7）<sup>79</sup>。

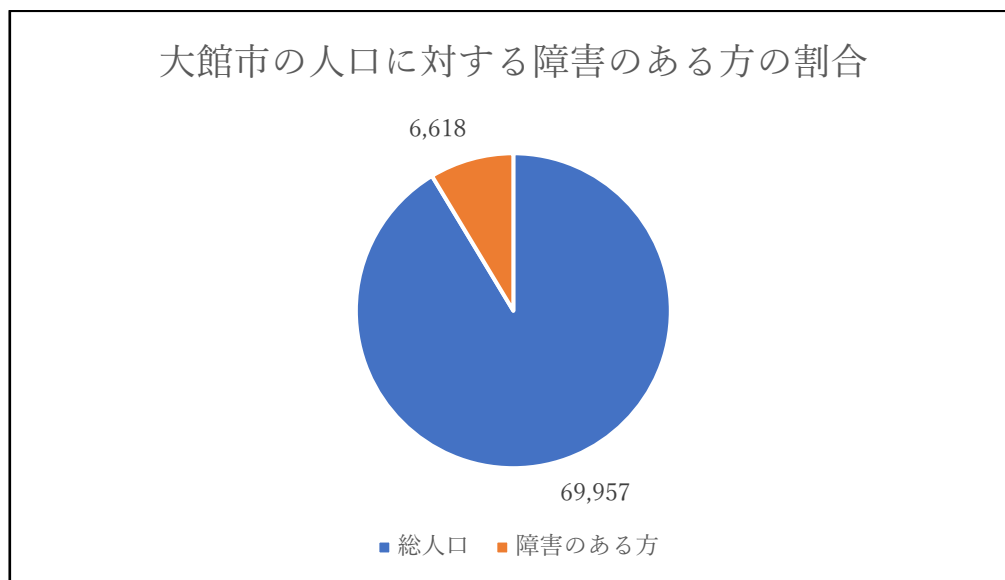


図6 大館市の人口に対する障害のある方の割合  
(作成：WSD)

<sup>75</sup> 美の国あきたネット「令和4年度老人月間関係資料」  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8722>（閲覧 2022/12/15）

<sup>76</sup> 内閣府「令和4年版高齢社会白書」  
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl1\\_1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl1_1.html)（閲覧 2022/12/13）

<sup>77</sup> 美の国あきたネット・前掲注（75）

<sup>78</sup> 大館市「第4次大館市障害者計画（案）」  
[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009348\\_00/2\\_%E7%AC%AC%EF%BC%94%E6%AC%A1%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%A1%88%EF%BC%89.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009348_00/2_%E7%AC%AC%EF%BC%94%E6%AC%A1%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%A1%88%EF%BC%89.pdf)（閲覧 2023/1/13）、6頁

<sup>79</sup> 大館市・前掲注（78）

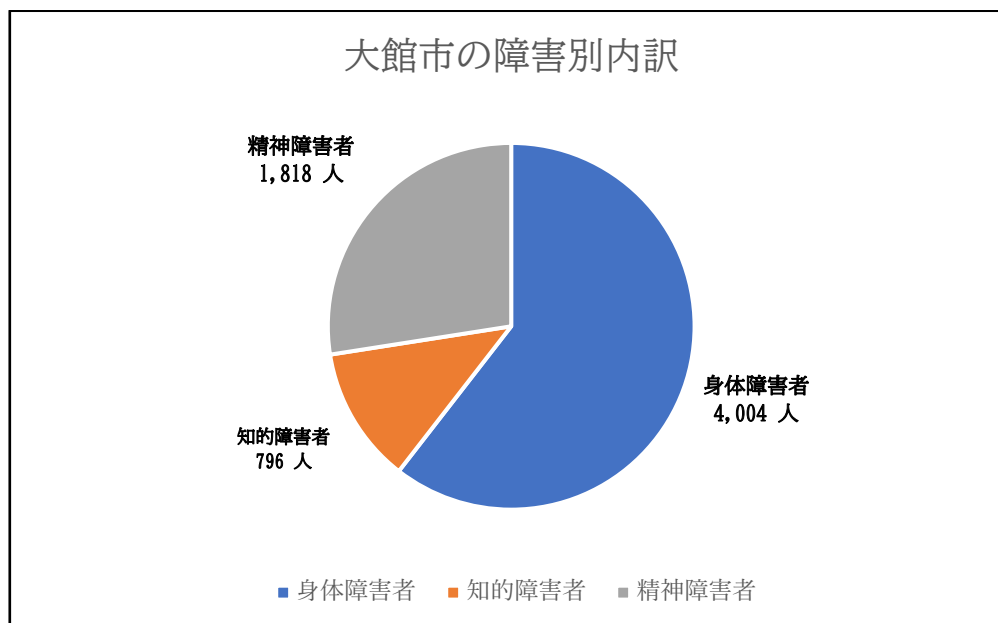


図 7 大館市の障害別内訳  
(作成：WSD)

2 点目は、大館市は先導的共生社会ホストタウンであり、D&I に関する先進都市だからである。東京 2020 大会の開催決定を契機にホストタウン事業が多くの自治体で開始された。ホストタウンとは、東京 2020 大会の開催により多くの選手・観客などが来訪することをきっかけに、全国の自治体と大会参加国・地域との相互交流を図るとともに、地域の活性化などを推進しようとする自治体である<sup>80</sup>。そのなかに、共生社会ホストタウンと呼ばれる自治体がある。これはパラリンピアンを受入れに伴って、各地における共生社会の実現に向けた取組を加速させるものとして 2017 年に創設された<sup>81</sup>。共生社会ホストタウンは、主に、パラリンピアンとの交流や共生社会実現に向けた取組を実施している。共生社会実現に向けた取組とは、障害のある海外の選手たちの受入れを契機に、UD のまちづくり及び心の BF に向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を指している<sup>82</sup>。大館市は、タイ王国のボッチャチームとパラ陸上チームの共生社会ホストタウンであり、さらに、図 8 の通り共生社会ホストタウンの中でも、「UD のまちづくり」と「心の BF」に関する取組が先進的であるとして、先導的共生社会ホストタウンにも認定されている。

<sup>80</sup> 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局「ホストタウンについて」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/hosttown\\_suisin/pdf/about\\_hosttown\\_suishin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/pdf/about_hosttown_suishin.pdf) (閲覧 2023/1/15)

<sup>81</sup> 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局・前掲注 (80)

<sup>82</sup> 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局・前掲注 (80)

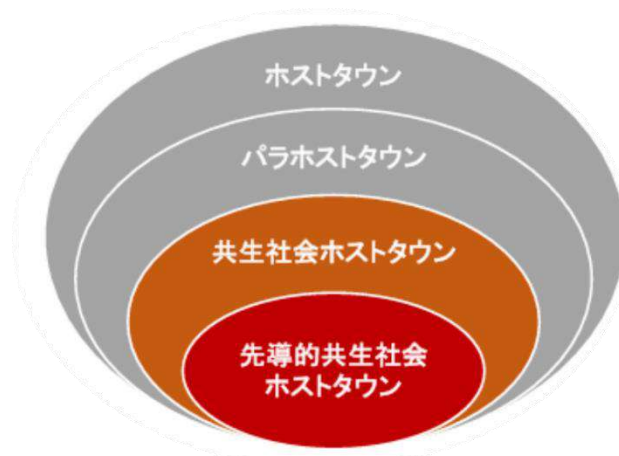


図 8 ホストタウンについて<sup>83</sup>

東京 2020 大会の事前キャンプ候補施設視察のため来市した、ボッチャ世界ランキング 1 位のタイ王国ナショナルチーム所属の選手を迎えてボッチャ体験教室を開催するなど、大館市はボッチャチームとの交流を盛んに行っている<sup>84</sup>。その他にも、ボッチャルール講習会の実施や JR 東日本秋田支社からのボッチャコート<sup>85</sup>の寄贈など様々な取組が行われている<sup>85</sup>。

我々は、このように先導的に共生社会実現に向けた施策を進めている大館市を、我々の提言によってさらに D&I の先進都市とすることを目指している。前述した通り、大館市は、深刻な高齢化に直面しており、それに伴って何らかの障害を抱える方も増えている。誰もがいつかは歳をとり、どこか身体的に不調が生じ、障害を抱える可能性がある中で、D&I 施策が進んだまちは、障害のある方だけでなく、高齢の方にとっても住みやすいまちであると言える。また、全国の自治体も今後ますます高齢化が進んでいくことは明らかである。大館市における共生社会への施策を一層進めていくことで、他都市にとっての D&I のモデル都市とすることを目指し、WSD は大館市を提言先とした。

また、提言にあたり、より一層の D&I を目指すために、外国籍の方の視点を付け加える。近年、大館市における外国人住民の数は増加傾向であり（図 9）、これからも増加することが予想される。

<sup>83</sup> 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局・前掲注（80）

<sup>84</sup> 大館市「大館市ホストタウン推進事業」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p1042>（閲覧 2023/1/13）

<sup>85</sup> 大館市「タイ王国ホストタウン事業を紹介します」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295>（閲覧 2023/1/13）

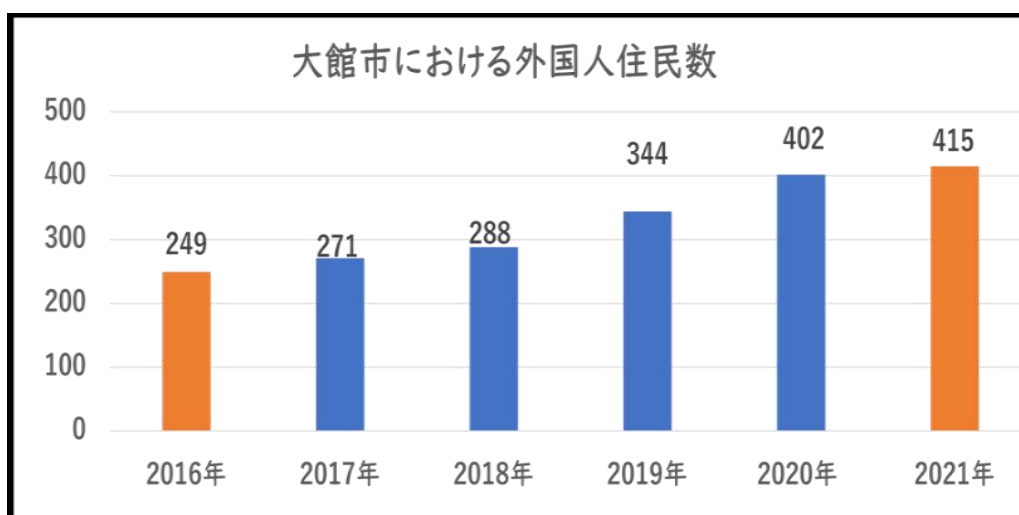


図 9 大館市における外国人住民数  
(作成：WSD)

このような状況を踏まえ、外国籍の方の視点を取り入れる理由は2点ある。1点目は、パラリンピックが我々の研究テーマと大きく関連し、東京2020大会を契機として、今後多くの外国籍の方が日本を訪れることが予想されるからである。2点目は、大館市へのヒアリング調査より、現在大館市に住む日本人住民は、外国人住民の存在を意識する機会がほとんどなく、市としても外国人住民を対象としたD&I施策はあまり実施されていないことが分かったからである。そこで、我々は、外国籍の方に関する施策の検討も行った。

## 第2部 各論

本部では、第1部を踏まえ、UDのまちづくり（第1章）、心のBFの醸成（第2章）、多様な人々の交流（第3章）の3つの分野から、具体的な政策提言を行う。我々の設定した3つの分野のうち、UDのまちづくりと心のBFは、第1部第5章第2節で説明したユニバーサルデザイン2020行動計画でも掲げられている2本の柱である。したがって、我々もこの2つの分野を採用した。加えて、詳しくは第2部第3章で後述するが、我々はこの2つの柱の土台となっているのが、「多様な人々の交流」であると考え、こちらは独自の分野として設定した。合わせて3つの分野から、現状の整理、課題の提示、政策提言を行う。

### 第1章 ユニバーサルデザインのまちづくり

#### 第1節「ユニバーサルデザインのまちづくり」総論

##### 1-1. ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、第1部第4章第2節でも述べたように、ユニバーサルデザイン2020行動計画において「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」と定義されている<sup>86</sup>。

##### 1-2. ユニバーサルデザインのまちづくりの必要性和目指すべき姿

WSDが設定した「ユニバーサルデザインのまちづくり」という分野で目指すものは、障害のある方や高齢の方、外国籍の方などが不自由な生活を送ることである。障害のある方や高齢の方、外国籍の方が生活する上で、「まち」には、物理・情報面の様々なバリア（障害）が存在する。物理面のバリアでは、通路が狭いことや建物や道路の段差などが挙げられる。また、実際に車いすでのまち歩きを行った際には、車いす利用者は高い位置にあるものには手が届かないといったバリアが存在することが分かった。また、情報面のバリアでは、車いすでのまち歩きを行った際にバリアフリー情報の必要性を感じ、バリアフリー情報がアプリなどにより得られることで安心して外出できることが分かった。さらに、音声のみによるアナウンスの場合、聴覚障害のある方には情報が伝わりにくいといったバリアも存在する。

外国籍の方に関しては、物理面のバリアとして、よく行く場所の案内表示が多言語対応していないことが挙げられる。また、情報面のバリアとして、HPなどにおいて多言語対応していないケースも存在する。

---

<sup>86</sup> 首相官邸・前掲注（17）、2頁

### 1-3. ユニバーサルデザインのまちづくりに関する国の施策

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画は、東京 2020 大会を契機とした UD のまちづくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、自治体、民間が一体となって取組を進めていく必要があるとしている。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を含む関係施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいてスパイラルアップさせていくことや、BF 施策の検討及び評価に当たり、障害のある方の参画が重要であるとしている<sup>87</sup>。

以下、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で UD のまちづくりの実現に向けて示された施策は表 2 の通りである。左に分野名、右に具体的な取組の題目を抜き出した。

表 2 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 UD のまちづくりについての施策

分野	具体的な取組
1) 東京 2020 大会に向けた重点的な BF 化	② 競技会場における BF 化の推進
	② 競技会場周辺エリアなどにおける BF 化の推進
	③ 主要鉄道駅・ターミナルなどにおける BF 化の推進
	④ 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港の BF 化の推進
	④ リフト付バス・UD タクシー車両などの導入促進
2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインなどを踏まえた高い水準の UD を推進	① BF 基準・ガイドラインの改正
	② 観光地の BF 化
	③ 都市部などにおける複合施設（大規模駅や地下街など）を中心とした面的な BF の推進
	④ 公共交通機関などの BF 化
	⑤ ICT を活用したきめ細かい情報発信・行動支援
	⑥ トイレの利用環境の改善

大館市は、2021 年に、駅・道路・建物などの BF 化を重点的かつ一体的に推進するための基本的な構想として「バリアフリー基本構想」を策定した<sup>88</sup>。バリアフリー基本構想は、旅

<sup>87</sup> 首相官邸・前掲注 (17)、21 頁

<sup>88</sup> 大館市「バリアフリー基本構想」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009096\\_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%EF%BC%91%E7%AB%A0%EF%BD%9E%EF%BC%96%E7%AB%A0.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009096_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%EF%BC%91%E7%AB%A0%EF%BD%9E%EF%BC%96%E7%AB%A0.pdf) (閲覧 2022/12/15)

客施設を中心とした地区や、高齢の方、障害のある方などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を設定し、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのBF化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものであり、既存の施設などのバリアフリー化と、相当数の高齢の方、障害のある方などが利用する旅客施設、官公庁施設など多様な施設（重点生活関連施設）を結ぶ経路の面的・一体的なBF化を図ることを目的としたものである<sup>89</sup>。バリアフリー基本構想策定にあたって、大館市のまち歩き点検やアンケート調査などによる現状把握が行われた。その結果、公共交通では「バス停の屋根の設置」、建築物では「車いす駐車場区画の整備」、道路では「歩道と車道の段差解消・歩道を平坦にする・舗装をきれいにする」など、その他にも公園、交通安全、心のBFという観点から解決すべき具体的な課題が抽出され、課題解決に向けハード事業やソフト事業が推進されている。

共生社会実現のために、社会障壁を取り除く必要があるということは、前述したユニバーサルデザイン 2020 行動計画にも示されているが、そのなかでもUDのまちづくりに取り組むうえで重要であるのが、障害当事者や外国籍の方の視点である。我々は、UDのまちづくりという分野を設定し、施策を検討するうえでのキーワードとして「当事者へのアプローチ」を掲げた。ここでいう「当事者」とは、高齢の方や障害のある方、外国籍の方などの生活するうえで様々なバリアに直面している人である。

我々は、このような方々のアクセシビリティを向上させるために必要な施策に関して、8つの提言を行い、誰もが生活しやすいまちを形成する後押しをする（表 3）。8つの提言の選出にあたっては、前述したバリアフリー基本構想策定に向けたアンケート調査において「バリアフリー化してほしい項目」として挙げられている内容や<sup>90</sup>、大館市が現状取り組んでいない施策であることを判断材料としている。なお、現状取り組んでいない施策の提言にあたっては、ヒアリング調査・現地調査を行ったうえで、他の先行事例の応用を検討し、取りまとめた。

---

<sup>89</sup> 大館市・前掲注（88）、4頁

<sup>90</sup> 大館市・前掲注（88）、72-76頁



表 3 UDのまちづくりに関する政策提言

1	当事者の声を反映させるためのシステム構築
2	歩行空間のユニバーサルデザイン化
3	駐車場のユニバーサルデザイン化
4	公園のユニバーサルデザイン化
5	大館版 mobi のユニバーサルデザイン化
6	バリアフリーマップの作成
7	簡易的なバリアフリー施策
8	やさしい日本語表示とピクトグラム・カラーユニバーサルデザインによる情報伝達

## 第2節 当事者の声を反映させるためのシステム構築

### 2-1. 課題と必要性

第1部第5章で述べた通り、2006年に障害者権利条約が国連で採択された。この条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置などについて定め」ている<sup>91</sup>。この条約に関して注目すべきは、「私たちのことを私たち抜きで決めないで (Nothing About us without us)」をスローガンとして掲げ、世界中の障害当事者が参加して作成された点である<sup>92</sup>。

公益財団法人日本財団会長笹川陽平氏も「第3回国連人間居住会議（ハビタット3）」にて、障害当事者が意思決定へ参加することの重要性を強く訴えている。一例として、日本財団は、第3回国連防災世界会議において、一人でも多くの障害当事者が参加できるように手話通訳や要約筆記などの情報保障や、会場や交通機関のBFの実施を支援した<sup>93</sup>。このような活動を行うに至った背景として、東日本大震災の発生がある。障害のある方の死亡率が犠牲者全体の死亡率の約2倍という結果が報告されており、防災計画の策定や実施に障害当事者が参加してこなかったことが高い死亡率の要因のひとつと考えられている<sup>94</sup>。

障害当事者が意思決定に加わることの重要性は、防災だけでなく、まちづくりにも関わるものである。障害当事者が施策の企画段階から参画を得ることで、実施されたBF整備と障害当事者らが求めているBF整備に関するニーズの不一致を減らすことが可能になると考え

<sup>91</sup> 外務省「障害者の権利に関する条約」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) (閲覧 2022/12/2)

<sup>92</sup> NHK「ゼロから知りたい障害者権利条約」

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/465/> (閲覧 2022/12/11)

<sup>93</sup> 公益財団法人日本財団「国連防災世界会議への働きかけ」

[https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/inclusive\\_society/UN\\_wcdr](https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/inclusive_society/UN_wcdr) (閲覧 2023/1/17)

<sup>94</sup> 公益財団法人日本財団「みんなが、みんなを支える社会に向けて」

<https://blog.canpan.info/nfkouhou/archive/822> (閲覧 2023/1/17)

られる。

大館市では、バリアフリー基本構想を策定する過程で、詳細は後述するが、「大館市バリアフリーまちづくり推進協議会」を設置し、障害のある方々にヒアリングを行っている。そのなかで、実際によく訪れる施設などに関する意見を取り入れ、BF化する施設の選定の検討を行った<sup>95</sup>。しかし、施設のBF整備を進めていくうえで、障害当事者などからの意見を取り入れた前例はあまりないことが大館市都市計画課へのヒアリング調査で分かっている。先導的共生社会ホストタウンに登録され、共生社会実現に向けての先進的な取組を行っている大館市では、障害のある方などにとってさらに生活しやすいまちを形成することが求められていると考える。このため、大館市においても、障害当事者などと定期的に意見交換を行い、施設などのBF事業を実施する際に障害当事者などの意見を反映させるシステムの構築が不可欠である。

## 2-2. 現行施策

行政機関において、障害当事者の意見を反映させている事例は既に存在する。ここでは、4つの現行施策を取り上げる。

### 2-2-1. 国土交通省「移動等円滑化評価会議」

国土交通省では、移動等円滑化を促進するため、2018年5月に公布された改正バリアフリー法に基づき、関係行政機関及び高齢の方、障害のある方、自治体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」を設置し、移動等円滑化の進展の状況把握及び評価を行っている<sup>96</sup>。同評価会議の目的は、評価会議においてPDCAサイクルを回すことで、BF施策のスパイラルアップを図り、全国のBF水準の底上げを図ることである。そこで、高齢の方や障害のある方などの様々な特性に応じたニーズや意見を適切に把握するための「特性に応じたテーマ別意見交換会」や、全国10ブロックにおいて「地域分科会」が開催されている。直近の2022年に開催された同評価会議では、「当事者目線にたったバリアフリー評価指標のあり方の検討」、「移動等円滑化評価会議における主な意見と国土交通省等の対応状況」について、障害当事者から意見を聞いている<sup>97</sup>。

### 2-2-2. 福島市「地域公共交通活性化協議会」、「ユニバーサルデザイン推進検討委員会」

福島市では、障害当事者の意見を取り入れるために、「地域公共交通活性化協議会」を開

---

<sup>95</sup> 大館市都市計画課ヒアリング報告書

<sup>96</sup> 国土交通省「移動等円滑化評価会議」

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000160.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000160.html) (閲覧2022/12/2)

<sup>97</sup> 国土交通省ヒアリング報告書

催している<sup>98</sup>。福島市へのヒアリング調査によると、同協議会では、実施時に障害当事者からの意見を伺うことや、まち歩き点検による現場での意見交換、アンケートによる調査を実施している。また、福島市役所本庁舎の整備の際には、「ユニバーサルデザイン推進検討委員会」（各障害者団体代表 10 名と建築士 1 名で構成）を立ち上げている。福島市へのヒアリングによると、誘導ブロックや多目的トイレなどについて、委員会での意見を反映しながら整備が実施されたとのことだった。

### 2-2-3. 明石市「あかしユニバーサルモニター制度」

明石市では、「共生社会ホストタウン」に選定されたことを受けて、障害のある方とともに、UD のまちづくりを更に進めていくために、「あかしユニバーサルモニター制度」を 2018 年から実施している<sup>99</sup>。市内在住の障害のある方をモニターとして募集し、モニターは日ごろの生活の中で不便に感じていることや改善案などを意見として出すほか、市からの依頼で個別の施策についての意見を出したり、市が主催する意見交換会などに参加したりしている<sup>100</sup>。

### 2-2-4. 大館市「大館市バリアフリーまちづくり推進協議会」

大館市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、移動や施設を利用する際の利便性および安全性の向上を図ることにより、年齢や障害の有無にかかわらず、自立した快適な生活を実現するため、大館市バリアフリーまちづくり計画に着手した<sup>101</sup>。その過程で、大館市や施設管理者、交通事業者、利用者などの関係者同士の協議、合意形成を目的とした「大館市バリアフリーまちづくり推進協議会」が設置された<sup>102</sup>。同協議会の役割は大館市バリアフリーマスタープラン（以下、「マスタープラン」という）や基本構想策定のための意見交換や協議を行うことであり、計画策定後も策定済みのマスタープランや基本構想の評価や改定を行うなど、地域の状況に即した BF まちづくりを進めていくとしている<sup>103</sup>。

---

<sup>98</sup> 福島市「福島市地域公共交通活性化協議会」  
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/koutsuu-seisaku/kurashi/kotsu/kotsukikan/kasseikakyougikai.html>（閲覧 2023/1/26）

<sup>99</sup> 明石市「あかしユニバーサルモニター」  
[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu\\_soumu\\_ka/sabetsu/20171218\\_monita-.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_ka/sabetsu/20171218_monita-.html)（閲覧 2022/12/11）

<sup>100</sup> 明石市・前掲注（99）

<sup>101</sup> 大館市「大館市バリアフリーまちづくり推進協議会」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/toshiseibi/p8010>（閲覧 2022/12/15）

<sup>102</sup> 大館市「大館市バリアフリーまちづくり計画について」  
[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000008010\\_00/3.%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E8%B3%87%E6%96%99.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000008010_00/3.%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E8%B3%87%E6%96%99.pdf)（閲覧 2023/1/20）

<sup>103</sup> 大館市・前掲注（102）

### 2-3. 政策提言

大館市内で BF 化事業を推進していくために、「大館市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（仮称）」（以下、UD まちづくり協議会）の設立を提言する。

UD まちづくり協議会の大きな目的は、第一に、障害のある方や高齢の方の意見を公共施設の BF 整備に反映させる機会をつくること、第二に、定期的に障害のある方や高齢の方との情報共有を行うことである。外国籍の方に関しては、第 2 章第 6 節「外国籍の方を取り巻く課題解決に取り組むグループミーティングの開催」で後述する。

UD まちづくり協議会の概要（図 10）について説明する。UD まちづくり協議会の構成員としては、障害のある方や高齢の方と大館市都市計画課及び福祉課などが想定される。公共施設の BF 整備に伴う具体的な計画立ての検討に福祉課も参加してもらうことで、障害のある方への「福祉的」な施策を通じて蓄積された知見を「まちづくり」に反映させることが可能になる。また、BF 改修の際には施設ごとの整備担当課（福祉施設の改修であれば福祉課）も参加することとする。そして、UD まちづくり協議会を設立するうえで、障害のある方や高齢の方の参加は必要不可欠である。そこで、UD まちづくり協議会の参加対象者は、市内に在住する障害のある方、高齢の方とし、そこから複数名に参画してもらう。なかでも、公共施設の BF 整備を検討する際には、肢体不自由の方や視覚障害のある方、聴覚障害のある方、高齢の方を中心に参加してもらう。定期的な意見交換の場には、知的・精神障害のある方なども含め広く参加してもらう。市内に在住する障害のある方などに積極的に参加してもらうためにも、大館市身体障害者協会連合会に所属する障害のある方と協力し、UD まちづくり協議会の存在や活動内容を周知していく。

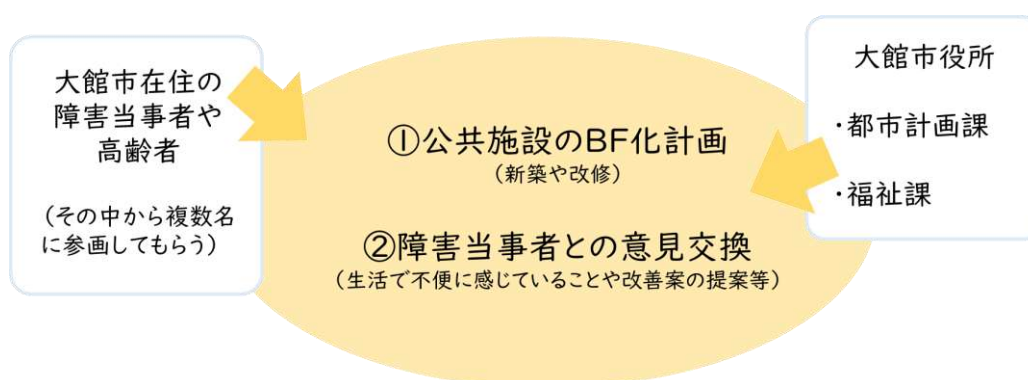


図 10 UD まちづくり協議会の概要  
(作成：WSD)

UD まちづくり協議会が有する機能は 2 点ある。

1 点目は、公共施設の新設や改修の際に、障害当事者の意見を取り入れる機会を設けることである。公共施設の BF 整備に関して、現状の把握から計画立てまでのプロセスに障害のある方が参加することで、より障害当事者のニーズに即した BF 整備を施設に反映すること

が可能となる。ここで対象となる公共施設とは、主に文化施設（公民館や図書館）・体育施設（運動場など）・教育施設（学校）・福祉施設（保育所や老人ホームなど）を想定している。また、BF 改修を実施する施設に関しては、大館市だけでなく、障害のある方などへアンケートを実施するなどして選定をする。まず、BF 整備に伴う改修を実施する公共施設の現状を把握するために、障害のある方や高齢の方とともに、施設の点検を実施する。この際に、事前にアンケート調査などに基づいて意見を募集することも有効である。明石市では、「魚の棚商店街多目的トイレ」（2020年4月）の改修の際、現状の写真やレイアウト案などの情報を障害のある方にメールなどで送付し、確認してもらおうといった対応をとっている<sup>104</sup>。施設点検による現状把握の実施後、協議会の構成メンバーでどのようなBF 整備が必要であるかを議論する。障害のある方の参画によって、多角的な視点からBF 整備の実施が可能となる。

2点目は、障害のある方などとの定期的な意見交換の場としての機能を持たせることである。これまでは、前述したように、バリアフリー基本構想を策定する際に障害のある方にヒアリングを実施するなどの一時的な情報共有の場にとどまっていた。そこで、国土交通省が実施している「移動等円滑化評価会議」のように、UD まちづくり協議会において定期的に障害のある方などと意見交換を行い、情報の共有を図っていく。

障害のある方などの参画を伴う公共施設のBF 改修における一連の流れは図 11 の通りである。

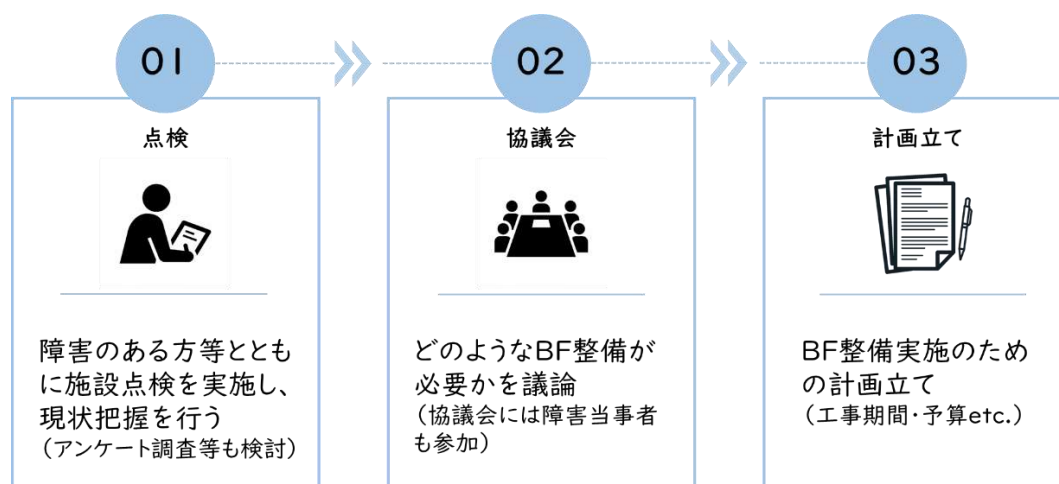


図 11 公共施設のBF 改修  
(作成：WSD)

<sup>104</sup> 明石市「当事者参画の推進」  
<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/toujisyasannkaku.html> (閲覧 2022/12/11)

## 第3節 歩行空間のユニバーサルデザイン化

### 3-1. 課題と必要性

道路は交通の場であるとともに、都市の骨格を形成し、通風、彩光機能をもち、コミュニケーションや広場としての役割など多面的な機能を持っている<sup>105</sup>。この点、道路におけるBFは、すべての人が通行できるとともに、それが物理的に安全であり、心理的に安心であり、迷うことなくわかりやすく通行できることが条件となる<sup>106</sup>。具体的には、歩道の幅や路面の舗装、勾配や段差、点字あるいは線状の誘導・警告ブロックが挙げられる。

大館市は、2020年にマスタープラン、2021年に大館市バリアフリー基本構想を作成し、その後道路特定事業を設定することで、歩行空間の改善を行っている。具体的には、大館駅の駅前広場における、歩道の段差解消である。当該事業は「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づいて実施され、段差に関しては2cm以内が基準となっており、その解消のための整備が進められている。

しかし、ヒアリング調査<sup>107</sup>や現地調査より、なおも段差が2cmあること、及び点字ブロックの劣化（図12・図13）が大きな課題であることがわかった。



図12 大館市における劣化の激しい点字ブロック①  
(撮影：WSD)

<sup>105</sup> 三星ほか（2017）・前掲注（19）、43頁

<sup>106</sup> 三星ほか（2017）・前掲注（19）、43頁

<sup>107</sup> 11月大館市ヒアリング報告書



図 13 大館市における劣化の激しい点字ブロック②  
(撮影：WSD)

また、バリアフリー基本構想策定時のパブリックコメントでは歩行空間に関する意見が40件と最も多く、「大館市の道路の道幅が狭く、……バリアフリーという観点から高齢の方や障がい者が安心・安全に外出できる道路の幅にしてほしい」といった声や「歩道の段差（凹凸）の改善」、「点字ブロックが途中で切れているところがあったため、目が不自由な人たちのためにも点字ブロックをちゃんと設置した方がいい」といった、BFの観点から段差の解消や点字ブロックの整備を望む声が多数存在する<sup>108</sup>。

以上を踏まえ、以下、段差の解消の取組と劣化した点字ブロックへの対応に焦点を当て、検討を行う。

### 3-2. 現行施策

ここでは、4つの現行施策について取り上げる。

#### 3-2-1. 国土交通省「歩行空間のユニバーサルデザイン化」

国土交通省は、歩行空間のBF化として、駅、官公庁施設、病院などを結ぶ道路や駅前広場などにおいて、高齢の方・障害のある方をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備などによる歩行空間のUD化を推進している<sup>109</sup>。

<sup>108</sup> 大館市「大館市バリアフリー基本構想 パブリックコメント結果」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009096\\_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%E6%84%8F%E8%A6%8B%E5%AF%BE%E5%BF%9C%EF%BC%883.18%EF%BC%89\\_%E3%82%B3%E3%83%94%E3%83%BC%20\(1\).pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009096_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%E6%84%8F%E8%A6%8B%E5%AF%BE%E5%BF%9C%EF%BC%883.18%EF%BC%89_%E3%82%B3%E3%83%94%E3%83%BC%20(1).pdf)（閲覧 2023/2/20）、6-9 頁

<sup>109</sup> 国土交通省「国土交通白書 2022 第7章安全・安心社会の構築」  
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r03/hakusho/r04/html/n2711000.html>（閲覧 2022/11/30）



### 3-2-2. 東京都江戸川区「ゼロ段差ブロック」

東京都江戸川区では、「ゼロ段差ブロック」<sup>110</sup>という特徴的な施策を行っている。

ゼロ段差ブロックとは、歩道と車道の境目が段差なくなだらかにつながっている一方、歩道側に点字ブロックを併せて備えることで、視覚障害のある方と車いす利用者の両者に配慮した施策である<sup>111</sup>。

わずか2cmの歩道と車道の段差が、自転車や車いす、ベビーカー利用者にとっては通行の妨げになる一方、視覚障害のある方からすると命を守るための段差となる<sup>112</sup>。そこで、江戸川区が、視覚障害のある方や車いすの方など、様々な方々と協議をしていく中で、「ゼロ段差ブロック」が生まれた<sup>113</sup>。区内では整備を計画している箇所のうち87.7%の整備が終わっている(2022年4月時点)<sup>114</sup>。なお、2日ほどの工期で「ゼロ段差ブロック」を整備することが可能である<sup>115</sup>。本施策は、視覚障害のある方の利用が多い駅の周辺のような人通りの多い場所から開始して、徐々に広がっていき、今は区内全域で整備が行われている<sup>116</sup>。

### 3-2-3. 長崎県佐世保市「スリット入り点字ブロック」

長崎県佐世保市においては、点字ブロックの幅を一定程度空ける施工<sup>117</sup>を実施している。車いす利用者にとって段差は障害となる一方、視覚障害のある方には命を守るために、車道と歩道を隔てる段差が必要となる。そこで、視覚障害のある方と車いす利用者の両方に配慮した本施策が実施されている。

実施の経緯としては、施工された場所が佐世保市のアーケード内であり、交差する道路との横断歩道前後において、点字ブロックが車いすを利用する方に対し支障があるとの報告を受け、現地で肢体障害のある方及び視覚障害のある方との立ち会いにより点字ブロックの間隔を決定し、点字ブロックの幅を一定空ける施工が実施された<sup>118</sup>。

### 3-2-4. 秋田県大仙市「LINEを活用した道路等異常通報システム」

秋田県大仙市では、道路などの不具合を通報するために、コミュニケーションアプリであるLINEを活用している。具体的には、図14にあるように、公式アカウントに備わっている「道路等異常通報」から道路・側溝・街灯・カーブミラー・ガードレールから通報区分を選択する。さらに、通報する場所の写真や位置情報とともに、その状況を入力する。通報された情報については、道路河川課などの担当課が必要に応じて現場を確認し、市が管理する

<sup>110</sup> 江戸川区広報課「広報えどがわ 段差ゼロへの挑戦」  
[www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/21697/20210201.pdf](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/21697/20210201.pdf) (閲覧 2022/11/30)

<sup>111</sup> 江戸川区広報課・前掲注(110)

<sup>112</sup> 江戸川区ヒアリング報告書

<sup>113</sup> 江戸川区ヒアリング報告書

<sup>114</sup> 江戸川区ヒアリング報告書

<sup>115</sup> 江戸川区ヒアリング報告書

<sup>116</sup> 江戸川区ヒアリング報告書

<sup>117</sup> 佐世保市ヒアリング報告書

<sup>118</sup> 佐世保市ヒアリング報告書



道路などの情報の場合は、補修や経過観察などの対応を検討する<sup>119</sup>。市が管理していない道路などの情報の場合は対応できないが、国や県のように管理者が特定できる場合には、管理者に情報提供することがある<sup>120</sup>。

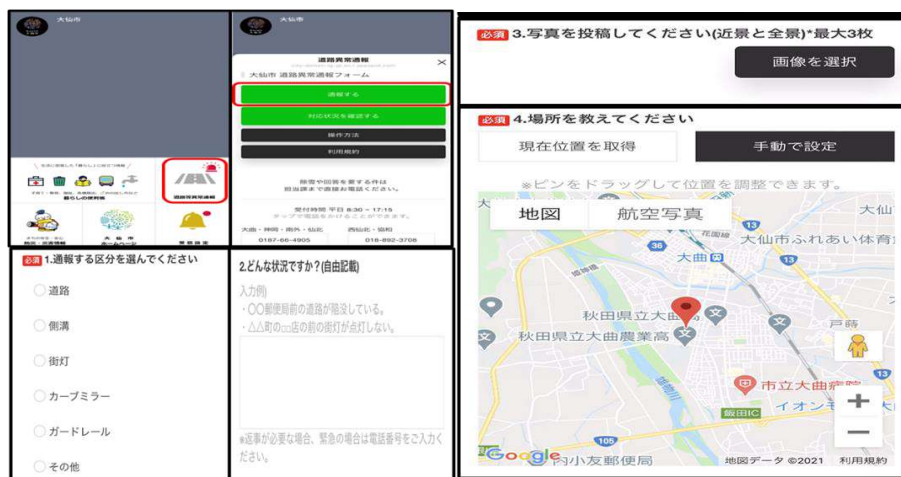


図 14 大仙市「LINE を活用した道路等異常通報システム」実際の写真<sup>121</sup>

### 3-3. 政策提言

前述の方向性を踏まえ、多様な人々の大館市内の移動円滑化を実現するため、「ゼロ段差ブロックの整備」、「スリット入り点字ブロックの整備」及び「歩行空間のバリアフリー状況報告システムの構築」を提言する。

ゼロ段差ブロックやスリット入り点字ブロックは、必ずしも全ての障害のある方にとって移動円滑化につながるとは言い切れない。それは、点字ブロックが、視覚障害のある方にとっては誘導の役割や、交差点などに誤って侵入しないよう警告の役割などを持っているからである。そのため、点字ブロックの整備を行う際には、視覚障害のある方や車いすを利用する方など、多様な障害の存在を認識することが重要である。また、実際に整備する前には、障害のある方々が立ち会い、誰もが納得した形で整備を行うことが望ましい。

#### 3-3-1. ゼロ段差ブロックの整備

ゼロ段差ブロック（図 15）は、3-2-2 で述べた通り、東京都江戸川区において開発された施策である。それを踏まえた上で、以下、大館市における整備について述べる。

<sup>119</sup> 大仙市「道路等異常通報機能の操作方法をご紹介します」  
<https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2021062100017/>（閲覧 2023/1/13）

<sup>120</sup> 大仙市・前掲注（119）

<sup>121</sup> 大仙市・前掲注（119）

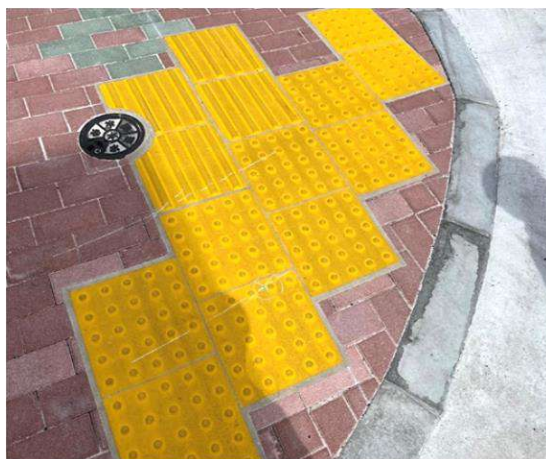


図 15 ゼロ段差ブロック（東京都江戸川区）  
（撮影：WSD）

まず、整備する場所については、よく利用される市道から整備することを想定している。真に必要とされる場所に設置することにより、本施策の効果がより発揮されるからである。その後、本施策を市内全域へ徐々に進めていくことが望ましい。本施策を生み出した江戸川区では、視覚障害のある方の利用が多い駅の周辺のような人通りの多い場所から開始して徐々に広がっていき、今は新設の区道や、近年整備が行われた区道・都道などの大部分において、整備がなされている<sup>122</sup>。大館市においても、最終的に市内全域に整備し、どこを歩いても安心・安全である状態になることが望ましい。

また、設置の工期・費用については、江戸川区へのヒアリングより、交差点一区画の施工費用が約 85 万円程度であり、2 日程度で設置が完了する<sup>123</sup>ことがわかっている。現在、大館市役所周辺の歩行空間については整備事業が進められている最中であり、併せて実施されることが望ましい。

### 3-3-2. スリット入り点字ブロックの整備

スリット入り点字ブロック（図 16）とは、3-2-3 で述べた通り、長崎県佐世保市において開発された施策である。このような先行事例を踏まえ、以下、大館市において実施すべき整備について述べる。

---

<sup>122</sup> 江戸川区ヒアリング報告書

<sup>123</sup> 江戸川区ヒアリング報告書



図 16 スリット入り点字ブロック（長崎県佐世保市）<sup>124</sup>

整備する場所については、まずは実験的に大館市役所内に整備することを想定している。その後、必要とされる場所から徐々に設置し、最終的には市内の障害のある方が利用する建物内や市道への整備を行う。それが、点字ブロックを必要とする視覚障害のある方と、点字ブロックが障害となる車いす利用者の移動円滑化を両立させることにつながる。

この提言は佐世保市へのヒアリングを踏まえたものである。佐世保市においては、一箇所だけの整備となっており、具体的にはアーケード(歩道)と道路(車道、歩道)が交差する場所で、アーケード内の幅員の広い歩道である。このような広い場所であれば、視覚障害のある方と車いす利用者の通行する場所を分けることが出来るが、一般的な市道の歩道では幅員が狭い部分もあり、大館市の全ての市道を対象とした同様の整備は難しいことも考えられる。また、佐世保市では、整備の際、車いす利用者や視覚障害のある方に実際に現地で確認してもらい、どちらの通行にも支障がほとんどないと考えられる幅での設置が行われている。しかし、車いすの幅が一定ではないことや、視覚障害のある方も性別や年齢により点字ブロックの許容できる隙間に違いがあると考えられるため、一様に整備することは難しいなどの課題<sup>125</sup>もある。

そこで、大館市においては、まずは市役所内での実験的な整備を行う。視覚障害のある方と車いす利用者双方の視点が重要であることから、実際に現場での立ち合いのもと、理解を得た上で、整備を進めていくことが望ましい。そして、実験の結果、視覚障害のある方と車いす利用者双方の意見を踏まえて、本施策が効果的で市道においても必要と判断された場合は、市役所庁舎内だけでなく、必要な箇所に取り入れられていくことが望ましい。

<sup>124</sup> 西日本新聞「佐世保市中心部で車いす乗車体験 介助なければ不安と不便 うれしかった市民の声掛け」

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/392439/> (閲覧 2023/1/13)

<sup>125</sup> 佐世保市ヒアリング報告書

### 3-3-3. 歩行空間のバリアフリー状況報告システムの構築

前述した二つの施策を導入しても大館市全域の歩行空間のBF整備は困難であると考えられる。また、市内において劣化した歩道は多数存在しており、そのような場所を大館市が全て特定するのは、非常に困難であると考えられる。そこで、そうした状況に対応するために、「LINEを活用した歩道の整備状況の通知システムの導入」を提言する。

同施策は、秋田県大仙市の事例を応用したものである。道路などの歩行空間に異常があった際に、市民からLINEを用いて大館市へ情報を提供してもらうことで、BF整備の行き届いていない場所の把握が可能となる。大仙市においては、カーブミラーの欠損などのように道路整備や管理全般で活用されているが、大館市で導入を検討する施策については、障害のある方や高齢の方のアクセシビリティを向上させることを目的としているため、BF整備を中心とした情報提供を想定している。まずは大館市が公式のLINEアカウントを作成する必要があるが、アカウント作成に多くの時間を要することはないと考えられる。

今回、同施策を大館市へ提言するにあたって、WSDで施策のα版を作成した。



図 17 「歩行空間のバリアフリー状況報告システム」α版  
(作成：WSD)

図 17 は、α版であるため、チャット形式で歩行空間の異常を通報しているが、大仙市のように、通報のためのフォームを作成することが望ましい。

この施策のメリットは、「スピード」にある。全国的に普及しているアプリケーションであるLINEを活用することで、新たにシステムの開発をするなどの必要がないため、費用や時間を多く費やさずに施策の実施が可能となる。また、市民側も普段から利用している既存アプリケーション上での操作のため、簡単にBF状況を大館市へ通報でき、さらに市民側から大館市へ情報提供する仕組みであるため、市の職員が市内の歩行空間における劣化した場所を探し、把握する時間を大幅に短縮することが可能となる。

LINEの活用は市民・大館市双方にとって大きなメリットであるが、大館市が公式アカウ



ントを有していないことなどを考慮すると、施策の実施段階では市民への周知は非常に重要であると考えられる。また、本施策は、歩行空間のBF状況に関する通報を想定しているが、長期的には、歩行空間だけでなく、施設のBF状況に関する通報を可能にすることに加え、大館市側からもBF整備に伴うエレベーターの利用停止などの臨時情報を提供できる仕組みを構築していくことが想定される。

## 第4節 駐車場のユニバーサルデザイン化

### 4-1. 課題と必要性

パーキング・パーミット制度とは、公共施設や商業施設をはじめとする、様々な施設に設置されている障害者等専用駐車区画（以下、専用区画）の利用対象者を、障害のある方、介護が必要な高齢の方、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者に対して利用証を交付することで適正利用を図る制度である<sup>126</sup>。2006年に佐賀県で導入されたパーキング・パーミット制度は、2021年4月の時点で、全国39の府県で導入されており、導入率は約83%となっている<sup>127</sup>。秋田県内の利用者証（図18）の交付対象となりうる人数は103,918人であるが、利用者証の発行枚数は4,422枚で、4.3%の方しか発行されていない（2019年時点）<sup>128</sup>。大館市内においても、ヒアリング調査によると2022年11月時点で394人にしか発行されていない。この発行枚数は、市内に在住する障害のある方の人数から想定される制度対象者の人数と比較しても少なく、ここに課題があると考えられる。



図18 秋田県で発行される障害者等専用駐車区画利用証<sup>129</sup>

また、専用区画は、バリアフリー法で一定の条件に該当する場合に設置が義務づけられて

<sup>126</sup> 国土交通省「パーキング・パーミット制度事例集」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>（閲覧 2023/1/14）、1頁

<sup>127</sup> 千葉県「パーキング・パーミット制度の開始について」  
<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000242567.pdf>（閲覧 2022/12/10）

<sup>128</sup> 国土交通省・前掲注（126）、2頁

<sup>129</sup> 美の国あきたネット「障害者等専用駐車区画利用制度について」  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/20880>（閲覧 2022/12/10）

おり、整備が促進されているが、そのスペースに障害のない方が駐車することなどにより障害のある方が駐車できないといった問題も全国的に存在している<sup>130</sup>。この点については、パーキング・パーミット制度発祥の地である佐賀県において国土交通省が利用証の交付を受けた方へアンケート調査を実施している。同アンケート調査において、パーキング・パーミット制度対象駐車スペースへの車のとめやすさに関して、「混雑時以外でもとめられないことがある」と「ほとんどとめられない」と回答した方の割合が 40.6%にも達している（図 19）<sup>131</sup>。

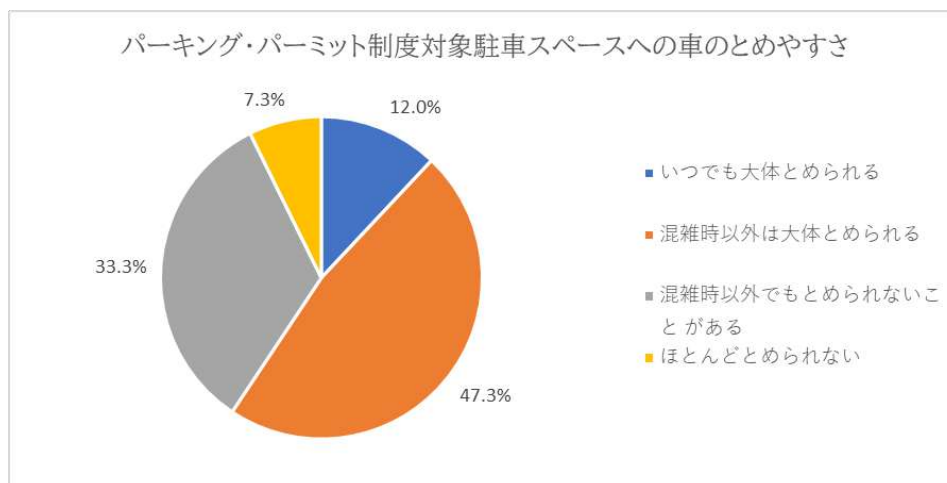


図 19 パーキング・パーミット制度対象駐車スペースへの車のとめやすさ  
(国土交通省発表のデータを基に WSD 作成)

大館市においても「大館市バリアフリー基本構想（案）」のパブリックコメントにおいて、車いすを必要としない人が車いす専用駐車場に止めているのを、たびたび目撃することがあるといった意見があった<sup>132</sup>。

さらに、駐車スペースの広さや施設入り口までの経路に関しても課題があると考えられる。駐車する際に車間距離が狭く、乗り降りが困難であるといった意見<sup>133</sup>に加え、車いす利用者は雨天時に傘をさすのが困難であるため、図 20 のように駐車スペースや施設入り口までの移動の際に雨に濡れてしまうことが想定される。

<sup>130</sup> 国土交通省・前掲注（126）、1 頁

<sup>131</sup> 国土交通省「佐賀県における施設等ヒアリング、利用者アンケート結果」  
<https://www.mlit.go.jp/common/000143881.pdf>（閲覧 2022/12/14）、46 頁

<sup>132</sup> 大館市・前掲注（108）

<sup>133</sup> 大館市・前掲注（108）



図 20 整備が予定されている大館市役所の駐車場  
(撮影：WSD)

施設やその内部のBF整備を充実させることは非常に重要である。しかし、歩行空間のUD化と同様に、その施設にたどり着くまでの間にバリアがあっては、施設がBF化されていても大きな意味をなさなくなってしまう。そこで、施設内部だけではなく、駐車場のよう施設付近のUD化にも取り組む必要があると我々は考えた。施策を検討するにあたって、既存制度の活用や現地調査から得られた課題を基に、大館市内の駐車場のUD化を目指す。

#### 4-2. 現行施策

現行施策として、2点取り上げる。

##### 4-2-1. 国土交通省「パーキング・パーミット制度の導入促進方策検討会」

2017年に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、パーキング・パーミット制度について、導入促進の方策の検討を行う検討会を立ち上げることとされた<sup>134</sup>。同検討会(2017年)においては、「導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態等を把握し、パーキング・パーミット制度がより広く普及し、その結果として障害者等用駐車スペースの適正利用が進むよう、とるべき施策をまとめる」ことを目標とし<sup>135</sup>、その後2018年7月にとりまとめられた。

##### 4-2-2. 三重県「おもいやり駐車場制度」

三重県では、パーキング・パーミット制度という名前は使用せず、「おもいやり駐車場制度」という取組を実施している。この制度は、障害のある方や妊産婦、けが人など、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などに「おもいやり駐車場」を設置す

---

<sup>134</sup> 国土交通省「パーキング・パーミット制度の導入促進方策検討会」  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000100.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000100.html) (閲覧  
2022/12/15)

<sup>135</sup> 国土交通省・前掲注(134)

るとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付するものである<sup>136</sup>。この制度の導入により、誰が「おもいやり駐車場」を利用できるのかを明らかにし、この駐車場を必要とする方が利用しやすくなることを目指している<sup>137</sup>。三重県は、制度に協力する施設に対し、「おもいやり駐車場」登録後に、駐車区画を示す際に必要なコーン（図 21）やステッカーなどの物品の提供を行っている<sup>138</sup>。



図 21 三重県「おもいやり駐車場制度」で用いられているコーン<sup>139</sup>

#### 4-3. 政策提言

上記の方向性を踏まえて、「パーキング・パーミット制度の活用促進」ならびに「駐車場から施設入り口までの経路のユニバーサルデザイン化」を提言する。

##### 4-3-1. パーキング・パーミット制度の活用促進

パーキング・パーミット制度の活用促進に関するポイントとして、2点挙げる。

###### ①パーキング・パーミット制度の周知・普及

現在、大館市では「障害福祉のしおり」にて、パーキング・パーミット制度の周知を行っている<sup>140</sup>。パーキング・パーミット制度は、秋田県が主導で行っているため、利用証の申請先は、秋田県福祉政策課及び各地域振興局福祉環境部となっている<sup>141</sup>。市内でのパーキン

<sup>136</sup> 三重県「ユニバーサルデザインのまちづくり」

<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>（閲覧 2023/1/14）

<sup>137</sup> 三重県・前掲注（136）

<sup>138</sup> 三重県・前掲注（136）

<sup>139</sup> 三重県・前掲注（136）

<sup>140</sup> 大館市「障害福祉のしおり」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_000000471\\_00/9.%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%AF.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_000000471_00/9.%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%AF.pdf)（閲覧 2023/1/21）、54 頁

<sup>141</sup> 大館市・前掲注（140）、54 頁



グ・パーミット制度のさらなる普及のために、市のHPへの掲載や、市役所、その他の市の関係機関の窓口などでも制度を周知するチラシ（図22）を配布するなどの対策を行うことが望ましいと考える。



図 22 パーキング・パーミット制度の周知事例<sup>142</sup>

## ②身体障害者専用駐車場の適正利用

身体障害者専用駐車場の適正利用を図るため、公共施設における「専用駐車場の塗装やシートへの貼り付け」を提言する。区画を目立たせることで、一般車両用のスペースとの区別が付きやすくなり、心理的な抑止効果を与えることで、不適正利用の防止が期待できる（図23・図24）。

<sup>142</sup> 美の国あきたネット・前掲注（129）



図 23 身体障害者専用駐車場の事例①<sup>143</sup>



図 24 身体障害者専用駐車場の事例②<sup>144</sup>

同施策は、比較的低コストであり、塗装や貼り付けにも多くの時間を費やさないため、大館市側も取り組みやすいものであると考えている。しかし、低コストとはいえ、一定の費用がかかってしまうこともあり、民間施設における駐車スペースの塗装が課題である。そのような課題に対して、大館市が駐車スペースの塗装を行おうとしている民間企業に対して、塗装に必要な用具を貸し出すなどの対応を行うことが有効であるとする。滋賀県では、「滋賀県車いす使用者用駐車場利用制度」にかかる「思いやり区画」の塗装に必要な用品を、制度の普及啓発のために使用することを目的として、非営利目的の使用に限っ

<sup>143</sup> 国土交通省・前掲注 (126)、9 頁

<sup>144</sup> 国土交通省・前掲注 (126)、9 頁

て貸し出している<sup>145</sup>。

#### 4-3-2. 市役所駐車場から施設入り口までの経路のユニバーサルデザイン化

市役所の駐車場は、新庁舎への建て替えに伴って、現在の臨時駐車場の整備が予定されている（図 20 参照）。このため、駐車場の整備に合わせて駐車スペースだけでなく、移動の導線も考慮することが必要であることから、大館市役所の駐車スペースから建物入り口までの経路の UD 化を提言する。また、その他公共施設も同様の BF 整備を実施することが望ましいが、整備にかかる予算などを考慮し、まずは、すでに駐車場の整備が予定されている大館市役所の駐車場に注目した。

図 25 は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、建築設計標準）」（2017 年 3 月）<sup>146</sup>で設定された望ましい駐車場の設計基準と我々が考える理想的な設計を合わせたものである。図 25 に示した番号に沿って詳述する。

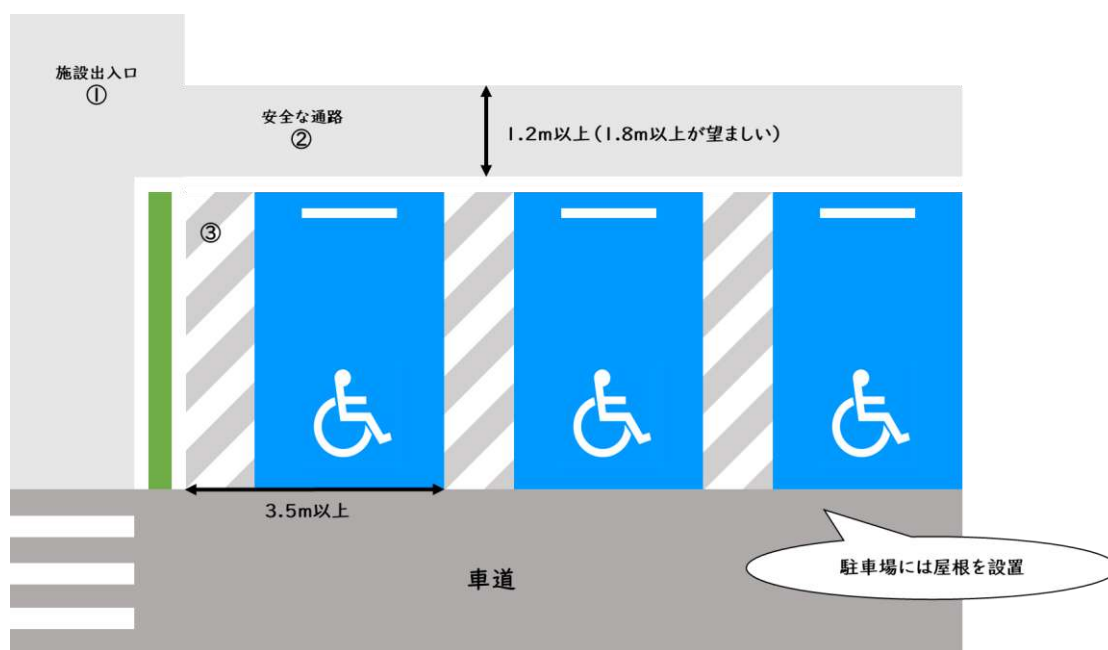


図 25 駐車場から施設入り口までの経路の UD 化イメージ  
(作成：WSD)

①まず、施設の出入りに一番近い場所に、身体障害者専用駐車場を整備する。施設入り口までの移動を最短距離にすることで、移動への負担を軽減することが可能になる。

②施設入り口までの経路において BF 整備を実施する際に幅が広く安全な通路を確保する

<sup>145</sup> 国土交通省・前掲注（126）、9 頁

<sup>146</sup> 国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」  
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001403184.pdf>（閲覧 2023/1/22）、47 頁

ことに加え、通路にも屋根を設置する。図 26 で示したように、主要な経路上の通路の幅は、1.2m 以上とし、車いす利用者同士がすれ違うことができる幅を考慮し、1.8m 以上が望ましいとされている。

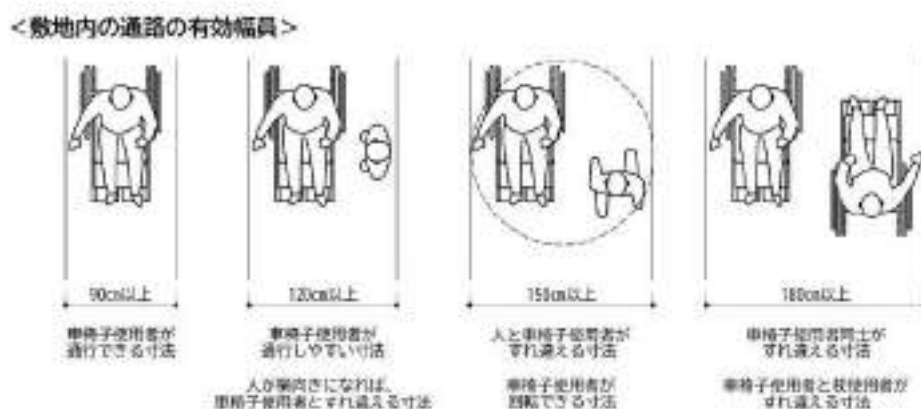


図 26 敷地内の通路の有効幅員<sup>147</sup>

③車いす利用者の乗降のために、駐車スペースは 1 台につき、3.5m 以上の幅が必要である。3.5m 以上の幅の確保は、建築設計標準において望ましいとされている幅の長さである<sup>148</sup>。また、駐車スペースにも屋根を設置し、雨に濡れることを防ぐことも重要である。市役所がこのような UD 化に取り組むモデルとなることで、他の施設にも広がっていくことを期待したい。

## 第 5 節 公園のユニバーサルデザイン化

### 5-1. 課題と必要性

政府は障害のある方との触れ合いなどの体験活動を通じて、子ども達が頭で理解するだけでなく、感性としても心の BF を身に付けることが重要であるとしている<sup>149</sup>。UD のまちづくりの観点から、幼児期から障害のある方とない方が一緒に過ごす空間づくりについて取り上げる。1989 年に国連で採択され、日本も 1994 年に批准した「子どもの権利条約」は、その第 31 条において、「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」と定めている。しかし、民間事業者が行ったインタビュー調査によれば、身体障害のある子どもが「私は車いすだからみんなみたいに遊べなかった」などの

<sup>147</sup> 国土交通省・前掲注 (146)、47 頁

<sup>148</sup> 国土交通省・前掲注 (146)、59 頁

<sup>149</sup> 首相官邸・前掲注 (17)、6-7 頁

声があり<sup>150</sup>、身体障害のある子どもなどは一般の公園に設置されている遊具で遊ぶことが難しい現状がある。

大館市においても、公園や公園にある遊具のUD化は行っておらず、身体障害のある子どもが遊べない状況となっていることから、障害のある子どもが公園で遊べるように、障害の有無に関わらず遊べる公園が必要であると考えます。障害のある子どもが遊べる場とするためには、公園のUD化だけでなく、遊具のUD化が必要である。

## 5-2. 現行施策

国内では2006年のバリアフリー法施行によって、都市公園が初めてBF整備の対象に加えられた。公園では新設や改築をする際、「園路及び広場」、「屋根付広場」、「休憩所」、「野外劇場」、「野外音楽堂」、「駐車場」、「便所」、「水飲場」、「手洗場」、「管理事務所」、「掲示板」、「標識」による12の特定公園施設を中心に、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」に沿ったアクセシビリティの改善が図られている。しかし、子どものための「遊戯施設」は12の特定公園施設に含まれていないことから、特に遊具におけるUD化は限られた公園による自主的な取組にとどまっている<sup>151</sup>。

## 5-3. 政策提言

我々は、「誰もが楽しめるインクルーシブな遊具の設置」を提言する。なお、都市公園移動等円滑化基準に沿って「園路及び広場」などのバリアフリー整備は実施され、公園自体のUD化については国の現行施策で推進されるため、我々の提言としては遊具のUD化で十分であると考えている。それでも、遊具のすべてをUD化することは時間と費用がかかるため、まずは全国の都市公園などにおける遊具の中で設置数が54,384基と最も多く<sup>152</sup>、公園の遊具として人気のあるブランコについて、UD化を進めるべきであると考えます。また、場所については、特に利用率の高い大館市役所本庁舎周辺の桂城公園や長木川河川緑地<sup>153</sup>に設置すること、加えて、老朽化などに伴う遊具の改修が必要な公園がある場合、その改修に合わせて設置することを想定する。

UDの考え方を取り入れたブランコについて、特に優れていると考えられる2つの事例を取り上げる。まずは、背もたれ付きのブランコ（図27）である。アメリカのコネチカット州に拠点を置くNPO法人バウンドレス・プレイグラウンドが手がける遊具の1つであり、背もたれと座面、足を支えるフットレストが一体化している点が特徴である。このブランコには、子どもの両肩から腰まわりを支えながら、ずり落ちも防止するシートベルトが付いて

<sup>150</sup> みーんなの公園プロジェクト（2018）「－すべての子どもに遊びを－ユニバーサルデザインによる公園の遊び場づくりガイド」

[https://www.minnanokoen.net/pdf/ud\\_koen\\_guide\\_201805.pdf](https://www.minnanokoen.net/pdf/ud_koen_guide_201805.pdf)（閲覧2022/12/02）、11頁

<sup>151</sup> みーんなの公園プロジェクト・前掲注（150）

<sup>152</sup> 国土交通省「都市公園等における遊具等の設置状況・安全点検実施状況」、2頁  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001487379.pdf>（閲覧2022/12/7）

<sup>153</sup> 大館市都市計画課ヒアリング報告書

いるため、自分の力で頭や体を支えることができなくても、シートに全身を任せ、安全にブランコを楽しむことができる<sup>154</sup>。また、インクルーシブな遊具の設置については配置も重要な要素である。インクルーシブな遊具は一般的なブランコから離して設けるのではなく、多様な子どもが一緒に楽しめるよう並べて配置することが望ましいといえる。



図 27 背もたれつきブランコ（アメリカ・コネチカット）<sup>155</sup>

次に、車いすに乗ったまま遊べるブランコ（図 28）である。オーストラリアのブリズベンにある公園「ローマ・ストリート・パークランド」には車いすに乗ったまま乗れるブランコが設置されている。これは車いすから容易に降りることができない人のためのブランコである。大型のブランコであることから、他の子どもが接触する事故を防ぐための措置として、柵の中に入れるのはブランコに乗る人と介助する人のみに制限されている<sup>156</sup>。このブランコについては一般的なブランコと並べて配置することは安全上の観点から難しいと考えられるが、柵のすぐ外には遊びの仕掛けやベンチを設置し、家族などで一緒に遊べるよう工夫がなされている。

---

<sup>154</sup> みーんなの公園プロジェクト「No.07 背もたれ付きのブランコ」  
<https://www.minnanokoen.net/playground-abroad/playground-abroad-07/>（閲覧 2022/12/7）

<sup>155</sup> みーんなの公園プロジェクト・前掲注（154）

<sup>156</sup> みーんなの公園プロジェクト「No.11 公園訪問 in クイーンズランド・オーストラリア」  
<https://www.minnanokoen.net/playground-abroad/playground-abroad-11/>（閲覧 2022/12/7）





図 28 車いすのまま乗れるブランコ（オーストラリア・ブリズベン）<sup>157</sup>

## 第 6 節 大館版 mobi のユニバーサルデザイン化

### 6-1. 課題と必要性

外出は QOL（生活の質）を決める<sup>158</sup>。2013 年に施行された交通政策基本法第 17 条において、国は、「高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようにするため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする」と定め、高齢の方や障害のある方、妊産婦などの円滑な移動の重要性を示している。公共交通利用者には、車が使えない人や高齢の方、障害のある方、妊産婦など多様な方々があり、そのような利用者が公共交通を利用しやすい環境整備が求められる。

この点、大館市が行った障害のある方へのヒアリング調査<sup>159</sup>より、「10 年前に公共バス運営の一部が変わり、停留所がなくなってしまった。大館版 mobi（相乗り交通システム）もあるが少し遠く、家に近いところには来てもらえず、そういったところにも来てもらえるようにしてほしい……また、冬になれば、雪があると怖く、外に出ていけない状態になる。」との回答があった。ここから、障害のある方にとって公共交通は移動における重要な役割を担っていることが分かる。また、内閣府が行った「高齢者の交通安全対策に関する調査（令和 4 年 3 月）」によれば、運転免許を自主的に返納した高齢運転者は年々増加しており、全国的に高齢の方の免許返納意識が高くなっている<sup>160</sup>。

<sup>157</sup> みーんなの公園プロジェクト・前掲注（156）

<sup>158</sup> 三星ほか（2017）・前掲注（19）、60 頁

<sup>159</sup> 11 月大館市ヒアリング報告書

<sup>160</sup> 内閣府「高齢者の交通安全対策に関する調査（令和 4 年 3 月）」

<https://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/r03/kourei/pdf/file1.pdf>（閲覧 2022/11/30）、5 頁

大館市における公共交通の現状は、市の作成した地域公共交通網形成計画<sup>161</sup>から知ることができる。第一に、2017年9月7日から9月24日を期間とし実施された公共交通不便地域住民アンケート<sup>162</sup>では、移動の際自家用車を利用する方が多く、「付き添いや介助は不要」であり、「当面移動には困らない」といった結果が出ている。しかし、高齢化が進行している大館市においては、現在問題が無くとも、今後自家用車を利用できなくなることは容易に想定される。この点アンケートでは、「今は困っていないが、近い将来（5年程度）困る可能性がある」という選択肢が、一般市民については21.6%、公共交通不便地域住民へのアンケートでは27.2%となっており、今後の公共交通の整備が重要であることが分かる。また、公共交通の改善による外出機会について問う項目においては、約35%の方が公共交通が改善された場合「外出機会が増える」と回答し、乗合タクシーの利用意向についても約57%の方が「利用してみたい」と回答している。第二に、市内に在住する市民と高校生合わせて計3,926人に調査を行った一般市民・高校生アンケート<sup>163</sup>では、重要視する暮らしやすさの指標として、「公共交通の利用のしやすさ」を挙げた人が多い（図29）。

以上を踏まえ、大館市では、公共交通の課題として、「公共交通不便地域の増大やサービス低下への対応」や「ニーズに応じた公共交通の効率化・維持」、「交通弱者増加への対応、交通手段の確保」の3点を挙げている<sup>164</sup>。

---

<sup>161</sup> 大館市「地域公共交通網形成計画 平成30（2018）年3月」  
[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000002233\\_00/001\\_%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%85%AC%E5%85%B1%E4%BA%A4%E9%80%9A%E7%B6%B2%E5%BD%A2%E6%88%90%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000002233_00/001_%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%85%AC%E5%85%B1%E4%BA%A4%E9%80%9A%E7%B6%B2%E5%BD%A2%E6%88%90%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf)（閲覧2022/11/30）

<sup>162</sup> 大館市・前掲注（161）、49-53頁

<sup>163</sup> 大館市・前掲注（161）、54、58頁

<sup>164</sup> 大館市・前掲注（161）、71-75頁



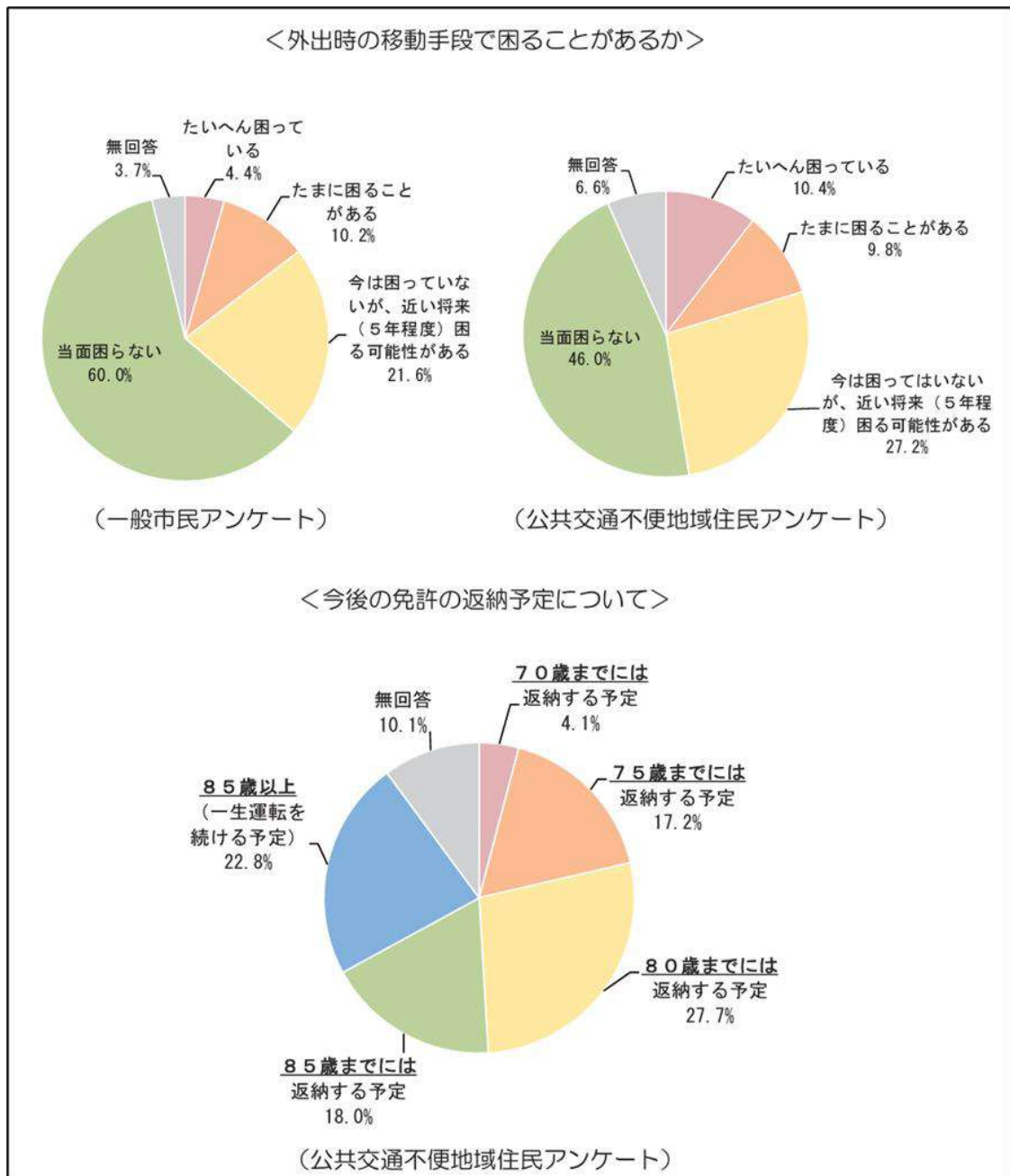


図 29 大館市による公共交通に関するアンケート<sup>165</sup>

そこで、大館市においては、「大館版 mobi プロジェクト」という新たなモビリティサービスの実証運行を実施している<sup>166</sup>。本サービスの実施目的は、大館版 mobi プロジェクト推進協議会において、「市内の移動総量を増加させることで地域活性化や共生社会の実現を目指す

<sup>165</sup> 大館市・前掲注 (161)

<sup>166</sup> 大館市『「大館版 mobi プロジェクト」実証運行について』

<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/toshiseibi/p9867> (閲覧 2022/11/30)

す」<sup>167</sup>ものとされている。本サービスの運行主体は、大館市、秋北タクシー、Community Mobility(株)であり、運行は秋北タクシー株式会社が、アプリサービスはCommunity Mobility(株)が提供している。サービスの内容を見ると、半径約 2km の生活圏内の移動を「相乗り」、「定額料金」、「AI による効率的なルート設定」により運行を行い、配車申し込みは、電話や専用のアプリにより行われている<sup>168</sup>。運行期間は 2022 年 10 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までとなっており、運行時間は 8 時から 19 時、車両台数はワゴン車 2 台であり、1 台あたり 8 人まで乗車可能となっている<sup>169</sup>。(乗降場所や料金など詳しい利用方法については、表 4・図 31・図 32 を参照されたい。)

しかし、現在行われている実証実験では、運行に使用されている車両はハイエース(図 30)である。この車両は現地調査やヒアリング調査より、「乗降口が高く、不便を感じる」などの声があることや、障害のある方への対応を求める問い合わせもあり、大館市は今後障害のある方の声も取り入れていく必要がある<sup>170</sup>。



図 30 大館版 mobi で現在使用されている車両  
(撮影：WSD)

<sup>167</sup> 大館市・前掲注 (166)

<sup>168</sup> 大館市・前掲注 (166)

<sup>169</sup> 大館市・前掲注 (166)

<sup>170</sup> 11 月大館市ヒアリング報告書

表 4 大館版 mobi 乗降場所一覧<sup>171</sup>

mobi乗降場所一覧

No.	乗降場所名称	住所
1	ザ・ビック駅迎内店(日景町バス停留所)	大館市駅迎内稲荷山下102-6
2	ザ・ビック駅迎内店	大館市駅迎内稲荷山下102-6
3	タクミアリーナ	大館市上代野八幡岱29-4
4	ニプロハチ公ドームパークセンター	大館市上代野稲荷台1-1
5	小駅迎内入口バス停留所((株)光輪技研前)	大館市下代野字下代野38-1
6	小駅迎内入口バス停留所(字代野側)	大館市代野224
7	下代野字代野道北100	大館市下代野代野道北100-15
8	大館駅前	大館市御成町1丁目3-1
9	沼館字神田表29	大館市沼館神田表29-1
10	字大田面(創価学会大館文化会館向かい)	大館市大田面287
11	樹海モール前バス停留所	大館市大田面19
12	有浦四丁目(創価学会大館文化会館前)	大館市有浦4丁目18
13	清水堰児童公園	大館市御成町1丁目16-30
14	駅前児童公園	大館市御成町1丁目8-21
15	東中学校入口バス停留所	大館市字清水堰合7-13
16	東中学校入口バス停留所	大館市字清水堰合15
17	御成町一丁目バス停留所	大館市御成町1丁目18-2
18	駅前ステーションバス停留所	大館市御成町1丁目11-25
19	沼館バス停留所	大館市沼館神田表18-1
20	秋田犬の里	大館市御成町1丁目13-1
21	松館((有)ヤナギサワ前)	大館市松館64-3
22	ハローワーク大館	大館市清水1丁目1-20
23	御成町一丁目バス停留所((有)マルヘイ向かい)	大館市御成町1丁目12-18
24	字大田面234	大館市大田面234-5
25	御成町一丁目バス停留所	大館市御成町1丁目23-17
26	御成町一丁目バス停留所(大正堂向かい)	大館市御成町1丁目24-1
27	イオン大館店バス停留所	大館市大田面238
28	いしごう商店	大館市御成町2丁目3-30
29	清水四丁目1	大館市清水4丁目1-95-6
30	御成児童公園	大館市御成町2丁目12-30
31	沼館温泉バス停留所	大館市沼館字藤蕪69-1
32	字大田面(みらいっこ園前)	大館市大田面336-2
33	清水一丁目公園	大館市清水1丁目1-107
34	大館市北地区コミュニティセンター	大館市有浦1丁目8-15
35	中道児童公園	大館市中道1丁目6
36	大館市立有浦小学校	大館市有浦4丁目6-55
37	字大田面407	大館市大田面407-1
38	有浦四丁目9	大館市有浦4丁目9-14
39	御成町二丁目バス停留所	大館市御成町2丁目6-3
40	大田面(ファミリーマート大館大田面店)	大館市大田面388-1
41	御成町二丁目バス停留所	大館市御成町2丁目19-25
42	沼館入口バス停留所	大館市清水4丁目3-28
43	清水五丁目バス停留所	大館市清水4丁目4-34
44	沼館入口バス停留所	大館市清水5丁目3-54-2

<sup>171</sup> 大館市「mobi 乗降場所一覧」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009867\\_00/mobi%E4%B9%97%E9%99%8D%E5%A0%B4%E6%89%80%E4%B8%80%E8%A6%A7.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009867_00/mobi%E4%B9%97%E9%99%8D%E5%A0%B4%E6%89%80%E4%B8%80%E8%A6%A7.pdf) (閲欄 2022/11/30)



図 31 大館版 mobi サービス提供エリア<sup>172</sup>

### mobi の利用方法

**● アプリ利用の場合**

**STEP 1** 乗車場所を指定する

**STEP 2** 人数を選択する

**STEP 3** 詳細を確認してmobiを呼ぶ

右のQRコードからアプリをダウンロード

mobi (モビ) Community Mobility

アプリ提供: Community Mobility

**● 電話で予約する場合**

**STEP 1** mobiカスタマーサポートに電話をかける

**STEP 2** エリア(大館市)・氏名・電話番号・乗降場所・人数を伝える

問い合わせはカスタマーサポートへ

☎050-2018-0107

【受付時間】 9時～19時

---

**自分の生活スタイルに合わせて選べる料金プラン**

**● 30日間定額乗り放題プラン**

30日間mobiを何度でも利用できます。また、同居の家族は6人まで1人につきプラス500円で定額乗り放題プランに加入できます。

初回の30日間が無料で利用できるキャンペーンを実施しますのでぜひご利用ください。

本会員	家族会員	家族会員
3,000円	3,500円	3,500円

【決済方法】  
クレジットカード  
銀行振込  
陸軍時現金払い

【配車方法】  
アプリ  
電話

**● 回数券プラン**

回数券は令和5年2月28日まで有効です。

6回券 1,500円

【決済方法】	【配車方法】
クレジットカード 銀行振込 陸軍時現金払い	アプリ 電話

**● ワンタイムプラン**

1回の利用ごとに料金を支払うプランです。

1回 300円 ※小学生以下は150円

【決済方法】	【配車方法】
クレジットカード 銀行振込 陸軍時現金払い	アプリ 電話

【ご利用の注意】  
乗降場所を指定する際は、乗降場所の指定を必ずご確認ください。

【乗降場所の指定】  
乗降場所は、乗降場所の指定を必ずご確認ください。

【乗降場所の指定】  
乗降場所は、乗降場所の指定を必ずご確認ください。

図 32 大館版 mobi 利用方法<sup>173</sup>

<sup>172</sup> 大館市「大館市サービス提供エリア」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009867\\_00/%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E6%8F%90%E4%BE%9B%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%80%81%E4%B9%97%E9%99%8D%E5%A0%B4%E6%89%80.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009867_00/%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E6%8F%90%E4%BE%9B%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%80%81%E4%B9%97%E9%99%8D%E5%A0%B4%E6%89%80.pdf) (閲覧 2022/11/30)

<sup>173</sup> 大館市「大館版 mobi 利用方法」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009867\\_00/%E5%88%A9%E7%94%A8%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%81%E6%96%99%E9%87%91%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009867_00/%E5%88%A9%E7%94%A8%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%81%E6%96%99%E9%87%91%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3.pdf) (閲覧 2022/11/30)

## 6-2. 現行施策

### 6-2-1. 国土交通省「UD タクシー認定制度」(以下「UD タクシー」という。)

国土交通省は、2012年3月28日に、標準仕様UD タクシーを国が認定する制度<sup>174</sup>を創設した。国土交通省が2012年に制定した「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」によると、本制度は、高齢の方、障害のある方、妊産婦や子ども連れの人など、様々な人が利用しやすいUD タクシーの普及促進と、「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発報告書」の趣旨に基づいて、さらに優れたUD タクシー車両の開発促進を目指している<sup>175</sup>。

UD タクシーとして認定されるためには、国の定める認定基準を満たす必要がある。この点、詳しくは、以下の図 33、または、前述の「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」の通りである。

(UD タクシー認定制度 (左)・表示制度 (右))



図 33 UD タクシー認定制度・表示制度<sup>176</sup>

### 6-2-2. 神奈川県川崎市「UD タクシー」

UD タクシーは、「健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢の方、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい”みんなにやさしい新しいタクシー車両”であり、街中で呼び止めてもよし、予約してもよしの誰もが普通に使える一般のタクシー」<sup>177</sup>である。その特徴としては、①ゆとりある車内空間、②安全でスムーズな乗り降りが可能な乗降口、③車いす乗降口及びスロープ、④車いすのまま乗車可能な車いすスペース、⑤大きな荷物の収納可能なラゲッジスペースなどが挙げられる。

神奈川県では、県内(計80)において、横浜地区が34、川崎地区が16、横須賀地区が8、

<sup>174</sup> 国土交通省「UD タクシー認定制度」

[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-authorize.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-authorize.html) (閲覧 2022/11/30)

<sup>175</sup> 国土交通省「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」

[www.mlit.go.jp/common/000205870.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/000205870.pdf) (閲覧 2022/11/30)

<sup>176</sup> 国土交通省・前掲注(174)

<sup>177</sup> UD タクシー研究会「Universal Design Taxi」

[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-teach.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-teach.html) (閲覧 2022/11/30)



鎌倉地区が3、相模地区が13、小田原地区が6のタクシー会社がUDタクシーを保有している<sup>178・179</sup>。それを後押しした要因として、補助制度を活用したことが挙げられる。具体的には、それぞれの市が、国土交通省の補助制度及び神奈川県補助制度（1台あたり15万円の購入費用補助）を活用している<sup>180</sup>。また、川崎タクシーグループでは、車両の導入、運行だけでなく、併せて「高齢者や身体の不自由な方への理解を深め、基本的な接客・介助技術などの習得による良質なサービスの提供があたりまえにできるよう、ユニバーサルドライバー研修の講師養成講座を修了した運行管理者によるバリアフリー研修を定期的に行っており、また、「新任乗務員研修時には必ずバリアフリー研修を実施」している<sup>181</sup>。このような接遇研修により、実際に障害のある方や、高齢の方が利用した際に、スムーズな対応や運行へつながると考えられる。さらに、川崎市においては、川崎駅を中心に、新川崎駅や病院において、UDタクシー専用の乗り場が整備されている（図34）。



図 34 UD タクシー専用乗り場（神奈川県川崎市）  
（撮影：WSD）

我々が実際に現地調査を行い感じたことは、UDタクシーの導入だけでなく、その後の運行に係る接遇やUDタクシー専用乗り場の整備までの一体的な取組が、川崎市においてUD

<sup>178</sup> 川崎タクシーグループ「ユニバーサルデザインタクシー」  
[https://www.kawasakitaxi.co.jp/ud\\_tax](https://www.kawasakitaxi.co.jp/ud_tax)（閲覧 2022/11/30）

<sup>179</sup> 横浜市「UDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）導入促進事業」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/sharyo/ud.html>  
（閲覧 2022/11/30）

<sup>180</sup> 横浜市・前掲注（179）

<sup>181</sup> 川崎タクシーグループ・前掲注（178）

タクシーが普及し多様な人々の移動の円滑化につながっているということである。

### 6-3. 政策提言

大館版 mobi プロジェクトの実証運行は 2022 年 10 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日まで 5 ヶ月間の予定となっている。そのデータを基に効果を検証し、今後の継続または本格運行への移行などについて大館版 mobi プロジェクト推進協議会において協議することとされている<sup>182</sup>。

そこで、我々は、前述した課題や上記の方向性を踏まえ、現行の大館版 mobi プロジェクトのさらなる活用を通し多様な人々の移動手段を円滑なものにするために、「UD 車両の導入」を提言する。

また、後述する 2 つの提言に加えて、接遇などソフト面の取組を併せて実施することが望ましい。その理由は、車両の導入、運行だけでなく、高齢の方や障害のある方への理解を深め、基本的な接遇などの習得による良質なサービスの提供ができるようにすることが重要であるからである。具体的には、ユニバーサルドライバー研修講座の開催が考えられる。このような接遇研修の実施により、実際に障害のある方や高齢の方が利用する際に、スムーズな対応や運行が可能になる。

#### 6-3-1. 福祉タクシーの活用

大館市が、運行主体である秋北タクシーに対し、その所有する福祉タクシーによる運行を補助することを提言する。

具体的には、秋北タクシーの所有する福祉タクシーを大館版 mobi に導入し、運行の際にかかる費用を補助することが挙げられる。現在、大館市内で運行されている福祉タクシーは予約制であるため、大館版 mobi のように、利用したい時に利用することが難しいという課題がある<sup>183</sup>。そこで、高齢の方や障害のある方も福祉タクシーをすぐ利用できるようにするため、大館版 mobi に福祉タクシーを取り入れることが望ましいと考える。

一方、現在運行している福祉タクシーでは、乗者数が制限されるという課題が残る。現行車両（ハイエース）では最大 8 人であるのに対し、福祉タクシーでは 2～3 人である。そのため福祉タクシーはできるだけ車いす利用者を優先するといった配慮が必要になることが懸念事項である。

#### 6-3-2. UD 車両の導入

本施策は、大館市が、国土交通省の支援施策を活用し、UD 車両を購入し、大館版 mobi の運行に導入するものである。地域公共交通確保維持改善事業は、「高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー

---

<sup>182</sup> 11 月大館市ヒアリング報告書

<sup>183</sup> 11 月大館市ヒアリング報告書

化を一体的に支援」することを目的としている<sup>184</sup>。補助対象事業者は交通事業者などとされており、また、UD タクシーの導入については、費用の3分の1が補助される。

この支援施策を活用するためには、①協議会の設置、②生活交通ネットワーク計画（生活交通事業計画）の作成を行い、補助金の申請を行う必要がある。その後、UD 車両による運行が行われ、その結果を踏まえ、③協議会による事業評価が行われ、④今後の地域の取組への反映が求められる<sup>185</sup>。

以下、①から④までの各プロセスの具体的な内容について、国土交通省による「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」<sup>186</sup>を参考に述べていく。

#### ①協議会の設置

本協議会は、生活交通ネットワーク計画（生活交通改善事業計画）を策定するために、必要となる。

まず、協議会の構成員については、関係する都道府県又は市区町村、関係する交通事業者又は交通施設管理者、地方運輸局又は地方航空局、その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者の協議会が必要とする者とされている<sup>187</sup>。そのため、大館市で設置する場合には、大館市、市内の交通事業者又は交通施設管理者、東北運輸局又は東北地方整備局、秋田県ハイヤー協会や秋北バス株式会社など<sup>188</sup>が挙げられる。

このように設置された協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局に報告することが求められる。

#### ②生活交通ネットワーク計画（生活交通改善事業計画）

生活交通ネットワーク計画とは、地域が目指す姿を踏まえて策定される計画である。

本計画では、目的、目標、指標、目標値の設定が求められる<sup>189</sup>。また、その際の目標設定にあたって3つ留意点が挙げられる。第一に、地域の上位計画との整合を図ることである。そのため、大館市の場合は、第2次新大館市総合計画や、大館市地域公共交通網形成計画といった上位計画を踏まえつつ、何のためにUD車両を導入するのかという事業実施の目的を整理する。第二に、目標は大館市の実情や国庫補助事業の趣旨を踏まえたものとする

---

<sup>184</sup> 国土交通省「地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備等事業）」  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466574.pdf>（閲覧 2022/12/12）

<sup>185</sup> 国土交通省・前掲注（184）、126頁

<sup>186</sup> 国土交通省「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」  
[www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf)（閲覧 2022/12/12）

<sup>187</sup> 国土交通省「補助制度について」  
[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-subsidize.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-subsidize.html)（閲覧 2022/12/12）

<sup>188</sup> 大館市「地域公共交通網形成計画 大館市地域公共交通協議会（任期：平成31年3月31日まで）」  
[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000002233\\_00/001\\_%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%85%A%E5%85%B1%E4%BA%A4%E9%80%9A%E7%B6%B2%E5%BD%A2%E6%88%90%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000002233_00/001_%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%85%A%E5%85%B1%E4%BA%A4%E9%80%9A%E7%B6%B2%E5%BD%A2%E6%88%90%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf)（閲覧 2022/12/12）

<sup>189</sup> 国土交通省・前掲注（184）9、10頁



ある。第三に、設定する指標については、データの取得のしやすさに注意することである。以上3点についての詳細は以下の図35・図36の通りである。



図 35 目標設定の流れ<sup>190</sup>

	目的	目標	
		指標	目標値
説明	事業の実施によって達成を目指す成果	達成すべき効果・変化の尺度	設定した指標の達成すべき数値
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の通学の足を守る</li> <li>高齢者の外出機会確保</li> <li>地域のコミュニケーション活性化</li> <li>バリアフリールート確保等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数</li> <li>収支率</li> <li>満足度等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日あたり60人</li> <li>50%</li> <li>平均3.5ポイント以上等</li> </ul>

図 36 用語の定義について<sup>191</sup>

### ③協議会による事業評価

ここでは、協議会<sup>192</sup>によって事業評価が行われ、その結果を地方運輸局に提出することが求められる。

事業評価とは、事業が実施された状況について、協議会が自ら評価を行い、事業を完了させたことに加え、事業の目的との関係を踏まえて、事業の実施状況の確認・改善点の検討を行うもの<sup>193</sup>である。

具体的な作業内容については、補助事業(UD車両を導入した大館版mobi)の実施状況、目標・効果の達成状況を把握し、大館市における今後の取組への反映の検討、計画自体について改善すべき点の有無についての確認などを行う。それらの結果を、地方運輸局に提出する。

<sup>190</sup> 国土交通省・前掲注(186)、2頁

<sup>191</sup> 国土交通省・前掲注(186)、2頁

<sup>192</sup> 国土交通省・前掲注(186)、3頁

<sup>193</sup> 国土交通省・前掲注(186)、39、41頁

#### ④今後の地域の取組への反映

上記により、提出した結果の評価を踏まえ、今後の UD タクシーを用いた大館版 mobi プロジェクトがより良い取組になるよう改善を行っていく。

具体的な作業内容<sup>194</sup>は、大館版 mobi プロジェクトに UD 車両を導入し、運行する取組に対し、評価を踏まえた改善点などを、次年度の大館版 mobi プロジェクトに反映させるとともに、必要に応じて、地域におけるバリアフリー化の計画自体についての見直しなどを実施する（図 37）。



図 37 今後の取組への反映の流れについて<sup>195</sup>

以上のようなプロセスを通し、大館市が UD 車両を購入し、大館版 mobi プロジェクトに導入することが可能となる。

一方、UD 車両は現行のハイエースに比べ乗者数が少なくなることが課題として残る。この点に関しては、大館版 mobi プロジェクトを実施していく中で得られたデータなどをもとに、どのように UD 車両による運行をしていくべきか随時検討を行っていく必要がある。

<sup>194</sup> 国土交通省・前掲注（186）、47、49 頁

<sup>195</sup> 国土交通省・前掲注（186）、52 頁

## 第7節 バリアフリーマップの作成

### 7-1. 課題と必要性

UDのまちづくりを考える上で、BFに関する情報提供は重要な視点である。障害のある方などの移動弱者は屋外を移動中に立ち往生するような事態にならないよう、事前にこれらのバリアが存在する位置を把握し、移動計画を立てることが多く、バリアの存在する位置やバリアの種類を事前に把握する手段としてBFマップが存在している<sup>196</sup>。また、最新のBF情報を発信する観点から、特に電子版のBFマップの必要性が高まっている。大館市に住む障害のある方へのヒアリング調査では、日常生活で外出時に必要な情報として、「障害者が使うことの出来るトイレや駐車場などの情報」が挙げられた<sup>197</sup>。

大館市では、2020年に東京オリンピックの聖火リレーコース周辺においてまち歩き点検を行い、その結果をもとに市内中心部を対象にした紙版のBFマップが作成された。このBFマップは現在、大館市役所福祉課の窓口で閲覧することができるが、一般には配布されていない。また、電子版のBFマップは作成されていないため、大館市民や大館市を訪れる人に市内のBF情報が行き届いていないと考えられる。最新かつ分かりやすい市内のBF情報を発信することにより、障害のある方や高齢の方、妊産婦や子ども連れなどが外出しやすくする必要はある。スマートフォンなどで市内のBF情報が確認できるようになれば、どこにいても情報を確認できるため、外出時の行動における選択肢が広がると考えられる。

### 7-2. 現行施策

2018年5月に成立したバリアフリー法の改正により、同法に定めるマスタープランや基本構想を作成している地域において、市町村がBFマップを作成する場合、施設設置管理者には市町村の求めに応じてBF情報を通知する義務などが課されており、市町村において円滑に情報の収集ができるようになった<sup>198</sup>。これを受け、国土交通省は「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」を作成し、自治体などが新たにBFマップを作成する際の指針を示している。

自治体が作成するマップの形態については、情報の更新や資源の問題などの観点から電子版のマップが一般的になりつつある。神奈川県川崎市では、川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」としてWebGIS方式が採用されている。WebGISはBFにとどまらない様々な情報提供に活用できるが、導入や維持に費用がかかることが課題として挙げられる<sup>199</sup>。一方、大阪府高槻市では、「高槻駅周辺おでかけMAP」として、Googleマイマップを活

<sup>196</sup> 宮田章裕ほか(2021)「バリアフリーマップにおけるバリア情報可視化手法の比較」、『情報処理学会インタラクション論文集』、785頁

<sup>197</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>198</sup> 国土交通省「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001338556.pdf> (閲覧2022/11/30)、3頁

<sup>199</sup> 国土交通省・前掲注(198)、21頁

用した Web マップ方式が採用されている<sup>200</sup>。こちらは Web マップ運営者の都合により自治体が意図しないシステムの変更が行われる可能性がある点などが課題であるが、WebGIS と比べコストを抑えることができる<sup>201</sup>。高槻市ではマップ作成にあたるアイコンの制作や情報収集などについて、約 500 万円で業務委託しているが、その後の維持費用は発生しておらず<sup>202</sup>、実現可能性の高い施策であると考えられる。

一方、民間による BF マップの作成もなされている。一般社団法人 Wheelog が運営するバリアフリー情報発信アプリである Wheelog! は、車いすで実際に走行したルートや、ユーザー自身が実際に利用したスポットなど、ユーザー体験に基づいた BF 情報を共有できる新しい BF マップのプラットフォームであり<sup>203</sup>、自治体から提供されたオープンデータも掲載されている（図 38）。実際に、2018 年に市内におけるトイレの BF 情報を提供した東京都町田市は、その後市民の投稿もあり Wheelog! での情報量が豊富である。



図 38 Wheelog!に掲載された情報（東京都町田市と秋田県大館市）<sup>204</sup>

<sup>200</sup> 高槻市「おでかけマップ」  
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/odekakemap/>（閲覧 2022/11/30）

<sup>201</sup> 国土交通省・前掲注（198）、21 頁

<sup>202</sup> 高槻市ヒアリング報告書

<sup>203</sup> Wheelog!HP「アプリについて」  
<https://wheelog.com/hp/app>（閲覧 2022/12/2）

<sup>204</sup> Wheelog!HP「Wheelog!」  
<https://app.wheelog.com/>（閲覧 2023/1/11）

### 7-3. 政策提言

上記の方向性を踏まえて、WSD は、「バリアフリー情報発信アプリ(WheelLog!)への市内のバリアフリー情報の提供」ならびに「Web 版大館市バリアフリーマップの作成」の2点を提言する。まず、2点の提言に共通する内容として発信する情報と民間施設のBF情報収集について述べる。

発信する情報は、BF設備の概要と、それぞれの設備に関する複数の写真である。BF設備については、WheelLog!に掲載されている内容に基づき、以下のような内容の掲載をすべきと考える。

- ①建物出入口（幅の広さ、段差やスロープの有無など）
- ②エレベーター（車いす用の操作盤、鏡の有無など）
- ③身体障害者など用のトイレ（手すり、オストメイト、ベビーベッドの有無など）
- ④身体障害者など用の駐車場（駐車できる台数、屋根の有無など）
- ⑤その他（点字メニューの有無など）

単独で移動する車いすユーザーにとって役立つ情報提供のあり方は、画像であるとされているため<sup>205</sup>、上記の情報に併せて、設備に関する複数の写真を掲載するものとする。情報量の多い画像を用いることで、様々な障害のある方などがそれぞれ必要な情報を収集し、外出時に役立てることができると考えられる。

また、公共施設のみならず民間施設の情報が掲載されることで、障害のある方などがより使いやすいマップとなる。民間施設のBF情報については、後述する提言「D&Iパートナー制度」においてパートナーになった民間事業者に対しBF情報の掲載について協力を求めることが考えられる。民間事業者がBF設備の概要やそれぞれの設備に関する複数の写真を提供することは、民間事業者にとっては障害のある方などが新たな顧客になるきっかけになり、障害のある方にとってはさらに外出しやすくなるといったメリットがある。

#### 7-3-1. バリアフリー情報発信アプリ(WheelLog!)への市内のバリアフリー情報の提供

大館市のBF情報を発信する上では、既存のプラットフォームを活用することが効率的だと考えられる。そこで、我々はBF情報発信アプリであるWheelLog!に着目した。大館市内のBF情報をWheelLog!アプリに掲載することにより、外出前だけではなく外出中であってもBF情報を直ちに確認することができ、障害のある方や高齢の方などが安心して外出できるようになる。

この施策は、大館市、(一社)WheelLog、障害のある方それぞれに利点のある施策である。大館市のメリットは市内のBF情報について時間と費用をかけずに広く発信できることである。民間事業者の既存システムを活用することで容易に情報発信を行うことができる。具体的には、WheelLog!が提供しているデータ入力シートにデータを入力したものを提供するこ

---

<sup>205</sup> 荒井雅代(2018)「車椅子ユーザーの交通に関する真に役立つバリアフリー情報」、『社会デザイン学会学会誌』、10巻、109頁

とにより、約1ヶ月で情報がWheeLog!のシステムに登録され公開されるようになる<sup>206</sup>。次に(一社)WheeLogのメリットは、WheeLog!アプリの掲載情報が増え、ユーザーの増加につながることである。大館市からBF情報のデータ提供を受けて公開することで、大館市民や大館市を訪れる方が新規でアプリを利用すると考えられる。最後に障害のある方のメリットは、外出時でも手軽にBF情報を確認できることである。このように、民間のBF情報発信アプリに情報を提供することは、三者にとってメリットのある有効な施策であると考えられる。

### 7-3-2. Web版大館市バリアフリーマップの作成

大館市のBF情報を発信するために、Webマップ方式によるBFマップを作成することが考えられる。具体的には、前述した大阪府高槻市「高槻駅周辺おでかけMAP」のように、Googleマイマップを活用したWebマップ方式が望ましい。また、本研究では色覚障害のある方や外国籍の方に対する情報のバリアを取り除く施策について後述しているが、BFマップについても本章第8節で述べるカラーUDや、やさしい日本語にも配慮したものとすることが適当である。前述した「BF情報発信アプリ(WheeLog!)への市内のBF情報の提供」では、市民が自由に投稿できるため、情報の正確性を担保することが難しく、臨時情報はコメントに載せて補完する形をとっているが、コメントが残り続けることなどを考えると、車いすユーザーにとって有益な情報かどうかという課題がある<sup>207</sup>。市内で道路工事が行われており車いすでの通行が困難であるなど、臨時のバリア情報は「市の情報」として市が作成したBFマップによる発信がより望ましい。この点について、大館市がWebマップ方式のBFマップを作成した後の展開として、市道の工事や公共施設のエレベーター点検など、一時的にBF設備が使えないといった臨時情報を発信することが考えられる。具体的には、地図に情報を詰め込むと利用者にとって必要な情報が伝わりにくくなることや、民間施設でも対応可能にすることを踏まえ、地図に直接臨時情報を載せるのではなく、臨時情報が掲載されたWebページのリンクなどを貼り付けることを想定する。このような取組により、障害のある方などがより外出しやすい環境が実現すると考えられる。

## 第8節 簡易的なバリアフリー施策

### 8-1. 課題と必要性

現在、東京2020大会を契機に、大館市のみならず、全国各地において施設や歩行空間などのハード面のBF化の取組が進められている。国土交通省においては、UDの考え方を踏まえたBF化の実現を掲げており、2020年に、バリアフリー法に基づく次年度以降おおむね5

---

<sup>206</sup> 一般社団法人WheeLog ヒアリング報告書

<sup>207</sup> 織田友理子様ヒアリング報告書

年間の目標<sup>208</sup>を公表している。具体的には、建築物については、現在、床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックの約60%をBF化することを目標として掲げて取り組んでいる。次期目標では、特別特定建築物のBF化を更に推進するため、「床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化率の約67%へ引き上げ」を行うとともに、公立小中学校についても、「文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を行う」とされている<sup>209</sup>。

しかし、文献調査やヒアリング調査によると、施設や道路のUD化やBF化を全面的に行おうとしても、整備費用や維持管理費用の面からなかなか進められないという課題がある。そこで、各自治体においては、BF化にあたり国による補助金の活用や、障害のある方からの意見を踏まえ、特にニーズの高いものから整備を行う、といった工夫がされている。それでも対応が難しい場合には、大規模改修の機会に合わせて整備を行う場合が多いことが、各自治体へのヒアリング調査より分かっている。

そこで我々は、BF化の追いついていない施設や歩行空間を、障害のある方が利用しやすいようにするための簡易的な施策について、文献調査やヒアリング調査、現地調査より得られた先行事例を踏まえ、以下、提言の検討を行う。

## 8-2. 政策提言

我々は、大館市内の施設のBF化推進のため、簡易スロープの導入および活用を提言する。この提言では基本的には公共施設への導入を想定している。

この簡易的な施策のメリットとしては、大規模改修を待たずとも、BF化が必要となる場合に対応することが可能である点である。

### 8-2-1. 簡易スロープの導入および活用

簡易スロープとは、臨機応変に（いつでもどこでも）段差解消を行うために、持ち運び可能なスロープを設置し、車いすでも移動することを可能にするものである（図39）。

---

<sup>208</sup> 国土交通省「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）」  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001373538.pdf>（閲覧2022/11/30）、3頁

<sup>209</sup> 国土交通省・前掲注（208）、11-12頁





図 39 簡易スロープ活用事例（東京都豊島区）<sup>210</sup>

本施策は、まずは公共施設への設置を想定している。簡易スロープを常備しておくことにより、障害のある方が、段差解消がされていない施設を利用する場合に柔軟に対応することが可能となる。一方、民間施設への設置については、出資源が異なるため整備のための拠出金に違いがあることや、公共施設への設置と異なる整備プロセスを踏むことが課題となる。そこで、後述する D&I パートナー制度を活用することが考えられる。具体的には、D&I パートナー制度において民間事業者の協力を得るために、本施策は簡易的であり、取組みやすい施策であるというメリットを理解してもらうことが重要となる。その際、簡易スロープをどのような場所に設置するのかについて先行事例を紹介することや、設置方法などを併せて周知することが望ましい。

また、簡易スロープは場所を選ばず設置することができ、持ち運び可能であるため収納や出し入れが容易である。そのため例えば普段とは別の場所の段差解消が必要となった場合に、既存の簡易スロープを用いることもできる（図 40）。

そして、一般の常設するスロープに比べコストを抑えられる<sup>211</sup>というメリットもある。具体的には、一般的なコンクリートを用いるものについては、スロープ自体の施工に約 10 万円かかり、その他（手すりの設置など）の費用も発生する。また、常設スロープは整備する地面がコンクリートの場合にはそのコンクリートの撤去など基礎からの施工になるため、その分のコストも発生する。一方、簡易スロープについては、簡易スロープ設置費用で足り、一般的なスロープに比べコストを抑えることが可能となる。そのため、緊急に段差解消に対応する必要がある場合に、コスト面を理由に整備できないなどの問題が発生しにくい。施設

<sup>210</sup> 文化庁文化財部「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集 共生社会実現に向けて」  
[www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/barrierfree\\_jireishu.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/barrierfree_jireishu.pdf)（閲覧 2022/11/30）、9 頁

<sup>211</sup> ハピすむ「庭の段差解消やスロープを設けるリフォームにかかる費用は？」  
<https://hapisumu.jp/garden-a191502/>（閲覧 2022/11/30）



のBF化に当たっては、コストの面から、大規模改修を待たなくてはならない場合や断念せざるを得ない場合もあるが、本施策を取り入れることにより、段差解消のニーズに対し、早急に対応することができ、また、課題解決の可能性も高まると考えられる。



図 40 一般的なスロープ（左・兵庫県）と簡易スロープ（右・山形県）<sup>212</sup>

## 第 9 節 やさしい日本語とピクトグラム・カラーユニバーサルデザインによる情報伝達

### 9-1. 課題と必要性

大館市においては、ヒアリング調査より、外国籍の方がよく行く場所（の案内表示）が多言語対応しておらず、困っていることが分かった<sup>213</sup>。また、大館市役所の税務課においては、外国籍の方など日本語を話すことができない方へ向けた対応が準備されておらず、多言語対応した公文書が設置されていないことが分かった<sup>214</sup>。また、市の Web サイトでは、防災情報に関しては多言語対応されたページがある<sup>215</sup>。このように、大館市においては多様な人々に配慮した案内表示や公文書、Web サイトでの表記があまり行われていないことが課題である。

また、大館市と同じ先導的共生社会ホストタウンである福島市のヒアリング調査より、外国籍の方だけでなく誰もが分かりやすい情報伝達をする必要性を伺った。福島市バリアフリーマスタープランにおいて、分かりやすい情報提供に努めることや、案内板の情報の更新に配慮することなどをするように計画されている<sup>216</sup>。しかし、日本語、英語、点字など情報

<sup>212</sup> 文化庁文化財部・前掲注（210）、7、23 頁

<sup>213</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

<sup>214</sup> 11 月大館市ヒアリング報告書

<sup>215</sup> 大館市「Foreign Language(disaster action)」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/foreign-language>（閲覧 2023/1/21）

<sup>216</sup> 福島市「福島市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/seisaku-chousei-sougou/shise/kocho/publiccomment/documents/baria-furi-puran.pdf>（閲覧 2023/1/24）、73 頁

が多くなると分かりにくく混乱してしまうため、情報が多くなりすぎないようにする必要があり<sup>217</sup>。そのため、福島市ではピクトグラムや路線図の色と乗り場の色を合わせるなどして、誰もが分かりやすい表示をするよう努めている<sup>218</sup>。前述した通り、大館市にも通常の日本語表記では、認識に困難を抱える方がいることが分かっている<sup>219</sup>。詳細は後述するが、ピクトグラムは、日本語が分からない方々でも、直感的に理解できるものである。それゆえ、大館市を D&I 都市とするためには、やさしい日本語やピクトグラムの普及が不可欠といえよう。

そこで、やさしい日本語とピクトグラム、カラーユニバーサルデザインを活用した情報伝達を行うことで、多様な人に配慮した情報伝達を行う必要があると考える。後述するが、これらは外国籍の方だけでなく、障害のある方や子ども、高齢の方など、多様な人に配慮した情報伝達ができるという効果も期待される。

## 9-2. 現行施策

### 9-2-1. 神奈川県横浜市「やさしい日本語」

神奈川県横浜市では、市役所の HP においてやさしい日本語を用いて日常の情報を発信する取組を実施している。やさしい日本語とは、普通の日本語よりも簡単で、外国籍の方などにもわかりやすい日本語のことであり、阪神・淡路大震災で日本人だけでなく多くの外国籍の方も被害を受けたという教訓から情報提供手段として研究され生まれた<sup>220</sup>。

やさしい日本語から得られる効果については、神奈川県横浜市が作成した「横浜市多言語広報指針」における指針の目的である「外国人市民等に対して、横浜市が情報提供を行う基準（対象、提供する情報の種類、言語等）を定めることにより、多言語による広報を積極的に行い、国際性豊かな多文化共生社会を実現すること」からも分かるように、多様な人への情報提供を円滑にし、分かりやすくすることである<sup>221</sup>。やさしい日本語は外国籍の方への情報伝達を目的に考案された言葉であるが、普通の日本語より簡単で、分かりやすい言葉に変換されていることから、小さな子どもや高齢の方、障害ある方などにも有効な情報伝達手段だと考えられている<sup>222</sup>。やさしい日本語については図 41 を参照されたい。

このように、やさしい日本語の導入を進めることで、外国籍の方が増加している大館市において、①全ての母語で情報伝達をすることが困難であるという現状に対応できるこ

<sup>217</sup> 福島市ヒアリング報告書

<sup>218</sup> 福島市ヒアリング報告書

<sup>219</sup> 大館市ほんごCOCOの会ヒアリング報告書

<sup>220</sup> 東京都オリンピック・パラリンピック準備局「『やさしい日本語』について」

<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/multilingual/references/easyjpn.html>（閲覧 2023/1/14）

<sup>221</sup> 横浜市「横浜市多言語広報指針」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/kikaku/guideline.html>（閲覧 2023/1/14）

<sup>222</sup> 静岡県「やさしい日本語手引き」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005563.pdf>（閲覧 2023/1/20）、2 頁

と、②災害時に限らず平時においても、翻訳作業が必要な外国語と比べ、より迅速な情報発信が可能となるなどの効果が期待できる。



図 41 やさしい日本語<sup>223</sup>

#### 9-2-2. 「ピクトグラム」

ピクトグラムとは、情報や指示、案内などを単純化された絵や図形で表したもののことで、1964年東京オリンピックを契機に作成され、世界中に浸透したデザインである（図 42）。

ピクトグラムは、オリンピックや日常生活で使用されているように、言語を使わずとも、必要な情報やイメージが伝わるという効果がある<sup>224</sup>。国籍、年齢問わず、ピクトグラムを見ただけでどのような特徴であるかを理解できるため、バリアフリー推進事業でも多く使用されている<sup>225</sup>。

国土交通省が作成した「道路の移動円滑化整備ガイドライン」によると、ピクトグラムを表示することが望ましい場所として、踏切、交差点、公共交通施設、案内所、公共施設、大規模商業施設、公衆便所、バリアフリー経路・施設などを挙げている<sup>226</sup>。

<sup>223</sup> 大阪市『『やさしい日本語』で話してみませんか?』  
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000510655.html>（閲覧 2023/1/26）

<sup>224</sup> MarkeTRUNK「ピクトグラムとは?その意味や歴史、作り方を解説します」  
<https://www.profuture.co.jp/mk/column/36958>（閲覧 2023/1/26）

<sup>225</sup> MarkeTRUNK・前掲注（224）

<sup>226</sup> 国土交通省「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
<https://www.mlit.go.jp/road/sign/data/chap7.pdf>（閲覧 2023/1/24）



図 42 非常口のピクトグラム

### 9-2-3. 神奈川県川崎市「カラーユニバーサルデザイン」

カラーユニバーサルデザイン(以下、CUD という)とは、「多様な色覚を持つ様々な利用者に配慮して、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるものづくりをすること」<sup>227</sup>である。CUD については図 43 を参照されたい。

色のバリアは職場や家庭の文書、外出先で見かける文書などに存在するため、色覚障害のある方が文書を読む際困っている。このような課題に対応するために、川崎市では「カラーユニバーサルデザインを行うための 3 原則+1」を設定している<sup>228</sup>。それは、以下の通りである。

原則 1：色だけでなく「形の違い」「位置の違い」「線種や塗り分けパターンの違い」などを併用し、利用者が色を見分けられない場合にも、確実に情報が伝わるようにする。

原則 2：家庭の照明条件や使用状況を想定して、どのような色覚の人にもなるべく見やすい配色を選ぶ。

原則 3：利用者が色名を使ってコミュニケーションすることが予想される場合、色名を明記する。

+1：その上で、目に優しく見て美しいデザインを追求する。

CUD を活用することで、多様な人への情報伝達を可能とし、伝わりやすくすることが期待できる。色覚障害のある方に配慮することは、色数が無秩序に増えがちな一貫性のない色彩設計を一から吟味し直し、伝えたい情報の優先順位を考え、情報の受け手が感じる印象や心理を考慮しながらデザインするということ、創り手の美意識や感性だけでなく、利用者の視点に立って使いやすさを追求することができる<sup>229</sup>。これは、結果として色覚障害のある方だけでなく、全ての人に価値のあるデザインであり、神奈川県川崎市の作成した、「公文書作成における CUD ガイドライン」における策定目的が、「市民のみならず、職員相互におい

<sup>227</sup> 川崎市「公文書作成におけるカラーUD ガイドライン」

[https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000024/24002/cud\\_guide.pdf](https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000024/24002/cud_guide.pdf) (閲覧 2023/1/20)、3 頁

<sup>228</sup> 川崎市・前掲注 (227)、10 頁

<sup>229</sup> 川崎市・前掲注 (227)、3 頁

ても、伝えたい情報を確実に伝えられるようにすることを目指し」<sup>230</sup>とされている点からも読み取ることができる。



図 43 カラーユニバーサルデザイン<sup>231</sup>

### 9-3. 政策提言

ヒアリング調査や現地調査を踏まえ、我々は、やさしい日本語とピクトグラム、CUD を用いた情報伝達を行うことを提言する。やさしい日本語とピクトグラム、CUD を用いた情報伝達を行う場所は以下の二か所を想定する。

#### ①公共施設におけるトイレやエレベーター、非常口など主要な設備を説明するための案内表示

公共施設に導入する理由は2点ある。1点目は、第一次的に公共施設に導入することで、費用負担を軽減することができるからである。ヒアリング調査より、外国籍の方が普段よく行く駅などが多言語対応していないことが判明した<sup>232</sup>。前述した通り、外国籍の方に限らず、大館市に在住する多様な属性を持つ人にとって分かりやすい案内表示が公共施設において設置されていることが不十分であることが考えられる。特に、駅に設置されている案内表示について①やさしい日本語、②ピクトグラム、③CUD を活用することで、多様な人にとって分かりやすい情報発信をすることができ、彼らにとってアクセシビリティ

<sup>230</sup> 川崎市・前掲注 (227)、2 頁

<sup>231</sup> Neo Design 「トイレのサインから見る、人の認知能力と UX」  
[https://www.neomadesign.jp/toilet\\_sign\\_ux/](https://www.neomadesign.jp/toilet_sign_ux/) (閲覧 2023/1/14)

<sup>232</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

の強化につながることを期待できる。2点目は、民間施設にこれらを導入するためのプロセスが、公共施設に導入する場合と比べ複雑だからである。しかし、前述した通り、外国籍の方のよく行くスーパー（民間施設）の案内表示は多言語対応されておらず、外国籍の方が困っている<sup>233</sup>ことが分かっている。このように、外国籍の方に限らず、多様な人に配慮した案内表示は、民間施設においても導入する必要性が高い。そこで、民間施設にこれらを導入する場合には、第2部第2章第5節で述べるD&I推進パートナー制度を活用する。D&I推進パートナー制度とは、民間事業者によるハード面でのUD化整備を、資金面で補助することによって、彼らのD&Iに対する意識を醸成してもらうという制度である。D&I推進パートナー制度において民間事業者に商業施設やwebページなどにおいて導入してもらうためには、多様な人の利用が促進され収益の面などで効果があるという利点を理解してもらうことが重要である。

## ②公文書・HP

前述したように、他の自治体のように、大館市において公文書や市のHPにおいて、①やさしい日本語や②ピクトグラム、③CUDを導入することを提言する。

公文書においては、市役所の窓口を設置されてある行政文書や広報誌など導入することが望ましい。窓口における各種申請手続き書類は障害のない方や日本人にとっても分かりづらく複雑であること、また、広報誌は多様な人の目に触れる機会が多いことが想定される。そのため、公文書においてこれらを活用することで、障害のある方や外国籍の方に限らず、大館市在住の多様な属性を持つ人々に対して分かりやすい情報提供が期待できる。

HPにおいては、日常生活に必要な情報（各種申請・届出手続き・高齢者支援情報・子育て情報など）だけでなく、緊急時に対する防災情報をやさしい日本語などで表現することが望ましい。特に、外国籍の方は、生活に必要な情報などはインターネットを通じて取得していることがヒアリング調査より判明した<sup>234</sup>。外国籍の方に限らず、障害のある方や子ども、高齢の方なども含め、大館市に在住する多様な人は、インターネットを通じて様々な情報を入手していることが想定される。そのため、HPにおいて生活に必要な情報を多様な人に配慮した表現にすることで、多くの人の生活に対する困りごとが軽減されることが期待できる。

このように、大館市には外国籍の方や障害のある方、高齢の方など多様な人が住んでいるため、誰にとっても分かりやすく使いやすい情報発信をする必要がある。案内表示や公文書、HPなどに①やさしい日本語、②ピクトグラム、③CUDを取り入れることで、障害のある方やない方、外国籍の方や高齢の方など、多様な属性を持った人にとって分かりやすい情報提供が可能となる。

<sup>233</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

<sup>234</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

## 第2章 心のバリアフリーの醸成

### 第1節 「心のバリアフリーの醸成」総論

#### 1-1. 心のバリアフリーとは

そもそも「心のバリア」とは「知らない・知ろうとしないこと」「知っていても理解しようとしなないこと」「障害者は……だというような決めつけのこと」であり、知識不足、認識不足、誤解、偏見、経験不足などが原因で、対等に、人格を尊重してつきあえないことを指す<sup>235</sup>。したがって、このような心のバリアを解消することが「心のBF」である。なお、心のBFの定義は、第1部第4章第3節を参照されたい。

#### 1-2. 心のバリアフリーを醸成する理由と目指すべき姿

##### 1-2-1. 心のバリアフリーを醸成する理由

ここで今一度、心のBFはなぜ醸成されなければならないのか、について考えたい。心のBFは、ユニバーサルデザイン2020行動計画の中で、UDのまちづくりとともに、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱と位置付けられている。共生社会においては、いかなる理由による差別、虐待、隔離、暴力、特別視もあってはならないものであるが、障害者をはじめとする社会的弱者に対して、過去にこれらが行われてきたこと、そして現在も完全になくなったわけではないことは、残念ながら事実である。NHK「障害者共生社会に関する世論調査」によれば、「今の日本の社会に、障害のある人に対する差別や偏見があると思うか」という質問に対し、「かなりある」「ある程度ある」は合わせて77.3%であった<sup>236</sup>。日本がパラリンピックを契機として目指そうとしている共生社会を実現するためには、社会全体の人々の心の在り方を変えていかねばならない。

さらに、社会の中で（障害のある）人が感じるバリアには、①物理的なバリア、②制度的なバリア、③文化・情報面でのバリア、④意識上のバリア（心のバリア）という四つの種類があるといわれている<sup>237</sup>。このうち、④意識上のバリア（心のバリア）は、①から③のバリアの根本的な原因であり、心のバリアをフリーにする（解消する）ことによって、そのほかのバリアも徐々に解消されると考えられる<sup>238</sup>。

つまり、心のBFの醸成は、社会にある物理、制度、文化情報面の全てのバリアを解消する原動力を養うことであり、私たちの生きる社会を理想的な共生社会にするために必要不可欠な取組なのである。

<sup>235</sup> 徳田克己・水野智美(2005)『障害理解 心のバリアフリーの理論と実践』、誠信書房、8-10頁

<sup>236</sup> NHK「『障害者共生社会に関する意識調査』単純集計結果」

[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190729\\_1.pdf](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190729_1.pdf)（閲覧2023/1/21）

<sup>237</sup> 国土交通省「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」

<https://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf>（閲覧2023/1/10）

<sup>238</sup> 政府広報オンライン「知っていますか？街の中のバリアフリーと『心のバリアフリー』」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>（閲覧2023/1/10）



## 1-2-2. 目指すべき姿

理想的な共生社会では、人々の生活や心において「障害のある方とない方」「高齢の方と若年の方」「日本の方と外国籍の方」といった区切りはない<sup>239</sup>。このゴールに向けて、心のBFを体現するためのポイントは、第1部第4章第3節に示した3つである。ここでは、心のBFの目指すべき姿を確認するため、3つのポイントについて、ユニバーサルデザイン2020行動計画や関係する条約をもとに詳しく述べる。

### ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること

社会の一人一人が「障害の社会モデル」を理解し、自らの意識に反映させ、社会的障壁の除去に向けた具体的な行動に変えていくことが求められている<sup>240</sup>。なお、「障害の社会モデル」の定義は、第1部第4章第5節を参照されたい。

### ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること

障害者権利条約によれば、「障害に基づく差別」とは、「障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するもの」をいい、これには、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定）が含まれる<sup>241</sup>。障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が障害のある方に対する差別を行わないことを徹底する必要がある。

### ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと

この③の力については、中でも障害のある人の尊厳を大切にし、合理的配慮を行うことができるよう、障害についての基礎的知識や障害の状態に応じた接し方について、その基本を習得すべきとされている<sup>242</sup>。

以上が心のBFを体現するための3つのポイントである。ユニバーサルデザイン2020行動計画では、主に障害のある方に主眼が置かれた記述となっているが、WSDでは障害のある方に加え、高齢の方や外国籍の方にも着目し、彼らの尊厳をまもり、彼らの抱える困難に対しても合理的配慮を行うべきであると考えられる。

---

<sup>239</sup> 首相官邸・前掲注（17）、1-2頁

<sup>240</sup> 首相官邸・前掲注（17）、2頁

<sup>241</sup> 外務省・前掲注（21）、7頁

<sup>242</sup> 首相官邸・前掲注（17）、5頁

### 1-3. 心のバリアフリーに関する国の施策

心のバリアフリー醸成に関する国の施策は、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に示されている。ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の基本方針は、第 1 部第 5 章第 2 節を参照されたい。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で心の BF の実現に向けて示された施策は表 5 の通りである。左に分野名、右に具体的な取組の題目を抜き出している。学校・企業・地域・国の各レベルにおいて、「心の BF」を醸成するための指針を示すと同時に、障害当事者からの情報発信の重要性も踏まえ、発信力の強化も盛り込まれている。各取組の具体的な内容については、第 2 章以降、我々の政策提言に際して必要な場合、個別に述べることとする。

表 5 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 心の BF についての施策

分野	具体的な取組
学校教育における取組	すべての子供たちに「心の BF」を指導 すべての教員などが「心の BF」を理解 障害のある人とともにある「心の BF」授業の全面展開 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 高等教育（大学）での取組
企業などにおける「心の BF」の取組	企業などにおける「心の BF」社員教育の実施 接遇対応の向上 障害のある人が活躍しやすい企業などを増やす取組
地域における取組	地域に根差した「心の BF」を広めるための取組 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方 その他
国民全体に向けた取組	障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会などの開催を推進 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施 国民全体に向けた「心の BF」の広報活動
障害のある人による取組	障害のある人自身による発信を支援する取組 (題目がなかったため、WSD にて補足。)

#### 1-4. 心のバリアフリーに関する大館市の施策

大館市はバリアフリーマスタープランにおいて、心のBFを推進するため、行政を中心として事業者や市民と協働で、理解を深めるための啓発・広報活動や、行動につなげるための教育活動に取り組むことを宣言している<sup>243</sup>。

具体的な心のBFの取組としては、タイ王国パラリンピックチーム（パラ陸上・ボッチャ）の事前キャンプ受け入れの決定を受け、定期的なボッチャ体験会の開催や、出前講座の実施などにより、市民に障害者スポーツや障害への理解を深めてもらう機会を設けたことが挙げられる。東京パラリンピック以後も、タイ王国のパラアスリートを招いてのボッチャ交流会が継続して開催されている。各施策の詳細については、各提言の「現行施策」で後述する。

さらに、「大館市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（以下、手話言語条例）」が2019年4月から施行された。これは、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくことのほか、手話を言語として位置付けることで、市民に対する手話の理解促進や普及を図ることを目的として制定されたものである。手話言語条例に基づいた具体的な施策としては、障害当事者が講師となって毎年開催されている手話奉仕員養成講座が挙げられる。

#### 1-5. 心のバリアフリー醸成に関する5つの政策提言とその構造

我々が心のバリアフリーの醸成に関して行う政策提言は、表6の通りである。政策提言先である秋田県大館市を含む自治体へのヒアリング調査と、先行研究・先行事例などの文献調査を踏まえ、ニーズの高さ、実現可能性を考慮して作成した。

第1章「ユニバーサルデザインのまちづくり」が、主に障害のある方や高齢の方、外国籍の方などの当事者が社会参加するにあたっての課題の解消を目指していたのに対し、本章「心のバリアフリーの醸成」は、日常の中で特に困りごとを抱えていない非当事者への心のバリアフリーの醸成を主とする。本来、心のBFは、障害の有無や年齢、性別、国籍などの個人の属性に関わらず、誰もが内面化し、体现できるようになるべきものである。しかし、社会の中で多数派である非当事者の多くが、日常において当事者を意識せず（できず）、その結果、当事者が社会から排除されてしまっている例は枚挙にいとまがない。共生社会を実現するためには、まず多数派である非当事者に対して、重点的に心のBFを醸成していくことが必要不可欠であると考えた。

さらに、全ての市民を対象に、もれなく心のBFを醸成するために、アプローチ方法の違いによって、3つの対象グループを設定した（図44）。それは、子ども、関心の高い大人、無関心な大人である。ここでいう「子ども」とは主に小中学生を指し、子どもたち個人の関心の有無に関わらず、学校という場において心のBF醸成を目指す（提言1と2に該当）。「大人」については、心のBFやD&Iについての関心の有無によって、二つのグループに分

<sup>243</sup> 大館市・前掲注（73）、54頁

けた。関心が高い方に対しては、D&I や心の BF を学習する場や機会の充実によって心の BF のさらなる醸成を目指す（提言 3 に該当）。関心のない方に対しては、公共空間などで心の BF の入り口となるような機会を増加させることで、まずは関心を持っていただくことを目指す（提言 4 と 5、第 3 章多様な人々の交流）。

表 6 心の BF 醸成に関する政策提言

1	学校教育における福祉体験学習の充実
2	学校教育における正課ボッチャクラブの増設
3	市民向け障がい者サポーター養成講座のブラッシュアップ
4	民間向け D&I パートナー制度の創設
5	外国籍の方への理解を深める機会の創出

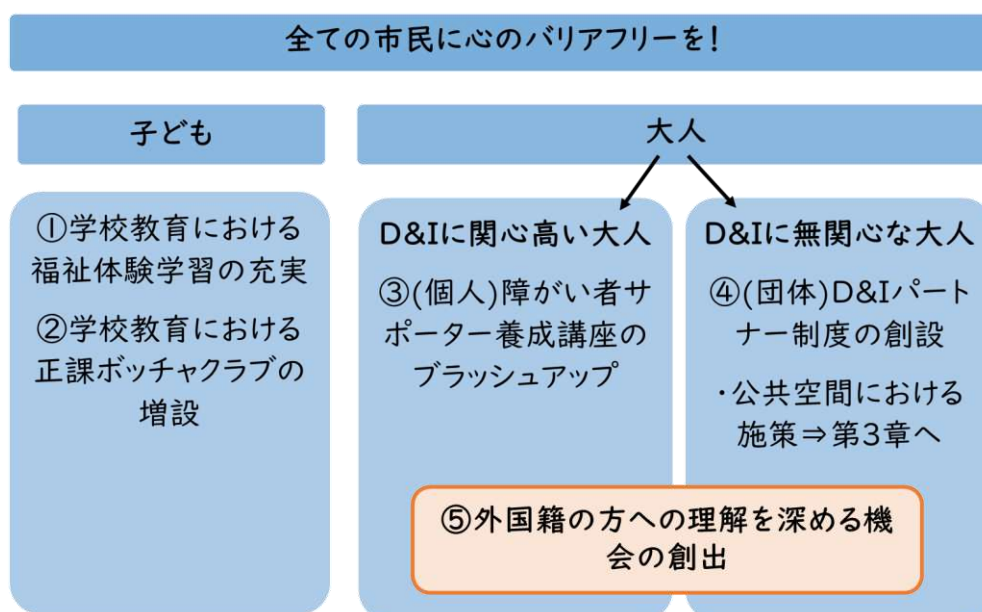


図 44 心のバリアフリーに関する政策提言の構造

(作成：WSD)

#### 1-6. 提言の形式

本章では、2種の提言がある。すでに大館市において取り組まれている施策について改善を提言するものと、大館市において現状取り組まれていない新規施策を提言するものである。前者の場合には、まず大館市の現行施策を整理し、次にその施策の問題点（改善点）と施策の必要性を指摘したうえで、最後に政策提言を行う。一方、後者では、まず大館市の課題を指摘し、次に参考になりそうな他自治体などの類似施策を提示したうえで、最後に政策提言を行う。

## 第2節 学校教育における体験学習を通じた心のバリアフリーの醸成

### 2-1. 現行施策

政府は、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する、としている<sup>244</sup>。その際、特に重要なのは、子どもたちが頭で理解するだけでなく、体験学習を通じて、感性としても心のバリアフリーを身に付けることである<sup>245</sup>。

2022年現在、大館市にある「学校」は、小学校17校、中学校9校、高等学校3校、短期大学・大学2校、特別支援学校1校であるが<sup>246</sup>、本節において、対象とする教育機関は、主に大館市の教育委員会の管轄である小学校、中学校とする。今回の提言先が大館市であること（高校以上は県への提言が必要）、小中学校は義務教育であるためほぼ全ての子どもへのアプローチが可能であることが、その理由である。

#### 2-1-1. 国が行っている体験学習（国土交通省 「バリアフリー教室」）

国土交通省では、地方運輸局の主催により、全国各都市において「バリアフリー教室」を開催し、擬似体験、介助体験、BF化された施設の体験などができる場を提供している<sup>247</sup>。大館市において、この「バリアフリー教室」は利用されていない。

#### 2-1-2. 秋田県、大館市、その他団体が行っている体験学習（現在大館市内の小中学校で行われている体験学習）

現在大館市内の小中学校で行われている体験学習には、以下のようなものがある。基本的には、教育課程に位置付けられている学年（小学校4年生～6年生、及び中学生）が、何らかの形で関係機関と連携して授業として実施している<sup>248</sup>。

##### ① 秋田県身体障害者福祉協会による障害疑似体験（小学校3校）

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会が小中学生向けに行っている障害理解教室である。2021年度には、市内の小学校3校、計82名の児童が「車いす体験教室」、「点字を学ぼう」の講座を受講している<sup>249</sup>。

<sup>244</sup> 首相官邸・前掲注（17）、6頁

<sup>245</sup> 首相官邸・前掲注（17）、6-7頁

<sup>246</sup> 大館市「学校（小・中・高・大）」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/koukyoushisetsu/annai/school>（閲覧2023/1/23）

<sup>247</sup> 国土交通省「バリアフリー教室」

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html)（閲覧2022/12/16）

<sup>248</sup> 大館市学校教育課ヒアリング調査（追加質問回答）

<sup>249</sup> 社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会「小中学生向け障害理解教室」

<https://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/center6.html>（閲覧2023/1/14）

## ②社会福祉協議会による福祉体験学習（2021年度：5校で各45分の授業）

社会福祉法人大館市社会福祉協議会が、小学校4年生に対して行っている福祉体験学習である。障害理解のための講話と障害のある方・高齢の方との交流学习を実施している。

## ③日本盲導犬協会による「盲導犬学校キャラバン」（2021年度：1校、学年集会）

市内の小中学校1校で、視覚障害当事者と盲導犬を招き、視覚障害や盲導犬の役割について、体験的に学習した<sup>250</sup>。

## ④義足のアスリートとスポーツ体験

ホストタウン登録を契機にオリパラ教育としてスポーツ義足体験、パラアスリートとの交流が行われた<sup>251</sup>。

## 2-2. 課題と必要性

前述した大館市で行われている体験学習は、1校3時間程で、障害・福祉に関する講話と体験学習とが行われており、学習の機会自体は確保できていると考えられる。しかし、大館市における福祉体験学習をより効果的なものとするためには、3点の課題があると考えられる。1点目は、福祉体験学習を担える障害当事者の減少である<sup>252</sup>。2点目は、体育館や学校周囲での体験にとどまっていることである<sup>253</sup>。加えて3点目は、福祉体験学習の効果を高めるといわれているリフレクション<sup>254</sup>の時間が不十分であると推測されることである<sup>255</sup>。

### 2-2-1. 福祉体験学習を担える障害当事者の減少

ヒアリング調査より、現在大館市は、活動的な障害当事者の減少に直面している<sup>256</sup>。大館市身体障害者協会では、加入している障害当事者の高齢化と、若い障害当事者の加入の減少により、福祉体験学習の講師を担える障害当事者がほとんどいないとのことであった<sup>257</sup>。しかし、福祉体験学習においては、講話や体験を通して当事者の視点に触れることで効果が高

---

<sup>250</sup> 大館市立東館小学校「盲導犬キャラバン来校！～あつという間の2時間～」  
<http://higashitate.blog130.fc2.com/blog-entry-1155.html>（閲覧2023/1/14）

<sup>251</sup> 大館市学校教育課ヒアリング調査（追加質問回答）

<sup>252</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>253</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>254</sup> 教育現場におけるリフレクションとは、日本語では「振り返り」のことで、主に体験的な学びにおいて、体験を学びとして構築するための教育手法として定着している。参照：みんなの教育技術「みんなの教育用語 リフレクション」

<https://kyoiku.sho.jp/141381/>（閲覧2023/1/25）

<sup>255</sup> 村上徹也（2012）「サービスラーニングにおけるリフレクション研究の到達点」、『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』、20巻、9頁

<sup>256</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>257</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

まるといわれており<sup>258</sup>、可能な限り当事者とともに学習を行うことが望ましい。

## 2-2-2. 体育館や学校周辺での体験に限定

現在大館市で行われている体験学習は、体育館や学校の敷地周辺のみであることがヒアリング調査より明らかになった<sup>259</sup>。しかし、体験の効果をより高めるためには、子どもたちが普段使っている通学路やスーパーなどの街中に出て体験することが望ましい。全国社会福祉協議会によれば、福祉教育は地域と学校がともに行うべきものとされており、その点からも、福祉体験学習は学校の中だけでなく、地域社会の中で地域住民と協力して行われる必要がある<sup>260</sup>。

## 2-2-3. リフレクション時間が不十分

現在大館市で行われている福祉体験学習は、1校3時間程度で、時間の内訳は、冒頭45分が社会福祉協議会の職員の方による講話、その後体験学習である。したがって、学んだことや体験したことを振り返るリフレクションの時間が少ないことが予想される。リフレクションとは、日本語では「振り返り」のことで、主に体験学習において、体験を学びとして定着させる手法である。体験後にリフレクションを行うことにより、深い学びにつながるといわれている<sup>261</sup>。先行研究によれば、なんらかの体験後行われるリフレクションには、省察的観察の段階、抽象的概念化の段階、積極的な試行の段階という3つのプロセスがある<sup>262</sup>。具体的には後述するが、これらのプロセスを経ることによって、体験をそれだけで終わらせず、そこからの学びを内在化できると考えられる。福祉体験学習の学びの効果を高めるためには、リフレクションの時間を十分に確保することが望ましい。

## 2-3. 政策提言

上記の課題を踏まえ、以下の3つの提言を行う。

### 2-3-1. 地域の高齢の方と一緒に体験

1つ目の課題として、福祉体験学習を担える障害当事者の減少を挙げた。しかし、福祉体験学習の講師を担えるのは障害のある方だけではない。年を重ね、身体機能や認知機能が子どもたちとは大きく異なる高齢の方は、子どもたちに、自分とは異なる心身の状況にある人への想像力を働かせる機会を提供できると考える。ここでいう「高齢の方」とは、学校支援

---

<sup>258</sup> 柴田貴美子（2010）「病や障害を抱えた当事者が語る『当事者参加型授業』の現状と効果に関する文献レビュー」、『文京学院大学保健医療技術部作業療法学科紀要』、第3巻、25頁

<sup>259</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>260</sup> 全国社会福祉協議会「地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービスラーニングの手法で地域を作る～」

[https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigy/research/20191220\\_fukushikyouiku.pdf](https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigy/research/20191220_fukushikyouiku.pdf)（閲覧 2023/1/15）

<sup>261</sup> 村上（2012）・前掲注（255）

<sup>262</sup> 村上（2012）・前掲注（255）



地域本部などに所属する、地域の学校ボランティアの方を想定している。また、次節の「障がい者サポーター養成講座」の修了者にも協力を依頼することを検討すべきである。

### 2-3-2. まちに出での体験

子どもたちが日常的に使っている通学路やスーパーなどを使って体験学習を行うことを提言する。これは、学校と地域がともに行う福祉学習という全国社会福祉協議会の目標にも沿うものであり、福祉学習の重要な要素である「自分の地域を知る」ことにもつながっている<sup>263</sup>。また、我々自身が体験した一般社団法人 WheelLog の車いす街歩きプログラムを参考に、子どもたちが体験学習を楽しめる仕掛けを用意することを提言する。具体的には、子どもたちに特に体験してほしいことをいくつかピックアップしてビンゴなどにし、ゲーム感覚で車いす体験ができるような工夫を行う。

### 2-3-3. リフレクションの時間の確保

体験学習の効果をより高めるため、講義や体験でインプットした知識や経験の振り返りと、アウトプットの機会を設けることを提言する。具体的には、現在行われている講話と体験学習の後に、まずは、個人やグループでの振り返りを行い、自らの体験を言葉にして客観的にとらえ直す、同じ体験をした他者がどのように感じたのかなどを知ることで学んだことを抽象化する、といった時間を設ける。そのうえで、学んだことから自分が何をすべきか、何ができるのかを考え実行するアウトプットの間を設ける。アウトプットは、学習者の発達の段階によって適切に設定すべきであるが、我々が考えるアウトプットの機会のイメージ例は、以下のとおりである。

- ・小学校：啓発ポスター・壁新聞の作成。
- ・中学校：大館学び大学などでの福祉ミニ講座の講師を務める。
- ・高校：小中学生向けの福祉体験学習プログラムを考案する。

こうした一連の学習の流れのなかに「体験学習」を位置づけることで、ただ単に福祉体験を行うよりも、より効果的で深い学びになることが期待できる。

## 第3節 学校教育における正課ボッチャクラブの増設・深化

### 3-1. 現行施策

2022年6月、東京2020大会のレガシーとしてスポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、障害者スポーツ振興方策を総合的に検討することを目的として、文部科学省は障害者スポーツ振興方策に関する検討チームを設置した。本チームにおける施策の基本的な考え方は、「健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉

---

<sup>263</sup> 全国社会福祉協議会・前掲注（260）

え、『ユニバーサルスポーツ』の考え方を施策全般において推進」することである。国の方針として障害の有無にかかわらずに誰もがともにスポーツをすることが重視されていることがヒアリング調査からも明らかとなった<sup>264</sup>。

障害のない子どもたちがパラスポーツに触れるという観点では、現在、大館市では市内小学校 17 校中 2 校に正課ボッチャクラブが設置され、特別活動におけるクラブ活動として、継続して競技に取り組む機会が設けられていることがヒアリング調査より明らかとなった<sup>265</sup>。また、大館市では「はちくんオープン（ボッチャ交流会）」が定期的で開催されており、第 2 回はちくんオープンには前述した小学校 2 校のボッチャクラブが参加している<sup>266</sup>。クラブの存在が地域の方々と子どもたちとがボッチャを通じて交流する機会の一つとなっている。

### 3-2. 課題と必要性

パラスポーツと日本財団パラリンピックサポートセンターによる、「パラスポーツ体験の有無が共生意識にどのような影響を与えるか」に着目した調査によれば、パラスポーツ体験が、体験者の共生社会に関する言葉の認知度向上や、パラスポーツおよび障害(者)に対する行動にポジティブな影響を与えることが示唆されている<sup>267</sup>。例えば、パラスポーツ体験者は非体験者より、困っている人へ声がけをした経験が約 1.7 倍となることが明らかとなった。こうした研究を踏まえると、現在大館市には、正課ボッチャクラブが市内 17 の小学校のうち 2 校に創設されており、小学校 4 年生から 6 年生の学校教育の枠組みの中にボッチャクラブがあること自体は先進的な取組であるが、ボッチャを日頃プレーする機会のある子どもたちが限定的であることには改善の余地があると言える。また、第 1 部第 6 章第 2 節で述べた通り、大館市はタイ王国のボッチャチームのホストタウンとなったことを受けて市民の間にもボッチャクラブが広がりを見せてきた。我々 WSD も参加したボッチャ交流会である「第 3 回はちくんオープン」には、渋谷区から 2 チームとパラリンピックで団体 3 連覇を達成したタイ王国ナショナルチーム、さらに日本代表が招かれ、市内チームを含めて計 24 チームが参加し、約 100 人が交流試合を楽しんだ。この地域資源を生かしながら、パラスポーツ浸透の機運の高まりを逃すことなく、ボッチャをより身近なものとして子どもたちや地域に根付かせていくことが望ましい。

---

<sup>264</sup> スポーツ庁ヒアリング報告書

<sup>265</sup> 6 月大館市ヒアリング報告書

<sup>266</sup> 大館市「ハチ公カップ争奪 第 2 回はちくんオープンを開催しました」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295/p9268> (閲覧 2023/1/15)

<sup>267</sup> 公益財団法人 日本財団パラスポーツサポートセンター「-パラスポーツが共生意識に及ぼす影響を調査-『パラスポーツ体験』が与えるポジティブな影響が明らかに」  
<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000090.000023445.html> (閲覧 2023/1/11)

### 3-3. 政策提言

そこで、我々は大館市内の子どもたちの心のBFを一層醸成するために、小学校における正課クラブの増設と、その活動を深化させることを提言する。ただし、指導にかかる教員の負担やポッチャのボールやコートを購入費などの予算の観点からも、一度に全校へ増設することは現実的ではない。それゆえ小学校区内に市民のポッチャサークルがある地域から段階的に増設すべきである。その際、講師は近隣の市民サークルの方々に依頼することが望ましい。例えば、大館市立川口小学校にポッチャサークルを増設し、川口小学校区内のポッチャサークルである、下川沿ポッチャサークルの方々に講師を依頼するという形での増設を想定している。現在、コミュニティ・スクールである城西小学校<sup>268</sup>をはじめ、市内の一部の小学校では地域の外部講師によるクラブ活動が行われている。ポッチャクラブにおいても、地域の市民サークルの方々に外部講師を依頼する形で、同様に取組を推進していくことが望ましい。

また、日々の地域の講師によるクラブ活動のみならず、前述した市の主催するポッチャ交流会への小学校のポッチャクラブの参加を促進すべきである。なぜなら、交流会には障害の有無や性別、年齢など、様々な属性の人々の参加が想定されるからである。「第3回はちくんオープン」には、高齢の方が主たるメンバーの市内のポッチャクラブや、民間企業のポッチャチームのほか、秋田県の特別支援学校の学生や車いすを利用されている方や耳の不自由な方なども参加されていた。日頃のクラブ活動は講師を務める地域の方々と小学生の交流にとどまるが、こうしたポッチャ交流会への参加によって、小学生が多様な世代や特性の人々と交流することが可能となる。塩田（2015）によれば障害者スポーツを通じた交流や体験を図ることは、共生社会の形成促進を図ることが期待できる<sup>269</sup>ものであり、特に低年齢期から障害者との接触経験をもつことは、障害者に対して好意的なイメージをもち、共生社会に向けた意識への促進につながるという<sup>270</sup>。それゆえに、大館市においても多様な人々が集いポッチャを用いて交流するという絶好の機会を逃さずに、子どもたちの心のBFの醸成を促進していくべきである。加えて、市のポッチャ交流会に小学校のポッチャクラブが参加することで、教育の場を校外に展開することが可能となる。学校教育に外部講師というかたちで地域住民の参画を得ることや、ポッチャという地域資源を生かした特色ある学校教育を推進していくことは、文部科学省のうたう学校を核とした地域づくり<sup>271</sup>という方針にも沿うものである。

---

<sup>268</sup>大館市立城西小学校「コミュニティ・スクール」

<http://www.jousei.sakura.ne.jp/communityschool.html>（閲覧 2023/1/24）

<sup>269</sup> 塩田琴美「障害者の接触経験と障がい者スポーツ参加意欲・態度との関係性」、『日本保健科学学会誌』18巻、2号、59頁

<sup>270</sup> 塩田（2015）・前掲注(269)、66頁

<sup>271</sup> 文部科学省「地域学校協働活動」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/kyodo.html>（閲覧 2023/1/22）

## 第4節 障がい者サポーター養成講座

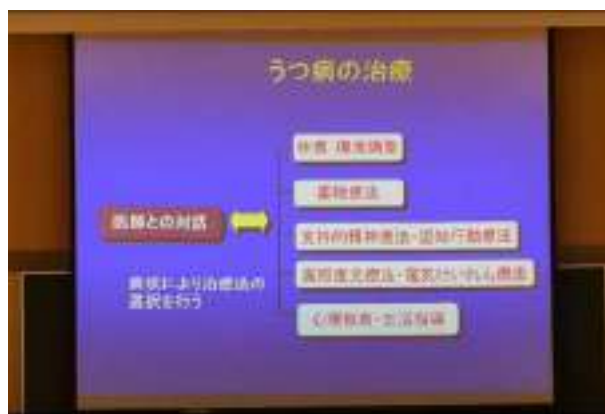


図 45 講座開催の様子（令和3年度）<sup>272</sup>

### 4-1. 現行施策

#### 4-1-1. 国の施策 国土交通省「バリアフリー教室」

国土交通省運輸局では、市民を対象にした心のBFを醸成する施策として「バリアフリー教室」を実施している。本教室では全国各地の運輸局が主催し、高齢の方や障害のある方への介助体験や、障害疑似体験などの実施を通じて、市民の心のBFを醸成することを目的としている<sup>273</sup>。

#### 4-1-2. 大館市の施策

##### ①「障がい者サポーター養成講座」

大館市では、2019年から心のBFに関心がある市民の学習機会として、「障がい者サポーター養成講座」を年に1回の頻度で開催している。本講座では、医師などの専門家による障害の特性についての講話などが主な内容となっている。

##### ②「認知症サポーター講座」

大館市では、認知症について正しい知識を学習する機会や、認知症の方々を温かく見守る機運の醸成を目的として、「認知症サポーター講座」を開催している<sup>274</sup>。

### 4-2. 課題と必要性

大館市で開催されている「障がい者サポーター養成講座」は、表7の通り、毎回一定数の

<sup>272</sup> 大館市「令和3年度大館市障がい者サポーター養成講座の映像を公開します」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shogaifukushi/p9228>（閲覧 2022/12/15）

<sup>273</sup> 国土交通省・前掲注（247）

<sup>274</sup> 大館市「認知症簡易チェックシステム『これって認知症？』」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/handbook/handbook4/page20/p108>（閲覧 2023/1/17）

市民の参加が見られ、心のBFに関心のある市民の学習ニーズを充足できる機会として評価することができる。本講座のように、行政が主催し、広く市民に教育機会を提供する施策は、市民の心のBFの醸成に大きく寄与する手法の一つであると我々は考える。

しかし本講座は、心のBFに関心のある市民の学習の機会となっているものの、以下の2点の課題があると考ええる。

1点目の課題は、講座の開催内容である。現在開催されている「障がい者サポーター養成講座」は、医師などの専門家による、障害の特性についての講義が主な内容となっている(表8)。専門家による講義は、知識を習得できる重要な機会だと我々は考える。しかし、関谷・西方ら(2004)によれば、障害当事者の講話を聴くことで、障害の受容や共生の実情を知ることができ、障害をより身近に感じることができるとしている<sup>275</sup>。そのため、大館市民がより効果的に心のBFを学ぶ機会とするためには、専門家による講義に加え、障害当事者による講話を実施することが望ましいと考える。また、前述の通り、本講座は講義中心の内容である。内藤・大谷(2013)は、講座において、障害疑似体験を行うことでバリアや制度など障害当事者が抱える問題への関心を高める効果がもたらされることを指摘している<sup>276</sup>。そのため、講話に加えて障害疑似体験を行うことが望ましい。

2点目の課題は、講座の開催時間である。現在「障がい者サポーター養成講座」は、平日の日中に大館市内の公共施設を会場に開催されている。そのため、心のBFに関心があっても、仕事や家庭の都合によって講座を受講できない市民が一定数いると考えられる。そのため、心のBFに関心がある市民が学習できる機会をより多く創出する必要があると考える。

以上2点の課題を解消するべく、現在開催されている「大館市障がい者サポーター養成講座」の開催内容と開催方法の2つの観点からブラッシュアップを検討したい。

---

<sup>275</sup> 関谷栄子・西方規恵・新井幸恵・落海文子・鷹野直子・八角かおり・馬場和加子(2004)「障害当事者による介護福祉教育方法のあり方」、『白梅学園短期大学紀要』、40巻、121頁

<sup>276</sup> 内田若希・大谷まや(2013)「障害者スポーツ実習と障害疑似体験における障害理解の差異の検討」、『障害者スポーツ科学』、11巻、1号、40頁

表 7 『大館市障がい者サポーター養成講座 参加者数』<sup>277</sup>

年代	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
10代～20代	7	6%	10	14%	5	10%	0	0%
30代～40代	37	31%	16	23%	11	20%	15	39%
50代～60代	52	43%	30	42%	27	50%	15	39%
70代以上	23	19%	13	18%	11	20%	8	22%
無回答	2	2%	2	3%	0	0%	0	0%
計	121	100%	71	100%	54	100%	38	100%

(作成：WSD)

表 8 『大館市障がい者サポーター養成講座 開催内容』<sup>278</sup>

年度	テーマ
2019年度	障害の特性について「発達障害」
2020年度	知的障がい児・者の理解と支援
2021年度	うつ病と適応障害
2022年度	身体障害のうち肢体不自由

(作成：WSD)

#### 4-3. 政策提言

上記の方向性を踏まえて、我々は、大館市障がい者サポーター講座の開催内容と開催方法の2つの観点からのブラッシュアップを提言する。

##### 4-3-1. 「障害当事者講話」の定期的な実施

障害当事者による講話は、障害の受容や共生の実情を知ることができ、障害をより身近に感じることができる効果があるとされている<sup>279</sup>。そのため、より効果的に大館市民が心のBFを学ぶ機会とするためには、障害当事者による講話を定期的の実施することが望ましいと考える。

しかし大館市内には、講師を務めることができる障害当事者が少ないということがヒアリング調査から明らかとなっている<sup>280</sup>。そこで、障害当事者の講話を定期的に行うためには、大館市外の団体などとの連携が必要になると考える。例えば、社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会は、秋田県内で障害当事者による出前授業を行っている団体であり、連携先の候補として想定すべきである。さらに、全国各地で障害当事者が講師を務める講座を開催して

<sup>277</sup> 11月大館市ヒアリング資料

<sup>278</sup> 11月大館市ヒアリング資料

<sup>279</sup> 関谷ほか(2004)・前掲注(275)、121頁

<sup>280</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

おり、かつ大館市主催で開催された「ユニバーサルマナーセミナー」<sup>281</sup>において講師の実績もある、株式会社ミライロ<sup>282</sup>も連携すべき団体の候補として想定される。

#### 4-3-2. 「障害疑似体験」の定期的な実施

近年の「大館市障がい者サポーター養成講座」では、専門家の講話のほかに、車いす体験などの障害疑似体験も実施されている。前述した通り、障害疑似体験には障害当事者が抱える問題への関心を高める効果があるとされており、今後も定期的な実施することを提言したい。また近年行われている車いす体験に加え、例えば「VR（仮想現実）ゴーグル」の活用により認知症や ADHD（発達障害）など精神・発達障害を体験できる機会を設けることにより、幅広い障害に対する市民の理解を醸成することも望ましい。

しかし、障害疑似体験を定期的に行うためには、機器を準備する必要があることや、障害疑似体験を指導するノウハウを持った人材が必要になってくる。そのため、大館市内に立地している秋田看護福祉大学などの教育機関や、一般社団法人発達障害支援アドバイザー協会などの機器を使用した障害疑似体験を行う団体など、大館市内外の団体との連携により、障害疑似体験を定期的な実施すべきだと考える。

#### 4-3-3. 講座の夜間・休日開催

前述した通り、「大館市障がい者サポーター養成講座」は、現在平日の日中に開催されている。しかしながら前述した通り、現在の開催時間では、仕事や家庭の事情で参加できない市民が一定数いることが予想される。そこで、そうした市民を対象に、本講座を現在開催されている平日の日中に加え、平日の夜間や休日に開催するなど、開催方法のブラッシュアップを提言する。

また、本講座を新たに夜間や休日に開催する場合、予算や人員などの都合によって、現在平日の日中に開催されている講座形式と同様の講座開催が困難な場合も予想される。その場合には、平日の日中に開催された講座において行われた専門家や障害当事者による講話を収録した動画をインターネット上で配信し、いつでも視聴できる環境の整備を提言する。さらに夜間や休日に講座を開催するメリットとして、平日の日中では実施が難しい内容や場所で講座が開催できることが挙げられる。例えば、栃木県小山市で行われている、夜間の街中で行う車いすまち歩き体験<sup>283</sup>や、休日に開催されるイベントの一角で障害疑似体験を行う機会を設けるなど、夜間や休日にも市民が D&I を学習できる機会の創出を提言する。

---

<sup>281</sup> 大館市「ユニバーサルマナーセミナーを開催しました」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295/p9269>（閲覧:2023/2/20）

<sup>282</sup> 株式会社ミライロ「主なサービス内容」  
<https://www.mirairo.co.jp/pagecorporateservices>（閲覧 2023/2/20）

<sup>283</sup> 独立行政法人福祉医療機構「車いすで夜の街歩き 栃木・小山市社会福祉協議会 視界の違いや苦労体験」  
[https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pccpub/top/fukushiiryounews/20211126\\_184500.html](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pccpub/top/fukushiiryounews/20211126_184500.html)（閲覧 2023/1/25）



## 第5節 D&I 推進パートナー制度の創設

心のBFを醸成するためには、学校教育、社会教育で行ってきたような一人ひとりの市民に向けた啓発活動だけではなく、企業やNPO、社団法人など様々な民間事業者に向けた取組も重要である。本節では、D&I 推進パートナー制度という新たな制度の創設と、その活用方法について提言する。

### 5-1. 課題と必要性

政府は、東京2020大会をきっかけに、様々な面でD&Iの推進に取り組んだ。ユニバーサルデザイン2020行動計画では、心のBFの醸成に向け、企業などにおける取組、地域における取組、国民全体に向けた取組が定められている。しかし、大館市では現在、民間事業者を対象にした心のBF醸成のための施策はあまり見受けられない。また、一般的に、民間事業者は、資金不足や心のBF意識の低さから、国や自治体などの公共団体と比較してBF化が遅れていることが課題である。法整備も、合理的配慮の提供が公共団体に対しては義務であったのに対し、民間事業者に対しては努力義務となっていたという背景もあり<sup>284</sup>、BF化が遅れていると予想できる。これらの課題を解決するためには、民間事業者にもD&Iを身近に感じてもらい、BF化への理解を得る必要がある。民間事業者は、デパート、スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの日常的に訪れる小売店や、市民の働く企業などを介して市民の生活に密接に結びついている。したがって、民間事業者の心のBF意識の醸成を行い、当該施設のBF整備を行うことは、そこに関わる市民への働きかけとなる。同時に、そこを訪れる障害のある方などのアクセシビリティを高めることにもつながる。民間事業者に対し、意識面・資金面の両面から働きかけることで、そこで働いている人々の心のBF醸成や、事業者による適切な合理的配慮の実施が行われることが期待される。

### 5-2. 類似施策（先行事例）

民間事業者を対象として、心のBFの醸成を測ったり、BF整備を働きかけたりする施策としては、以下のようなものがある。

#### 5-2-1. 福島県福島市「バリアフリー推進パートナー」

福島市が官民一体となったBF化を推進するために行っている制度である<sup>285</sup>。東京2020大会を契機に、福島市への来訪者と市民の両者に喜ばれる『誰にでもやさしいまち・ふくしま』をキャッチフレーズとして以下のような取組を行っている<sup>286</sup>。

- パートナーとなった団体・事業者のBFの取組をHPなどで紹介

<sup>284</sup> 2021年5月に障害者差別解消法の一部が改正され、それまで努力義務にとどまっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となった。

<sup>285</sup> 福島市「バリアフリーへの取り組み バリアフリー推進パートナー募集」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-kyousei/kenko/barrier-free.html>（閲覧 2023/1/25）

<sup>286</sup> 福島市・前掲注（285）

- パートナーとなった団体・事業者への認証ステッカー配布
- バリアフリー推進パートナーミーティング

上記3つの取組のうち、バリアフリー推進パートナーミーティングでは、BFに対する正しい情報を共有し理解を深めるために開催し、ハード・ソフト両面での情報交換や意見交換、研修会などが行われている<sup>287</sup>。

## 5-2-2. 佐賀県「さがすたいる倶楽部」と「さがすたいるプラス補助金」

### ① さがすたいる倶楽部

「さがすたいる倶楽部」とは、佐賀県が、「お年寄りや障がいのある方、子育て中の方など誰もが安心して暮らしていけるみんなにやさしいまちづくり（さがすたいる）の取組」に協力する県内事業者を「さがすたいる倶楽部」として認定する制度である<sup>288</sup>。具体的な取組は以下の通りである<sup>289</sup>。

- 当事者に配慮した設備・サポートを実施している（今後実施の予定がある）県内の店舗・施設をHP上で紹介
- 「さがすたいる倶楽部」申し込み後、店舗情報などを掲載するための現地調査
- さがすたいるステッカーの配布

### ② さがすたいるプラス補助金

「さがすたいるプラス補助金」は、我々が提言するD&I推進パートナー制度の中のD&I推進支援金制度の類似施策として紹介する。「さがすたいるぷらす補助金」は、障害などで様々な困りごとを抱えやすい人に配慮した設備やサポートの充実に必要な費用を補助する制度である<sup>290</sup>。具体的な補助の内容は、工事施工費、物品購入費、その他の3区分があり、それぞれ補助基準額、補助率、補助上限額が決まっている<sup>291</sup>。詳しくは下に示した図46を参照されたい。

<sup>287</sup> 福島市・前掲注（285）

<sup>288</sup> さがすたいる「さがすたいる倶楽部」

<https://saga-style.jp/content/club/>（閲覧2023/1/25）

<sup>289</sup> さがすたいる・前掲注（288）

<sup>290</sup> さがすたいる「令和4年度さがすたいるプラス補助金」

<https://saga-style.jp/content/subsidy/>（閲覧2023/1/25）

<sup>291</sup> さがすたいる・前掲注（290）

区 分
(1) 工事施工費 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助基準額：100万円</li> <li>● 補助率：1/2</li> <li>● 補助上限額：1店舗につき50万円</li> </ul>
(2) 物品購入費 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助基準額：20万円</li> <li>● 補助率：1/2</li> <li>● 補助上限額：1店舗につき50万円</li> </ul>
(3) その他、困りごとを抱える人に配慮したサポートの充実に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助基準額：10万円</li> <li>● 補助率：1/2</li> <li>● 補助上限額：1店舗につき50万円</li> </ul>

図 46 さがすたいる補助金の補助内容について<sup>292</sup>

### 5-3. 政策提言

民間事業者に D&I を身近に感じてもらい、BF 化への理解を得るため、福島県福島市にある「バリアフリー推進パートナー制度」をモデルとし、大館市に独自の「D&I 推進パートナー制度」の創設を提言する。この制度は、D&I を推進しようと様々な取組を行っている大館市の方針のもと、施策に賛同してくれる民間事業者を D&I 推進パートナーとして認定するものである。D&I に意欲のある民間事業者であれば、誰でもパートナーになることができる。中でも、スーパーなどの小売店や飲食店など、市民が生活の中でよく利用する施設を営む事業者に参加していただくことで、施設利用者にまで波及効果を期待することができる。第 2 部第 1 章第 2 節にて提言した「大館市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（仮称）」は、公共施設の改修・新設などを行う際に当事者の声を反映することが目的であったが、本制度は、大館市が主体となって民間事業者との協力体制を構築することで、D&I 施策の推進を図るものである。

この D&I 推進パートナー制度には、2 つの目的がある。1 つは D&I 推進パートナーを増やすこと、もう 1 つはパートナーとなった民間事業者の心の BF を醸成することである。前者のための取組として、①認証ステッカーの配布、②パートナー団体の D&I の取組を市の HP などで紹介、③D&I 推進支援金制度の創設の 3 つの施策を行う。さらに、後者に向けた取組として、D&I 推進に向けた①ネットワークの構築、②各種講座の提供、③民間施設の BF 情報収集の 3 つの施策を行う。以下、各施策の詳細を説明する。

<sup>292</sup> さがすたいる・前掲注 (290)

### 5-3-1. D&I 推進パートナー制度の普及に向けて

#### ①認証ステッカーの配布

民間事業者が、パートナーとなったことを積極的に PR できるよう、認証ステッカーとロゴの配布を行う。認証ステッカーとロゴのイメージは、図 47 に示した通りである。ロゴマークは事業者の HP などでの掲示、さらに店舗のある事業者であれば、ステッカーの店先・店内での掲示を行うことなどを想定している。先行事例として、認証ステッカーの配布は福島県福島市、ロゴの配布は神奈川県川崎市が、それぞれ行っている。パートナーであることを自他ともに一目で認識できる目印を作ることで D&I やバリアフリー意識の醸成に役立つと考えられる。加えて、D&I に積極的に取り組む企業であるという印象を市民に与えるという効果もある。



図 47 ステッカーイメージ<sup>293</sup>・ロゴイメージ<sup>294</sup>

#### ②パートナー団体の D&I の取組を市の HP などで紹介

パートナーとなった民間事業者が、D&I に関する取組を行った際に、市の HP など事業者名と取組内容を紹介する。取り上げられれば、企業・団体のイメージアップにもつながるため、D&I に関する取組を行うモチベーションになる。さらに、パートナー同士がパートナーミーティングや HP などを通じて、互いの D&I の取組を知って情報共有できるようになることで、互いに刺激を与え合い、さらなる D&I の取組が進むことが期待される。

#### ③D&I 推進支援金制度

パートナー制度に加盟しており、D&I に関する取組を進めようとする民間事業者に、支援金を支給する。本制度は、民間事業者を対象としたものである。支援金は、UD 案内表示や手すりの設置、簡易スロープや筆談ボードなどの備品購入、点字メニューの作成・設置といった用途で使用することができる。第 1 章第 8 節から第 9 節で述べた簡易スロープの設置

<sup>293</sup> 福島市『『福島市バリアフリーマスタープラン』を策定しました 記者発表資料 (5)』  
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kohoka-koho/shise/koho/happyo/documents/20210701-5.pdf>  
(閲覧 2022/12/18)

<sup>294</sup> かわさきパラムーブメント「かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました」  
<https://www.city.kawasaki.jp/2020olypara/page/0000088050.html> (閲覧 2022/12/18)

や、UD の案内表示（やさしい日本語、ピクトグラム、カラーユニバーサルデザインなど）への対応を、資金面で補助することによってハードでの UD 化を後押しするとともに UD 化への意識を高める。また、この支援金制度をきっかけに D&I 推進パートナーを知ってもらい、パートナーを増やす狙いもある。先行事例から<sup>295</sup>、支援金の上限は、支援内容ごとに 5 万円から 50 万円を想定しており、各企業・団体が取り組む内容の規模によって支給金額は異なる。補助の対象として想定している費用は、手すりの設置、トイレの拡張・多機能化などの改修工事費、筆談ボードなどのコミュニケーションツール、簡易スロープ、おむつ交換台などの物品購入費、その他点字メニュー、多言語対応メニューを作成する際の諸経費などである。この制度の詳細については、大館市の実情を踏まえ、支給額や補助の内容を決めることが望ましい。

### 5-3-2. D&I 推進パートナー制度を利用した施策

#### ① ネットワークの構築

年に 1 度、大館市主催で、D&I 推進パートナーミーティングを開催する。このミーティングは、民間事業者同士の連携促進や、パートナー企業に対して市の施策をより深く理解してもらうことを意図したものである。市がこれから行おうとしている D&I 施策の説明を行い、民間事業者と行政間の連携を強化する。また、先進的な取組を行った事業者を表彰したり、企業同士で情報交換ができる場を設けたりすることによって、パートナーのモチベーションの維持・向上を図る。

#### ② 各種講座の提供

パートナーミーティングやパートナー向けの広報活動を通じて、大館市が現在、団体向けに行っている D&I（UD のまちづくり、心の BF）に関する出前講座を周知し、パートナー事業者の受講を促す。また、サービス業など、市民と直接の関わりがある民間事業者に対しては、接遇研修（例えば、ユニバーサルマナー検定）の機会を提供し、心の BF 意識の醸成と適切な合理的配慮の提供体制を整えることを目指す。株式会社ミライロが提供するユニバーサルマナー検定では、障害のある方・高齢の方・ベビーカー利用者・外国籍の方など、多様な人々の特徴や心理状況を知った上で、日常生活や接客時における適切なサポート方法も学ぶことができる<sup>296</sup>。障害当事者の監修したカリキュラムによって、効果的な合理的配慮の提供などを行えるようになることが期待できる。

---

<sup>295</sup> 佐賀県が行っている「さがすたいるプラス補助金」のことである。詳しくは、本節 5-2. 類似施策 5-2-2. ②「さがすたいるプラス補助金」参照されたい。

<sup>296</sup> 株式会社ミライロ「ユニバーサルマナー検定 ユニバーサルマナーとは」  
<https://universal-manners.jp/about>（閲覧 2023/1/25）

### ③民間施設のBF情報収集

民間事業者がD&I推進パートナーになる際に、第1章第7節で提言したBFマップに掲載する民間施設のBF情報を提供していただく。収集する情報については第1章第7節を参照されたい。民間事業者にとっては障害のある方などが新たな顧客になるきっかけになるなどのメリットが考えられる。収集方法はGoogleフォームなどからBF設備の有無を選択し、設備がある場合のみ関連する写真を送信する形式をとることで、民間事業者の負担を最小限にとどめる。また、収集時にはBF情報発信アプリ(Wheelog!)の紹介も行き、情報の掲載を促す。パートナー加盟の申請時に情報収集を行うことで、効率的に民間施設の情報を集めることが可能となる。

## 第6節 外国籍の方への理解を深める機会の創出

### 6-1. 課題と必要性

日本人が外国籍の方への理解を深めるためには、外国籍の方の現状を知り、彼らの視点に立つ必要がある。このことに加えて、より多くの方が外国籍の方に関心を持ち、彼らのことを考えるきっかけを創出することが、日本人の心のBFを醸成のために重要である。

しかし、11月大館市ヒアリング報告書より、大館市において外国籍の方を対象としたD&I施策は現状ではあまりなされておらず、市内の外国籍の方の実態を把握できていないことが明らかになっている<sup>297・298</sup>。また、大館市において、外国籍の方同士の交流はあるものの、外国籍の方と日本人の交流は少ない<sup>299</sup>ということに加えて、技能実習生<sup>300</sup>は、自宅と会社の移動が主であり、会社以外の日本人との交流がほとんどないということ<sup>301</sup>も明らかになっている。このことから、大館市においては、外国籍の方と日本人の交流が不足しており、日本人が外国籍の方の視点を知る機会が少ないと考えられる。外国籍の方のことを知らないままでは、相手の状況や困りごとを想像することは難しい。さらに、後述の浜松市における「日本人住民の多文化共生に関する意識実態調査」の「近隣の外国人住民の印象」という項目で、「親しみを感じる・どちらかといえば親しみを感じる」と回答した人の割合は合計21.5%であり<sup>302</sup>、大館市と同じ先導的共生社会ホストタウンの浜松市において、日本人から外国籍の方への心のBFがあまり醸成されていないことがうかがえる。前述のような現状である大館

<sup>297</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>298</sup> 6月大館市ヒアリング報告書

<sup>299</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

<sup>300</sup> 大館市における技能実習生の数は163人であり、大館市内の外国籍の方の約42%を占める。参照：e-Stat 政府統計の総合窓口「在留外国人統計（旧登録外国人統計）2022年6月末調査」  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032258911&fileKind=0>（閲覧2023/1/25）

<sup>301</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

<sup>302</sup> 浜松市「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査 報告書 令和4年1月」  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/97308/2021houkokusyo.pdf>（閲覧2023/1/26）、70頁

市においても、浜松市と同様に外国籍の方への心のBFがあまり醸成されていないと考えられる。

以上のような大館市における課題を踏まえて、外国籍の方への心のBFを醸成させるには、日本人が外国籍の方のことを理解し、彼らのことを考えるきっかけをつくる必要がある。そのためには、外国籍の方を取り巻く課題について話し合うための制度づくりが重要となる。

## 6-2. 類似施策（先行事例）

### 6-2-1. 国の施策

出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査」

出入国在留管理庁は、在留外国人が置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国籍の方に関する共生施策の企画・立案に資することを目的として「在留外国人に対する基礎調査」を毎年実施している<sup>303</sup>。

### 6-2-2. 他自治体の先行事例

①川崎市、江戸川区、浜松市、世田谷区「外国人住民・日本人住民を対象とした意識実態調査」

大館市と同様に先導的共生社会ホストタウンである、川崎市、江戸川区、浜松市、世田谷区は、地域に在住する外国籍の方の意識や実態、ニーズなどを把握し、今後の多文化共生施策への反映や地域内における多文化共生社会づくりをより一層推進していくことなどを目的として、外国人住民を対象とした意識実態調査を実施している<sup>304・305・306・307</sup>。

さらに、浜松市においては、市内に在住する日本人の多文化共生に関する現状（例えば、普段の生活で外国籍の方との付き合いがあるか、外国人との相互理解のためにすべきことなど）を把握することを目的として、日本人住民の多文化共生に関して意識実態調査を実施している<sup>308</sup>。

②愛知県「愛知多文化共生タウンミーティング」

愛知県は、多文化共生社会の実現に向けて2018年3月に策定された「あいち多文化共生推進プラン2022」の重点施策の1つとして、あいち多文化共生タウンミーティングを開

---

<sup>303</sup> 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査」  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04\\_00017.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00017.html)（閲覧2023/1/15）

<sup>304</sup> 川崎市「外国人市民意識調査」  
<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000116810.html>（閲覧2023/1/15）

<sup>305</sup> 江戸川区「江戸川区外国人区民アンケート調査」  
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e083/kurashi/kyosei/tabunka/enquete.html>（閲覧2023/1/15）

<sup>306</sup> 浜松市「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/kokusai/ishikichosa.html>（閲覧2023/1/15）

<sup>307</sup> 世田谷区「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査（令和3年度）」  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/bunka/007/d00190041.html>（閲覧2023/1/21）

<sup>308</sup> 浜松市・前掲注（306）



催している<sup>309</sup>。この開催目的は、「多文化共生の推進にあたっては、県だけでなく、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、学校、自治会や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしていることから、様々な立場の者が、お互いの特長を生かしながら、対等な立場で連携・協働するとともに、多文化共生施策について話し合う<sup>310</sup>」ことである。

### 6-3. 政策提言

前述の課題と施策の必要性を踏まえて、大館市において、日本人が外国籍の方への理解を深める機会を創出するための施策として、「多文化共生に関する意識実態調査」、「外国籍の方を取り巻く課題解決に取り組むグループミーティングの開催」の2つを提言する。

なお、提言となる施策の対象について、日本人の子どもは対象としないこととする。この理由は、大館市内の外国籍の方と日本人の子どもの交流する機会が少ないからである。大館市内の外国籍の方の年齢階級別人口は、2022年1月1日時点において、0-4歳が6人、5-9歳が4人、10-14歳が3人、15-19歳が4人である<sup>311</sup>。大館市内の外国籍の子どもの数が少なく<sup>312</sup>、市内の日本人の子どもと外国籍の子どもの交流する機会が少ないといえる。また、日本人の子どもと外国籍の大人との交流する機会も少ないということも明らかになっている<sup>313</sup>。このことから、日本人の子どもを対象に施策を実施しても、あまり効果が期待されないと考えられる。

以上より、まずは日本人の大人を対象に、日本人が外国籍の方への理解を深める機会を創出するための施策を実施することが重要だと我々は考える。

#### 6-3-1. 多文化共生に関する意識実態調査

高齢化に伴い、労働力不足に直面している大館市は、「様々な分野で人手不足が叫ばれる中、企業の人材確保をすることが喫緊の課題」との認識を示し、これを解決するため、外国人労働者の受け入れを進めようとしている<sup>314</sup>。

しかしながら、大館市は外国人労働者を増やす方針を打ち出し、市内の外国籍の方の数が増加傾向であるにもかかわらず、前述の通り、現状では外国籍の方を対象としたD&I施策があまりなされておらず、さらに外国籍の方がどのような困りごとやニーズを持っているの

---

<sup>309</sup> 愛知県『『あいち多文化共生推進プラン2022』を策定しました』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/plan2022.html>（閲覧2023/1/14）

<sup>310</sup> 愛知県「あいち多文化共生推進プラン2022～あいちの多文化共生をデザインする～〈概要版〉」  
[https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/376965\\_1626102\\_misc.pdf](https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/376965_1626102_misc.pdf)（閲覧2023/1/14）、5頁

<sup>311</sup> 総務省「外国人住民 令和4年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000762473.xlsx](https://www.soumu.go.jp/main_content/000762473.xlsx)（閲覧2023/1/25）

<sup>312</sup> 大館市内の外国籍の方の約4%である。参照：総務省・前掲注（311）

<sup>313</sup> 小滝電機製作所津谷様ヒアリング報告書

<sup>314</sup> 大館市「所信表明（令和元年6月議会定例会）」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/soumuhisho/p570>（閲覧2023/1/15）

かを把握できていないという課題も明らかになっている<sup>315・316</sup>。このような課題の背景には、もともと大館市には外国籍の方の数が少なく、行政の側からも彼らの声を聴く機会がなかったことがあると考えられる。加えて、稲月ら(2014)も、「社会から認知されがたい存在となることの問題について、社会の『正当なるメンバー』と見なされにくい外国人が、権利や福祉サービスを保障する関係や制度の枠から締め出されても、マジョリティがそれを当然視しがちであるばかりか、当人らもそうした認識を内面化する傾向にある<sup>317</sup>」と述べている。したがって、大館市が行政の立場から率先して外国籍の方の課題把握に努めることは意義があると考えられる。

大館市は、2021年9月に「第4次大館市障害者計画」の基礎資料と、今後の障害のある方に向けた福祉施策推進などの参考資料とすることを目的として、障害のある方に対してはすでにアンケート調査を実施しており、障害のある方の現状での困りごとやニーズを調査している<sup>318</sup>。しかし、外国籍の方に対しては意識実態調査を現状で実施していない。

以上を踏まえ、行政や市民が外国籍の方の実態を把握し、彼らのことを考えるきっかけをつくるだけでなく、今後の大館市で外国籍の方を対象とするD&I施策を有効的に実施するためにも、外国籍の方に対して意識実態調査をする必要があると我々は考える。

また、前述の浜松市の事例のように、現状での日本人の多文化共生に関する意識実態も併せて把握するのが効果的だと思われる。日本人から見た外国籍の方への現状での印象や、彼らと付き合う上での課題などを把握して、日本人が外国籍の方への理解を深めていくための現状での課題を明確にすることが必要なためである。

懸念点としては、大館市の現状では、日本人から外国籍の方への関心があまり大きくないと思われるため、日本人を対象にした調査を実施しても回答率が低くなってしまう可能性が考えられる。しかし、今後の大館市において外国籍の方を対象とするD&I施策を展開する上でも、日本人の多文化共生に関する現状での実態を把握することは重要であるため、日本人への調査も実施する必要があると我々は考える。

#### 6-3-1-1. 調査方法

調査方法はアンケート調査とする。

アンケート調査は、①調査票のみ用意すれば調査を実施することができ、郵送やWebなどを活用することによって、広域でのアンケート調査も可能であるため対象者を比較的集めやすい、②多くの対象者に同時に実施できる、③集まったデータを数値化しやすいなどの利

<sup>315</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>316</sup> 6月大館市ヒアリング報告書

<sup>317</sup> 稲月正・山田澄子・柳井美枝・松本京子(2014)「外国人技能実習制度について考える ―制度改正後の状況と課題―」、『リベラシオン・人権研究ふくおか』、154号、17-18頁

<sup>318</sup> 大館市「第4次大館市障害者計画(案)～健康で、互いのつながりを大切に支え合う～”健康福祉都市”」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009348\\_00/2\\_%E7%AC%AC%EF%BC%94%E6%AC%A1%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%A1%88%EF%BC%89.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009348_00/2_%E7%AC%AC%EF%BC%94%E6%AC%A1%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%A1%88%EF%BC%89.pdf) (閲覧 2022/12/14)、14-34頁

点がある<sup>319・320</sup>。アンケート調査以外の調査方法としては、インタビュー調査などが考えられるが、インタビュー調査は、対象者との会話で行われるため、対象の外国籍の方が日本語を話せない場合、多言語での会話対応が必要になる。しかし、アンケート調査の場合は、対象者が日本語を理解していなくとも、後述のように使用言語を複数用意し、その中で最も回答しやすい言語の選択を可能にすることで、外国籍の方でも回答が容易になることが想定される。

なお、外国籍の方へのアンケートの対象年齢について、前述 6-3 の通り、大館市内の外国籍の子どもの数は非常に少ない<sup>321</sup>ため、外国籍の子どもの対象に含めることはあまり効果的ではないと思われる。以上より、外国籍の方へのアンケートの対象に子どもは含めないこととする。

#### 6-3-1-2. 調査の内容(大まかな質問事項)

外国籍の方へのアンケートの調査内容は、主に、対象となる外国籍の方の現状(困りごと・ニーズなど)を把握できるものが良いと考える。外国籍の方への理解を深めるためには、彼らを取り巻く現状の課題などを把握することで、彼らの視点をまず知ることが必要となると考えたからである。具体的な項目としては、大館市と同様に共生社会ホストタウンである江戸川区が実施した「外国人アンケート調査」の項目を参考とする。このような項目を想定したのは、外国籍の方が大館市で生活する上での様々な状況(日常生活や緊急時、情報収集時など)におけるニーズを調査するためである。主な項目は表 9 の通りである。

---

<sup>319</sup> iDEAKITT「アンケート調査のメリット・デメリットとは？」  
<https://kotodori.jp/user-research/survey/advantages-and-disadvantages-of-the-questionnaire/>  
(閲覧 2023/1/15)

<sup>320</sup> リサーチ一括.jp「アンケート調査」  
<https://www.ikkatsu.jp/research/technique/questionnaire/> (閲覧 2023/1/15)

<sup>321</sup> 総務省・前掲注 (311)

表 9 外国籍の方へのアンケート調査の主な項目<sup>322</sup>

項目	質問内容の例
①回答者の属性	性別、年齢、職業(身分)、国籍、市内在住歴、世帯構成など
②日常生活について	土地は住みやすいか、日常生活での困りごと(言語、施設や設備など)、行政の施策・サービスの認知度、困った際の相談相手、情報交換や相談できる仲間・グループがあるか(コミュニティの存在確認)、日本人との交流について(つきあいがあるか、交流したいと感じているか、どのような交流をしたいかなど)、日本人からの差別・偏見の経験があるか(経験の有無、それを感じた場面)、外国籍の方も暮らしやすいまちづくりのための行政へのニーズなど
③日本語について	本人の日本語能力(読む、書く、話す、聞く)、日本語の学習状況、日本語の学習方法、日本語教室へのニーズ確認など
④災害時・緊急時について	災害時・緊急時での行政へのニーズ、災害時における行政の施策・サービスの認知度など
⑤情報について	情報入手の方法、情報入手の際の言語、知りたい情報、行政に係る情報の入手やサービスを受けやすくするためのニーズなど

(作成：WSD)

また、日本人へのアンケートの調査内容は、対象となる日本人が多文化共生に関して現状でどのような意識を持っているのかを把握できるものが良いと考える。前述 6-3-1 の通り、日本人が外国籍の方に対して現状でどのような意識を持っていて、彼らと付き合う上でどのようなことが必要になるかなどを把握することで、日本人が外国籍の方への理解を深めていくための現状での課題を明確にすべきだと考えたからである。具体的な項目としては、前述の浜松市における「日本人住民の多文化共生に関する意識実態調査」の項目を参考とする。このような項目を想定したのは、前述の通り、日本人の多文化共生に関する意識や外国

<sup>322</sup> 江戸川区「外国人アンケート調査結果 報告書 令和4年3月」  
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/30650/gaikokuzinanketo.pdf> (閲覧 2023/1/24)

籍の方への印象、付き合う上でどのような課題があるかなどの、現状での課題を調査するためである。主な項目は表 10 の通りである。

表 10 日本人へのアンケート調査の主な項目<sup>323</sup>

項目	質問内容の例
①回答者の属性	性別、年齢、職業(身分)、世帯構成など
②多文化共生に関する現状	「多文化共生」という言葉・考え方についてどの程度知っているか、外国籍の方の印象、外国籍の方との付き合いの有無、外国籍の方とどのような付き合いがあるか、外国籍の方と交流する際の課題、外国籍の方との相互理解のためにどのような機会があればいいと思うか、外国籍の方との相互理解のために必要だと思うことなど

(作成：WSD)

### 6-3-1-3. 回答方法

アンケートの回答方法は Web 回答とする。具体的な形式としては、調査対象者に QR コードが添付された調査協力依頼書を郵送し、当該 QR コードを読み込んで、インターネット上のアンケートに回答してもらうことを想定している。外国籍の方へのアンケートにおける調査協力依頼状及び回答画面は、①ベトナム語、②フィリピン語、③英語、④中国語、⑤韓国語、⑥日本語、⑦やさしい日本語の 7 言語<sup>324</sup>に翻訳し、回答の際は回答者が最も回答しやすい言語を選択してもらう。この形式は前述の、出入国在留管理庁が実施している「在留外国人に対する基礎調査」の調査形式を参考にしたもの<sup>325</sup>である。このように、いくつかの言語を用意して回答者にとって最も回答しやすい言語を選択できる形式にすることで、回答へのハードルが下がり、回答率が上昇することが見込まれる。

<sup>323</sup> 浜松市・前掲注 (302)

<sup>324</sup> この 6 言語を選択した理由は、大館市に在住する外国籍の方の国籍内訳が多い順に、ベトナム 158 人、フィリピン 67 人、中国 52 人、韓国 36 人、その他 72 人であることに加え、英語は世界共通言語であり、やさしい日本語は UD のまちづくり第 9 節でも示されているように外国籍の方にも比較的わかりやすい言語だからである。参照：e-Stat 政府統計の総合窓口「在留外国人統計(旧登録外国人統計) / 在留外国人統計 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032258910&fileKind=0> (閲覧 2023/1/21)

<sup>325</sup> 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査(令和 3 年度) 調査結果報告書」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001377400.pdf> (閲覧 2023/1/21)、1 頁

#### 6-3-1-4. 調査結果の開示・結果を踏まえた施策の検討

アンケートの回収後は、調査で得られた結果について、後述の「外国籍の方を取り巻く課題解決に取り組むグループミーティング」で話し合うことによって、その結果を踏まえた新たな施策を検討することが可能になる。

また、アンケート調査の分析結果やグループミーティングでの検討結果について、その内容を大館市のHPや大館市の広報誌である「広報おおだて」などに掲載して市民に公表すべきだと考える。これらの情報を市民に公表することによって、これまで日本人にとって実態が見えにくくなっていた外国籍の方の困りごとやニーズなどを把握することができるようになり、日本人側からの外国籍の方への関心の高まりや理解の促進につながると考えられる。HPや広報誌などを始めとした多様なツールで公表することで、多くの人が外国籍の方の現状や日本人の多文化共生に関する現状意識を知るきっかけができる。

以上のように、「多文化共生に関する意識実態調査」は、日本人が外国籍の方への理解を深めるためのきっかけをつくる第一歩であり、これを踏まえて後述の「外国籍の方を取り巻く課題解決に取り組むグループミーティング」で外国籍の方への理解をさらに深めていくことが、大館市における心のBFの浸透につながると考えられる。

#### 6-3-2. 外国籍の方を取り巻く課題解決に取り組むグループミーティングの開催

##### 6-3-2-1. グループミーティング開催の目的

グループミーティング開催の目的は、日本人が外国籍の方のことを考えて理解を深めるきっかけの場をつくることである。日本人が外国籍の方の理解を深めるために「外国籍の方を取り巻く課題解決」に取り組み、それを大館市の施策に反映させることで、心のBF醸成にもつながると考えられる。また、ミーティングの存在や検討内容を他団体や市民へ周知し、より多くの方が外国籍の方への理解を深めることきっかけづくりにもなる。そのため、市役所や技能実習生を受け入れている企業、日本語教室などの外国籍の方を支援する多様な団体の人々が集まって、外国籍の方を取り巻く課題について考えるきっかけをつくることが重要だと考える。また、外国籍の方に関して定期的に考える機会ができることで、心のBF醸成につながると考えるため、ここでのミーティングは一時的ではなく、定期的に開催することを想定している。

関心の低い団体や市民に対して周知をしても効果は薄いという懸念もあるが、外国籍の方に関するD&I施策があまりなされていない大館市においては、まずは外国籍の方に関心のある主体に対して働きかけることが重要であり、そこから徐々に関心の低い主体に広めていくことが望ましい。

##### 6-3-2-2. 参加主体

参加団体としては、市役所に加えて、技能実習生の受け入れ企業や日本語教室など、外国籍の方と付き合いがあり、彼らを支援する立場の団体などを想定している。外国籍の方を支

援する団体としては、上記の他に、監理団体や商工会議所も考えられる。監理団体は、技能実習生に対して、日本での文化や生活ルールの説明、日常生活での保護・支援を行っているNPO団体であり<sup>326</sup>、商工会議所は地域内の企業を結ぶ役割を果たしている<sup>327</sup>ため、ミーティングに参加していない企業に周知するなどの企業間における横展開をする際に機能すると想定される。

加えて、学校教員や自治会の構成員なども参加主体として想定している。学校教員が参加する利点は、ミーティングが教員にとって外国籍の方について考えるきっかけとなるだけでなく、ミーティングを通じて得た知見が、教育現場における多文化共生への理解推進に活用されることである。また、自治会は区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている<sup>328</sup>ため、外国籍の方を含めた地域社会の維持形成をしていく上で機能すると想定される。外国籍の方が在籍している自治会は、本ミーティングに参加せずとも自治会内で同じようなミーティングを実施することも考えられるが、本ミーティングは多様な主体の参加を想定しているため、より広い視点での話し合いが可能となる。

さらに、外国籍の方本人が参加することも効果的であると考えられる。前述の通り、日本人が外国籍の方の視点を知る機会がないという課題があり、このグループミーティングはまさに彼らの声を直接聞く絶好の機会になるためである。

以上のように、市役所だけでなく多様な主体が参加することで、外国籍の方を支援する側の視点や、外国籍の方本人の視点も取り入れた話し合いが可能となる。

### 6-3-2-3. ミーティングの内容

グループミーティングでは毎回テーマを取り上げ、取り上げられたテーマについて参加者が複数のグループに分かれてワークショップを実施する。そのワークショップ内で、それぞれの参加者が自身の意見やこれまでの経験に関して相互に意見交換を行いながら、自分たちにできることを考える。そして最後に、それぞれのグループで話し合った内容を全体で共有する。取り上げるテーマとしては、主に前述した外国籍の方を対象としたアンケート調査を通じて得られた課題や、多文化共生を推進する上で重要とされる取組などが考えられる。

ここで、ミーティングのテーマの一例として、日本語教室を挙げる。日本語教室は、外国籍の方が日本語能力を向上する場のみならず、①外国籍の方が地域とつながり、地域活動に参加するきっかけとなる場、②地域住民（外国籍の方・日本人）同士が共にコミュニケー

---

<sup>326</sup> 株式会社マイナビグローバル「外国人採用サポネット 監理団体とは？技能実習生を受け入れるなら知っておきたい役割と選び方」

<https://global-saponet.mgl.mynavi.jp/know-how/4168>（閲覧 2023/1/14）

<sup>327</sup> 日本商工会議所「商工会議所とは」

<https://www.jcci.or.jp/aboutccci.pdf>（閲覧 2023/1/14）

<sup>328</sup> 総務省「自治会・町内会等とは 参考資料1」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000307324.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf)（閲覧 2023/1/20）、1頁



ションの仕方や、お互いの文化・習慣を学び合い、相互理解の場となるなど、多面的な機能を持つ<sup>329</sup>。実際に、我々がヒアリング調査を実施した「せんだい日本語講座」と「大館にほんごCOCOの会」の日本語教室は、両方とも日本語学習だけでなく、外国籍の方・日本人同士の交流の場としても機能している<sup>330・331</sup>。

前者では、講座の一コマとして「日本語カフェ」があり、交流メインでリラックスした雰囲気で行われることに加え、税金やゴミ出し、交通安全などに関する説明も行われている<sup>332</sup>。

後者では、日本語の勉強を目的にするのではなく、困りごとがあるから訪れる方や、単純に遊ぶために訪れる方もいるなど、普段から受講者の困りごとの相談対応や交流が行われている<sup>333</sup>。

このように、日本語教室は、①外国籍の方が日本語能力を向上する場、②①によって日本人とのコミュニケーション能力を向上する場、③日本人と外国籍の方の交流のための場、④外国籍の方の困りごとへの対応の場などの多様な機能がある。このことから、日本語教室は、外国籍の方と日本人の相互理解を促進し、日本人の心のBFを醸成するのに効果的な場と考えられる。

以上のように、取り上げられたテーマについて、それぞれの参加者が相互に意見交換をすることによって、自分にはなかった新しい視点で考えることができるようになり、幅広い視点から外国籍の方のことを考えて理解を深めることができると考えられる。

---

<sup>329</sup> 文化庁「第4回多文化共生の推進に関する研究会 資料3 文化庁における日本語教育施策について」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000684205.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000684205.pdf) (閲覧 2023/1/14)、4頁

<sup>330</sup> 仙台にほんご講座ヒアリング報告書

<sup>331</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

<sup>332</sup> 仙台にほんご講座ヒアリング報告書

<sup>333</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

## 第3章 多様な人々の交流（共通分野）

### 第1節 「多様な人々の交流」総論

#### 1-1. 「多様な人々の交流（共通分野）」設定の理由

本章は、第1章ユニバーサルデザインのまちづくりと第2章心のバリアフリーの醸成の間にある共通分野として、ともに取り組むべき施策をまとめている。第1部総論で述べたように、UDのまちづくりと心のBFはともに、共生社会を実現するための2本の柱である。UDのまちづくりは、社会参加に課題を抱える当事者に焦点を当て、彼らの困りごとの解消をすることによって誰もが平等に社会参加できるようになることを、主に物理・情動的側面から目指している。一方、心のBFは、当事者よりも、社会の多数派である非当事者に焦点を当て、彼らの意識を変化させることによって、誰もが互いを尊重し、支え合うことができるようになることを主に意識的な側面から目指している。

この二つの分野の根底にあるのは、自分とは異なる他者への想像力である。UDのまちにするためにBF改修工事を行うとき、また、合理的配慮を行うとき、どちらも、当事者がどのような場面でのどのようなことに困っているのかを想像することに始まる。他者への想像力を育むためには、まず他者を知るための「交流」が不可欠である。しかし、現在の大館市では、障害のある方とない方が、あるいは外国籍の方と日本人住民が、意図しない限り交流できない状態にあることがヒアリング調査より、明らかになった<sup>334・335・336</sup>。したがって、本報告書では、UDのまちづくりと心のBFの共通分野として「多様な人々の交流」を設定する。

#### 1-2. 目指すべき姿

多様な人々の交流によって、心のBFとUDのまちづくりの好循環を目指す。異なる視点を持った他者（例えば、障害のある方とない方、外国籍の方と日本人住民）が出会い、互いの視点を知ることで、心のBFの醸成とUDのまちづくりが推進される。心のBFが醸成されれば、UDのまちづくりの取組や合理的配慮に関する取組が推進される。一方、UDのまちづくりが推進されれば、アクセシビリティが向上し、積極的な社会参加につながることで、ひいては多様な属性の住民同士の心のBFの醸成につながる。このように、多様な人々の交流を土台に、UDのまちづくり、心のBFは密接な関係にあり、それぞれが互いの推進力となっている。大館市をD&I先進都市にするためには、これらすべてを同時に推進することが重要である。

---

<sup>334</sup> 6月大館市ヒアリング報告書

<sup>335</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

<sup>336</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

### 1-3. 多様な人々の交流に関する5つの提言とその構造

我々が多様な人々の交流に関して行う提言は、表11で示した5つである。秋田県大館市に向けた提言を4つ、宮城県仙台市に向けた提言を1つ行う。

誰もがアクセスでき、人が集まる公共空間において、ボッチャ<sup>337</sup>（アダプテッドスポーツ）・お祭り・居場所・クワイエットアワー（以下、QH）などをきっかけとして多様な人々の交流を生むことを目指す。ここで挙げたきっかけは、①誰もが参加することができる、②誰もがアクセスすることができる、③現在の知識や意識の差に関係なく参加することができる、④参加者が意図していなくとも交流が生まれるなどを意識して選定したものである。

表 11 多様な人々の交流に関する政策提言

1	大館市	ボッチャのより一層の普及
2	大館市	異文化理解の機会の創出
3	大館市	多様な人々が集まる居場所の創出
4	大館市	クワイエットアワーの開催
5	仙台市	ボッチャ体験会の開催

### 1-4. 提言の形式

本章のすべての提言に共通する課題は、「障害のある方とない方、あるいは外国籍の方と日本人住民が交流する機会がないこと（不十分であること）」である。そのため、以下の提言において、現行施策のないものについては、個別に課題を明記せず、施策の必要性と政策提言のみを述べることとする。

## 第2節 ボッチャのより一層の普及

### 2-1. with イベントの体験会

#### 2-1-1. 現行施策

これまで大館市では、公民館や公立体育館など、主に公共施設を会場にボッチャ体験会が開催されてきたが、他のイベント抱き合わせるかたちでのボッチャ体験会は実施されてこなかった。その後、我々の提案により、大館市内の観光施設「石田ローズガーデン」内のボッチャ体験会が2022年6月に開催された。本体験会の運営は、大館市役所職員とWSDメンバーの他に、大館市主催のボッチャ大会「はちくんオープン」で優勝した市民サークルのメンバーの共同で実施された。また体験会の会場では、多くの観光客が集まるイベントである「大館バラ祭り」が開催されており、バラを見ることを目的に会場に来られた方々にボッチ

<sup>337</sup> ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目である。参照：一般社団法人日本ボッチャ協会「ボッチャとは」  
<https://japan-boccia.com/about>（閲覧 2022/12/8）

ャを体験していただくことができた。

その後大館市では、「肉の博覧会 in おおだて」や、「マンモスフリーマーケット」など、市内で開催されるイベントとボッチャ体験会を組み合わせた「with イベント型」の体験会が定期的に開催されている。

## 2-1-2. 課題と必要性

公共施設を会場にしたボッチャ体験会には、施設の性質上、普段から公共施設で活動している市民や、元々ボッチャを認知している市民が集まるために、ボッチャを知らないその他の多数の市民に対してはアプローチできない。しかし、前述 1-3 の通り、ボッチャは多様な人々が容易にプレーすることができるアダプテッドスポーツであることから、多様な特性をもつ人々の間に交流を生み、心のBF醸成に大きく寄与するツールであるともいえる。こうしたボッチャの体験会を、市内で開催されるイベントと抱き合わせて「with イベント型」で開催することには、イベントを目的として来場した人々に対して、ボッチャを周知でき、また市民がボッチャを体験することにより、心のBFを醸成できる機会となると考える。前述の通り、従来大館市の公共施設などで行われてきたボッチャ体験会では、幅広い市民へのアプローチが難しい。そのため、今後も継続して「with イベント型」のボッチャ体験会を開催する必要があると我々は考える。

## 2-1-3. 提言

市内で開催されるイベントと組み合わせた「with イベント型」の体験会の回数を増加させることの他に、ボッチャ体験会の回数を増加させるべく、「チャリティーバザー」や「ボランティアフェスティバル」など、福祉系イベントにおけるボッチャ体験会の開催を提言する。福祉系イベントでボッチャ体験会を開催することは、障害のある方へのボッチャの認知度を高めるとともに、障害のある方が、今後市内で開催されるボッチャ体験会や大会に参加する波及効果をもたらす。これは、障害のある方とない方の交流の機会となり、大館市民の心のBFの醸成に寄与する。しかしながら、福祉系のイベントでボッチャ体験会を開催した場合、イベントの内容に興味がない人々が参加しないということも考えられる。詳しくは後述するが、我々は仙台市で開催された体験会「ボッチャフェス in 仙台」の開催にあたり、仙台市内の障害者団体に広報を行い、障害のある方の参加を促す取組を行った。広報活動の結果、体験会に障害のある方に多く参加していただくことができた。大館市においても、事前に会場周辺の企業や団体への広報活動を行うことや、会場の目立つ場所で体験会を開催するなどの工夫を行うことが望ましい。

## 2-2. ボッチャ体験会の新たな実施主体

### 2-2-1. 施策の必要性

現状の行政が主体となり、市内各所で定期的なボッチャ体験会が開催されていることは、

市民の心のBFを醸成する施策として大変有効であると我々は考える。しかし、今後ポッチャ体験会の回数を増加させるためには、ポッチャ体験会に係る人員や場所などのマンパワーを増加させる事が必要である。

## 2-2-2. 提言

今後ポッチャ体験会の回数を増加するために、現状の市役所が主体となったポッチャ体験会という開催体制に加え、市内で開催されるイベントの主催者や、市内の商業施設の運営企業などをはじめ、多様な主体から構成される「大館市ポッチャ委員会」の創設を提言する。イベント主催者や商業施設の運営主体が体験会の開催に参画することで、ポッチャ体験会を開催する場所が増加し、体験会回数の増加につながると考える。

さらにポッチャ体験会を運営するスタッフとして、大館市内で活動するポッチャサークルや、大館市内のスポーツ活動を支援するボランティアである「大館市スポーツサポーター」<sup>338</sup>、市内に立地する秋田看護福祉大学などの学生に対してポッチャ体験会への参加を呼び掛けることで、ポッチャ体験会の開催を行う人材の確保や育成も進めていくことを提言する。

## 2-3. ポッチャコートの常設とその活用

### 2-3-1. 現状

大館市では、後述の通り、ポッチャコートが設置されていたことがある。しかし、広いスペースを占有するポッチャコートは、人流などに影響がでてしまうために、施設での常設には至っていないのが現状である<sup>339</sup>。また、これまでは施設内部にコートが設置されていたことも、コートの常設が困難であった理由の一つと考えられる。

### 2-3-2. 現行施策

#### ①大館駅に設置されていたコート

JR秋田支社では、大館市と連携し、東京2020大会開催に向けた気運醸成のため、2019年に大館駅に「ポッチャコート」を設置していた<sup>340</sup>。駅の利用客に対し、待ち時間などを活用した気軽なポッチャ体験を通じて、共生社会実現に向けた取組を実施していた。その後、JR秋田支社から大館市にコートとボールセットが寄贈され、「秋田犬の里」に一定期間設置されていた<sup>341</sup>。

---

<sup>338</sup> 大館市「大館市スポーツサポーターを募集します」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportsshinkou/p9748> (閲覧 2023/2/20)

<sup>339</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

<sup>340</sup> JR東日本「大館駅にポッチャコートを設置します」  
<https://www.jreast.co.jp/akita/press/pdf/20190821.pdf> (閲覧 2023/1/15)

<sup>341</sup> 大館市「ポッチャコートを寄贈していただきました」  
<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295/p9271> (閲覧 2023/1/15)

## ②渋谷区役所内のコート

渋谷区では、ボッチャの普及・推進を図るために、同区役所本庁舎の多目的スペースに、ボッチャコート2面を常設し（図48）、2022年8月から利用を開始している<sup>342</sup>。



図 48 渋谷区役所内のボッチャコート<sup>343</sup>

### 2-3-3. 施策の必要性

ボッチャコートを屋内ではなく屋外に設置することで、偶然その場を通りかかった人々がボッチャを一緒に楽しむことができる可能性が高まると考えられる。障害の有無に関わらず、多様な人々が交流し、心のBFへの理解を深めるためにも、日常的にボッチャを楽しむことができる空間をつくる必要がある。

### 2-3-4. 提言

我々は、観光交流施設「秋田犬の里」に併設された多目的広場（図49）へのボッチャコートの設置を提言する。

「秋田犬の里」付近に併設された多目的広場は、「秋田犬の里」に問い合わせをしたところ、年間で5～6回程度しか使用されていないとのことだった。現在の利用状況を踏まえれば、併設された多目的広場へボッチャコートを常設することは可能であると考えられる。大館市では、後述する管理上の問題から屋外でのコート常設は検討されていなかったが、石田ローズガーデンで実施したボッチャ体験会は、屋外での実施であったため、検討の余地はあると

<sup>342</sup> 渋谷区「渋谷区役所本庁舎15階にボッチャコートを常設しました」

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/20220803\\_bosya.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/20220803_bosya.html)（閲覧 2023/1/15）

<sup>343</sup> 渋谷区「【報道発表資料】渋谷区役所本庁舎15階にボッチャコートを常設しました」

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kusei/000066427.pdf>（閲覧 2023/1/15）

考える<sup>344</sup>。

ポッチャに必要な道具一式は、「秋田犬の里」で管理し、いつでも貸し出すことが可能な状態にすることが望ましい。



図 49 秋田犬の里に併設された多目的広場  
(撮影：WSD)

ポッチャコートを持設することによる課題への対応も必要になってくる。その課題として、コートを持設に伴う場所の占有、費用、雨天時の対応及び管理に関する問題が想定される。

前述したように、ポッチャコートを持設するとなると、多目的広場の一定区画を占有してしまい、コートに人がいない間もその区画を他の目的で使用することができなくなる。さらに、正規のポッチャコートの設置には、コートにかかる費用だけでなく、その維持費もかかる。また、ポッチャは基本的には屋内スポーツであるため、正規のコートを屋外に設置するとなると雨などによる劣化が懸念される。このような問題を考慮するのであれば、雨に濡れることを防ぐために屋根の設置に伴う費用も発生する。このような課題に関して、我々は、多目的広場に配置されているタイルに注目した。多目的広場の水色のタイルをポッチャコートのラインと同様の配置に変更することで、簡易的なポッチャコートをタイルでつくる(図 50)。そうすることで、コートが利用されていない時や、他のイベントなどで多目的広場を使用する際もコートの区画の使用が可能となる。また、タイルを整備してコートをつくることで、コートにかかる維持費や雨除けのための屋根の設置が不要となるため、正規のポッチャコートを設置するよりも費用を抑えることが可能であると考えられる。

---

<sup>344</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

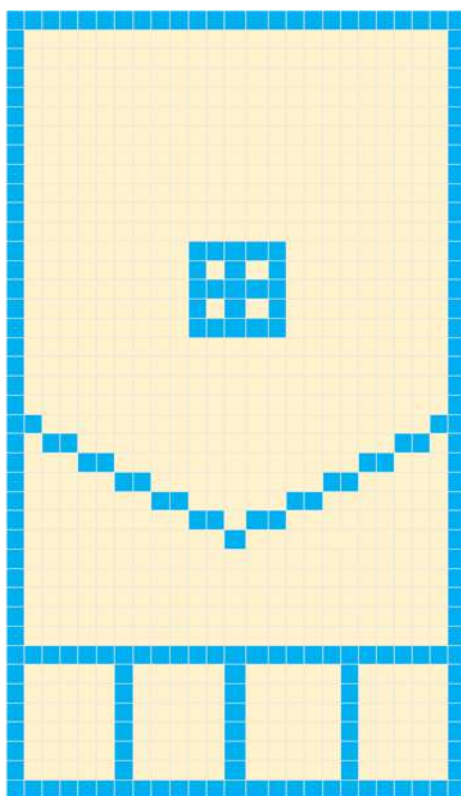


図 50 多目的広場のタイルを活用した際のポッチャコート（イメージ）  
（作成：WSD）

### 第 3 節 異文化理解の機会の創出

#### 3-1. 課題と必要性

大館市は第 1 部第 6 章第 2 節において前述した通り、タイ王国との先導的共生社会ホストタウンに認定されている。タイの文化に触れることで、文化の違いを認め、互いに尊重することができる多文化社会への理解を深める機会となるイベントとして、2022 年 11 月 23 日に「タイフェスティバル in 大館」が開催された<sup>345</sup>。タイ王国との交流は活発であるものの、その他の国籍の方との交流の機会はあまりないことが課題である。以前は大館市にあるボランティアグループ「大館にほんごCOCOの会」において、外国籍の方を対象に社会見学を実施したほか、学期の終わりにそれぞれの国の料理を作るなどのイベントを開催していたが、現在は市から実施してほしいと依頼されることも無くなったとヒアリング調査より分かった<sup>346</sup>。

加えて、前述の浜松市における日本人住民への意識調査によると、日本人は近隣の外国籍

<sup>345</sup> 大館市「タイフェスティバル in 大館を開催します」

<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9882>（閲覧 2022/12/11）

<sup>346</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書



の方の印象として、「どちらともいえない」と回答した者が51.9%と最も多く、「どちらかといえば親しみを感じない」が13.7%、「どちらかといえば親しみを感じる」と回答した者が17.6%と続く<sup>347</sup>。また、近隣以外に住む外国籍の方との付き合いの有無に関して、「ほとんどない」と回答した者が68.1%と最も多く、「あいさつなど時々言葉を交わす程度のつきあい」と回答した者が13.9%と続く<sup>348</sup>。この調査から、浜松のように外国籍の方が多く居住する先導的共生社会ホストタウンであっても、日本人は外国籍の方との交流が少ないことから、異文化交流に対する意識が醸成されていないことが分かる。

そもそも異文化は、「その社会と、言語を始め思考様式・風俗習慣など、種類の面で違いの認められる、他の社会の文化<sup>349</sup>」と定義されている。現代はものの情報化・高度化・多様化によって、日本国内にいても様々な文化に遭遇することが稀ではなくなり、文化を形成する人間一人ひとりの特徴や個性にも目を向けることになる<sup>350</sup>。このように、外国籍の方に限らず、一人ひとりの人間の特徴や個性も異なるのである。大館市においては、障害のある方やない方、高齢の方や外国籍の方など、多様な属性を持つ人が在住している。このような現状を踏まえ、大館市において、多様な人が集まる異文化交流イベントを開催することで、同じ社会に生きる多様な文化的背景を抱える人々をどのように共生させて、心豊かな交流をしていくべきか考える契機とする。

前述の課題から、言語によらず外国籍の方や日本人など多様な人が参加する異文化交流イベントを開催し、お互いの文化に触れることで、文化の違いを認め合い、互いに尊重する多文化共生社会への理解を深める機会を創出する必要がある。異文化交流イベントを開催することで日本人と外国籍の方との交流の場とすることができる。特に、日本人は外国籍の方との多文化交流の機会が少なく、関心も薄い<sup>351</sup>。公共空間でイベントを開催することで、日本人と外国籍の方などの多様な人の交流の機会を創出することが可能となる。

### 3-2. 類似事例

#### ① 気仙沼「YEG インドネシアフェスティバル」(技能実習生受け入れ企業主催)

2022年8月7日に気仙沼市の第70回気仙沼港まつりの公式プログラムとして、株式会社菅原工業が主体として「YEG インドネシアフェスティバル」が開催された<sup>352</sup>。インドネシア料理や伝統歌謡など、気仙沼市に多く在住するインドネシア人技能実習生の馴染みのある文化により関心を集めることに成功し、気仙沼市に在住するインドネシア人を数多く集客することができた。また、インドネシアの伝統的な料理は、インドネシア人などの外国籍の方だけでなく、日本人の集客にも効果的であった。ヒアリング調査からも、日本人としては、

<sup>347</sup> 浜松市・前掲注(302)、70頁

<sup>348</sup> 浜松市・前掲注(302)、70頁

<sup>349</sup> 山田英雄(1995)『新明解国語辞典第六版(机上版)』、三省堂、9頁

<sup>350</sup> 茂呂直彦(2010)『『異文化交流の意義と課題』～海外留学のすすめ～』、『尚美学園大学 総合政策学部学生懸賞論文』、第11回、2頁

<sup>351</sup> 浜松市・前掲注(302)、70頁

<sup>352</sup> ボッチャ体験会記録③

料理を通じての外国籍の方との交流が望ましい<sup>353</sup>というニーズがあることが判明した。このように、外国籍の方だけでなく日本人も、伝統的な料理を通じた異文化交流イベントのニーズが高いことが分かる。当該イベントにおいても、インドネシア料理を通じ、インドネシア人だけでなく日本人が多く参加し、結果として両者の交流が促進された（図 51）。



図 51 YEG インドネシアフェスティバルの様子  
(撮影：WSD)

### ②箕面「comm cafe」（国際交流協会主催）

大阪府箕面市は、外国籍の方が多く在住する地域である。2013年に国際交流協会が管理・運営する「箕面市多文化交流センター」が開館したのを機に、「comm cafe」も開店した<sup>354</sup>。ここでは、外国人住民が母国の家庭料理などを提供しながら、地域住民と協働し、多文化共生に関わる場となっている<sup>355</sup>。また、世界各地の音楽や文化に触れるイベントも不定期に開催している<sup>356</sup>。同カフェは、日本人住民や外国人住民などがボランティアや客として、国籍に関わらず交流できる場（機会）となっている。

### 3-3. 政策提言

我々は、偶然通りかかった人の目に留まりやすい公共空間において、異文化交流イベントを実施することを提言する。外国籍の方が馴染みのある料理や芸術、伝統など母国の文化に

<sup>353</sup> 小滝電機製作所津谷様ヒアリング報告書

<sup>354</sup> 公益財団法人箕面市国際交流協会「プログラム comm café（コムカフェ）」  
[https://mafga.or.jp/program\\_category/community\\_cafe/](https://mafga.or.jp/program_category/community_cafe/)（閲覧 2023/1/14）

<sup>355</sup> 公益財団法人箕面市国際交流協会・前掲注（354）

<sup>356</sup> 公益財団法人箕面市国際交流協会・前掲注（354）

触れることができる機会とし、外国籍の方の参加が促進されるイベント内容とする。ヒアリング調査からも、外国籍の方は自国の料理や文化などのイベントだと参加しやすいと述べている<sup>357</sup>ことから、多くの外国籍の方の参加が期待できる。また、「YEG インドネシアフェスティバル」の例から分かるように、日本人の参加も期待できる。

実施体制は2つが想定される。大館市主催のお祭り・イベントに技能実習生受け入れ企業が出店し開催する体制と、新たに秋田県国際交流協会が開催し大館市が補助する体制である。以下、開催主体ごとに具体的なイベントの内容について2点述べる。

#### ① 技能実習生受け入れ企業が既存のお祭り・イベントに出店

既存のお祭り・イベントに技能実習生受け入れ企業が出店する場合である。

人口減少や少子高齢化が進む中、労働力としての技能実習生への依存はますます強まっているが、増加する技能実習生の社会への適応に向けた支援は管理団体や受け入れ企業任せになっていることが多く、極めて限定的である<sup>358</sup>。技能実習生も地域社会と関わる機会をなかなか持てないなど、技能実習生が数多く存在しているにもかかわらず、社会から見えづら存在になっているのが現状である<sup>359</sup>。「顔の見えない」外国籍の方である技能実習生の存在が地域で可視化されることで、彼らとの共生を目指す機運が醸成され、行政が積極的に彼らの生活支援に関与することにつながる。このように、行政の関与により、管理団体や受け入れ企業における彼らの生活支援に関する負担が軽減される。そして、雇用する技能実習生が企業内にとどまらず、企業外の日本人と交流する機会を創出することで、受け入れ企業の負担が軽減されることが期待できる。

前述した「YEG インドネシアフェスティバル」は、インドネシア人技能実習生を多く受け入れている菅原工業が主催者として開催した異文化交流イベントの先進事例である。大館市に在住する外国籍の方は他の外国籍の方とも交流をすることを望んでおり、オンライン上でコミュニティが形成されている<sup>360</sup>現状を踏まえると、技能実習生受け入れ企業が出店することで、他の外国籍の方にもイベントがコミュニティ内で周知されることが期待できる。大館市において定期的に公共空間で開催されるお祭り・イベントに技能実習生受け入れ企業が出店することが望ましい。定期的に開催することで、日本人と外国籍の方がより交流する機会が創出される。

また、石田ローズガーデンにおいてポッチャ体験会を「大館バラまつり」と並行して開催した経験もあり、既存のお祭り・イベントと抱き合わせで開催することの有効性を身をもって体感することができた。この経験から、既存のお祭り・イベントと並行して異文化交流イ

---

<sup>357</sup> 菅原工業技能実習生ヒアリング報告書

<sup>358</sup> 長野真澄（2020）「矢掛町ベトナムフェスティバル企画運営者による語りの分析—地方在住ベトナム人技能実習生の存在を可視化する活動の経緯の解明—」、『岡山大学全学教育・学生支援機構教育研究紀要』、第5巻、166頁

<sup>359</sup> 長野（2020）・前掲注（358）、166頁

<sup>360</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

イベントを開催することは、異文化交流に関心のない人が新たに関心を持つ契機となることができ、非常に効果的であると考えます。また、定期開催されている既存のお祭り・イベントと抱き合わせることで、継続性が確保でき、新たに開催する場合に比べてコストの削減も期待できる。

## ② 大館市が秋田県国際交流協会に開催依頼

大館市が秋田県国際交流協会に異文化交流イベントを開催するよう依頼する場合である。

我々は福島駅において「いきいき！ふくし秋祭り」という福祉イベントの一角でポッチャ体験会を実施した<sup>361</sup>。駅は一日の利用者が多く、異文化交流に関心のない人の多くも利用することが想定されるため、新規イベントとして異文化交流イベントを開催するには、駅前広場などの公共空間を活用することが効果的ではないかと考える。

秋田県国際交流協会が異文化交流イベントを主催する意義は、前述した箕面市の先進事例のように、国際交流協会の主催する事業が成功している例が多いことや、同協会が外国籍の方に対する施策を現時点においても数多く実施しており、ノウハウを蓄積していることが想定されるからである。その際には、大館市が秋田県国際交流協会に異文化交流イベントを実施することができるように、補助金を出すことが求められる。

なお、イベント開催時にする必要があることとして、大きく2点挙げられる。1点目は、事前の広報活動である。公共空間で開催することは、異文化交流に関心のない人を集客することが可能である一方、そもそも当日外出しない人に対しても何らかのアプローチが必要である。そのためには、事前に広報資料や各種 SNS などを通して、住民への周知のために広報活動を実施することが効果的である。2点目は、信教の自由など、参加者の権利擁護である。異文化交流イベントには外国籍の方が多く参加することが想定されるため、個人の信仰によって宗教上の問題で食べることが不可能な食材も想定されるからである。大館市においても、異文化交流イベントとは異なるが、災害発生時の避難所において、非常食をハラール対応したり、アルコール成分の入っていない消毒物品を準備したりしており<sup>362</sup>、イベントを開催する場合にも同様の慎重な配慮が求められる。

## 第4節 多様な人が集まる居場所の創出

### 4-1. 現行施策

#### 4-1-1. 国・自治体の施策

厚生労働省は2015年9月に、「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討<sup>プロジェクトチーム</sup> P T」報告として、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要

<sup>361</sup> ポッチャ体験会記録⑥

<sup>362</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

がある」との旨を示した<sup>363</sup>。また、2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」と示されている<sup>364</sup>。さらに、厚生労働省の有識者会議である地域共生社会推進検討会においては、地域共生社会の実現には専門職による課題の解消だけでなく、「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」が重要であることが示された<sup>365</sup>。こうした国の方針に基づき、現在、自治体単位でも地域共生社会の実現に向けた施策が進められている。

東京都江戸川区は、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが相談でき、気軽に集える地域の拠点として、「なごみの家」を区内9か所に設置している。コミュニティソーシャルワーカーや保健師などの専門職、地域のボランティアなどと行政とが協働し、地域共生社会構築の拠点として機能している<sup>366</sup>。江戸川区へのヒアリング調査より、なごみの家には精神障害のある方をはじめとし、障害のある方の一定の利用があり、自宅や職場とは別の居心地の良い場所、サードプレイスとして機能していることが明らかになっている<sup>367</sup>。

また、三重県伊勢市においては、社会福祉協議会のサテライト型施設として、誰もが気軽に立ち寄り、相談・交流できる空間「げんこころ一む」が大規模商業施設に設けられている。この場所も、社会福祉士や精神保健福祉士などが常駐し、ワンストップで多様な相談を受けられる場であるが、子どもから高齢の方までの世代を問わず楽しめるイベントが日々開催され、多様な人々が集まる交流の場としての側面も併せ持っている。実際に、ヒアリング調査より「他の機関では受け入れてもらえないような日常生活や仕事に関する話を聞いてもらえる」として、精神障害のある方が相談に訪れているという事例がみられたほか、40～50代の障害のある方と高齢の方とがコミュニケーションをとり、共に催し物に参加したり、お茶を飲んだりして過ごしている事例があることも明らかになった<sup>368</sup>。相談の場としてだけでなく、障害のある方とない方の交流の場、多世代交流の場としてもげんこころ一むは機能しているのである。

---

<sup>363</sup> 厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた取組の経緯」  
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/keii/>（閲覧 2022/12/15）

<sup>364</sup> 厚生労働省・前掲注（363）

<sup>365</sup> 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>（閲覧 2022/12/15）、6頁

<sup>366</sup> 江戸川区「なごみの家」

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e039/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/nagominoie.html>（閲覧 2022/12/15）

<sup>367</sup> 江戸川区 SDGs 推進部 ともに生きるまち推進課ヒアリング報告書

<sup>368</sup> 伊勢市社会福祉協議会ヒアリング報告書

#### 4-1-2. 大館市の施策

大館市は地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備や、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援体制の整備、さらには、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する事業を「大館市地域福祉計画」において定めている<sup>369</sup>。その施策の一つとして、大館市では福祉まるごと相談支援事業を2022年4月から実施している。具体的には、地域の身近な福祉相談の窓口として、「福祉まるごと相談室」が市内7か所ある地域包括支援センターのうち5か所に設置されている。運営は各地区の社会福祉法人に委託されている。「福祉まるごと相談室」は、障害や健康の問題から生活困窮、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラーなどの市民の様々な困りごとをワンストップで受け止め、必要に応じて専門的な機関への橋渡しをしている<sup>370</sup>。

#### 4-2. 施策の必要性

本章第1節においても述べたが、ヒアリング調査より、現在大館市では、障害のある方の社会参加が進んでいない現状から障害のある方とない方の交流の機会が少ないこと、また、外国人住民と日本人住民が意図しない限り交流できない状態があることが明らかになった<sup>371・372・373</sup>。

#### 4-3. 政策提言

そこで、我々は「商業施設へ多様な人々が集まる居場所を創設すること」を提言する。ここでいう「居場所」とは、人との関係やつながりを持てる場としての社会的側面と、家や職場以外のサードプレイスとしての物理的側面とを併せた場と定義する。その上で、まず、障害の有無や国籍、年齢にかかわらず多様な人々が集う場を創出する必要がある。ヒアリング調査より、市内で多くの人が集まるのは「秋田犬の里」と「いとく大館ショッピングセンター」であることが明らかとなっている<sup>374</sup>。前者は観光施設であることから、市外の人々も含めて多くの人が集う場であると推察される。一方、後者は大館市在住の方の利用が多い施設であると考えられ、後者を活用することが望ましい。しかし、いとくショッピングセンターをはじめとした商業施設は誰もが利用する場ではあるものの、一般に、居場所として機能する場ではない。そこで、商業施設の一角に談話スペースなどを設

<sup>369</sup> 大館市「大館市地域福祉計画」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000008724\\_00/%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%A6%8F%E7%A5%89%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000008724_00/%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%A6%8F%E7%A5%89%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf)（閲覧2022/12/15）、13頁

<sup>370</sup> 大館市「まるごと相談チラシ」

[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009683\\_00/%E3%81%BE%E3%82%8B%E3%81%94%E3%81%A8%E7%9B%B8%E8%AB%87%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7%EF%BC%88%15%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E7%89%88%EF%BC%89.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009683_00/%E3%81%BE%E3%82%8B%E3%81%94%E3%81%A8%E7%9B%B8%E8%AB%87%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7%EF%BC%88%15%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E7%89%88%EF%BC%89.pdf)（閲覧2022/12/15）

<sup>371</sup> 6月大館市ヒアリング報告書

<sup>372</sup> 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

<sup>373</sup> 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

<sup>374</sup> 11月大館市ヒアリング報告書

置し、誰もが自由に安らげる場とすべきである。さらに、多様な人々にこの場の利用を促し、人々の交流が生まれる場とする必要がある。そのための仕掛けとして、「福祉まるごと相談室の商業施設への移転」と「福祉啓発イベントの開催」を提言する。この2点について、以下で述べる。

#### ① 福祉まるごと相談室の移転

前述したように、福祉まるごと相談室は障害や健康の問題から生活困窮、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラーなどの市民の様々な困りごとをワンストップで受け止め、必要に応じて専門的な機関への橋渡しをする機関である。高齢の方のみならず誰もが相談できる場であるが、現在、福祉まるごと相談室は高齢の方への対応に強い地域包括支援センターに設置されているために、相談者が高齢の方に偏ってしまうことも考えられる。そこで、この機能をより多様な人々が訪れる商業施設に移転することにより、福祉まるごと相談室のものにも多様な人々が訪れることを可能にする。また、移転という方法は、新たに設置するよりもコストをかけずに導入できるものとする。ここで想定しているのは市内の福祉まるごと相談室全室の移転ではなく、大館市社会福祉協議会運営の「地域包括支援センターかつら」に併設されている福祉まるごと相談室の商業施設への移転である。というのも、本施設は市中心部に位置し、多様な人々の訪問が最も期待できるからである。

#### ② 福祉啓発イベントの開催

多様な人々や世代を対象としたイベントを開催することにより、買い物に訪れた多様な人々が集うことが期待されるが、イベントの内容は来場者の心のBF醸成に寄与する内容であることが望ましい。福祉啓発イベントの事例としては、小規模の障害理解教室や店舗内を利用した高齢者疑似体験や障害疑似体験など（アイマスク、介助体験、車いす体験など）が考えられる。自らが普段利用している店舗内での疑似体験を通して当事者の視点を持つことが可能となる。これにより、体験以前は見えていなかったバリアへの気づきが得られる。福祉啓発イベントの運営主体は社会福祉協議会が担い、福祉意識啓発事業の枠組みで推進していくことを想定している。しかし、外部団体が開催していくことも考えられる。例えば、秋田看護福祉大学の地域交流サークルなどに福祉啓発イベントの企画・運営を依頼する、または、大館桂桜高等学校の福祉コースなどとも連携をとり、福祉教育の一環として同様に障害疑似体験などのイベントの企画や実践を依頼することも考えられる。さらには、大館市が開催している「認知症サポーター養成講座」や「障害者サポーター養成講座」の受講生が、サポーターとしての活動の場として福祉啓発イベントの運営に携わることが望ましい。広報の方法については、社会福祉協議会や大館市のHPの活用のみならず、InstagramなどのSNSを大いに活用していくべきである。活動の様子が写真でしっかりと伝わる媒体を用いることで、若い子どもがいる親世代や、10、20代へアプローチしていくことが不可欠である。

ここまで述べた通り、福祉まるごと相談室の商業施設への移転と、商業施設での福祉啓発イベントの開催により、商業施設へ多様な人々が集まる居場所を創設することが可能となる。また、これらの仕掛けにより、福祉まるごと相談室を利用しに来た方がイベントに参加することで多様な人々と交流することが可能になるだけでなく、イベントの開催が福祉まるごと相談室の認知にもつながるといった効果も期待できる。

## 第5節 クワイエットアワーの実施

本章ではここまで「多様な人々の交流」について述べてきたが、以下で述べるクワイエットアワー（以下、QH）は直接的に多様な人同士の交流を生む施策ではない。しかし、後述の通り、この施策は発達障害をはじめとした見た目からは分かりにくい障害について、障害のない方に理解促進の機会を与えるものである。そこで、心のBF醸成に寄与するUDのまちづくりの施策として、QHについて、本節で述べることとする。

### 5-1. 現行施策

発達障害のある方の多くに見られる特性として、「感覚過敏」がある。感覚過敏とは、感覚に偏りがあることが原因で、光や音などをはじめとする特定の刺激を過剰に受け取ってしまう状態のことをいう<sup>375</sup>。感覚は個人の主観的なものであり、個々によって刺激の受け取り方は異なるために、感覚の偏りがある人の困難さは他人からは理解されにくい<sup>376</sup>。

QHは、そうした感覚過敏のある方への配慮のうちの一つとして、感覚過敏により外出にストレスを感じる人たちのために、日時を限って施設の館内放送を止めることや照明を通常より暗くすることで配慮を行う取組をいう<sup>377</sup>。イギリス自閉症協会が2017年に全国の小売店に「Autism Hour（自閉症の時間）」の実施を呼びかけ、4500以上のスーパーやショッピングセンターが参加したことで始まったと言われ<sup>378</sup>、近年はベルギーやニュージーランドなど、世界中で取り組まれている<sup>379・380</sup>。

QHは日本でも広がりを見せている。日本で初めてのQHの事例は、神奈川県川崎市麻生区

---

<sup>375</sup> LITALICO 発達ナビ「感覚の過敏さ（感覚過敏）、鈍感さ（感覚鈍麻）とは？発達障害との関係、子どもの症状、対処方法まとめ【専門家監修】」

<https://h-navi.jp/column/article/35025696>（閲覧 2023/1/23）

<sup>376</sup> LITALICO 発達ナビ・前掲注（375）

<sup>377</sup> 埼玉県「感覚過敏のある人に対する優しい社会環境づくり」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/quiethour.html>（閲覧 2023/1/15）

<sup>378</sup> ニューズウィーク日本版「薄暗い店内で静かに買い物 欧州のスーパーが導入、発達障害者に優しい『クワイエットアワー』」

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/woman/2020/08/post-439.php>（閲覧 2023/1/15）

<sup>379</sup> The Guardian 「New Zealand supermarket launches 'quiet hours' for customers with autism」  
<https://www.theguardian.com/world/2019/oct/09/new-zealand-supermarket-launches-quiet-hours-for-customers-with-autism>（閲覧 2023/1/15）

<sup>380</sup> THE Bulletin 「Supermarkets plan 'quiet hours' for autistic and sensory-sensitive shoppers」  
<https://www.thebulletin.be/supermarkets-plan-quiet-hours-autistic-and-sensory-sensitive-shoppers>（閲覧 2023/1/15）



のイオンスタイル新百合ヶ丘の食品・日用品売り場での実施であり、この事例においては、川崎市とイオン株式会社の他、多数の機関の連携がなされた<sup>381</sup>。具体的には、研究機関として明治大学工学部や高知大学医学部、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターのほか、一般社団法人日本自閉症協会が当事者団体として参加し、実施に至った。実施に至るまでの課題としては、QH そのものの認知度が低いことや、発達障害や感覚過敏は日常生活上の困難が何であるのか見ただけに分かりづらいことによる問題であったことがヒアリング調査より明らかとなった<sup>382</sup>。

高知県立足摺海洋館で行われたフレンドリーデーというイベントは、行政が主導した事例として挙げられる。高知県障害福祉課と高知県観光開発公社が主催し、感覚過敏の人に配慮して館内のBGMの音を小さくし、明るいところは少し暗く、暗いところは逆に少し明るくすることで、感覚への刺激を減らす取組がなされた<sup>383</sup>。また、このイベントの間、感覚過敏のためパニックになってしまう方に配慮し、大きな声を出すことや、走り回ること、順路を逆走することなども可能とし、一人で静かに休むことのできる避難場所も設置された<sup>384</sup>。

また、埼玉県の羽生水郷公園さいたま水族館においても同様に、QH が試験導入された。この事例は、県有施設での導入を検討していくにあたり、試行を実施し参加者・施設管理者などの意見を伺い課題を整理することを目的に埼玉県主導で行われたものである<sup>385</sup>。ここでも、照明やBGMの調整が行われたほか、カームダウン・クールダウン室の設置や、音や光が気になる場合に使用できるようイヤーマフやサングラスの貸し出しが行われた。

民間が独自に主導した事例としては、株式会社ツルハが、運営するツルハドラッグ店舗においてQHを実施していることが挙げられる。2019年に、北海道札幌市内の10店舗において試験導入がなされた<sup>386</sup>。また、宮城県富谷市のツルハドラッグ富谷ひより台店では、他のツルハドラッグにおいてQHが行われたことを知った顧客からの電話を受け、QHの導入に至っている<sup>387</sup>。このように、現在では顧客からの声を受けて、店舗が主導となりQHを導入する事例も存在している。

## 5-2. 施策の必要性

厚生労働省の「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」によれば、医師から発達障

---

<sup>381</sup> 時事通信社「日本初！商業施設における「クワイエットアワー」を実施します＝川崎市」  
<https://www.jiji.com/jc/article?k=20190725Pr4&g=jmp>（閲覧 2023/1/21）

<sup>382</sup> 川崎市ヒアリング報告書

<sup>383</sup> 高知県「フレンドリーデーin 足摺海洋館 SATOUMI を開催します！」  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/2022042100089.html>（閲覧 2023/1/15）

<sup>384</sup> 高知県・前掲注（383）

<sup>385</sup> 埼玉県「羽生水郷公園さいたま水族館（試行）」  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/200562/suizokukann\\_sikou.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/200562/suizokukann_sikou.pdf)（閲覧 2023/1/17）

<sup>386</sup> 株式会社ツルハホールディングス「ツルハドラッグ店舗で「クワイエットアワー」を実施します。」  
<https://www.tsuruha-hd.com/content/files/topic/news/2019/191025-1.pdf>（閲覧 2023/1/15）

<sup>387</sup> NHK「知らなかったわ、クワイエットアワー」  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221130/k10013906221000.html>（閲覧 2023/1/15）

害と診断された人は48万1000人と推計される<sup>388</sup>。また、感覚過敏は発達障害の中でも自閉症の方々に多く見受けられるが、文部科学省の調査によれば、自閉症の子どもの数は年々増加傾向にある<sup>389</sup>。以上より、我々の身近なところにも、他人からは理解されにくい感覚過敏の症状に悩まされている方がいることや、QHを実施することの必要性が高まっていることは明白である。

QHは、実施時間帯に店舗を訪れた障害のない方々に、普段とは異なる店舗の環境を通じて感覚過敏に悩む方が普段どのようなことに過ぎにくさを感じているのかという視点をもたらしめることであることから、障害理解を深めるきっかけを与えるものでもある。また、QHを実施する側の人々に対しても同様に、障害理解の機会となり得る。さらには、照明や音量の調節など、QH実施までの準備を通して、社会は多数を占める人々の事情に合わせてつくられていること、いわゆる「障害の社会モデル」を理解することにも繋がる。そして、QHを導入することにより、感覚過敏に悩む人々が快適に過ごすことが可能となり、社会参加の促進にもつながると考えられる。

### 5-3. 政策提言

そこで、我々は感覚過敏のある方への配慮、ならびに店舗を訪れた方やQHを実施する方の障害理解の促進の機会として、大館市において民間施設でのQHを行政が働きかけていく形で推進していくことを提言する。実施場所の選定に際しては、第2章第5節において述べたD&I推進パートナーを活用する。D&I推進パートナーに認定された小売業者や飲食事業者に対し、D&Iパートナーミーティングを通して市が働きかける。その他、これまでに他自治体の店舗において実施した事例のあるツルハドラッグや、イオンタウンなどのイオン系列の市内店舗に対して、市が直接働きかけていくことも想定される。また、実施に際しては、当事者が日常生活のどのようなことに困りごとを抱えているかの把握が重要であるため、発達障害の当事者団体や自閉症協会などとの連携が望まれる。

また、QH実施時には一般客へ通常時と異なる環境で営業していることを周知することが重要である。店頭でポスターを掲示することや、事前にHPなどで日時を周知することは不可欠である。

以上により、QHの実施は、感覚過敏により過ぎにくさを感じている方々にとって過ごしやすい環境を創出すると同時に、QHそのものを知らない民間事業者や施設を訪れた顧客に対し、障害理解の機会を与えることとなり、心のBFの醸成に寄与すると考えられる。

---

<sup>388</sup> 厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）：結果の概要」

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu\\_chousa\\_b\\_h28.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_b_h28.pdf)（閲覧2023/1/21）

<sup>389</sup> 文部科学省「令和元年度 通級による指導実施状況調査（別紙2）」

[https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt\\_tokubetu01-000005538-02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_tokubetu01-000005538-02.pdf)（閲覧2023/1/23）

## 第6節 仙台市におけるボッチャ体験会

本節では、我々が企画・運営に携わり、政策実施者として活動したボッチャ体験会について述べる。詳細については後述するが、政策実施者としての活動は主に仙台市をフィールドとしたことから、この内容に関する提言先は仙台市である。

### 6-1. 背景

第1節で述べたとおり、「多様な人々の交流」は、障害の有無や国籍など多様な人々の存在を認識させ、UDのまちづくりや心のBFを考えるきっかけになると考えられる。それらを考えるきっかけとしては、より参加しやすい交流が望ましい。ボッチャは障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるユニバーサルスポーツであり、数あるパラスポーツの中でも必要な用具などが少なく、場所を選ばず手軽にできるという特徴がある。ボッチャのようなスポーツは「楽しいこと」であり、気軽に参加しやすいため、きっかけづくりとして適していると考えられる。また、障害のある方がまちなかに出るきっかけにもなると考えられる。公共空間はたまたま通りかかった人にアプローチできることが大きな特徴であり、「多様な人々の交流」を創出する場としてふさわしいといえる。

我々は第1部第1章で述べた通り第三者の立場から研究を行うだけでなく、自らがプレイヤーとして活動し、実のある提言をまとめるため、秋田県大館市にとどまらず、宮城県気仙沼市や福島県福島市などでボッチャ体験会の運営補助に携わった。特に、仙台市中心部におけるボッチャ体験会については企画段階からその一翼を担い、政策実施者として実際にそのような場所、機会の創出に取り組んだ。よって、本節では仙台市でのボッチャ体験会「ボッチャフェス in 仙台」の活動について述べ、仙台市に対して一連の活動を踏まえた提言を行う。

### 6-2. 「ボッチャフェス in 仙台」について

我々は、仙台市でのボッチャ体験会について、名称を「ボッチャフェス (BF) in 仙台」とした。これは、ユニバーサルスポーツであるボッチャを楽しむイベントであるボッチャフェス (BF) を仙台で開催し、仙台にバリアフリー (BF) を広めたいという思いを込めている。本体験会については、東北大学知のフォーラム未来社会デザインプログラム「公共空間を活用したダイバーシティ&インクルージョン推進プロジェクト～パブリックスペースにおけるボッチャ体験モデルの確立に向けて～」の活動として、「ボッチャフェス in 仙台実行委員会」を立ち上げた上で仙台市が実施する社会実験やイベントの一環として開催した。

#### 6-2-1. 実行委員会の結成

仙台市でのボッチャ体験会を実施するにあたり、東北大学研究推進・支援機構知の創出センター、公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団、一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会、その他の方々のご協力を得て「ボッチャフェス in 仙台実行委員会」を結成した。2022年

7月14日、仙台市役所にて実行委員会主要メンバーとオブザーバーである仙台市の3局（健康福祉局、文化観光局、都市整備局）で打ち合わせを行い、青葉通社会実験と福祉まつり「ウェルフェア2022」での実施が確認された。同年7月22日、東北大学片平キャンパス材料科学高等研究所（AIMR）2階セミナー室にて「ポッチャフェス in 仙台実行委員会」第1回委員会会議が開催され、役員などが決定された。その後、市内のボランティア団体SV2004の会員を対象にボランティアの募集などを行い、青葉通社会実験まで2週間を切った9月13日には実行委員会主要メンバーとSV2004の代表者による当日に向けたオンラインによる打ち合わせを行った。また、平行して11月3日に仙台市役所前庭・市道表小路線での実施も決定し、10月3日には仙台市財政局理財部本庁舎整備室と当日の会場付近で打ち合わせを行った。

#### 6-2-2. 事前の広報活動

全5日間の日程となった「ポッチャフェス（BF） in 仙台」について、8月にポスター、チラシの制作や印刷発注などを行った上で、9月上旬から中旬にかけて広報活動を実施した。広報活動は大きく3つに分けられる。

1つ目は障害者団体などへの直接訪問による呼びかけである。今回の体験会を障害のある方とない方が一緒に過ごす機会の創出として位置づける中では障害のある方にまちなかに出て参加していただき、障害のない方と交流していただくことが重要であるが、障害のある方の中には外出に不安を抱えている方も多い。よって、このようなイベントを実施することについて我々が障害者団体などへ積極的に広報を行うことが大切であると考え、宮城県保健福祉部障害福祉課、宮城県障害者福祉協会、仙台市障害者福祉協会、仙台バリアフリーツアースセンター、一般社団法人アート・インクルージョンにそれぞれ学生2名が直接訪問し体験会の趣旨などを説明し、ポスターの掲示やチラシの配布へのご協力をお願いした。また、このほかの団体などについてはメールで呼びかけを行った。

2つ目は体験会が実施される会場近く（仙台市中心部）の小学校6校、中学校4校へのポスター、チラシの郵送による配布である。今回の体験会について、将来を担う子どもたちがUDのまちづくりや心のBFに関心を持つきっかけになることは特に意味があると考えられる。そこで、会場周辺（仙台市中心部から約2km圏内かつ青葉区内）の小中学校にポスター1枚、そしてより効果的な広報とするため児童・生徒1人1枚分のチラシを用意し、こちらでクラスの大まかな人数ごとに仕分けした上で郵送した。学校におけるチラシの配布枚数は合計5160枚となった。また、仙台市の各部局や仙台市スポーツ振興事業団などに対してもポスターやチラシを郵送し、市役所の庁舎内や市内スポーツ施設などにもポスターの掲示、チラシの配布をお願いした。

3つ目は仙台市内の市民センター（公民館）56館へのポスター、チラシの配布である。市民センターの運営を委託されている公益財団法人仙台ひと・まち交流財団の本部にある各市民センターのボックスにポスターとチラシを投函し、現在閉鎖中の市民センターを除く

市内すべての市民センターにポスターとチラシを配布した。市民センターではボッチャ体験の講座が行われているところがあり、日頃からボッチャに親しんでいる方への広報として実施した。

### 6-2-3. 体験会当日の活動

「ボッチャフェス (BF) in 仙台」は、2022年9月から11月にかけて青葉通仙台駅前エリア、勾当台公園 (福祉まつり「ウエルフェア 2022」)、仙台市役所前庭・市道表小路線の3ヶ所で実施された。我々学生は主に体験者の誘導や体験者向けアンケートの記入補助を担い、仙台市障害者スポーツ協会のボッチャ指導員の皆様にはボッチャ体験の進行、仙台市スポーツ振興事業団の皆様や市内のボランティア団体 SV2004 の皆様には体験者の誘導と共に会場周辺の広報活動にご協力いただいた。

まず、青葉通仙台駅前エリアでは9月23日 (金・祝) から25日 (日) にかけて各日10時30分から15時30分の5時間で行われた (図52)<sup>390</sup>。我々の体験会は青葉通社会実験の最初の3日間で実施した。初日は時々雨が降っていたが、社会実験のオープニングセレモニーが行われた後、郡和子仙台市長、プロバスケットボールチーム仙台 89ERS の志村雄彦社長、青葉通まちづくり協議会の渡辺博之副会長、そしてスポーツ庁の角田喜彦次長によるボッチャ体験会の始球式を実施し、多くのメディアの方が集まるなど盛り上がりを見せた。体験者数は132人であった。2日目は前日より雨がひどく、一時中断する場面もあったが、盲導犬を連れた視覚障害のある方が参加し、ボッチャ指導員の拍手の音を頼りにコート上のボールの位置を把握し、投げている姿が印象的であった。体験者数は92人であった。3日目は初めて晴天に恵まれ、常に待機者の絶えない盛況ぶりであった。体験者数は231人であった。

---

<sup>390</sup> ボッチャ体験会記録④



図 52 郡和子仙台市長による始球式の様子（青葉通）  
（撮影：WSD）

次に、勾当台公園では10月2日（日）に10時から15時までの5時間で行われた（図 53）<sup>391</sup>。福祉まつり「ウエルフェア 2022」における勾当台公園いこいのゾーンのわくわく体験広場に出展する形で実施した。青葉通ではコート1面であったが、今回は初めてコート2面を設置した。福祉まつりという障害のある方の社会参画を促進するため開かれるイベントであったこともあり、障害のある方に多く体験してもらうことができた。最初から最後まで晴天で、体験者数は221人であった。

最後に、仙台市役所前庭・市道表小路線では11月3日（木・祝）に10時から16時の6時間で行われた（図 54）<sup>392</sup>。仙台市役所建て替えに伴う勾当台公園市民広場との一体的利活用に向けた社会実験の一環として、毎年、文化の日にて区民意識の高揚などを目的に行われている青葉区民まつりと同日に開催された。当日は青葉区民まつりとともに大きな盛り上がりを見せ、NHKの取材などもあり実際に当日夕方と翌日朝のニュースで放映された。コートは10月に引き続き2面で実施したが、待機列がなくなることはなく、家族連れを中心に多くの方に楽しんでいただけたといえる。体験者数は過去最多の430人であった。

2022年9月から11月にかけて実施された「ボッチャフェス（BF） in 仙台」5日間の体験者数は、延べ1106人に上った。

<sup>391</sup> ボッチャ体験会記録⑤

<sup>392</sup> ボッチャ体験会記録⑦





図 53 体験会の様子（勾当台公園）  
（撮影：WSD）



図 54 体験会の様子（市道表小路線）  
（撮影：WSD）

### 6-3. 提言

#### 6-3-1. 現状と課題

「ボッチャフェス (BF) in 仙台」では、ボッチャ体験者を対象に体験会の感想や共生社会に対する考えについてのアンケート調査を行った。

まず、体験者の属性について、性別は男性と女性でほぼ半数ずつ (図 55)、年齢は 10 歳未満から 80 歳以上まで幅広い方々に体験していただくことができた (図 56)。年齢については、特に 30 代と 40 代が半数を占めている。10 歳未満や 10 代の割合に加え、アンケートに答えることが難しい小学生以下の存在を考慮すると、家族連れでの体験が多かったことが推察される。我々が実際に体験会の運営補助を行うなかで、親子や障害のある方、外国籍の方など、多様な人々にボッチャを体験していただくことができたと感じている。アンケート調査の結果は、ボッチャが性別や年齢、障害の有無などにかかわらず誰でも楽しめるユニバーサルスポーツであることを改めて示している。

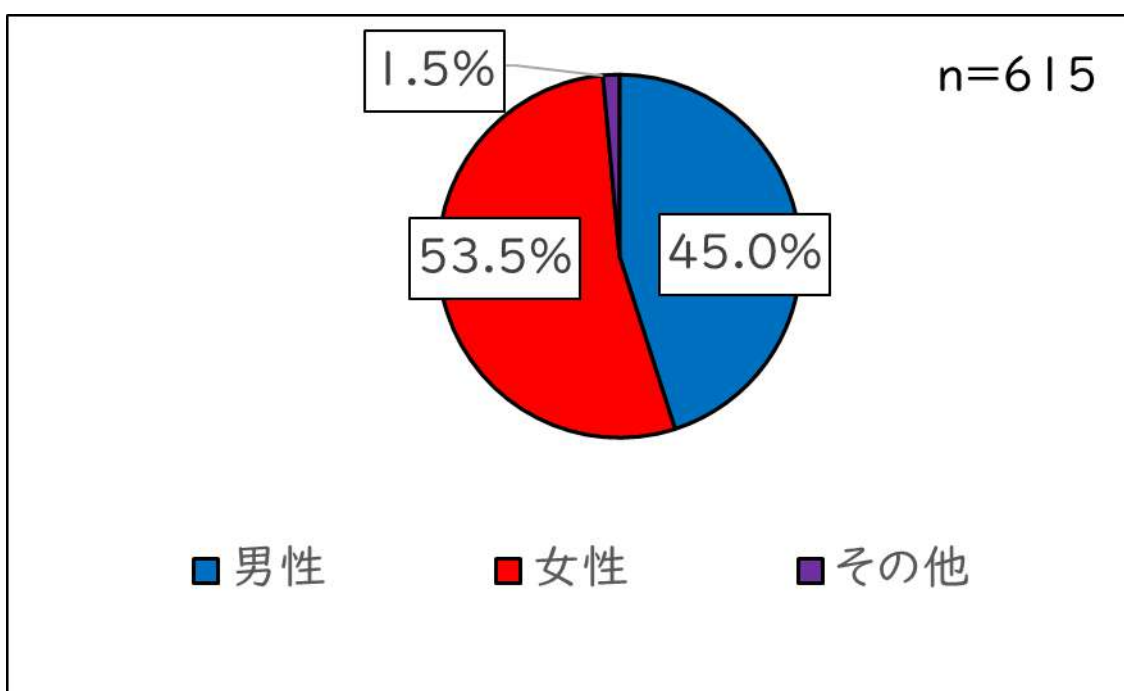


図 55 ボッチャ体験者の性別  
(作成：WSD)



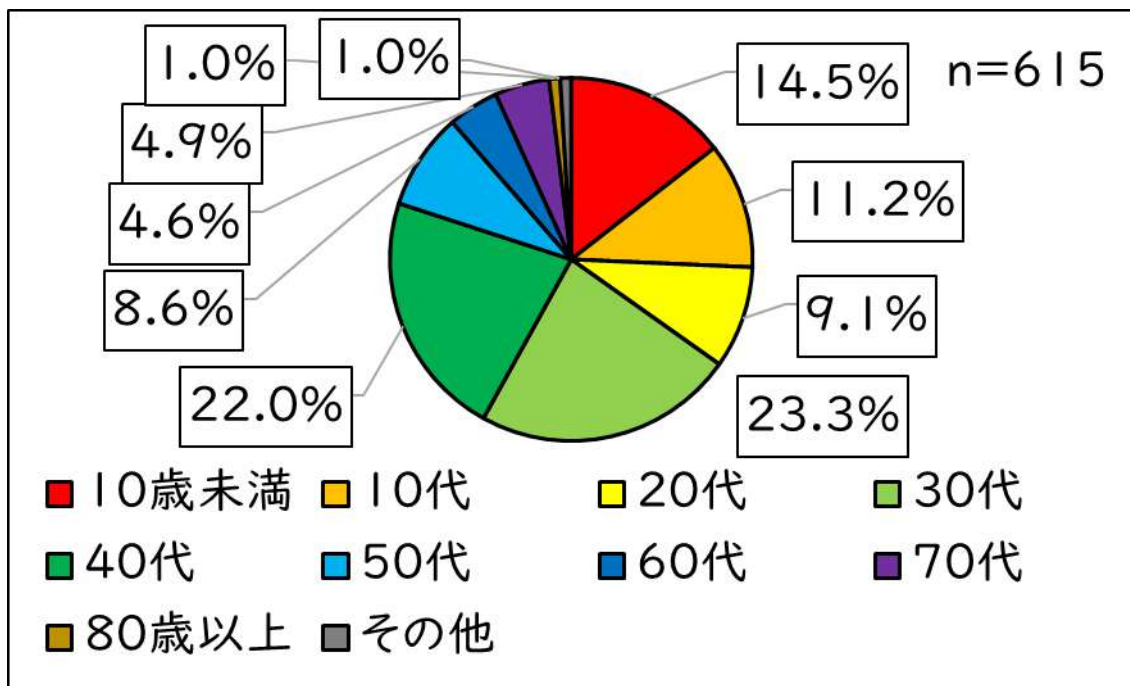


図 56 ボッチャ体験者の年齢  
(作成：WSD)

また、ボッチャ体験の満足度については、「楽しかった」に対しよく当てはまる、またはやや当てはまると答えた割合は 89.7% (図 57)、「またやってみたい」に対しよく当てはまる、またはやや当てはまると応えた割合は 84.6% (図 58) であった。多様な人々が集まる公共空間の創出を考える上で、その手段としてボッチャが有効であることを示しているとともに、公共空間におけるボッチャ体験会について多くの方から評価していただいたことから、今後、同様の体験会を実施した際も多くの人に楽しんでいただけたと考えられる。

今回の「ボッチャフェス (BF) in 仙台」は、先に述べたとおり東北大学知のフォーラム未来社会デザインプログラムの活動として開催していたが、プログラム自体が今年度で終了することもあり、現時点で来年度以降の開催は決まっていない。

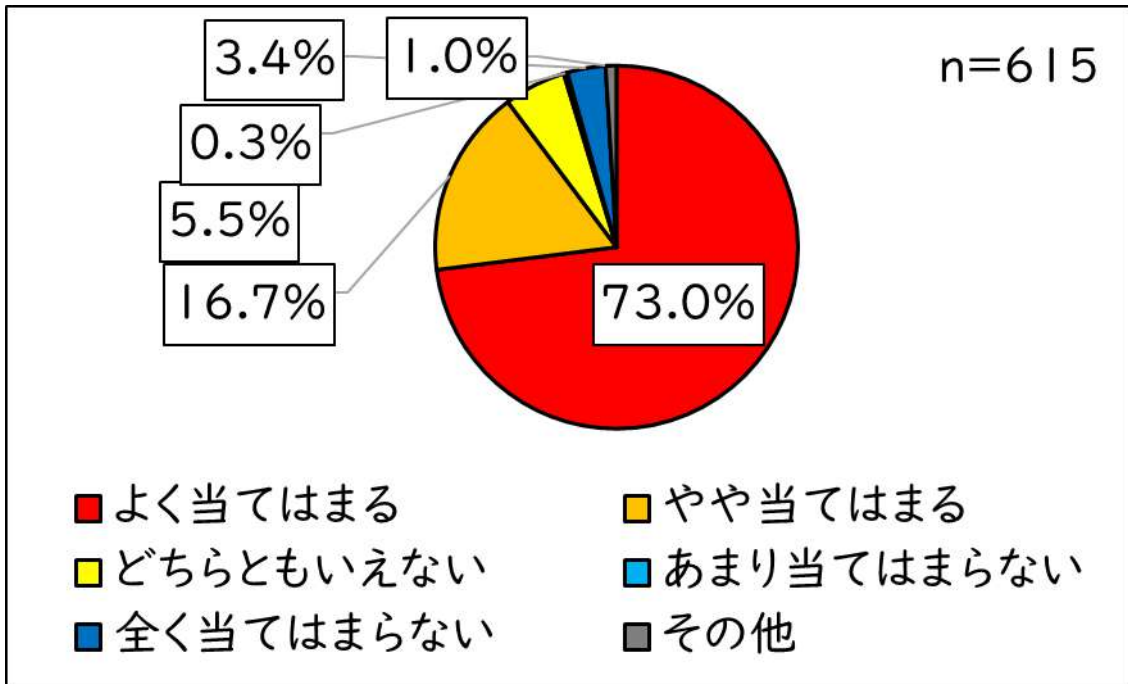


図 57 ボッチャ体験の満足度「楽しかった」  
(作成：WSD)

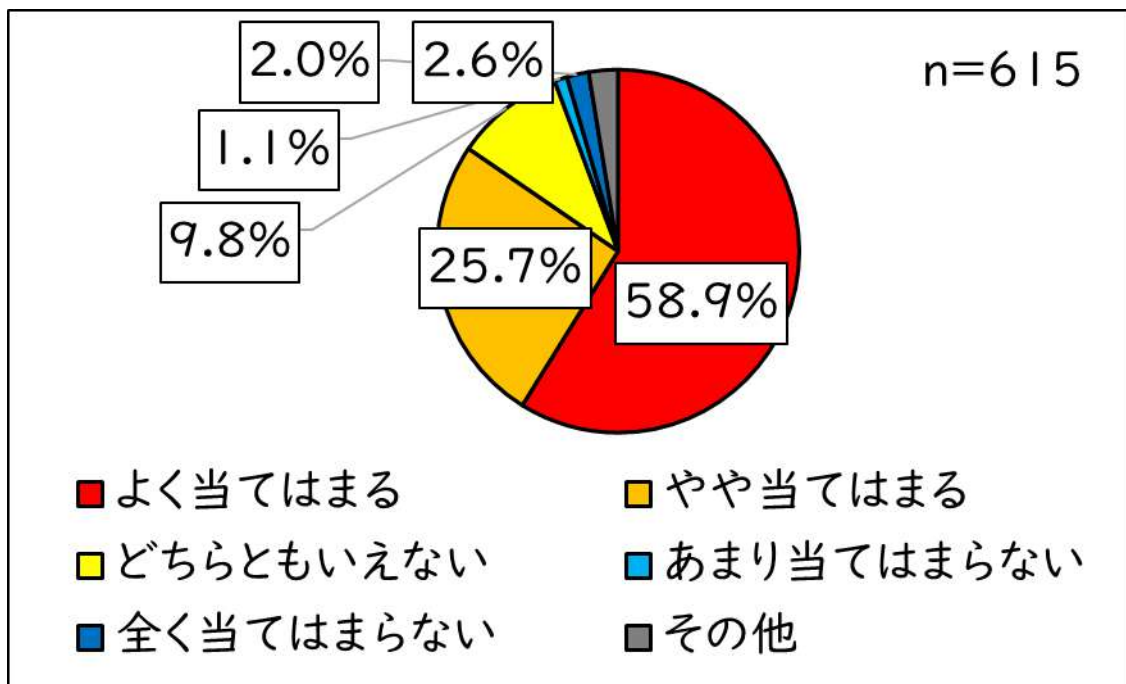


図 58 ボッチャ体験により「ボッチャをまたやってみたいと思うようになった」  
(作成：WSD)

### 6-3-2. 施策の必要性

「多様な人々の交流」を実現するための手段の 1 つとして公共空間におけるボッチャ体験会の開催を位置づけている中で、UD のまちづくりや心の BF の醸成につなげるためには、継続的な開催が必要である。まちなかでボッチャを体験できる機会が当たり前になること、またその光景が見慣れたものになることで、より多くの方の目に留まり、UD のまちづくりや心の BF の考え方が広まっていくと考えられるからである。

### 6-3-3. 提言内容

我々は、ボッチャ体験会の継続的な開催を提言する。今年度開催した「ボッチャフェス (BF) in 仙台」のようなボッチャ体験会を来年度以降も継続的に開催し、多様な人々の交流を定期的に生み出すことで、我々が目指す D&I 都市の形成につながると考えられる。仙台におけるボッチャ体験会の継続的な開催を提言するにあたり、我々は東北大学の学生ボランティア団体として「東北大学公共空間ボッチャプロジェクト D&I」を 2022 年 11 月 22 日に設立した。本団体の目的は、ボッチャを BF に関心を持っていない人たちに対する最初のアプローチ手段とし、まちなかでのボッチャ体験会を企画・運営することで BF などへの理解を広めることである。東北大学の学生による正会員のほか、教職員による賛助会員（サポーター）が活動を行う。本団体がボッチャ体験会開催時に運営の一翼を担う、あるいは小規模であれば本団体のみで行うことで、体験会の継続的な開催を実現することを目的とするものである。また、我々は大館市における「ボッチャ体験会 in ローズガーデン」や福島市における「いきいき！ふくし秋祭り（ボッチャ体験会）」の運営補助を行ったが、いずれも市自らが体験会を企画・運営していた。将来的には、仙台市などが主体的に企画・運営を行い我々が補助を行うといった開催形式も考えられる。

以下に述べる仙台市への具体的な提言については、学生ボランティア団体「東北大学公共空間ボッチャプロジェクト D&I」を活用したボッチャ体験会の実施を前提としたものである。

1 点目は公共空間の継続的な開放・提供や様々なイベントとの抱き合わせによるボッチャ体験会の開催である。今回、青葉通や市道表小路線の道路や公園などの公共空間においてボッチャ体験会を実施したが、特に道路空間を活用した社会実験などは現在のところ単発的なものとなっているため、同じ場所で再度開催することは難しいといえる。公共空間の継続的な開放・提供の推進によるボッチャ体験会の継続的な開催を提言する。また、福祉まつり「ウエルフェア 2022」では、福祉に関するイベントであったことから障害のある方に多く楽しんでいただくことができた。仙台市では「仙台七夕まつり」や「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」など、季節を問わず様々なイベントが開催されているため、様々なジャンルのイベントで体験会を実施することで新たな層を心の BF の入口に誘うことができると考えられる。よって、様々なイベントとの抱き合わせによるボッチャ体験会の開催（with イベント形式での開催）を提言する。

2点目は普及・啓発・広報などである。公共空間におけるボッチャ体験会はたまたま通りかかった方などにアプローチできることが大きな特徴であるが、体験会が盛り上がり注目を集めるためにも体験会を目的に来る方が一定数存在することが重要である。今回の体験会については、ポスターやチラシが仙台市の各施設に配布され、また仙台市HPなどでの情報発信が行われた。今後のボッチャ体験会の開催時にも同様の広報活動が必要である。また、関心を持ったボッチャ体験者に次の機会の情報提供を行うことで共生社会やパラスポーツへの理解がさらに深まると考えられる。体験会当日に今後行われるパラスポーツイベントや心のBFに関する市民向け講座などの情報を提供するため、事前にこれらのイベントや講座などの情報についてのチラシなどを作成することが必要である。

以上の提言により、多様な人々が集まる公共空間を、今後も我々自らが創出していきたいと考えている。

おわりに

本研究では、ヒアリングや現地調査、文献調査、政策実施者としての活動などを通じて、D&I 都市の形成への道筋を探ってきた。提言先である秋田県大館市は先導的社會ホストタウンであり、すでに様々な D&I 施策が行われている。我々は、そんな大館市をはじめとし、D&I 先進都市形成のための施策を 3 分野 18 個の提言として取りまとめた。大館市が現在行っている D&I 施策についてはより効果的なものとするための改善策・推進策を示し、現在行っていない D&I 施策についてはなぜ行われていないのかを踏まえたうえで新たに実施するための方法を提示した。

我々の提言の根底には、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画にも示された「様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会」の創出という目標がある。しかし、様々な取組を行っている大館市においてさえ、意図しない限りは多様な人々の交流が難しく、それに伴って相互理解も進んでいないという現状が調査を通じて明らかになった。そこで、この課題を解決し、共生社会を実現するために、3つの側面からアプローチを行った。現在社会生活に困難を抱えている当事者の困りごとの解消と、現在困難を抱えていない非当事者の D&I 意識・心の BF 意識の醸成、そして、この2つの層の交流が少ない状態の改善である。この3分野18個の提言（次ページを参照）によって、大館市などが多様な人々が暮らしやすい D&I の都市となることを願っている。

「はじめに」で述べた通り、日本にとって、東京 2020 大会を終えた今は、社会に存在する様々なバリアを解消し、D&I の実現を目指す絶好の機会である。我々の研究はこの時機を活かし、かつ提言先である大館市の現状に寄り添ったオリジナリティのあるものとなったと思う。醸成された機運をいかに今後に生かすか、示唆を与えることができれば幸いである。

一方で、残された課題もある。それは、全国展開への道筋を示せなかったことである。我々は今回、主として大館市を D&I 先進都市とするための施策を提言した。これらの施策は大館市以外にも拡大していくべきであるが、都市ごとに課題や強みは様々であり、ただ単に全く同じ施策を他都市でも行えばよいというものではない。今回大館市に向けて示した各提言の施策の目的や考える方法を一般化して示し、他都市への応用についても言及できれば、より研究として意義のあるものとなったはずである。この点に関しては、今後の課題としたい。

障害のある方や高齢の方、外国籍の方など、自分とは心身の状況が大きく異なる人々に対する偏見や、「よくわからないから」と身構えてしまう気持ちをなくするのは簡単なことではない。しかし、まずは相手のことを少しでも知ることで、こうした気持ちは軽減していくことができるのだと感じる。我々の提言が、社会の中に少しでもそういった機会を増やし、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーが浸透した社会への一助となることを期待している。

## WSD 提言一覧

	ユニバーサルデザインのまちづくり
1	当事者の声を反映させるためのシステム構築
2	歩行空間のユニバーサルデザイン化
3	駐車場のユニバーサルデザイン化
4	公園のユニバーサルデザイン化
5	大館版 mobi のユニバーサルデザイン化
6	バリアフリーマップの作成
7	簡易的なバリアフリー施策
8	やさしい日本語表示とピクトグラム・ カラーユニバーサルデザインによる情報伝達

	心のバリアフリーの醸成
1	学校教育における福祉体験学習の充実
2	学校教育における正課ボッチャクラブの増設・深化
3	市民向け障がい者サポーター養成講座のブラッシュアップ
4	民間向け D&I パートナー制度の創設
5	外国籍の方への理解を深める機会の創出

	多様な人々の交流
1	ボッチャのより一層の普及
2	異文化理解の機会の創出
3	多様な人々が集まる居場所の創出
4	クワイエットアワーの開催
5	ボッチャ体験会の開催

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、福島県福島市、宮城県気仙沼市、神奈川県川崎市、東京都江戸川区、国土交通省（総合政策局バリアフリー推進課及び東北地方運輸局）、スポーツ庁、株式会社菅原工業、仙台市青葉区中央市民センター、大館にほんごCOCOの会、株式会社小滝電機製作所、大館市身体障害者協会連合会、大阪府高槻市都市創造部都市づくり推進課、長崎県佐世保市都市整備部まち整備課、三重県伊勢市社会福祉協議会の皆さまには、ご多用の中、私たちのヒアリング調査にご協力いただきました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

加えて、一般社団法人 WheelLog と特定非営利活動法人仙台バリアフリースターセンターの皆さまには、仙台市内にて実施した「車いすまち歩き」において多大なるご支援をいただきました。車いすから見た仙台の街並みは普段とは違った風景に見え、D&I 都市を形成する政策立案への大きなヒントを得ることができました。心から御礼を申し上げます。

また、一般社団法人 WheelLog 代表理事の織田友理子氏からは、これまでのご自身の経験と、団体で取り組まれている車いすまち歩き体験やアプリ「WheelLog!」の開発の経緯についてご講話いただきました。加えて公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会の増子恵美氏からは、障害当事者の視点から見たまちづくりの現状や、パラスポーツの役割についてご講話いただきました。重ねて御礼を申し上げます。

さらに、本ワークショップの主担当である御手洗潤教授からは、私たちの研究を粘り強く見守っていただき、研究の進め方やヒアリングの手法について、愛のある助言を多くいただきました。飯島淳子教授からは、研究活動を進めるにあたり不安であふれていた私たちに対し、これまで公共政策ワークショップ I をご担当された経験を踏まえた多くの助言をいただきました。江口博行教授からは、ご自身の行政職におけるご経験を踏まえ、生きた政策提言に役立つ様々な助言をいただきました。心からの御礼を申し上げます。

最後に、本研究は秋田県大館市の皆さまの多大なるご協力が無ければ、完成させることができませんでした。福原淳嗣市長には、自ら大館市の D&I 施策について熱のこもった説明をしていただき、また最終報告会においてコメンテーターをお引き受けいただきました。さらに、市役所の皆さまには、ご多用のところ平日や休日を問わずに数々のヒアリング・現地調査やポッチャ体験会にご協力いただいたうえに、市内のヒアリング先との調整にもご尽力いただきました。皆さまのご協力に厚く御礼を申し上げます。

多くの皆さまからのご協力とご助言をいただいたことにより、本報告書を完成させられたことに改めて感謝を申し上げます。

2023 年 1 月

東北大学公共政策大学院 公共政策ワークショップ I プロジェクト D  
伊藤海斗 小林京介 佐藤多聞 高久風真 中澤紫野 宮平ひなた 吉川勇人 渡辺薫子

## 参考文献

### 【書籍】

- ・荒金雅子(2018)『これからの経営戦略と働き方 ダイバーシティ&インクルージョン経営』.日本規格協会.
- ・高橋儀平(2019)『福祉のまちづくり その思想と展開』.日本福祉のまちづくり学会.
- ・徳田克己・水野智美(2005)『障害理解 心のバリアフリーの理論と実践』.誠信書房.
- ・平田竹男・河合純一・荒井秀樹(2016)『パラリンピックを学ぶ』.早稲田大学出版部.
- ・三星昭宏・高橋儀平・磯部友彦(2017)『建築・交通・まちづくりをつなぐ共生のユニバーサルデザイン』.学芸出版社.
- ・山田英雄 (1995)『新明解国語辞典第六版 (机上版)』.三省堂.

### 【論文・雑誌等】

- ・荒井雅代(2018)「車椅子ユーザーの交通に関する真に役立つバリアフリー情報」.『社会デザイン学会学会誌』第10巻.109頁.
- ・稲月正・山田澄子・柳井美枝・松本京子(2014)「外国人技能実習制度について考える—制度改正後の状況と課題—」.福岡県人権研究所『リベラシオン・人権研究ふくおか』第154巻.17-18頁.
- ・内田若希・大谷まや(2013)「障害者スポーツ実習と障害疑似体験における障害理解の差異の検討」.『障害者スポーツ科学』第11巻.40頁.
- ・塩田琴美(2015)「障害者の接触経験と障がい者スポーツ参加意欲・態度との関係性」.『日本保健科学学会誌』第18巻No.2.59-67頁.
- ・柴田貴美子(2010)「病や障害を抱えた当事者が語る『当事者参加型授業』の現状と効果に関する文献レビュー」.『文京学院大学保健医療技術部作業療法学科紀要』第3巻.23-31頁.
- ・茂呂直彦 (2010)『『異文化交流の意義と課題』～海外留学のすすめ～』.『尚美学園大学総合政策学部学生懸賞論文』.第11回.2頁
- ・関谷栄子・西方規恵・新井幸恵・落海文子・鷹野直子・八角かおり・馬場和加子(2004)「障害当事者による介護福祉教育方法のあり方」.『白梅学園短期大学紀要』第40巻.121頁.
- ・長野真澄(2020)「「矢掛町ベトナムフェスティバル企画運営者による語りの分析—地方在住ベトナム人技能実習生の存在を可視化する活動の経緯の解明—」.5巻.165-178頁.
- ・宮田章裕ほか(2021)「バリアフリーマップにおけるバリア情報可視化手法の比較」.『情報処理学会インタラクティブ論文集』.786頁.
- ・村上徹也(2012)「サービスマッピングにおけるリフレクション研究の到達点」.『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』第20巻.8-18頁.



【WEB サイト】

- ・愛知県 『『あいち多文化共生推進プラン 2022』を策定しました』  
〈<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/plan2022.html>〉  
(閲覧 2023/1/14)
- ・愛知県 「あいち多文化共生推進プラン 2022～あいちの多文化共生をデザインする～〈概要版〉」  
〈[https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/376965\\_1626102\\_misc.pdf](https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/376965_1626102_misc.pdf)〉  
(閲覧 2023/1/14)
- ・明石市 「あかしユニバーサルモニター」  
〈[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu\\_soumu\\_ka/sabetsu/20171218\\_monita-.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_ka/sabetsu/20171218_monita-.html)〉  
(閲覧 2022/12/11)
- ・明石市 「当事者参画の推進」  
〈<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/toujisyasannkaku.html>〉  
(閲覧 2022/12/11)
- ・秋田犬の里 「バリアフリー情報」  
〈<https://akitainunosato.jp/publics/index/73/>〉  
(閲覧 2023/1/20)
- ・一般社団法人日本ボッチャ協会 「ボッチャとは」  
〈<https://japan-boccia.com/about>〉  
(閲覧 2022/12/8)
- ・江戸川区 「なごみの家」  
〈<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e039/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/nagominoie.html>〉  
(閲覧 2022/12/15)
- ・江戸川区 「外国人アンケート調査結果 報告書 令和4年3月」  
〈<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/30650/gaikokuzinanketo.pdf>〉  
(閲覧 2023/1/24)
- ・江戸川区 「江戸川区外国人区民アンケート調査」  
〈<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e083/kurashi/kyosei/tabunka/enquete.html>〉  
(閲覧 2023/1/15)
- ・江戸川区広報課 「広報えどがわ 段差ゼロへの挑戦」  
〈[www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/21697/20210201.pdf](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/21697/20210201.pdf)〉  
(閲覧 2022/11/30)

- ・大阪市『『やさしい日本語』で話してみませんか？』  
 <<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000510655.html>>  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・大館市『『大館版 mobi プロジェクト』実証運行について』  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/toshiseibi/p9867>>  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・大館市「Foreign Language(disaster action)」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/foreign-language>>  
 (閲覧 2023/1/20)
- ・大館市「mobi 乗降場所一覧」  
 <[www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009867\\_00/mobi 乗降場所一  
 覧.pdf](http://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009867_00/mobi%20乗降場所一覧.pdf)>  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・大館市「タイフェスティバル in 大館を開催します」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9882>>  
 (閲覧 2022/12/11)
- ・大館市「タイ王国ホストタウン事業を紹介します」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295>>  
 (閲覧 2023/1/13)
- ・大館市「ハチ公カップ争奪 第2回はちくんオープンを開催しました」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295/p9268>>  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・大館市「パブリックコメントに対する回答」  
 <[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009096\\_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%E6%84%8F%E8%A6%8B%E5%AF%BE%E5%BF%9C%EF%BC%883.18%EF%BC%89\\_-\\_E3%82%B3E3%83%94E3%83%BC%20\(1\).pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009096_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%E6%84%8F%E8%A6%8B%E5%AF%BE%E5%BF%9C%EF%BC%883.18%EF%BC%89_-_E3%82%B3E3%83%94E3%83%BC%20(1).pdf)>  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・大館市「バリアフリー基本構想 資料編」  
 <[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009096\\_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%E8%B3%87%E6%96%99%E7%B7%A8.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009096_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%E8%B3%87%E6%96%99%E7%B7%A8.pdf)>  
 (閲覧 2023/1/13)
- ・大館市「バリアフリー基本構想」  
 <[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009096\\_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%EF%BC%91%E7%AB%A0%EF%BD%9E%EF%BC%96%E7%AB%A0.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009096_00/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A7%8B%E6%83%B3/%EF%BC%91%E7%AB%A0%EF%BD%9E%EF%BC%96%E7%AB%A0.pdf)>  
 (閲覧 2022/12/15)

- ・大館市「プロフィール」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/abouts/abouts1/profile>>  
 (閲覧 2022/12/13)
- ・大館市「ボッチャコートを寄贈していただきました」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295/p9271>>  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・大館市「まるごと相談チラシ」  
 <[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009683\\_00/%E3%81%BE%E3%82%8B%E3%81%94%E3%81%A8%E7%9B%B8%E8%AB%87%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7%E7%BC%886.15%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E7%89%88%E7%BC%89.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009683_00/%E3%81%BE%E3%82%8B%E3%81%94%E3%81%A8%E7%9B%B8%E8%AB%87%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7%E7%BC%886.15%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E7%89%88%E7%BC%89.pdf)>  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・大館市「学校(小・中・高・大)」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/koukyoushsetsu/annai/school>>  
 (閲覧 2023/1/23)
- ・大館市「所信表明(令和元年6月議会定例会)」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/soumuhisho/p570>>  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・大館市「障害福祉のしおり」  
 <[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000000471\\_00/9.%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%AF.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000000471_00/9.%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%AF.pdf)>  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・大館市「大館市サービス提供エリア」  
 <[www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009867\\_00/サービス提供エリア、乗降場所.pdf](http://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009867_00/サービス提供エリア、乗降場所.pdf)>  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・大館市「大館市の概要」  
 <<https://www.city.odate.lg.jp/kurashi/shokai/gaiyou>>  
 (閲覧 2022/12/13)
- ・大館市「大館市バリアフリーマスタープラン -移動等円滑化促進方針-」  
 <[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000008010\\_00/%E7%AD%96%E5%AE%9A/%E3%80%901%E7%AB%A0%E7%BD%9E6%E7%AB%A0%E3%80%91%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E3%83%90%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3\\_210324.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000008010_00/%E7%AD%96%E5%AE%9A/%E3%80%901%E7%AB%A0%E7%BD%9E6%E7%AB%A0%E3%80%91%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E3%83%90%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3_210324.pdf)>  
 (閲覧 2022/12/07)

- ・大館市「大館市バリアフリーまちづくり計画について」  
 〈[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000008010\\_00/3.%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E8%B3%87%E6%96%99.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000008010_00/3.%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E8%B3%87%E6%96%99.pdf)〉  
 (閲覧 2023/1/20)
- ・大館市「大館市バリアフリーまちづくり推進協議会」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/toshiseibi/p8010>〉  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・大館市「大館市ホストタウン推進事業」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/pl042>〉  
 (閲覧 2023/1/13)
- ・大館市「大館市地域福祉計画」  
 〈[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000008724\\_00/%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%A6%8F%E7%A5%89%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000008724_00/%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%A6%8F%E7%A5%89%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf)〉  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・大館市「大館版 mobi 利用方法」  
 〈[www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009867\\_00/利用方法、料金プラン.pdf](http://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009867_00/利用方法、料金プラン.pdf)〉  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・大館市「第4次大館市障害者計画(案)～健康で、互いのつながりを大切に支え合う～ ”健康福祉都市”」  
 〈[https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000009348\\_00/2\\_%E7%AC%AC%EF%BC%94%E6%AC%A1%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%A1%88%EF%BC%89.pdf](https://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000009348_00/2_%E7%AC%AC%EF%BC%94%E6%AC%A1%E5%A4%A7%E9%A4%A8%E5%B8%82%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%A1%88%EF%BC%89.pdf)〉  
 (閲覧 2022/12/14)
- ・大館市「第4次大館市障害者計画」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/handbook/handbook4/page21/p9348>〉  
 (閲覧 2023/1/13)
- ・大館市「地域公共交通網形成計画 平成30(2018)3月」  
 〈[www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000002233\\_00/001\\_地域公共交通網形成計画.pdf](http://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000002233_00/001_地域公共交通網形成計画.pdf)〉  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・大館市「地域公共交通網形成計画 大館市地域公共交通協議会 (任期：平成31年3月31日まで)」  
 〈[www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages\\_0000002233\\_00/001\\_地域公共交通網形成計画.pdf](http://www.city.odate.lg.jp/uploads/public/pages_0000002233_00/001_地域公共交通網形成計画.pdf)〉  
 (閲覧 2022/12/12)

- ・大館市「認知症簡易チェックシステム『これって認知症?』」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/handbook/handbook4/page20/p108>〉  
 (閲覧 2023/1/17)
- ・大館市「令和3年度大館市障がい者サポーター養成講座の映像を公開します」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shogaifukushi/p9228>〉  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・大館市立城西小学校「コミュニティ・スクール」  
 〈<http://www.jousei.sakura.ne.jp/communityschool.html>〉  
 (閲覧 2023/1/24)
- ・大館市「大館市スポーツサポーターを募集します」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportsshinkou/p9748>〉  
 (閲覧 2023/2/20)
- ・大館市立東館小学校「盲導犬キャラバン来校! ~あつという間の2時間~」  
 〈<http://higashitate.blog130.fc2.com/blog-entry-1155.html>〉  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・大館市「ユニバーサルマナーセミナーを開催しました」  
 〈<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/sportskouryu/p9295/p9269>〉  
 (閲覧:2023/2/20)
- ・外務省「国際人権規約」  
 〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>〉  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・外務省「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」  
 〈[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf)〉  
 (閲覧 2023/1/22)
- ・外務省「障害者の権利に関する条約 条文」  
 〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・外務省「障害者の権利に関する条約」  
 〈[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)〉  
 (閲覧 2022/12/2)
- ・外務省「世界人権宣言(仮訳文)」  
 〈[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)〉  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・外務省「世界人権宣言と国際人権規約」  
 〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/pdfs/kiyaku.pdf#00>〉  
 (閲覧 2023/1/21)

- ・株式会社ツルハホールディングス「ツルハドラッグ店舗で『クワイエットアワー』を実施します。」

〈<https://www.tsuruha-hd.com/content/files/topic/news/2019/191025-1.pdf>〉

(閲覧 2023/1/15)
- ・株式会社マイナビグローバル「外国人採用サポネット 監理団体とは？技能実習生を受け入れるなら知っておきたい役割と選び方」

〈<https://global-saponet.mgl.mynavi.jp/know-how/4168>〉

(閲覧 2023/1/14)
- ・株式会社ミライロ「ユニバーサルマナー検定 ユニバーサルマナーとは」

〈<https://universal-manners.jp/about>〉

(閲覧 2023/1/25)
- ・株式会社ミライロ「主なサービス内容」

〈<https://www.mirairo.co.jp/pagecorporateservices>〉

(閲覧:2023/2/20)
- ・川崎市「外国人市民意識調査」

〈<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000116810.html>〉

(閲覧 2023/1/15)
- ・川崎市「公文書作成におけるカラーUD ガイドライン」

〈[https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000024/24002/cud\\_guide.pdf](https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000024/24002/cud_guide.pdf)〉

(閲覧 2023/1/20)
- ・川崎タクシーグループ「ユニバーサルデザインタクシー」

〈[https://www.kawasakitaxi.co.jp/ud\\_taxi](https://www.kawasakitaxi.co.jp/ud_taxi)〉

(閲覧 2022/11/30)
- ・かわさきパラムーブメント「かわさきパラムーブメントのロゴを策定しました」

〈<https://www.city.kawasaki.jp/2020olypara/page/0000088050.html>〉

(閲覧 2022/12/18)
- ・公益財団法人日本財団「みんなが、みんなを支える社会に向けて」

〈<https://blog.canpan.info/nfkouhou/archive/822>〉

(閲覧 2023/1/17)
- ・公益財団法人日本財団「国連防災世界会議への働きかけ」

〈[https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/inclusive\\_society/UN\\_wcdrr](https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/inclusive_society/UN_wcdrr)〉

(閲覧 2023/1/17)

- ・公益財団法人 日本財団パラスポーツサポートセンター「-パラスポーツが共生意識に及ぼす影響を調査-『パラスポーツ体験』が与えるポジティブな影響が明らかに」  
<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000090.000023445.html>  
 (閲覧 2023/1/11)
- ・公益財団法人箕面市国際交流協会「プログラム comm café (コムカフェ)」  
[https://mafga.or.jp/program\\_category/community\\_cafe/](https://mafga.or.jp/program_category/community_cafe/) (閲覧 2023/1/14)
- ・厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた取組の経緯」  
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaportal/keii/>  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・厚生労働省「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)：結果の概要」  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu\\_chousa\\_b\\_h28.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_b_h28.pdf)  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・高知県「フレンドリーデー in 足摺海洋館 SATOUMI を開催します！」  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/2022042100089.html>  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・国土交通省「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
<https://www.mlit.go.jp/road/sign/data/chap7.pdf>  
 (閲覧 2023/1/24)
- ・国土交通省「UD タクシー認定制度」  
[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-authorize.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-authorize.html)  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・国土交通省「パーキング・パーミット制度の導入促進方策検討会」  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000100.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000100.html)  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・国土交通省「パーキング・パーミット制度事例集」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・国土交通省「バリアフリー教室」  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html)

- tml>
- (閲覧 2022/12/16)
- ・国土交通省「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)」  
<<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001373538.pdf>>  
(閲覧 2022/11/30)
  - ・国土交通省「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」  
<<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001338556.pdf>>  
(閲覧 2022/11/30)
  - ・国土交通省「移動等円滑化評価会議」  
<[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000160.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000160.html)>  
(閲覧 2022/12/2)
  - ・国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」  
<<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001403184.pdf>>  
(閲覧 2023/1/22)
  - ・国土交通省「国土交通白書 2022 第7章安全・安心社会の構築」  
<<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r03/hakusho/r04/html/n2711000.html>>  
(閲覧 2022/11/30)
  - ・国土交通省「佐賀県における施設等ヒアリング、利用者アンケート結果」  
<<https://www.mlit.go.jp/common/000143881.pdf>>  
(閲覧 2022/12/14)
  - ・国土交通省「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けてガイダンス」  
<[www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf)>  
(閲覧 2022/12/12)
  - ・国土交通省「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」  
<<https://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf>>  
(閲覧 2023/1/10)
  - ・国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業」  
<[www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)>  
(閲覧 2022/12/12)
  - ・国土交通省「都市公園等における遊具等の設置状況・安全点検実施状況」  
<<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001487379.pdf>>  
(閲覧 2022/12/7)



- ・国土交通省「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」  
 〈[www.mlit.go.jp/common/000205870.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/000205870.pdf)〉  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・国土交通省「補助制度について」  
 〈[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/tabid2/ud-taxi/ud-subsidize.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabid2/ud-taxi/ud-subsidize.html)〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・国土交通省東北運輸局「バリアフリー教室」  
 〈<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kk/kk-sub34.html>〉  
 (閲覧 2023/1/17)
- ・埼玉県「羽生水郷公園さいたま水族館(試行)」  
 〈[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/200562/suizokukann\\_sikou.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/200562/suizokukann_sikou.pdf)〉  
 (閲覧 2023/1/17)
- ・埼玉県「感覚過敏のある人に対する優しい社会環境づくり」  
 〈<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/quiethour.html>〉  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・さがすたいる「さがすたいる倶楽部」  
 〈<https://saga-style.jp/content/club/>〉  
 (閲覧 2023/1/25)
- ・さがすたいる「令和4年度さがすたいるプラス補助金」  
 〈<https://saga-style.jp/content/subsidy/>〉  
 (閲覧 2023/1/25)
- ・時事通信社「日本初！商業施設における『クワイエットアワー』を実施します＝川崎市」  
 〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=20190725Pr4&g=jmp>〉  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・静岡県「やさしい日本語手引き」  
 〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005563.pdf>〉  
 (閲覧 2023/1/20)
- ・渋谷区「【報道発表資料】渋谷区役所本庁舎15階にポッチャコートを常設しました」  
 〈<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kusei/000066427.pdf>〉  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・渋谷区「渋谷区役所本庁舎15階にポッチャコートを常設しました」  
 〈[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/20220803\\_bosya.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/20220803_bosya.html)〉  
 (閲覧 2023/1/15)

- ・ 社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会「小中学生向け障害理解教室」  
 〈<https://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/center6.html>〉  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・ 首相官邸「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」  
 〈[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kkkaigi/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/index.html)〉  
 (閲覧 2023/1/24)
- ・ 首相官邸「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日決定、令和 2 年 12 月 22 日一部改正)  
 〈[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020\\_keikaku.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf)〉  
 (閲覧 2023/1/26)
- ・ 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ (概要)」  
 〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374707.pdf>〉  
 (閲覧 2023/2/20)
- ・ 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ (本文)」  
 〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374798.pdf>〉  
 (閲覧日 2023/1/26)
- ・ 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」  
 〈[https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00033.html)〉  
 (閲覧 2023/1/17)
- ・ 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査(令和 3 年度) 調査結果報告書」  
 〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001377400.pdf>〉  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・ 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査」  
 〈[https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04\\_00017.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00017.html)〉  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・ 出入国在留管理庁「令和 4 年 6 月末現在における在留外国人数について」  
 〈[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00028.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html)〉  
 (閲覧 2023/1/17)
- ・ スポニチアネックス「2021 ユーキャン新語・流行語大賞トップテン」  
 〈<https://www.sponichi.co.jp/baseball/news/2021/12/02/gazo/20211202s00001007087000p.html>〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・ 政府広報オンライン「知っていますか？街の中のバリアフリーと『心のバリアフリー』」

- [〈https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html〉](https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html)  
(閲覧 2023/1/10)
- ・世田谷区「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査(令和3年度)」  
[〈https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/bunka/007/d00190041.html〉](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/bunka/007/d00190041.html)  
(閲覧 2023/1/21)
  - ・全国社会福祉協議会「地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービスラーニングの手  
法で地域を作る～」  
[〈https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20191220\\_fukushikyoku.pdf〉](https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20191220_fukushikyoku.pdf)  
(閲覧 2023/1/15)
  - ・総務省「外国人住民 令和4年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)」  
[〈https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000762473.xlsx〉](https://www.soumu.go.jp/main_content/000762473.xlsx)  
(閲覧 2023/1/25)
  - ・総務省「自治会・町内会等とは 参考資料1」  
[〈https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000307324.pdf〉](https://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf)  
(閲覧 2023/1/20)
  - ・大仙市「道路等異常通報機能の操作方法をご紹介します」  
[〈https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2021062100017/〉](https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2021062100017/)  
(閲覧 2023/1/13)
  - ・高槻市「おでかけマップ」  
[〈https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/odekakemap/〉](https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/odekakemap/)  
(閲覧 2022/12/17)
  - ・千葉県「パーキング・パーミット制度の開始について」  
[〈https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000242567.pdf〉](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000242567.pdf)  
(閲覧 2022/12/10)
  - ・東京都オリンピック・パラリンピック準備局「『やさしい日本語』について」  
[〈https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/multilingual/references/easyjpn.html〉](https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/multilingual/references/easyjpn.html)  
(閲覧 2023/1/14)
  - ・東京都オリンピック・パラリンピック調整部「大会ビジョン」  
[〈https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/taikai/vision/index.html〉](https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/taikai/vision/index.html)  
(閲覧 2022/12/12)
  - ・東北大学公共政策大学院 HP「河北新報 2022年11月22日記事」  
[〈http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/11/C2022112200000001100.pdf〉](http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/11/C2022112200000001100.pdf)  
(閲覧 2023/1/27)

- ・東北大学公共政策大学院 HP「ワークショップDの活動が「北鹿新聞」に掲載されました。」  
 〈<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/wsd20220620/>〉  
 (閲覧 2023/1/27)
- ・東北大学公共政策大学院 HP「WS I 最終報告会の記事が北鹿新聞(令和4年12月21日)に掲載されました。」  
 〈[http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/ws1finalreport\\_press\\_hokuroku\\_20221220/](http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/ws1finalreport_press_hokuroku_20221220/)〉  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・独立行政法人福祉医療機構「車いすで夜の街歩き 栃木・小山市社会福祉協議会 視界の違いや苦勞体験」  
 〈[https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiiryounews/20211126\\_184500.html](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiiryounews/20211126_184500.html)〉  
 (閲覧 2023/1/25)
- ・内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局「ホストタウンについて」  
 〈[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/hosttown\\_suisin/pdf/about\\_hosttown\\_suishin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/pdf/about_hosttown_suishin.pdf)〉  
 (閲覧 2022/12/15)
- ・内閣府「高齢者の交通安全対策に関する調査(令和4年3月)」  
 〈<https://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/r03/kourei/pdf/file1.pdf>〉  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」  
 〈<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>〉  
 (閲覧 2023/1/22)
- ・内閣府「障害者基本計画(第4次) 平成30年3月」  
 〈<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf>〉  
 (閲覧 2023/1/26)
- ・内閣府「令和4年版 障害者白書」  
 〈<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r04hakusho/zenbun/pdf/sl-1.pdf>〉  
 (閲覧 2023/1/26)
- ・内閣府「令和4年版高齢社会白書」  
 〈[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl\\_1\\_1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl_1_1.html)〉  
 (閲覧 2022/12/13)
- ・西日本新聞「佐世保市中心部で車いす乗車体験 介助なければ不安と不便 うれしかった市民の声掛け」

- 〈<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/392439/>〉  
(閲覧 2023/1/13)
- ・日刊スポーツ「パラリンピック開会式の視聴率は23.8% はるな愛が出演」  
〈<https://www.nikkansports.com/olympic/tokyo2020/paralympic/news/202108240001374.html>〉  
(閲覧 2022/12/12)
  - ・日本商工会議所「商工会議所とは」  
〈<https://www.jcci.or.jp/aboutcci.pdf>〉  
(閲覧 2023/1/14)
  - ・ニューズウィーク日本版「薄暗い店内で静かに買い物 欧州のスーパーが導入、発達障害者に優しい「クワイエットアワー」」  
〈<https://www.newsweekjapan.jp/stories/woman/2020/08/post-439.php>〉  
(閲覧 2023/1/15)
  - ・ハピすむ「庭の段差解消やスロープを設けるリフォームにかかる費用は？」  
〈<https://hapisumu.jp/garden-a191502/>〉  
(閲覧 2022/11/30)
  - ・浜松市「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査 報告書 令和4年1月」  
〈<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/97308/2021houkokusyo.pdf>〉  
(閲覧 2023/1/26)
  - ・浜松市「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」  
〈<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/kokusai/ishikichosa.html>〉  
(閲覧 2023/1/15)
  - ・美の国あきたネット「障害者等用駐車区画利用制度について」  
〈<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/20880>〉  
(閲覧 2023/1/24)
  - ・美の国あきたネット「令和4年度老人月間関係資料」  
〈<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8722>〉  
(閲覧 2022/12/15)
  - ・福島市「バリアフリーへの取り組み バリアフリー推進パートナー募集」  
〈<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-kyousei/kenko/barrier-free.html>〉  
(閲覧 2023/1/25)
  - ・福島市「福島市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」  
〈<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/seisaku-chousei->

sougou/shise/kocho/publiccomment/documents/baria-furi-puran.pdf〉

(閲覧 2023/1/24)

- ・福島市『『福島市バリアフリーマスタープラン』を策定しました 記者発表資料 (5)』  
〈<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kohoka-kocho/shise/kocho/happyo/documents/20210701-5.pdf>〉 (閲覧 2022/12/18)
- ・福島市「福島駅前通りリニューアル整備」  
〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41310a/ekimaedorirenewal.html>〉  
(閲覧 2023/1/13)
- ・福島市「福島市地域公共交通活性化協議会」  
〈<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/koutsu-seisaku/kurashi/kotsu/kotsukikan/kasseikakyougikai.html>〉  
(閲覧 2023/1/26)
- ・文化庁「第4回多文化共生の推進に関する研究会 資料3 文化庁における日本語教育施策について」  
〈[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000684205.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000684205.pdf)〉  
(閲覧 2023/1/14)
- ・文化庁文化財部「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集 共生社会実現に向けて」  
〈[www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/barrierfree\\_jireishu.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/barrierfree_jireishu.pdf)〉  
(閲覧 2022/11/30)
- ・法務省「世界人権宣言とは」  
〈[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00172.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00172.html)〉  
(閲覧 2023/1/21)
- ・みんなの公園プロジェクト「No.07 背もたれ付きのブランコ」  
〈<https://www.minnanokoen.net/playground-abroad/playground-abroad-07/>〉  
(閲覧 2022/12/7)
- ・みんなの公園プロジェクト「No.11 公園訪問 in クイーンズランド・オーストラリア」  
〈<https://www.minnanokoen.net/playground-abroad/playground-abroad-11/>〉  
(閲覧 2022/12/7)
- ・みんなの公園プロジェクト「－すべての子どもに遊びを－ ユニバーサルデザインによる公園の遊び場づくりガイド」  
〈[https://www.minnanokoen.net/pdf/ud\\_koen\\_guide\\_201805.pdf](https://www.minnanokoen.net/pdf/ud_koen_guide_201805.pdf)〉  
(閲覧 2022/12/02)

- ・三重県「ユニバーサルデザインのまちづくり」  
 〈<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>〉  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・みんなの教育技術「みんなの教育用語 リフレクション」  
 〈<https://kyoiku.sho.jp/141381/>〉  
 (閲覧 2023/1/25)
- ・文部科学省「地域学校協働活動」  
 〈<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/kyodo.html>〉  
 (閲覧 2023/1/22)
- ・文部科学省「令和元年度 通級による指導実施状況調査（別紙2）」  
 〈[https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt\\_tokubetu01-000005538-02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_tokubetu01-000005538-02.pdf)〉  
 (閲覧 2023/1/23)
- ・横浜市「UD タクシー(ユニバーサルデザインタクシー)導入促進事業」  
 〈<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/sharyo/ud.html>〉  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・横浜市「横浜市多言語広報指針」  
 〈<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/kohokocho/koho/kikaku/guideline.html>〉  
 (閲覧 2023/1/14)
- ・読売新聞「今年の漢字は『金』…各界で金字塔」  
 〈<https://www.yomiuri.co.jp/pluralphoto/20211213-0YT1150063/>〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・リサーチ一括.jp「アンケート調査」  
 〈<https://www.ikkatsu.jp/research/technique/questionnaire/>〉  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・e-Stat 政府統計の総合窓口「在留外国人統計(旧登録外国人統計) / 在留外国人統計 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」  
 〈<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032258910&fileKind=0>〉  
 (閲覧 2023/1/21)
- ・e-Stat 政府統計の総合窓口「在留外国人統計(旧登録外国人統計) 1992年調査」  
 〈<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032140128&fileKind=2>〉  
 (閲覧 2023/1/17)

- ・ e-Stat 政府統計の総合窓口「在留外国人統計（旧登録外国人統計）2022 年 6 月末調査」  
 〈<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032258911&fileKind=0>〉  
 （閲覧 2023/1/26）
- ・ iDEAKITT「アンケート調査のメリット・デメリットとは？」  
 〈<https://kotodori.jp/user-research/survey/advantages-and-disadvantages-of-the-questionnaire/>〉  
 （閲覧 2023/1/15）
- ・ JR 東日本「駅構内図(大館駅)」  
 〈<https://www.jreast.co.jp/estation/stations/328.html>〉  
 （閲覧 2023/1/20）
- ・ JR 東日本「大館駅にポッチャコートを設置します」  
 〈<https://www.jreast.co.jp/akita/press/pdf/20190821.pdf>〉  
 （閲覧 2023/1/15）
- ・ LITALICO 発達ナビ「感覚の過敏さ（感覚過敏）、鈍感さ（感覚鈍麻）とは？発達障害との関係、子どもの症状、対処方法まとめ【専門家監修】」  
 〈<https://h-navi.jp/column/article/35025696>〉  
 （閲覧 2023/1/23）
- ・ MarkeTRUNK「ピクトグラムとは？その意味や歴史、作り方を解説します」  
 〈<https://www.profuture.co.jp/mk/column/36958>〉  
 （閲覧 2023/1/20）
- ・ Neo Design「トイレのサインから見る、人の認知能力と UX」  
 〈[https://www.neomadesign.jp/toilet\\_sign\\_ux/](https://www.neomadesign.jp/toilet_sign_ux/)〉  
 （閲覧 2023/1/14）
- ・ NHK「『障害者共生社会に関する意識調査』単純集計結果」  
 〈[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190729\\_1.pdf](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190729_1.pdf)〉  
 （閲覧 2023/1/21）
- ・ NHK「知らなかったわ、クワイエットアワー」  
 〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221130/k10013906221000.html>〉  
 （閲覧 2023/1/15）
- ・ NHK「ゼロから知りたい障害者権利条約」  
 〈<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/465/>〉  
 （閲覧 2022/12/11）



- ・ NHK 選挙 WEB 「NHK 世論調査 2021 年 06 月」  
 〈[https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021\\_06.html](https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021_06.html)〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・ NHK 選挙 WEB 「NHK 世論調査 2021 年 09 月」  
 〈[https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021\\_09.html](https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2021_09.html)〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・ THE Bulletin 「Supermarkets plan 'quiet hours' for autistic and sensory-sensitive shoppers」  
 〈<https://www.thebulletin.be/supermarkets-plan-quiet-hours-autistic-and-sensory-sensitive-shoppers>〉  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・ The Guardian 「New Zealand supermarket launches 'quiet hours' for customers with autism」  
 〈<https://www.theguardian.com/world/2019/oct/09/new-zealand-supermarket-launches-quiet-hours-for-customers-with-autism>〉  
 (閲覧 2023/1/15)
- ・ UD タクシー研究会 「Universal Design Taxi」  
 〈[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-teach.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/ud-taxi/ud-teach.html)〉  
 (閲覧 2022/11/30)
- ・ We The 15 「We The 15」 ホームページ  
 〈<https://www.wethe15.org/ja/the-campaign>〉  
 (閲覧 2022/12/12)
- ・ WheelLog!HP 「Wheelog!」  
 〈<https://app.wheelog.com/>〉  
 (閲覧 2023/1/11)
- ・ WheelLog!HP 「アプリについて」  
 〈<https://wheelog.com/hp/app>〉  
 (閲覧 2022/12/2)
- ・ WheelLog!HP 「東北大学公共政策大学院 まちあるきプログラム開催」  
 〈<https://wheelog.com/hp/archives/22553>〉  
 (閲覧 2023/1/13)

# 資料編

## ヒアリング調査先一覧

調査実施日	調査先
2022年6月4日	秋田県大館市 市長 福原淳嗣様 総務部企画調整課 総務部職員課 観光交流スポーツ部スポーツ振興課 観光交流スポーツ部観光課 福祉部福祉課 建設部都市計画課 教育委員会学校教育課
2022年6月14日	一般社団法人WheeLog 代表/NPO 法人 PADM 遠位型ミオパチー患者会代表 織田友理子様
2022年6月28日	福島県福島市 都市政策部交通政策課 都市政策部市街地整備課 健康福祉部共生社会推進課 市民・文化スポーツ部スポーツ振興課
同	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会 増子恵美様
2022年8月8日	宮城県気仙沼市 震災復興・企画部地域づくり推進課
同	株式会社菅原工業
2022年9月11日	株式会社菅原工業技能実習生 ムハマド様
2022年9月20日	スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室
同	神奈川県川崎市 まちづくり局交通政策室 まちづくり局指導部建築管理課 総務企画局公共施設総合調整室 市民文化局パラムーブメント推進担当 教育委員会教育政策室
2022年9月21日	東京都江戸川区 SDGs 推進部ともに生きるまち推進課共生社会推進係
2022年10月18日	国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課 自動車局旅客課 政策統括官
2022年10月31日	神奈川県川崎市 市民文化局多文化共生推進課 まちづくり局住宅整備推進課 教育委員会教育政策室 市民文化局協働・連携推進課

2022年11月1日	株式会社小滝電機製作所 津谷光明様
2022年11月1日	秋田県大館市 総務部企画調整課 観光交流スポーツ部スポーツ振興課 福祉部福祉課 教育委員会生涯学習課
同	大館市身体障害者協会連合会 畠山様
同	社会福祉法人大館市社会福祉協議会
2022年11月8日	仙台市青葉区まちづくり推進部 青葉区中央市民センター企画調整係 せんだい日本語講座
2022年11月15日	株式会社小滝電機製作所技能実習生 トウイ様
2022年11月18日	秋田県大館市 都市計画課
2022年11月25日	大館にほんごCOCOの会代表 高橋信子様
2022年11月25日	国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課
2022年11月28日	大阪府高槻市 都市創造部都市づくり推進課
2022年11月30日	長崎県佐世保市 都市整備部まち整備課
2022年12月2日	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
2022年12月7日	秋田県大館市 福祉部福祉課
2022年12月8日	一般社団法人WheeLog
2022年12月9日	福島県福島市 交通政策課 公共建築課 管財課 共生社会推進課

# ヒアリング報告書

## 6月大館市ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年6月4日 12時45分-18時
場所	大館市役所本庁舎 401・402 会議室
協力者	大館市役所 企画調整課：総務部企画調整課課長 羽生様 職員課：観光交流スポーツ部交流推進課 木村様 総務部契約検査課 奥村様 市長：福原淳嗣様 スポーツ振興課：観光交流スポーツ部スポーツ振興課課長 佐藤様 福祉課：福祉部福祉課長 丸屋様 都市計画課：建設部都市計画課 虻川様、鳥潟様 観光課：観光交流スポーツ部観光課課長 富樫様 学校教育課：大館市教育委員会 山本様
スケジュール	2022年6月4日、大館市において、大館市の共生社会に関する政策についてヒアリング調査を実施した。ヒアリングと質疑応答は12時45分から開始し、18時に終了した。

### 2 質疑応答

#### (1) 企画調整課

Q1. JRにおける駅のエレベーター設置は、1日の乗降客数が3000人未満の駅では基本的には行わないなかで、JR大館駅について、乗降客数が少ない駅でありながらエレベーターの設置が実現したのはなぜか。

A1. 1日の乗降客数が少ない駅については、地元市町村が設置費と20年間の維持・更新費用を負担する場合に限り、エレベーターを設置するというのがJRの基本方針だったが、大館市の観光施策、共生社会への取り組み等にご理解をいただいたことによる。

#### (2) 職員課

Q1. 既にワーキンググループができたことで、組織に対してポジティブな変化があれば教えていただきたい。

A1. 変化はまだ何もなく、何がこう変わったということはない。小さな変化でいえば、庁内の掲示板に活動を貼ったことにより、声をかけてもらえることが増えた。その意味で、関心を持ってもらうことは増えたのかもしれない。

Q2. ワーキンググループの今後の課題があれば具体的に教えて頂きたい。

A2. ワーキンググループを認識はしてもらったが、この活動をやりたいという声をあげてくれる人が出てきてほしい。認識の違いなど、意識の違いが共有できると次世代のためになる。このワーキンググループを成長させながら継続していけるかが今後の課題である。また、行政には縦割りのイメージがあるが、常に横の視点を持つと市長がおっしゃっている。組織として自分たちで補いあっていけるようにしていくことが今後の課題である。

### (3) 福原市長

Q1. 大館市は市の政策の中で、障害当事者の意見をどのように取り入れているか。また共生社会ホストタウンの取り組みを今後どう続けていくのか。

A1. 障害者団体とのコミュニケーションを日々行っている。障害者と共生していくことを市として重視していきたいと考えている。本市は、秋田県で初めて手話条例を制定したことから分かる通り、常に障害のある方へ寄り添う姿勢を見せることや、障害のある方が社会に参加するきっかけづくりを行いたい。タイ代表チームが大館市に来たことをきっかけに、市民がパラスポーツのボッチャを知る機会ができた。ボッチャを市民が行うことによって、障害に対する垣根を取り除いていきたい。地道な努力や、庁内横断的に取り組んでいくことが大切である。また企業との連携も大きい。障害者の移動手段を確保することにも引き続き取り組んでいく方針である。

Q2. 大館学び大学は、意欲のある様々な世代を巻き込む取り組みが行われていると思う。こうした大館学び大学が行う事業に、障害者を参加してもらえるような取り組みは何かあるか。

A2. 現在検討中である。障害者にとってどのようなカリキュラムがいいのかを検討している。

Q3. 先導的共生社会ホストタウンの誘致を契機に、タイとのつながりができたが、今後も続けていくための取り組みはあるのか。※市としては、「タイ王国パラリンピックチームの事前キャンプの誘致及び実施が契機となり、先導的共生社会ホストタウンへの認定に繋がった」との認識。

A3. 大館鳳鳴高校は、タイの高校と姉妹校関係を持っており、元々繋がりがあった。また市内に工場が立地しているニプロは、タイにも工場を持っている。このように、大館

市とタイ王国は様々な繋がりを持っている。今後も官民を挙げて、タイ王国との繋がりを続けていきたい。

Q4. 渋谷区との連携について、渋谷区の事例を大館に取り入れることや、渋谷に大館の事例を取り入れることを考えているか。

A4. 渋谷区と職員交流を行いたいと考えている。現在、渋谷区の公共施設に大館の木材を使用してもらっているため、今後もこうした関係性を続けていきたい。また渋谷区は、ロンドン・パリ・ニューヨークをライバルとして見ている。このような広い視野を持つ渋谷区が、楽しんでもらえるような仕組みを大館市として考えていきたい。

#### (4) スポーツ振興課

Q1. 今回のパラリンピックの大館市民を対象に定期的にボッチャ体験会を実施している。その際の市民が多く参加するような工夫は具体的に何を行っているのか。

A1. 事前キャンプの際はほとんど参加者がいなかった。そこで地道に学校にお願いしてクラブボッチャを体験してもらうなど働きかけなどの取組を行った結果、パラリンピック以降に市民から出前講座においてボッチャを体験したいという問い合わせが増えてきたという現状がある。東京パラリンピックにおける日本代表やタイ王国の活躍から、共生社会、ダイバーシティ&インクルージョンをより多くの市民の方に認識してもらった。現在では月に3、4回公民館などでボッチャ体験会を実施しているなど、市民のパラスポーツに関する関心が徐々に増加している。

Q2. 大館市では職員配置や指揮編成といった横串を通すやり方など、具体的にどのように工夫して行っているのか。

A2. 障害者スポーツは福祉課が実施している。しかし先導的共生社会ホストタウンに認定されてから、障害者スポーツではなく、オリパラに関わる事業として、パラスポーツはスポーツ振興課が実施していこうという方向性変わった。町庁内や市長と話し合いながら、組織的な在り方は従来と変わらず、福祉課と情報交換しながら実施していく方針である。大館市では毎年度、政策協議を行っている。令和三年度においては「先導的共生社会ホストタウンとしてあなたの課は何をするか。」という興味深いテーマだった。各課が連携を取りながら取り組むという、横串を通すやり方を実施している。

Q3. 大館市では様々なボッチャ体験会を何度も実施している。ボッチャ体験会を単体で開催することは無いと思う。どのようなイベントと併合して実施していたのか具体例があれば教えて頂きたい。

A3. 開催前の東京オリパラの機運醸成イベントをかなり頻繁に県内で行っていた。イオングループと秋田県が連携して、秋田市のイオンモールで体験会を行った。大館市としては、東京オリパラの延期が決定する前には一年前イベントとして機運醸成イベントを実施していた。体験会の他に秋田県内に住むタイの方に、タイの文化やタイ料理を紹介してもらうなど工夫して取り組んできた。一般的には、月2,3回体験会を実施しているということだが、これは施設に出向いて行っている。もしくは大会を実施して申し込みという形で市民の多くに参加してもらっている。

Q4. ホストタウン登録は広域連携が必要な政策だと思う。ホストタウン登録はタイとの広域連携なのか。国内ではどうか。

A4. タイのホストタウンの対象国として大館市、美郷町、仙北市が認定された。美郷町ではバドミントンチーム、仙北市では車いすバスケットボール、大館市はボッチャチームと交流するように登録された。美郷町ではバドミントンはオリンピック競技だったため窓口は異なるが、仙北市と大館市はパラリンピックスポーツとしてタイの脳性麻痺スポーツ協会などと連携を取って交渉や連絡をとっていた。タイ語を話せる人がいないなど自治体だけでは交渉を効率的に行うことが困難だったため、北都銀行などの県内の企業を通じてタイと交渉を行った。

#### (5) 福祉課

Q1. 障害を持った方が地域で自立した生活を送れるようにするための施策として、施設から地域生活への移行を支援するといういわゆる「地域移行支援」に取り組んでいるが、大館市としてこの取り組みを進めていく上での一番大きな課題はどのようなものか。

A1. グループホームへの入居支援などを行っているところである。地域移行支援でいうと、今問題になっているのは、高齢のご両親と障害者だけの世帯が課題になっている。グループホームも市内に何か所かできているので、そのような場所への入所支援を進めている。障害者サービスを有効に利用していただけるように、職員が機関相談支援センターと連携しながら取り組んでいる。

Q2. 障害を持った方々の雇用を促進する取り組みをしているが、その取り組みを進めるうえで、大館市と事業者側の間で最も大きな課題は何か。

A2. 差別解消支援協議会で事業主の方にアンケートを取って、身体障害者の方の通勤の課題があるのではないかと考えている。企業側で交通費を補助する、市から補助することができれば、障害者雇用の拡大につながるのではないかとといった意見を伺い、今年度、商工会議所を通してどういったニーズがあるか調査をするところである。その結



果をもとに来年度予算に、具体的に企業側にどういった助成がいいのか検討したうえで、助成を検討しているところである。

Q3. 「障害者のための生涯学習」という話があったが、その点具体的にどのような取り組みが実施されているのか。また、参加してもらうことに終始しがちだということだったが、障害者のための生涯学習を進めていく上で課題に感じていることがあるのか。

A3. 教育委員会生涯学習課が主体であって、横串を刺す施策の一つとして連携しながら進めているところである。その中で議論されていたのが交通手段の関係である。知的障害者の多い比内支援学校があるが、そこの卒業生が集う場がないという課題が指摘されている。そういった方々が集まれる場ということで、「障害者のための生涯学習」といったプログラムが行われていると思う。現在は国の補助を使いながら実施しているが、今年度も実施予定なので協力していきたいと思っている。どうしても、障害者と健常者が同じ場所で一緒に行動できるようにすることが目指すべき社会だと思うが、障害者の方がなかなか社会に出てきていないというのが現状であると考えている。障害のある方でも、健常者と同じ場所で様々な活動ができるような社会を目指していく中で、まずは障害者の方の社会参加の機会を増やすということが現在の過渡期の状況であると考えている。

Q4. 障害のある方を雇用するといった、障害のある職員の方に対応したという大館市の具体的な事例が挙げられていた。一般的には雇用したり対応したりする前段階の、「雇用するためにはどうしたらいいか」が議論になると思うが、大館市役所としては、雇用したり対応した後で、新たに見えてきた課題があったら教えていただきたい。

A4. 大館市では以前は障害者の法定雇用率を満たしておらず、労働局から指摘を受けていたが、現在では会計年度任用職員の方が増加しており、人事部局によると法定雇用率を満たしたと報告を受けている。両腕がない職員を紹介したが、どうしても通常のテーブルだと仕事ができないので、個別の対応をするしかない。現在は新庁舎になったが、新しく別注の少し低いテーブルで幅広にして対応すること等、現状では個別の対応をその都度考えていくことしかできない。この庁舎を建てるときにも一定のバリアフリー対応というのは実施しているため、LGBT の職員には多目的トイレを利用するようといった形で対応している。ロッカーについては、急遽別に設定するといった形で解消しているのが現状である。

Q5. 現在障害のある人の社会参加がまだまだ進んでいないという話があった。これはどういったところに原因があると思うか。例えば、街の中のハードの障壁があるのか、あるいはまだまだ町のなかの人の心のバリアフリーが進んでいないため、差別や偏見があるのか、あるいは、障害者の方本人の中でなかなか外に出ていくマインドにならない

のか、あるいは障害の特性上どうしてもしょうがないとか、いろいろあるとは思いますが、どのあたりに原因があると思うか。抽象・主観で構わないので教えて頂きたい。

A5. 主観でいうと、上記のことが複合していると思う。大館市内で障害者の方、障害者手帳をもっているのは、三障害(身体障害、知的障害、精神障害)合わせて 4000 人ほどいる。身体障害の方は内臓疾患の方や心臓疾患の方も含まれるため、高齢の方が多い。知的障害や精神障害の方がなかなか健常者の方と一緒に行動する機会が少ないという印象を持っている。それは、障害者のほうのマインドの問題が大きく、また健常者の方が特別視している面も大きいと考える。障害の特性を理解しながら、一緒に共生していく社会というのが今後目指すべき社会なのではないかと考えている。

#### (6) 都市計画課

Q1. バリアフリーマスタープランに関して、大館市は降雪量が多いと思われるが、降雪を考慮した具体的な計画などはあるのか。

A1. バリアフリー推進協議会などで意見を挙げ、どのようにしていくか検討中である。除雪機械に GPS を取り付けて、どの地域をどの時間帯に除雪したのか分かるようにしている。これによって、もし苦情がきた場合は、どのような回数の除雪をしたのか分かるようになったため除雪体制は改善されてきている。

Q2. 民間の住宅の問題として、高齢者に貸し出さないという、貸し手側の問題があり、このことは心のバリアフリーに関する問題でもあると思われるが、このことに関して何か対策はあるのか。

A2. 不動産業者側からすると、家賃の回収ができない場合や、突然亡くなった場合に残された家財の処分に困るなどの問題があるが、国の制度支援も受けながら解決に向けて検討中である。

Q3. 住生活に関して、産官学連携において学が含まれているのが大館市の特徴であるとのことだが、どこの大学や短大などどのような連携をとっているのか。

A3. 本計画を策定する際に、秋田職業能力開発短期大学校へ委員として協力をしていただくなど、連携をとっており、心のバリアを取り除くための課題や、施策の推進に関して学術的な見地から提言をいただいている。具体的な内容としては、住生活基本計画の中で住教育という部門を目標に掲げており、住教育を推進することによって、不動産関係者の方々など貸し手側の心のバリアを取り除いていこうと試みている。

Q4. 住生活に関して、想定している大館市独自の取り組みと期待される相乗効果という話の中で出た、官民の移住・定住推進やコンパクトシティの推進による相乗効果ということについて、これは具体的にどのようなイメージになるのか。

A4. 大館市においては、都市再興基本計画の中で都市計画マスタープランを策定しており、そこでコンパクト+ネットワークという理念の下、街中居住と郊外の拠点を交通網で結び市街地を形成するという計画が立てられており、住生活基本計画の基本的なまちづくりの方針としては、これを踏襲している。コンパクトシティを推進するに当たって、街中には公有地が少ないということもあり、公有地に集めるというのは効率が悪いので、市街地の民間住宅に集めるというシステムを活用している。コンパクトシティの推進について、高齢者向け住宅の整備に関しては、家賃補助型か借り上げ型のどちらの方向でいくかということ考えている。移住と定住に関しては、秋田県と連携しながら、移住・定住者への支援の必要性を検討している。住宅要配慮者の範囲について、法律で定められているものと、それ以外の省令で定められているものがあるが、条例でこの対象範囲を広げることによって、セーフティーネット計画の対象要件を満たすことができるようになる。その上で、大館市への U ターン者や I ターン者、その中でも、高齢者や障害者などの住宅弱者や子育て世帯が、移住先として大館市を選んだ際に快く住宅を選択できるような制度を定めている。

Q5. 大館版 mobi プロジェクトに関して、AI をどのように活用しているのか。

A5. ルートアプリとして活用している。

#### (7) 観光課

Q1. 多言語対応を促進していくために、観光産業において日本人ではなく外国語に精通した、外国人の雇用を進める取り組みは行なっているのか。また、多言語対応を進めていく上での課題はあるのか。

A1. 大館市としては、インバウンド当時、中国人の方がいた。その方は中国語と英語で対応することが可能だった。現在は、日本人の英語の話せる方が 1 名秋田犬の里にいる。課題について、外国語に堪能な方の雇用は条件としてある程度賃金を上げなければなかなか確保できない。加えて、昨今のコロナによって、この 2 年は全くといっていいほど外国人観光客が来ていない。そのため、雇用の必要性が無かった。大館市を含む 4 市町村で構成する地域連携 DMO 秋田犬ツーリズムでは観光の専門人材がおり、香港、シンガポール出身がいる。日本人は 1 人でその方はモルディブでホテル勤務経験がある。現地での対応について、秋田犬の里は可能だが、その他の施設は事前申し込みのツアー客や、インフルエンサーが来たときに関しては、地域連携 DMO 秋田犬ツーリズムの職員が対応している。

Q2. 観光施設でイベントを行なっていく上で、観光課において、UD デザインやバリアフリーに関して、どのような点を意識してイベントに取り組んでいるのか。

A2. イベントの規模によって客層が異なる。例えば、石田ローズガーデンでは、ほぼ近隣住民であり、現地スタッフは対応できないのが現状である。しかし、インフルエンサー

一來客時や、外国人が含まれるツアー客が来た時には、観光課または秋田犬ツーリズムで対応する。その他、大館アメッコ市、きりたんぼ祭りに関してはかなりの集客があり、外国人観光客(特にアジア系の中でも台湾から)も多く来客する。その場合、事前対応は秋田犬ツーリズム、急な場合には現地対応になる。また、高齢者、特に年配の方への対応には苦勞している。例えば、休憩所スポットを多く設ける、分かりやすく歩きやすいルートの設定など。

- Q3. 障害のある方の観光客数について、体感的にでもいいので教えてほしい。また、バリアフリー改修の目的は高齢者、障害者どちらへの対応なのか。
- A3. 実際の数は測っていない。体感的には、秋田犬の里は他の施設に比べ比較的多い。地元の方より市外の方が多く、車いすで来られる方がちらほら見かけられる。加えて、市内の福祉施設や介護施設からの定期的な客数もある。一方、石田ローズガーデンにおいては、個人で来る方がほとんどであり、数は少ない。以上のとおり、施設によって異なる。また、改修の目的について、石田ローズガーデンに限っては、既存のものをリニューアルした。その際、どうしても傾斜地へのスロープについては条件的な問題があり、障害者の方への対応は完全ではなかった。秋田犬の里は、障害者用の入口があるが現在はコロナ対応で閉めている。そのため、入口が1ヶ所しかないという問題点がある。青ガエルの近くから入場しようとする段差がある。そのため、今後は障害者用の入口の解放、周知を図っていきたいと考えている。

#### (8) 学校教育課

- Q1. 子供に「心のバリアフリー」を教えるにあたって、教師にも「心のバリアフリー」を教える意識を変える必要があると考える。大館にはこのような取り組みがあるのか。
- A1. 教師には年に複数回研修を行っており、意識を変える工夫を行っている。
- Q2. 「特別ではなく誰でも」この体制を整えるにあたって課題に感じたことを教えて頂きたい。
- A2. 全てのことを一人の教師に教えるという事は非常に困難である。
- Q3. 「大館ふるさとキャリア教育」を教育にどのように組み込んでいるのか。国が作成する学習指導要領との調整はどのように行っているのか。
- A3. 「大館ふるさとキャリア教育」とは理念であり、校長先生は学校経営の根幹であると理解している。すべてのカリキュラムにこの理念が入っている。すべての教育活動にこの理念が組み込まれている。実際の授業においては、例えば総合学習においてふるさと教育を行うなど実施している。

- Q4. 「二次障害」を引き起こさないとあるが、具体的にはどのようなことか。
- A4. 発達障害の子供が周りの子供から「うるさい」「必要ない」と言われると、ますます孤立して乱暴になり、不登校になる事もある。障害そのものによるものではなく、周囲から理解されないために引き起こる障害のことである。二次障害を引き起こさないように周囲の人に適応できるように様々な取り組みを行っている。
- Q5. 現在行政主体で一人に一台タブレットを配布されている。「大館ふるさとキャリア教育」においてはこの取り組みと連携してどのような取り組みを行っているのか。またそれを実施するうえでの課題はあるのか。
- A5. 大館でも入っているが、まだ加入初期であり活用しきれていない。タブレット導入によって大きく授業内容や子供たちの生活が変わることは無い。しかし、教室に入れなかった子供がタブレット導入により教室に入れるようになったなど、現場でそれぞれ工夫した活用を行っている。大館市では、秋田県で ICT を活用した授業改善という研究指定を受けている。まだ成果はみられていないが、今後成果が見られれば県全体に周知していきたい。
- Q6. ボッチャクラブは 2 つの小学校で実施されている。具体的にどのような成果が得られているのか。子供たちに人気があるのか。
- A6. 子供にとっては目新しいスポーツとして非常に人気がある。正課クラブで実施しているため週一回外部の先生を招いて実施している。障害がある方とも交流できるだけでなく、競技自体が魅力的である。特別支援学級においてボッチャクラブを授業として取り入れている学校もある。
- Q7. 文部科学省は「心のバリアフリーノート」を作成しの普及を図っている。大館市としては普及に向けてどのような課題があるのか。
- A7. 副読本として大館市としては活用している。子供たちの身の回りには実際に障害者の方と交流する機会がないことが課題である。
- Q8. 「ふるさと教育」と「キャリア教育」という二つの分野が挙げられている。曲げわっぱや地酒、大館の地場産業などの産業は、担い手不足や後継者不足など問題となっているのか。こうした産業への従事者を増やすための取組みは行っているのか。
- A8. 曲げわっぱは一時期は担い手不足に悩んでいた。社会科で曲げわっぱを教育に取り入れていることや、曲げわっぱの器作りを小学校 5,6 年生で実施している。子供ハローワークや職場体験などで曲げわっぱづくり体験を実施している。このような地道な取組みにより、最近では曲げわっぱの若者の担い手が増加しており、明るい兆しが見えている。

- Q9. 一度流出した人口を市に戻すための教育は何か行っているのか。
- A9. 一度流出した人を市に戻すことは非常に難しいため、これ以上流出させないということを念頭に置いている。今後は少数精鋭の町を作っていくことを重視している。最近では子供が地元貢献に対する意識が高まっている。大学では地元を離れるが、進学後には地元に戻り大館に貢献していくことを望む子供も増えてきている。
- Q10. 研修で教師たちの従来の意識を変えることは困難だと考える。実際に研修で教師の意  
意を変える際に有効だった手段を具体的に教えて頂きたい。
- A10. 啓発や啓蒙活動を実施している。以前教育長が講義型の授業をすることを禁止するという「一斉授業禁止令」という厳しい支持を大館で出したことがある。大館市の教育委員会の方針がすべての学校に浸透している。教師の意識を変えるには、強く指導するだけでなく、教師の指導の良いところを褒めてやる気にさせるということを頻りに学校訪問し行っている。
- Q11. 保護者の年収と自己肯定感の関係についてお話があった。大館市ではこのことについて学術的な研究は実施されているのか。
- A11. 文部科学省や国の国研では研究を実施して本を出版しているという事実はある。しかし大館市が学術的に研究・分析しているという事は無い。

## 織田友理子様ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年6月14日 13時-14時30分
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育棟 201B 教室
協力者	織田友理子様 一般社団法人 WheelLog 代表理事 NPO 法人 PADM 遠位型ミオパチー患者会代表
スケジュール	2022年6月14日、エクステンション棟で、13時から14時まで織田様のご講演、14時から14時30分まで質疑応答を行った。

### 2 質疑応答

- Q1. 織田様は、20代半ばで障害当事者となったとお聞きした。障害当事者になられた際に、ご自身が一番驚いた「バリア」は何だったか。また、その「バリア」に対する現行の施策について違和感を覚える点や不十分に感じる点があれば教えてください。
- A1. 社会におけるバリアフリーのルールが定められていると思っていたが、徹底されていないと感じた。エレベーターの前に階段がある等、車いすで移動しづらい施設もたくさんある。建築物を作るときに、障害当事者の意見が取り入れられていないと感じた。新築で建物を建てる段階でバリアフリー化できるかが勝負だと感じている。赤羽前国土交通大臣は、バリアフリーはその国の品格を表すものであると発言されていた。例えば、ある市役所では新築であるにも関わらず、車椅子で通りづらい芝生の上を通らないとかなり遠回りすることになる、トイレが介助用ベッドを利用するには小さいなど使いづらい点が多々ある等が例である。事後評価も日々していかなければいけないと感じた。また、劇場のバリアフリー化等障害者が余暇を楽しむことや人生を楽しむという視点のバリアフリーを日本はまだ考えていないと感じている。
- Q2. 海外を多く訪れた織田様のご経験から、海外と比較して、日本の(ハード・ソフト両面の)バリアフリー政策や、日本人の心のバリアフリーにはどのような課題があると考えているか。
- A2. 日本の多目的トイレは世界一だと感じる(例. 手すり、オストメイト、背もたれ、介助用ベッドなど)。海外の多目的トイレは不十分なところもある。織田さんは異性介助をしてもらっているため、男女別に分かれていて不便。例えば係員の人に入り口で待機してもらいなどして合理的に対処してもらっているが、本来は違法だと言われることもあった。日本は海外と異なり多目的トイレが独立しているので良いと感じる。また、日本は障害者でも、社会に出ることができまちなみづくりがなされていると感じた。

教育面では、日本の学校は、障害者を支援学級で分離教育している。一方、海外の学校には、支援学級がないため、障害者や健常者がお互い助け合う環境づくりがなされている。日本でも希望すれば障害者の方が普通学級に入ることができる環境にするといいと感じる。日本の心のバリアフリーについては、日本人は恥ずかしがりやだと感じる。海外は、街中でも積極的に障害者に声をかけたり、ドアを開けてくださったりと、手助けしていただく機会が多い。心のバリアフリーについては、海外の方が進んでおり、障害者の方も社会を構成している一員という意識が進んでいる。日本は教育の分野で心のバリアフリーを進めていくべきである。教育の分野から、もう少し健常者と障害者が交わる機会を構築していただきたい。WheeLog!アプリを教育現場で活用してもらいたい。高校生などにも使ってもらえるよう、教育分野で仕組みを構築中である。今後は、賛同してくれる学校を増やしていきたい。

- Q3. 織田様は障害への理解者を増やすためには、どのようなことが必要であると考えているか。また、障害への理解者を増やし、共生社会を実現するためには、健常者の障害者への理解を前提とした意識の改革が重要であると考えている。織田様自身が健常者に最も求めることを教えて頂きたい。
- A3. 車いすユーザーが喜ぶ5つのサポートがある。多目的トイレを使わない、優先駐車場を使わない、エレベーターをゆずる、電車やバスの専用スペースをゆずる、ドアを開けてもらうと助かる、ということである。上記のことは当たり前のことである。障害者以外にも、妊婦や荷物が多い人、一時的にけがをしている人などサポートを求める人は社会にたくさんいる。身近な視点からバリアフリーについて考えてみる必要がある。また、健常者側だけがバリアフリーに取り組むのではなく、障害者側が成長していくことも必要である。
- Q4. 東京パラリンピックが開催されたことを通じて、社会全体における障害者問題への関心が高まったと思われるが、パラリンピック以降もこの社会的関心を持続させて、より広めていくためには、どのような課題があると思われるか。
- A4. バリアフリー化が進んだ理由は、国が政策として進めて、自治体が予算配分をしてバリアフリー化の取り組みを進めたからである。つまり、国や自治体などの、政策を実行する側が、お金を出すかどうかの問題である。このように、障害者問題に対しての社会的な関心を根付かせていくためには、政策を実行する側が、問題について色々と考えて意識していくことが大事である。
- Q5. WheeLog のオープンデータについて、自治体や企業からバリアフリー設備に関する情報が提供されているというお話があったが、エレベーターの定期点検日時などのより細か



く不定期な情報をアプリでみられるようになるにより便利になるのではないかと思います。そのような情報をアプリに搭載することについて課題があるか。

A5. アプリ開発の際にすごく悩んだ。あまり細かくしすぎるとユーザーが簡単に登録できなくなるが、使う側としては細かい情報があるとより役に立つものになる。アプリは常に更新し続けられるので、今はそのような情報は載せずコメントに載せて補完してもらうようにしているが、コメントが残り続けることなどを考えると、車いすユーザーにとって有益な情報かどうかという課題もある。将来的にはエレベーターのカメラ映像配信など、今後開発されたシステムと連携して情報を補完することを検討する必要があると考えられる。(織田様)

ユーザーからのアプローチよりも事業者側からのアプローチが求められる。不定期の細かい情報に関しては、ユーザーからよりも事業者から提供してもらうほうが良い。事業者が情報提供するには枠組みや縛りがあるため、情報提供できるようにする、情報開示しないといけないというような政策が必要になると考えられる。(松下様)

Q6. 街歩き体験を全国の小学校で行うことが織田様の大きな目標であるとお聞きしている。この目標を実現するために、現在行っている活動があれば教えて頂きたい。

A6. 直接スタッフが学校に行くのは限界がある。現在考えているのは、学校で提供できるカリキュラムの作成と動画提供であり、一年間かけて松下さんと検討中である。小中学校では早すぎると考えており、主に高校と大学を対象に提供していく予定である。バリアフリーマップの作成など、どこでも誰でもできるプログラムを作成することを目指している。簡単に実施していただけるような情報提供をまとめている。プログラムの実施には現地の方のサポートが必要である。しかし街歩き体験のサポートをできる車いすユーザーの方が全国にいるわけではないため、実施できない地域もあることは非常に残念である。どんな地域でも街歩き体験を実施できる仕組みを構築中である。

## 福島市ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年6月28日 14時30分-17時
場所	福島市男女共同参画センターウィズ・もとまち
協力者	福島市役所 都市政策部交通政策課 菅澤様 健康福祉部共生社会推進課 高橋様 都市政策部市街地整備課 石田様 (公財)福島県障がい者スポーツ協会. 増子恵美様
スケジュール	2022年6月28日、福島市で福島市のバリアフリーの状況についてヒアリング調査を実施し、17時に終了した。また、ヒアリング終了後、パセオ通りのまち歩きを実施した。

### 2 質疑応答

#### (1) 交通政策課

- Q1. ハード面においてもバリアフリー政策を推進していくうえで障害当事者の意見を取り入れる機会を設けることが重要であると考えている。バリアフリー政策を進めるうえで障害当事者の声をどのように反映させているか。また、声を反映させるにあたり課題があるか。
- A1. 障害者団体も委員を務める地域公共交通活性化協議会で方向性や考え方を確定させており、官民連携の取り組みがなされている。まちあるき点検による段差が大きくて歩きにくいなどの指摘、手すりに点字をつけてほしいなどの要望について、できる限り現場に反映させている。課題としてははできることに限りがあることであり、歩道を広げて欲しいという意見があるが用地買収により拡張することは難しいと考えられる。また、バリアフリーマップの周知も課題である。
- Q2. 「ふくしまパラスポーツチャレンジ」においてボッチャの体験会を実施していると認識しているが、パラスポーツの体験会をどのように位置づけ、また、どのような目的を持って実施しているか。その効果をどのように測っているか。
- A2. 目的は共生社会の推進とスポーツによるまちづくりである。年齢・性別・障害のあるなしに関わらず世代を超えた交流が共生社会の推進につながると考えている。先日の体験会では小学生から88歳まで様々な年代、そして様々な障がいのある方が参加した。スポーツ庁はスポーツによるまちづくりについての考え方として市内と市外に分けているが、福島市において市内についてはボッチャによる交流、障害者のスポーツ実施率向上、市外についてはボッチャに興味を持って来訪者を増やす、来訪者がおみ

やげや食事で地域にお金を落とすことなどを目指している。効果については集客人数として福島駅東口 326 人などが挙げられる。

- Q3. 福島市バリアフリーマスタープランにおいて情報提供に関する記述がある。配慮事項として「わかりやすい情報提供に努める」とあるが、具体的にどのような取り組みが考えられているのか。また、「案内板の情報の更新に配慮」とあるが、アプリケーションなどの活用は考えられていないのか。これらについて課題に感じることはあるか。
- A3. 日本語、英語、点字など情報が多くなると分かりにくく、混乱するため情報が多くなりすぎないようにしている。例えばピクトグラムや路線図の色と乗り場の色を合わせるなどして誰もが分かりやすい表示に努めている。また設置後更新されていないものについては音声案内を設置し、点字案内に誘導する取り組みなどを行っている。アプリケーションなどの活用について、アプリではないが福島市バリアフリーマップのサイトを作成している。掲載事業者が少ないこと、避難場所にもなる学習センター、支所などが未掲載であり、課題である。学習センターなどは早急に載せたいと思っている。
- Q4. バリアフリーマップの活用状況はどのようになっているか。より多くの人に活用してもらうにはどうすればよいか。
- A4. 初期の段階から公共だけでは限界があると分かっていたので、観光やバリアフリーの取り組みを行っている市以外の団体に作成を依頼した。観光マップと併用する形になっており障害のある人もない人もアクセスしてもらえるようなつくりになっているが、掲載施設の少なさでアクセス数について伸び悩んでいることが課題である。事業者側によりこのようなバリアフリーが可能であるといったコメントを掲載するなどの店の PR もしてもらって、地図だけではなく街が見えるようなマップを目指して、何年もかけて取り組みを続けたいと考えている。また、バリアフリーマップに飲食店の掲載が少ないのは、バリアフリー推進パートナーに飲食店が極端に少ないことが理由として挙げられる。今後は、飲食店等にもバリアフリー推進パートナーとなってもらい、お店側にも心のバリアフリーに気づいてもらうという連携をしていきたい。
- Q5. バリアフリーマップについて、協賛してくれる事業者が少ないとのことであったが、何が一番の課題と考えているか。また、マップに定期点検などの情報を掲載するとより便利になるのではないかと考えるが、課題はあるか。
- A5. バリアフリーが浸透しておらず、段差があるから、あるいは点字メニューや多言語メニューがないから載せられないという店の意見があった。それらについては、車いすの方を持ち上げたり、声がけや絵を描いたり、筆談ボードを用いたりスマートフォンによる翻訳機能の活用でメニューの説明をしたりすればバリアを解消できる事柄であ

る。バリアフリーに関する理解が進めば協賛店舗が増えるのではないかと考える。バリアフリー推進パートナーの輪も広げていきたいと考える。定期点検などの情報はシステム上重くなると使えなくなるという問題があるため、リンク先をバリアフリーマップに載せてそこか飛べば分かるようにするとといったことを検討したい。

## (2) 共生社会推進課

- Q1. ソフト面においてもバリアフリー政策を推進していくうえで障害当事者の意見を取り入れる機会を設けることが重要であると考えている。貴市においてバリアフリー政策を進めるうえで障害当事者の声をどのように反映させているのか。また、声を反映させるにあたって課題があれば教えていただきたい。
- A1. パートナーミーティングを進める際に、障害を持っている方や家族の方と一緒に話し合いをしている。市役所での取組としては、バリアフリーの所管の課を集めて話し合いをするなど市内の連携体制構築を図っている。また、社会福祉協議会にコーディネーターという形で協力をしていただき、バリアフリー出前講座や出前体験を実施している。学生に向けての取組として、小学校 4 年生から 6 年生までの学生にバリアフリー啓発冊子を配布している。さらに、冊子を配布した際に、小学校 4 年生から中学 3 年生までの学生にバリアフリー推進キャッチフレーズの募集を行った。課題としては、以前ミーティングを開催した際の失敗例を挙げると、聴覚障害の方に対しては手話ができる職員を配置して対応できたのだが、視覚障害の方に対しては準備をしておらず、資料を渡しても内容が分からないということがあった。そのため、今後は手話だけでなく点字等も準備しようと考えている。しかし、学校側に問い合わせたところ、例えば子どもの教科書となると、点字の教科書は、通常の教科書 1 冊に対して 8 冊程度のボリュームになるという事例がある。そのため、点字を用いて情報を周知するのも中々難しいということがあり、今後どのようにしていくかというのが課題となる。また、市民アンケートを実施した際に、障害を抱えている人等が日常生活などで困っているときに、「意思はあるが、進んで手助けできない」と回答した人が 74% だった。この 74% の人にどうすれば進んで手助けしてもらえるかに関して検討する必要がある。
- Q2. 心のバリアフリー出前講座や高齢者疑似体験を開講されているとのことであるが、こうした取り組みは教育として実施することにより、心のバリアフリーが一層広がっていくと考える。これは市独自のカリキュラムとして学校教育に取り入れ継続して行われているのか。仮に学校教育として継続して行われている場合、学校教育に組み込む上で困難だったことはあるのか。また、学校教育として行われていない場合は、独自のカリキュラムとして学校教育に取り入れることが難しい理由にはどのようなものがあるのか。

A2. 学校教育に取り入れるということについては、各学校で出前講座を行ったり、施設訪問をすることによって心のバリアフリーの普及をしている。難しい点としては、出前講座や施設訪問をしようにも、現在のコロナ禍によって講座を行う方と学校側双方が中々表に出ることができないという回答が教育委員会からあった。

Q3. 心のバリアフリーを普及していくためには、ダイバーシティやバリアフリーに関心をもってこなかった方々へもアプローチしていく必要があると考えている。そういった方々に対し、関心を持ってもらうための情報発信を行う上で、どのようなことを工夫しているのか。また、「これは関心を持ってもらいやすかった」という取組みがあれば、教えていただきたい。

A3. 今申し上げた取組みをこれからしていくつもりである。よって、現在何か効果があったというような説明はできない。今の取組みを進めて、その他にも気づいたことについて、ご協力いただける方に協力してもらおう。例えば、福島市にあるサッカーのクラブチーム等があるが、このような団体にもパートナーとなってもらい、イベント等と一緒に出てもらいポッチャを体験してもらおうことなどが考えられる。以前に御手洗先生がお話いただいたことの1つに、「ポッチャイベントにおいて、全国的に活躍している方を招待するのはどうか。」というご提案があった。このように、色々な方に声かけすることで、情報発信の強化を図りたいと考えている。

Q4. 心のバリアフリーを推進するためには、障がいのある方とない方が日常的に交流することが重要であり、そのためには障がいのある方が社会参加していくことが必要であると考え、福島市において、スポーツ以外で、障がいがある方の社会参加を促進するために何か独自に取り組んでいることはあるか。また、障がいがある方の社会参加を阻んでいると考える要因はあるか。

A4. 障害を持った方が社会参加する際に、参加できるものにはどのようなものがあるのか把握しなければならない問題がある。障害福祉課の取り組みとしては、農家の方の元へと参加してもらえるように支援を行うという福農連携事業を進めている。ここでは、心のバリアフリー普及と併せて、大人の引きこもりの方への支援等も行っている。共生社会推進課としては、障害手帳を持っていない方への支援を行っている。もっと具体的な対応は、障害福祉課に問い合わせしてから、後日に回答させていただく。

### (3)市街地整備課

Q1. 点字ブロックについて、視覚障害者にとっては重要であるが、車いすユーザーにとっては障害になり得るものとなる。車いすユーザーなどに配慮して点字ブロックについてスリットを入れて配置するケースなどがあるが、福島市としてこのような取り組み

を進める考えはあるのか。また、このような取り組みを進める場合の課題があれば教えていただきたい。

A1. 点字ブロックのスリットについては利用者の希望があれば、管理者と協議しながら対応していきたい。また、設置する前に利用者の意見を事前に伺って利用者の把握に務めて設置をすることが重要であると考えている。

Q2. パセオ通りのリニューアル工事について、地元商店街、沿線の営業店舗との調整に苦労したとあったが、どのように解決をされたのか。また、その他の事例において、行政と住民との間でどのように合意形成を行っているか教えていただきたい。

A2. リニューアル工事を実施するにあたって、商店街の代表者と 3 回にわたってワークショップを開催した。また、そのワークショップで話し合ったことをまとめたものについて説明を別途行った(結果、計 4 回地元商店街の代表者の方々と話し合いを行った。)。そのなかで、整備をする内容について意見交換を実施し、地域の要望に対して、道路法や道路交通法に基づき、整備できるものとできないものについての調整、さらに、店舗が営業している時間帯の工事となることから各店舗へ工事に対する理解をいただくことが苦労した点として挙げられる。その他の一般的な工事についても、工事に対する説明会や個別に住民の方と話をしたり、ワークショップを行うことにより意見交換を行い、合意形成を図っている。

Q3. 再開発以外の政策に関してもワークショップ等の住民との合意形成を行っているのか。

A3. 担当した分野中心になってしまうが、まちづくりについてはワークショップなど色々な意見を聴くということがある。基本的には、ワークショップ形式・説明会形式になるが、現在では web を活用したアンケートを実施している。コロナ禍で対面形式の機会は減っているが、以前は学生の集まりに市長が参加し意見を聞くなどの事例もあった。

#### (4) 増子恵美様

Q1. 増子様自身が日々の生活で最もバリアと感じる場所があれば教えていただきたい。また、増子様自身そのような場所のバリアを取り除くために、どのような対応をしてほしいと考えているのか。

A1. 日々の生活の中で最もバリアを感じるのは、学校、警察、体育施設等の公共施設の三点。一つ目は学校。障害児が教育を受ける環境がまだまだ整っていない。教育現場のバリアフリーが進んでおらず、改修に非常に時間がかかるという現実がある。また、改修が進んでいるところでも、何年かに一度障害を抱えた子どもが入学するという状況だと、その時には既に設備が老朽化しているという問題がある。時期が空いてしま

うと、昇降機などは動かなくなってしまう。その付け替えは予算の都合上難しく、そういう障害のある子どもの教育環境にバリアを感じるが多々ある。二つ目は警察。警察署に免許の更新に行くと、点字ブロックの上にソファが置いてあることがある。また、身障者用の駐車スペースのうち、車いすを降ろすゼブラゾーンにパトカーが停まっていて、駐車スペースだけ空いていることがある。そのような場所に車を駐車しても降りることができないので、改善をお願いするようなことを 5 年に 1 度くらいずつやっている。三つ目は公共の体育施設や県の新しくできた文化教養施設などのバリア。福島市でのバリアフリーの取組は、多様な主体の方を呼んで検証が行われている。しかし、県全体を見ると、そうした取組が行われていない状況がある。点字ブロックが設置されていても、それが濃淡のあるブロックでないことがある。点字ブロックは目が見えない人が目印にして歩くものであり、同時に濃淡であることでロービジョンの人たちが道標にして歩くという役割も持っている。点字ブロックが濃淡であることの重要性が理解されていない現状がある。併せて、車いすの駐車スペースも建物に近いところにあっても、植え込みがあることで移動が必要になり、建物にまっすぐ入れないということがある。また、車いす用の駐車スペースをつくったものの、導線の確認をしていないという事実がある。

- Q2. 東京パラリンピックが開催されたことを通じて、社会全体における障害者問題への関心が高まったと思うが、パラリンピック以降もこの社会的関心を持続させて、より広めていくためには、どのような課題があると考えているのか。その上で、パラリンピックの視点で増子様自身が行き詰まっていることはあるのか。
- A2. 1964 年のパラリンピックから 50 年経って、2020 年に東京でパラリンピックが開催されたが、高度に競技化して、専門的なトレーニングを積んで、プロのアスリートとして活躍する方が大会に参加するようになった。パラリンピックが大会として発展したことは素晴らしいことだが、日本には 800 万人近い障害者がいて、その中で 150 人ぐらいのエリートアスリートの障害者だけが、パラリンピック大会に参加するようになった。大会に出場するアスリートを見ることが、一般的な障害者への理解に直結しなくなってしまったという現実がある。つまり、パラリンピック大会は、パラリンピック選手と一般の人々との関係性を改善する装置としては自動的に機能するが、一般の障害者と一般の人々との関係性を改善する装置として機能させるには、さらなるアプローチを意図的に行う必要が生じてきた。もっと幅広く、スポーツ、パラリンピックではないところの活用をしなくてはならないことが課題である。パラリンピックのアスリートにとっては、強化費が十分に充てられるようになってきたが、例えば英国のパラリンピック開催後一般の障害者の生活環境については、改善がなされたとは言えないという調査もある。自治体とさらに連携をして、障害のある当事者がスポーツを 1 つのツールとして活用して進めていきたい。スポーツは身体活動によって、身

体的ポジティブな変化を得られる。障害当事者もスポーツをすることで、その身体的な活動をリハビリテーションとして身につける。しかしそれだけではなく、その一つ一つスモールステップを成功させることによって、自信を回復ししていく内面的な効果を期待している。その成功によって、社会に一步、二歩出てくる、社会復帰や社会参画のための道具になる。その広がりが社会変革に繋がっていくと考えている。

Q3. 東京大会開催前と開催後の福島市内のバリアフリー状況(ハード面)の変化について、パラリンピアンである増子様の視点から感じた点について、教えていただきたい。

A3.5 年前は飲食店の入店をことごとく断られた。「他のお客様の迷惑になるんで」とわれたが、よく聞いてみると障害のある人が来たことがない、対応したことがないというのが理由であった。そのような状況を見たとき、当時は、福島市内で障害のある人を見かけないことに気づいた。しかし、最近になって色々な取り組みが行われるようになると、様々な障害のある方を見かけるようになり、当事者が外に出る機会が増えた。お店や行政が悪いわけではなく、5年前の対応は3・11の影響が大きかった。福島市は遠く離れていても風評被害があり、自分の生活を維持することに必死な時期であった。震災から5、6年経ちようやく落ち着いてきた中で、障害当事者にも目が向けられ始めてきた。その頃オリパラの競技等の受け入れも進められた。復興半ばであったので、一人ひとりの生活がしっかりと再建でき、心に余裕ができたなら他にも目が向けられるようになってくる。東京2020大会のレガシーとして残していくという取組をこの追い風を逃さずに進めていこうと考えている。東京大会開催前は混沌としており、パセオ通りは障害の有無にかかわらず誰もが歩きにくい通りだったがそれが改善された。このように、一つ一つ時間をかけて様々な当事者の意見を聞きながら取り組んでいる状況である。

(5)スポーツ振興課からのメール回答(6月27日付)

(共生社会推進課への質問 Q2 と同じ質問)

Q1. 心のバリアフリー出前講座や高齢者疑似体験を開講されているとのことであるが、こうした取り組みは教育として実施することにより、心のバリアフリーが一層広がっていくと考える。これは市独自のカリキュラムとして学校教育に取り入れ継続して行われているのか。仮に学校教育として継続して行われている場合、学校教育に組み込む上で困難だったことはあるのか。また、学校教育として行われていない場合は、独自のカリキュラムとして学校教育に取り入れることが難しい理由にはどのようなものがあるのか。



A1. スポーツ振興課では、「パラアスリート派遣事業」として、小・中・特別支援学校にパラアスリートを派遣し、障害者への理解や関心を深め、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組んでいる。

(実績)

日時. 令和2年10月27日午前10時25分-12時

会場. 福島市立大久保小学校

参加者. 大久保小学校 児童35名(全校生徒)及び教職員

講師. パラアスリート 遠藤裕美選手

県ボッチャ協会スタッフ1名(村上光輝様)

日時. 令和4年3月16日午前10時30分-12時10分

会場. 福島市立福島第一小学校

参加者. 福島第一小学校 5、6年生児童31名及び教職員

講師. 日本ボッチャ協会 村上光輝様

(実施方法)

市内の小・中・特別支援学校に事業実施の可否に関するアンケート調査を実施し、主催者で選定する。小学校では、総合的な学習の時間に「オリパラ」に関する時間があるので、総合的な学習や体育として実施している。

Q2. 福島市は先導的共生社会ホストタウンであり、市内には東京2020大会の競技会場も立地している。しかし無観客となり、市民が東京2020大会のレガシーを体感できる機会が少なくなったと感じる。東京2020大会のレガシーを今後も継承していくための施策として、福島市が独自に取り組んでいるものはあるのか。

(スポーツ振興課からのご回答)

A2. (レガシー創出)大きく2つに分けて取り組んでいる。

①福島市では東京2020大会の開催に合わせ、東京2020オリパラ大会福島市推進協議会を設立し、協議会の中に5つの専門部会を設立した。そのうちの1つとして「事前合宿・誘致受け入れ部会」を設置し、レガシーとして「合宿窓口のワンストップ化」を目標として掲げ、具現化する組織として令和3年2月に「福島市スポーツコミッション」を設立した。

②また、東京2020大会2年前イベントではボッチャの体験ブースを設置し、その後、日本ボッチャ選手権大会を開催するなど、日本ボッチャ協会とのつながりを強め、令和3年5月に本市と(一社)日本ボッチャ協会とでスポーツによるまちづくりに関する連携協定を締結した。締結は東京都世田谷区、渋谷区、武蔵野市について、全国で4番目となる。

(独自性)

- ①福島市スポーツコミッションは3本の柱、1 スポーツ合宿・大会の誘致・受け入れ、2 パラスポーツの振興、3 多様なスポーツ参画機会の創出を活動の軸としており、スポーツによるまちづくりに取り組んでいる。1 では、高校・大学等のスポーツ合宿だけでなく、パラスポーツ団体の合宿・大会誘致に力を入れており、日本パラ・パワーリフティング協会やデフサッカー日本代表合宿等の合宿誘致につながっている。2 では市と連携し、福島市ボッチャ交流大会の創設や福島市長杯ボッチャ大会の開催を予定している。3 では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3つの視点をスポーツ参画機会ととらえ、「みる」では、東京2020大会を契機に設置した福島駅西口駅前広場にある「ふくしまエールビジョン」を活用し、サッカーJ3リーグ福島ユナイテッドFCの試合や大相撲のパブリックビューイングなどを実施している。令和4年3月場所では、福島市出身力士の若隆景関が幕内優勝し、千秋楽・優勝決定戦にはおおよそ150人がエールを送った。今後は、「ささえる」において(2)に記載する大会ボランティアの募集・活用などに取り組んでいく予定である。
- ②(一社)日本ボッチャ協会との連携では、協会より大規模大会の開催を、市より大会会場の確保を締結内容の一つとしており、令和4年6月18日～19日の日本ボッチャ選手権大会東日本ブロック予選会の開催や、Bチャレンジ事業(北海道・東北ブロック)の開催に取り組んでいる。東日本ブロック予選会では、ボランティアとして福島大学のスポーツ健康科学コースや福島県立医科大学の理学療法学科生にボランティアとして運営に関わっていただいている。

## 気仙沼市ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年8月8日 10時-11時
場所	気仙沼市役所ワン・テン庁舎
協力者	気仙沼市役所 気仙沼市震災復興・企画部 地域づくり推進課 地域協働係 課長補佐 兼 地域協働係長. 鈴木 淳様 主幹. 加藤 久美枝様
スケジュール	2022年8月8日、気仙沼市で気仙沼市における在留外国人の状況についてヒアリング調査を実施し、11時に終了した。

### 2 質疑応答

#### (1) 地域づくり推進課

Q1. 外国人住民のニーズを把握するための手段として、例えば外国人を対象にしたアンケート調査やヒアリング調査等の聴き取り調査が考えられるが、気仙沼市としてどのような手段を講じているか。また、複数の手段を講じられている場合は、どの手段が最も効果的だったのか。

A1. 本市では、外国人に対しニーズ調査等を行っていない。行っていない理由として、以降の間に全て共通することであるが、気仙沼市に住んでいる外国人住民の大半が、技能実習生であり、その他の外国人の方については結婚しているというような、大まかに言うと2形態に分けられる。技能実習生に関しては、水産会社に勤めている方が多く、支援やニーズの把握は監理組合や受け入れ企業が行っている。その他の外国人の方に関しては、結婚しており家族がいることから、家庭内で生活上の問題は解決されている。

Q2. 外国人住民にとっては、ゴミ出しなど、その地域のルールが分からないために、日本人住民とのトラブルが発生してしまうケースもあると思われるが、このことについて、気仙沼市ではどのような対策をとっているか。

A2. 本市では特に対策はとっていない。ゴミ出しのトラブルが発生したというような情報はこちらに聞こえてこない。その理由としては、前に話したとおり技能実習生に関しては監理組合や受け入れ企業が対応し、その他の外国人住民の方々は結婚しており、家族内で問題の解決が行われているものと承知している。本市としては、対策ではないが、ゴミ出しのルールポスターの英語版を市生活環境課において作成している。

- Q3. 情報の多言語化について、一方的な情報発信だけなら翻訳機でも対応できるが、相談業務で、例えば保険等の問題は、もともとの内容が難しく AI 翻訳機だけでは限界があると思われる。そこで、相談業務については、多国語を話すことができる人員を窓口配置する等の対応が考えられる、気仙沼市として、多国語を話すことができる人材の確保や育成等の取り組みは進めているか。また、取り組みを進めている場合、多国語を話すことができる人材の確保や育成に関して、取り組む上での課題はあるか。
- A3. 翻訳の対応は、自動翻訳機を地域づくり推進課と市民課の窓口で 2 台ずつ設置し、他部署への貸し出しも行っている。地域づくり推進課では、英語話者の職員 1 名を専属で当課に配置し、外国人の支援を行っており、他部署での業務で必要な際には対応している。市内在住外国人の国籍数は増加しており、多文化共生という観点から考えると様々な言語を話せる職員がいることは望ましいが、全ての言語に対応できるように職員を雇用することは財政面からも現実的ではない。現状、頻度も多くないことから、県や国が行っている通訳支援なども活用しながら対応を行っているところであり、今のところは問題がない。今後、例えば中国人が多数、気仙沼市に住むとなれば、中国語を話せる職員が必要になることも考えられるが、現段階では喫緊の対応の必要はないと考えている。
- Q4. 日本語ボランティア養成講座に関して、新規のボランティアを増やすために気仙沼市として何か取り組んでいることはあるか。また、新規のボランティアを増やしていく上での課題はあるか。
- A4. 当課では外国人支援専属の部署として「気仙沼市小さな国際大使館」を設置し、専任の職員を配置している。その中で支援として 2 つの日本語教室を実施している。その一つが市民ボランティアの協力による日本語教室である。そのボランティア講師の確保のため「日本語ボランティア養成講座」を開催している。ボランティア運営による日本語教室の課題は、ボランティア講師の高齢化である。都市部のように大学生ボランティアがいないことから、平日にボランティア活動を行える方は、現役を引退された方が多くなってしまう。
- Q5. 外国人向けの居住支援について、例えば、賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供するとともに、連帯保証人を紹介するなどの取り組みが考えられる。そこで、気仙沼市として外国人住民に対してどのような居住支援を行っているのか。また、その取り組みを進める上で課題はあるか。
- A5. この点に関しても、住民の多くが技能実習生であり、居住地や寮、アパートを会社

の方で手配している。そのため、改めて賃貸住宅を借りるということはありません、大きな問題は承知していません。

- Q6. 外国人向け居住支援について、入居差別によって外国人が住宅に入居することができないケースなども考えられると思うが、このことについて、例えば不動産業者に啓発を行うなど、気仙沼市として何か取り組んでいることはあるか。また、その取り組みを進める上で課題はあるか。
- A6. 今のところ入居差別の現状は確認していない。逆に、近所の方から物を頂くことや、不動産の方からもきちんと対応していただいたという声は聞いている。
- Q7. 外国人技能実習生は、在留期間や就労状況などによって在留資格の更新・変更を行わなければならないが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により在留資格の更新・変更の手続きができない状況により、就労・生活などへの不安が高まることが予想される。このように新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況において、在留外国人技能実習生に向けて、気仙沼市として何か取り組んでいること(コロナ禍における技能実習生への支援等)はあるか。
- A7. 本質問については、市町村レベルではなく、国の方で対応されている。技能実習生の方については、監理団体の方でしっかりと対応されており、市の方で支援が必要になるということは今のところはない。
- Q8. 貴市は、外国人住民を対象とした施策を数多く実施されてきたと思うが、外国人住民のニーズを意識した施策の中で、貴市が特に重要だと考えている施策は何か。
- A8. 先ほども述べたが、日本語教室である。日本語が話せないと十分な意思疎通ができず、孤立してしまう。そのため、外国人の方が参加しやすいような環境づくりは重要であり、その点において本市の日本語教室は充実していると思われる。市主催で2つの日本語教室を運営している。1つは市民ボランティアが講師を務める日本語教室で、10年以上継続し行っているものである。毎週木曜日の午後に開催し、参加者は主に日本人の配偶者の方である。もう1つが、令和2年度からNPO法人に委託して実施している日本語教室である。東京から資格を持った講師がきて開催しており、参加者は平日の教室に仕事のため参加できない方で今は技能実習生の参加が多い。また、市内では他にもボランティアの方が主催している日本語教室がある。この施策は、地方の市町と比較してもかなり充実していると思っている。その中では、ただ日本語を学ぶだけではなく、参加する様々な国の人や、市内のボランティアの方々と交わることで、普段の生活の悩みの解消や、孤立を防ぐことにもつながり生活の支援にもつながっている。また、色々なイベント等も開催しており、日本文化に接する機会という部分についても提供できていると考えている。

- Q9. 日本語ボランティア講座に関して、高齢化が課題であるが、現時点で検討している対応策はあるか。
- A9. 日本語ボランティアには、外国人と交流したい方、サポートしたい方や、自分のスキルを活用した活動を行いたい方などが参加している。そのため、外国人と日本人が交流することのできる交流イベントを多く開催し、多くの外国人が住んでいることや、日本語教室を開催しボランティアが活躍していることなどの周知を行い、市民の参加を促すような取り組みを行っていかねばと考えている。
- Q10. 日本語教室が長く続いているというお話があったが、何か取り組みを継続していく上で工夫していることや、より多くの方に参加していただくための周知の方法はあるか。
- A10. 継続している理由として、開催している講座はいつ参加しても良く、来ても来なくても良い、子供を連れてきても良いというような自由で参加しやすいという利便性がある。さらに、マンツーマンの学習であるため個人のレベルや意向に沿った学習ができることも参加しやすい環境にあると考えている。また、気仙沼市の広報に講座情報を掲載することや、HP 上でも情報を公開しており HP を見て参加されるという外国人の参加者もいる。
- Q11. 先ほどまでのお話や配布された資料の方にも、今後は在留外国人が増えるのではないかという話がありましたが、日本語教室を 1 番メインの施策としてされているその他にもクリスマスの交流会や、防災講座がある。他の日本語教室以外の取り組みで、今後より力を入れていきたい取り組みはあるか。
- A11. 防災講座に関して、当市の在住外国人の方はインドネシアを始めとしたアジア圏の国の方々が多いが、防災について知識があまりない。そのため、まずは、防災についての意識を高めてもらうことを目的に防災講座を行っている。本講座では自宅のアパートから避難所までの道筋を確認し、危険な場所を認識してもらうことや消防署で震度 7 の地震を体感してもらうなど行っている。さらに、参加者が防災についての情報を正確に学べるよう、それぞれの母国語を使った講座としている。また、宮城県が作成した多言語の防災ハンドブックも配布し活用している。

## 菅原工業ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年8月8日 15時-16時
場所	株式会社菅原工業
協力者	株式会社菅原工業 代表取締役専務 菅原渉様
スケジュール	2022年8月8日、株式会社菅原工業にて、外国人技能実習生の方との共生についてヒアリング調査を実施した。15時から16時の1時間に質疑応答を実施した。

### 2 質疑応答

Q1. 雇用している技能実習生のニーズや困りごとに対応するために具体的に取り組んでいることはあるか。またその取り組みを行う上で課題に感じていることはあるか。

A1. 市民の方にインドネシアの文化を知ってほしくてインドネシア料理店を作りインドネシア料理を提供している。食事が外国の文化を学ぶ上で分かりやすいと感じている。またイスラム教徒であるためモスクを作って対応した。また、コロナの影響で技能実習生の方の外出を禁止する受け入れ企業もあり、日本の従業員との扱いの差が課題である。

Q2. 積極的に技能実習生を受け入れるよう取り組んでいる。しかし外国人と働くには文化や言語、宗教等様々な違いがある。貴社ではモスクやインドネシア料理店を建設したり等、外国人との共生のために積極的に取り組んでいるが、そのうえで技能実習生を受け入れるうえで課題に感じていることはあるか。

A2. 現時点では特に課題はない。特定技能の制度に関しては納得していない。地方は人手不足であるため技能実習生を受け入れているが、特定技能の導入によって賃金の高い都市部に技能実習生が流れてしまうことが懸念される

Q3. 貴社は技能実習生の生活支援や定着支援を実施しているが、この取り組みに対して行政、特に気仙沼市役所からの支援を受けているのか。もし受けているのであれば、具体的な支援の内容はあるか。取り組みに対する行政の支援に関してさらに必要なことはあるか。

A3. 行政は日本語教室やバトミントン大会を実施しておりその案内を貰っている。車を運転できない実習生は徒歩圏内の移動しかできないため、行政が彼らにタクシー券を配布する等の取り組みを行ってほしい。

- Q4. 技能実習生を雇用するうえで、日本での生活負担を軽減することが重要であると思う。貴社ではモスクやインドネシア料理店を建設する等して技能実習生の生活・心のケアに取り組んでいるが、この他に技能実習生に対する生活の支援として実施していること(例えば社内・寮内での定期面談や母国語相談等)があるのか。
- A4. 社内に技能実習生を送迎してくれる人が一人いる。加えて事務員で保険の対応、通院の引率をする人がいる。上記以外は他の従業員と変わらない対応である。
- Q5. 技能実習生が日本で生活するには、彼らにとって分かりやすい形で適切な情報を入手することが必要である。彼らに向けての情報発信支援について、貴社で取り組んでいること(例えば技能実習生向けの社内報を発刊する等)があるのか。
- A5. 管理団体アイムジャパンが定期的に情報を送ってくれ、事務員経由で従業員に情報が共有されている。人事部が毎月社内報を作成し社内に張り出している。社内報は全従業員向けでやさしい日本語ではない。
- Q6. 新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生にニーズの変化はあったか。またそのニーズに対応するために課題に感じていることはあるか。
- A6. コロナの影響で技能実習生がイベントに参加できなくなったことがあるのみで、特にニーズの変化はない。
- Q7. 技能実習生とコミュニケーションを取るうえで気を付けていることはあるか。
- A7. 技能実習生の方は勉強熱心であるため、一従業員として扱うことが重要だと感じる。日頃から日本語で会話している。しかし建設業での特殊な用語や気仙沼の方言に対応するのが難しい。
- Q8. 貴社は技能実習生を数多く受け入れているが、彼らのニーズを意識した取組の中で特に重要だと考えている取り組みは何か。また今後他の取り組みを行うことは想定しているのか。
- A8. 一番重要なのは技能実習生として区別して扱うのではなく、一従業員として扱うよう取り組むことであり、実際現場で働く従業員もそのように対応している。
- Q9. 技能実習生は今後増加することが想定されている。貴社を選んでもらうために他の企業との差別化をどう図っていくのか。
- A9. 第一に日本を選んでもらいそこから気仙沼を選ぶ。気仙沼の水産で水揚げに従事する人の半分は技能実習生であり、地域経済を活性化させたい。インドネシアは現在経済成長しているため、日本とインドネシアの関係づくりを行っていきたい。



- Q10. 技能実習生が生活するうえで欲しいものは。
- A10. 自転車と Wi-Fi。様々考えられるが、寮で自炊を行い仮設のトイレを作るなど、非常にしっかりしている。寮が遠いため、やはり自転車は欲しい。
- Q11. 寮で日本語や仕事を教える人はいるのか。
- A11. インドネシア人の先輩が教えている。また彼らを送迎してくれる人も住んでいる。
- Q12. 技能実習生が病院に行くことはあるのか。
- A12. 頻繁ではないがある。日常的には虫歯治療に行く。インドネシアと日本の暑さの違いや舗装工事の多さから熱中症にかかることも多かった。
- Q13. 民間でできる事にも限界がある。技能実習生(外国人)のために行政にやってほしいことはあるか。
- A13. 市役所に国際化協会があるため、行政が民間でできないことを後ろから支援してくれることが理想である。
- Q14. 震災でお世話になった縁から市役所内に何でも相談できる方がいることをインターネット記事で拝見した。この方との対話を通じて技能実習生のニーズを市の施策に反映させるように市役所に働きかけているのか。
- A14. その方は地域づくり振興課におり、会社上の相談をすることが主である。最近では行政の方から会社の視察をお願いされることが多い。
- Q15. 市役所の方と連絡をまめに取りっている。民間と市役所の連携を強化するために重要だと感じる事はあるか。
- A15. 様々な団体が増加しており、その連絡が非常に大変である。直接行政に掛け合う方が速いが、このような団体とも今後密接に関わっていききたい。市役所は受け入れ企業を約 20 社把握しており、実習生同士のネットワークもあるが、受け入れ企業同士の連携は無い。受け入れ企業との連携を取り、技能実習生のマッチングの場を増やしていきたい。
- Q16. 外国人技能実習生を数多く受け入れたため会社に変化はあったのか。
- A16. インドネシア人に仕事を教えるには、自分たちも勉強しなければならないという意識になるため、30~40 代の中間層の従業員の意識が大きく変化した。
- Q17. 受け入れ企業同士の繋がりがないと先ほど述べていた。もし受け入れ企業同士の繋がりが増えたら意見交換の場としたいか。

A17. 意見交換の場にして、各企業の良い点を活かしたい。まずは受け入れ企業の数が増えたい。

Q18. 現在はインドネシア人の技能実習生を受け入れているが、今後は違う国籍の人も受け入れることを想定しているか。

A18. 想定していない。基本的にはインドネシア人のみである。

Q19. 技能実習生の以外の外国人の困りごとは。

A19. インドネシア人のネットワークがありそれを活用して生活を良くしようと頑張っている。また、「東北家族」という団体が情報を提供してくれることや、その団体主催でスキー旅行を行っている。そのネットワークの中で課題も挙がっている。人口減少の中で、建設業界や外国人も同様に、女性が現場できちんと働ける環境が必要だと思う。

Q20. 先日のインドネシアフェスティバルのように、外国人と日本人の交流をしてくことが重要だと考えている。そのような交流の場を作るうえでの課題はあるか。

A20. 周知が難しい。来てくれる人はインドネシアに行ったことがある人や興味がある人に限られる。インドネシアを他人事と感じる人、来るきっかけや知るきっかけがない人に対してどのようにアプローチしていくかが課題である。根気強く周知を続けていくことが重要である。

## 菅原工業技能実習生ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年9月11日 10時-11時
場所	オンラインにて実施
協力者	株式会社菅原工業 ムハマド様
スケジュール	2022年9月11日、オンラインにて、株式会社菅原工業の技能実習生の方の気仙沼に対するニーズ調査を実施した。10時から11時の1時間に質疑応答を実施した。

### 2 質疑応答

Q1. 現在気仙沼で生活するうえで、住民として困っていることはあるか。

A1. 特にない。強いて言うとな運転免許を持っていないため移動手段である。交通手段を充実させるために市役所に対して望むこともない。普段は社員の方の車で遠くに行くときは移動しているが、社員の方も働いているため、個人の用事で頼むのは申し訳なく思うことがある。

Q2. 気仙沼がどんなまちになれば住みやすいと思うか。

A2. 乗り物を増やして移動手段がほしい。

Q3. 気仙沼のバスは多言語対応していないのか。

A3. BRT 以外のローカルバスは多言語対応していない。バス停にある看板があるだけである。また、BRT は地図もある。

Q4. コロナで困っていることはあるか。

A4. 人と会うことが制限されるくらいで、生活するうえで困っていることはない。ただ、会社によっては他社の人と会うことを制限される場合があり、困っている。

Q5. 普段はどのような人と会っているのか。

A5. ほぼインドネシア人。会社によってはコロナによって移動制限があり人と会うことができない技能実習生もいるが、自分は言われたことはない。

Q6. 普段人とはどのような移動手段で会っているのか。

A6. 徒歩や自転車である。

Q7. 行政が外国人住民を対象とした困りごと調査をするとしたら、どのようなやり方が

最も答えやすいか。

A7. まず行政が会社に紙でアンケートを配布し、会社がそれを技能実習生に配布してほしい。携帯は持っているが、電子的なやり方だと面倒で回答する気が起きない。

Q8. 技能実習生として、行政に対するニーズはあるか。

A8. インドネシア人のコミュニティバスがほしい。

Q9. インドネシア人のコミュニティはどのようなものか。

A9. 現地で集まるのではなく、SNS を通じて情報交換している。例えばパスポート延長や買い物など、新しい情報を共有している。WhatsApp (ワッツアップ) というアプリを使用している。メンバーはインドネシア人だけであり、インドネシア語で会話している。実習生だけではない。

Q10. 気仙沼がどんなまちになれば技能実習が終了しても定住したいと思うか。

A10. 気仙沼がどんなまちになるかというより、いい会社で給料が良ければ何年も居続けたと思う。厳しい会社なら他に移る。気仙沼には不満はない。

Q11. 日本人と交流したいか。どんなイベントだったら行きたいと思うか。

A11. 自国であるインドネシアの文化や食事などが提供されるイベントであれば行きたい。

Q12. 他の国の人とどのように連絡しているのか。もししていないならどのようにすべきか。

A12. 他の国のことは良く知らないし連絡する必要性を感じない。もしするなら会った時に「あなたの国はどのような国か」と聞きたい。

Q13. 国によって外国人の悩みは異なるのか。

A13. まず文化が異なる。多くの会社は受け入れている技能実習生の国を限定しているため、会社によって外国人の困りごとは異なる。

Q14. 社員の方だけでなく日本人と接していて困ったことはあるか。

A14. 文化や言語の違いである。特に気仙沼の方言で困った。

Q15. 本国を離れて働いている以上、精神的に疲れたりストレスを感じたりすることもあると思われるが、そのような時は、やはり実習生同士で交流することによって心の安らぎを得ているのか。

- A15. コミュニティの中で会う機会があればそこで交流するし、皆で音楽を聞いたり、歌ったり、一緒に海に行ったりして楽しむ。
- Q16. 技能実習生はまず本国で日本語を学んでから日本に来て働いていると思われるが、日本に来てから本国では学べなかったような新たな難しい日本語などに直面した時などは、まず会社の中で教えてもらったりするという認識でいいのか。
- A16. 先輩に聞く。日本語検定が 5 級から 1 級まであり、日本へ来る前に最低限 5 級以上の合格が必要である。また、日本に来てからも、会社からある程度の勉強をしてほしいといったことを言われることはある。
- Q17. 日本に来てから日本語を勉強する際は、主に自分でその本を読んだり、あとはその先輩や技能実習生同士で交流したりして勉強するのか。また、ネットの道具などを用いたりするのか。
- A17. その通りで、本を読んだり、話を聞いたりしている。また、日本語教室に通ったり、アニメや漫画などの興味のあるコンテンツから学んだりもする。
- Q18. 市役所の日本語教室にあまり行かないのは、日本語のレベルが自分で満足いくレベルになったからか。
- A18. それもあるが、日本語教室も毎日開催されているわけではなくて 1 か月に 2、3 回の頻度だし、勉強の時間も短い。
- Q19. 日本語教室を使いやすくするにはどうしたらいいかなど、何か提案があるか。
- A19. 時間はもう少し長めにしてほしいと思う。
- Q20. 時間を長くしてほしいというのは時間が短いということか。それとも、夜の時間もやってほしいということか。
- A20. 日本語教室の勉強する時間が 1 時間くらいで短いから、もっと本格的に長い時間を取ってやってほしいと思う。
- Q21. モスクやレストランの評価はどうか。また、菅原工業は他の会社と比べてどうか。
- A21. 気仙沼の場合は規模が小さいためモスクとはいわずソモラというが、それでもあるだけでありがたい。他社は厳しく宿舎に他社の人を呼べないが、我が社はむしろ他社の人を積極的に呼んでこい、外に遊びに行けと言われるのでありがたい。やはりルールが厳しい会社だと辛い。
- Q22. 自転車はどうやって入手したのか。

A22. 会社から支給されている。

## スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年9月20日 10時-11時15分
場所	スポーツ庁
協力者	健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長 佐々木邦彦様
スケジュール	2022年9月20日(火)、スポーツ庁のパラスポーツに関する施策の調査を実施した。10時に開始し、11時半に終了した。

### 2 質疑応答

Q1. 私たちは、障害の有無に関わらずに、共にスポーツを気軽に体験できる機会を日常的に設けることで「心のバリアフリー」が醸成されると考えている。貴省が出された「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」の中でも、「障害の有無に関わらず、ともにスポーツを楽しむ機会」の創出が挙げられている。障害の有無に関わらずにスポーツを体験する機会を作るためには、例えば新たなスポーツ施設の整備が考えられるが、財政的な制約がある地方公共団体にとっては、新規施設の整備が困難であることも予想される。そこで貴省では、新規施設の整備を行わずに既存の施設を活かし、障害のある方とない方が共にスポーツを行う機会をつくる施策として貴省が行っている取り組みはあるか。

A1. 6月に設置し、8月9日に公表したのがこの高橋プランである。この位置付けは、この3月に3期目のものができたスポーツ基本計画を基本として、それをさらに具体化したものであり、オリパラが終わった後の障害者スポーツについて、今後どういう風にレガシーの火を消していかないようにするか、ということを目指している。役所で言うと予算を要求し、それが予算案になり、それを翌年の国会に提出、翌年の国会提出し、4月から予算、新年度としてスタートして、その事業を執行するというのが、政策スタイルであることはご存知だと思うが、そういう意味で来年度を睨み、今後の方向性等を少し整理したものが、この報告書である。来年度だけではなくて、基本計画にあまりうまくかけてないところを補いながら、2030年ぐらいをにらみながらの政策文書になっている。ここでの基本的な考え方は、両開きになっているカラーのポンチ絵の真ん中の基本的な考え方、方向性の1番上にある「健全と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとするユニバーサルスポーツの考え方を政策全般において推進すること」が1番大きく、「障害のある人もない人を共にするスポーツという考え方」を強く柱として打ち出している。具体的な方策は4+1で5点ある。構造としては、よくあるスポーツでいうところの強化・発掘、要するにトップスリートの育成と、草の根スポーツ・生涯スポーツの普及、生涯にわたるスポーツの普及という、普及と強化を1と2で両輪として立てていることも大きい。資料で書いていないが、思想としては、オリンピック・パラリンピックの前

に、やはり強化がどうしても優先になってしまい、メダル何個等の目標に向かって進むか、あるいはトレーニングセンターを作って評価することが中心になるが、終わった後に、スポーツの裾野を広げて、そもそもスポーツに関わる方を増やす、あるいはそのスポーツ自体の魅力を打ち出すという意味では、やはり普及が重要である。1と2を両輪にして、3、4のような団体の強化とか、推進体制の整備ということを基盤にする。つまり、イメージとしては、1と2が両輪で回って、その土台に3と4がなるというイメージで作られている。これは書かれていないが、この普及と強化を一緒に両輪で進めるといのはかなり斬新なことで、よくあるのは強化が優先で、普及がそれについていく感じだが、今回は普及も前面に立っている。さらに団体の話についても、連携を進めていくことも言っている。基本的には、オリンピック・パラリンピック団体は同じ競技であっても分かれている。ごく一部トライアスロンなどの競技だけは一緒にやっているが、ほとんどが分かれている。高橋プランは、そういったオリンピック・パラリンピック団体同士の連携もさらに進められるものに関しては進めたらいいのではないかと、いうことを言っている。4番目は、地方公共団体において、スポーツを所管している部局というのは様々で、教育委員会であったり、首長のもとでのスポーツ部局であったり、特に障害者スポーツは福祉の部局であったりする。そういったように所轄がバラバラ、教育と連携が取れていないといった、いろいろな課題があり、各部局と連携することによって、生涯にわたるスポーツを進めやすくすることを目指している。障害者スポーツの場合は、例えば後天的な障害を持った方の場合を考えると、病院で発見され、その後リハビリをしながら福祉に繋がれ、最終的にスポーツにたどり着くことになる。より専門的なスポーツという意味で言うと、今のようなその医療・福祉・スポーツ、さらに学齢期だと教育が関わってくるため、この4者がきちんと連携していないと情報提供やつなぎができない。そういう意味で、3、4が重要である。今質問されたQ1のところは、まさに「ともにするスポーツ」ということで、もう1つの配布資料を見てほしい。これは、新年度の予算要求、つまりまだ予算化されていないものだが、障害者スポーツ推進プロジェクトというモデル事業で、障害のある人もない人もともに、スポーツを行う機会をとということで色々な取り組みを行っている。例えば、サッカー連盟が中心になってインクルーシブなイベントをやったり、特別支援学校でインクルーシブな大会をやったりしている。事例は別途送る。今回、先ほど高橋プランで示した「障害のある人もない人も共に」という思想をここでお話しておきたい。結局、共生社会というものをどう捉えるかという問題で、もちろん人権的な観点も重要であるが、これからますます人口も減少し難しい状況になっていくことから、より多様性を尊重する社会が、いま日本の社会にとって求められていると考えている。そういう意味では、まさに障害のある人とない人が共に何かをする機会は極めて重要で、そういった機会を小さい時から経験して、子供たちが大人になった時に、多様な場面や社会、あるいは世界に出て活動できるように体得しておくことがやはり重要である。そのためには、インクルーシブな機会を、学校だ



けでなく、いろいろな場面で作っていくことが必要で、その中でスポーツを通じた共生社会の実現というのは、社会を強靱にするものだ、と考えている。多様性が尊重されるということは、個人も尊重されるということで、これがこれからの価値観として重要ということだ。オリンピック・パラリンピックが、その価値観を大事なものだということをして社会に認識させてくれたという意味は、非常に大きなレガシーだと個人的には思っている。インクルーシブなスポーツの機会を作って、それを広めるということが、レガシーを守り、発展させるということだと思っている。手もとにある来年度の予算要求の真ん中のあたりに、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業というものがある。これは従前いろいろなメニューを行っているが、来年度は特に新規事業として、オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備がある。オープンスペースで、障害者スポーツ、あるいは障害のある人とない人がともに楽しめるスポーツを、用具などを参加者が負担せずやれるというような、スポーツ機会を作る事業をモデル的に全国でやるというものである。おっしゃる通り、新規施設を作るということはなかなか難しいし、障害者スポーツにおいて課題だと思われるが、用具等が特殊な場合、それがなければできないということになってしまう。基本的に用具などは施設にしかないし、施設にもないかもしれない。あるいは、施設に行かなければいけないところがそもそもバリアかもしれない。極力施設に行かなくてもできることが望ましいし、そういう意味で言うと、皆さんが今やられている取り組みはその延長線上にあって、私もそこは共感するところだが、そういう取り組みでないと、新たに障害のある人もない人も入ってこないと思うので、これからやはりよりオープンなスペースで、ユニバーサルなスポーツをすることが重要だと思いう。施設も1つネックだと思う。老朽化していて、施設がないということもあるし、施設そのものがあっても、そこまで行く足がないということもある。実はスポーツ基本計画にもそういうことが書いてある。

- Q2. 心のバリアフリー醸成のために、障害のある方と無い方が交流する場としてパラスポーツイベントの開催はとても大きな影響をもたらすと考えている。貴庁では、どのようなパラスポーツイベントを開催しているのか。また、イベントにおいて、障害のある方と無い方が交流できるような工夫や、より多くの方に参加していただけるような広報の方法があれば、教えていただきたい。
- A2. これはモデル事業の中で、色々な交流会・体験会的なものを各自治体でやっていることは結構あるが、例年で定期的にパラスポーツイベントを開催していることはおそらくない。それは、国と地方自治体の役割分担の話だと思う。より身近な機会を設けるのは、基本的には各自治体で主導するものだと思う。国が行うのであれば全国展開ということになると思うが、全国一律というのは難しい。ただ、パラスポーツイベントを行うことには、それはそれで意義がある。この間、私も東京都の駒沢で行われたオープンスペースイベントに行ってきた。JPSA（日本パラスポーツ協会）のボッチャ大会と、ス

スポーツイベントが融合したイベントで、駒沢の体育館でボッチャの試合をやっているすぐそばで、10競技くらいのパラスポーツが体験できるもので、大人から子供まで参加できる。トップスポーツのハイエンドな試合を見ながら、自分も体験するというのが、おそらく1番関心が高まるのかもしれないと思った。体験されている方々も、二つのイベントを行ったり来たりしていた。パラスポーツのイベントというのは、自分で体験するという機会を確保するという意味では大切だが、課題がいくつかある。一つは体験した後どこでやるのかということで、関心を持って、その後に自分がそのスポーツを「やってみたい、支えてみたい」を実現する機会がなかったら、そこで終わってしまう。だから、結局イベントをやるのであれば、その先まで見通して提供しなければ持続可能性があるとは言えない。イベントの後、その競技を体験したり、支えたりする機会がどこにあるのかという情報も提供しないとイケない。要するに、そういうところの連関がちゃんとなされているかは、極めて重要で、先程申し上げたスペースを活用してユニバーサルスポーツをやろうとしている新しい事業の一番の肝もその部分である。体験会等のイベントを商業施設などで行うが、そこで、次の競技体験ができる場所やクラブがどこにあるのかといった情報を提供して、そこに来た人たちを次のスポーツの機会につなげたり、支えてみたいと思う人を呼び込む機会をきちんと作ったりすることが必要である。おそらくそういうふうにししないと、イベントを一回やったというだけでは、なかなかその次に繋がらないと思う。やはり持続可能な体制を作るべきである。イベントにおいて、障害のある方とない方が来る、交流できるようにする工夫や多くの方に参加できていただけるような広報については、今であればSNSとか色々な主体があるので、活用すればいいのではないかと思う。それから、意外に障害者スポーツ自体が障害のある人もない人も交流できるものなので、それをきちんと魅力として打ち出せれば、十分交流はできると思う。ただ、それぞれの障害者において、障害に応じて配慮が必要な部分があり、そこには適切な配慮をする必要がある。例えば、聴覚障害の方であればコミュニケーションの配慮が必要で、視覚障害の方であればできるスポーツもたくさんあるが、やはり伴走がないと危ないという配慮が必要な場面もある。また、ルールを少し変えると、障害のある人もない人もできるというスポーツがたくさんあるので、それもしっかり視野に入れてやればいいと思う。広報の仕方は、自治体と連携することも、競技団体と連携することもある。平日頃感じるが、競技団体、自治体、NPOと様々な主体がいる中で、普及に当たっては、競技団体とよく連携することが大事だと思う。スポーツの普及主体というのは、やはり競技団体が1番力強い存在だからである。競技を良く分かっている人たちなので、そういう競技団体をスキップして、何かをやってもなかなか普及全般には繋がらないと個人的には思っている。だから、地域の競技団体やスポーツ団体をどう育成するかといった視点を持たないと、当該スポーツをその地域で持続的に普及・継続させることは難しいと思う。

- Q3. 「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」の4ページに「障害の有無に関わらず、また場の制約にとらわれず、ともにスポーツを楽しむ機会の創出を、障害者スポーツ団体、地方公共団体及び民間企業等が連携して、持続可能な形で推進する体制を構築する。」とある。障害の有無にかかわらずスポーツを楽しむ機会の創出は、心のバリアフリーを醸成するために重要な施策であると考えているが、「持続可能な形で推進する体制」の実現のためにはどのような課題があるのか。また、そのような体制が既に実現している先進事例等があれば、教えていただきたい。
- A3. 障害の有無にかかわらずスポーツを楽しむ機会の創出と「持続可能な形で推進する体制」の実現については、すでにこれまでの質問でかなり答えてしまったが、まさにその後の情報提供をきちんとする、競技団体を育成する、競技団体と連携する、という答えになる。これは、以前のシンポジウムで私が言ったことであるが、単に単発のイベントをやるだけではなく、そういった中で、競技団体をどう育てるのか、競技団体にメリットがある形にどうやってするかということは極めて重要だと思う。競技団体もボランティアだけでやっているわけではないので、手弁当でやるには限界がある。競技団体にお金と人が回るような仕組みを作らなければ、結局一発イベントで終わってしまうと思う。民間企業が採算をちゃんと計算していろいろな事業を構築するのと同じように、スポーツ団体と連携してこういった取り組みをするときに、スポーツ団体にはどういったメリットがあって、そのサイクルがどうすれば適切に回るのかということを考えていかないと、持続的にはできない。今、用具を持っていたり、審判ができたりする人というのは、競技団体に一番いるので、そういった人たちを動かすにはどうしたらいいのかということ少し考えないと、スポーツを楽しむ機会の創出に向けた持続可能な体制の構築は難しい。また、障害者スポーツは幅広いので、決して障害者スポーツイコールボッチャではないと個人的には思う。ボッチャは、障害者スポーツの中で伸びしろのある競技であることは間違いないと思うし、今一番勢いがある爆発的に普及していることは間違いないが、障害者スポーツ、他にもいろんな面白いスポーツがたくさんある。皆さんには、車椅子ラグビー、車椅子バスケットなどの車椅子の競技も1度体験してほしい。やってみると意外に迫力があって、思ったほどは怖くなかったりするし、当然、その健常の人も障害のある人も一緒にできる部分も大きい。ルールを少し変えるだけで一緒できるという気づきがある。ぜひ、障害者スポーツの多様性に気が付いていただく意味でも、障害者スポーツに親しもうとする人に、いろいろな障害者スポーツ機会を示すほうが、より障害者スポーツとかパラスポーツの魅力が伝わるのではないかな。この間、駒沢でやっていたイベントでも20競技ぐらいやっていて、かなり面白いし、子供たちもやっぱりすごく楽しんでいて、「こんな競技もあるんだ」と気づききっかけになっていたのいいと思う。

Q4. 子どもたちの心のバリアフリーの醸成には、普通校を含めた学校教育においてパラスポーツに触れる機会をより多く設け、また障害のある方とともにプレーすることが有用なのではないかと考えている。学校教育において、パラスポーツはどのように推進していくことが望ましいと考えているか。また、学校現場でのパラスポーツの浸透が進む先進的な取り組み等があれば、教えていただきたい。

A4. 指導要領に、まさに、障害のある人とない人が共に学ぶことの意義やインクルーシブ教育システムの意義などが書かれている。加えて、オリンピック・パラリンピック前後に、オリンピック・パラリンピック教育の観点で様々なモデル事業とか指定校事業があり、例えばアスリートが学校に入って体験するといったイベントの企画がたくさん行われた。さらにホストタウン事業などでも、例えば事前キャンプなどで交流が企画されるなど、いろいろな機会があったと思う。そういう意味で、障害のある人とない人が学校教育においてスポーツを通じて触れ合う・交流するというのは、今の特別支援教育の基本的な考え方であるインクルーシブ教育システムの考え方、すなわち「障害のある人もない人もできる限りともに学ぶ」という考え方と同じであるので、非常に意義がある。ではどのように推進していくことが望ましいかという、パラスポーツを交流する場とするのはいいと思うが、最も重要なのは 最初に言った通り、共生社会や多様性を学ぶという観点だと思う。スポーツは基本的にルールがあってその中で競うものだが、体育の授業の中で、ルールを改変・調整して一緒にできるように工夫するという経験が、社会に出た時に、例えばいろいろな国の人がいるような環境の中でルールを調整したり、ルールメイキングをしたりする練習になる。今指導要領に書かれている基本的な考え方は、まさにそういうところを意識しながら、ルールを作ったり調整したりすることを学ぶいい機会になると考えられる。車いすスポーツは、皆さんやってみると、実際に私が先ほど申し上げたような面白さや難しさを体験いただけるかなと思うし、そういう経験を積んだ人が、インクルーシブ社会の担い手になっていただけていると思っている。先進的な取り組みは後程ご紹介する。そういった自分でルールなどをきちんと考えるような取り組みが大事だと思っている。

Q5. 心のバリアフリーを浸透させるためには、障害のある方とない方が日常の中で出会い、交流できる場を増やしていくことが重要だと考えている。そのような場の一つとして、公共空間におけるパラスポーツ体験会が有意義なのではないかと思っているが、学校以外の場でもそうした取組を推進される予定はあるか。

A5. 心のバリアフリーを浸透させるためには、障害のある方とない方が日常の中で交流できる場を増やしていくことが重要で、そのような場として公共空間におけるパラスポーツ体験会が有意義、というのは、その通りである。そう思っているので、来年の予算と事業を先ほど述べた通りに考えている。「学校以外の場でも、そうした取組を推進す

るか」という点に関しても、来年度は私たちがやろうと思っている。先ほど言った通り、スポーツと自治体とその他色々な企業など、色々なところが繋がる仕組みを作りたいと思っている。つまり、「国のお金がなくなったらできません」という状態は困るので、自分たちで自走できるような仕組みを作ってもらいたい。できるならば、競技団体がハブになって、自分たちで体験会とか、普及のサイクルを回せるようにしてほしい。

Q6. スポーツに関する施策の指針である「第3期スポーツ基本計画」では、オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを発展・継承し、障がいのあるなしに関わらず誰もがスポーツにアクセスできることが目標として掲げられている。その目標の観点から、健常者が障害者スポーツ(アダプテッドスポーツ)を行うことの意義はなんだと思うか。また、障害者スポーツの実施率が20%となっているが、その数値になった背景が何かを教えてください。

A6. 最後の質問に関しては、20%になった背景については、私としては承知していない。現在の数字を倍増以上させるというような基準だったと理解している。2021年に障害のない人のうち障害者スポーツを体験したことがある人の割合は、スポーツ庁の調査で5.7%なので、それを3倍強にするという目標かと思う。また、「健常者が障害者スポーツを行うことの意義」は、今まで繰り返し言ってきたことそのものが答えである。結局こういうふうにやれば一緒にできるのだということを経験することが重要ではないか。そうすることによって、社会の制度や論理、あるいはインフラストラクチャーが変わる。変わるということというのは、実は障害者のためだけではなく、健常者にも優しいし、あるいは高齢者などの異なる層の方にも使いやすくなっていくと思う。そういうふうに、日ごろから配慮が自然にできる社会が一番しなやかで強靱な社会なのではないかと思う。

Q7. 先ほど持続可能な体制にするために、地域のスポーツ団体をどう育てるか、またどうやってメリットある形にするかというお話があったと思うが、体験会等のユニバーサルスポーツをやる機会をどんどん町で広げていく時に、参加者からお金を取ってしまうと、参加しようとする方も減ってしまい、お金と人が回る仕組みを作るのは難しいのではないかと感じた。具体的にどういったアプローチをしたらいいのか。

A7. お金を取るのが悪いとは思わない。いい形でお金も取ればそれでいいのではない。むしろ上手い形でお金が取れるような仕組みがあるのであればいいと思う。例えば、普及のための体験イベントとポッチャ競技大会を連携してやっている例をご紹介したと思うが、あの競技大会はまさにそうで、入場料が無料だった。パラスポーツではほとんど入場料を取っているところはない。ところがご存じの通り、多くの(健常者の)プロスポーツは入場料を取るし、放映権の収入が大量にある。でもパラスポーツの場合、入場料収入がないので、まず入場料収入が取れるような仕組み、あるいは

取るだけが魅力ある仕組み作りが重要だと思う。お金払ってでも来たいと思うような大会をやるのが大事である。「お金を取ると来ない」ではなく、「お金を払ってでも来たい」というような魅力のあるものにすべきであり、払ってでも来たいという人に来てもらうことの方が大事だと思う。しかし、一方、街中でふらっと見にくるような人に対しては、できるだけ参入障壁を上げないほうが望ましいので、それはお金を取らずに「1回投げてみて」「やっていきませんか」というものも多いと思う。両方のパターンがあるのではないか。モチベーションがある人はお金を払っても見に来るし、そこでうまく競技を支える側に引き込むということもある。一方で、何も考えてないような人は、それこそ家の近くに体験するスペースを置いておいて、「ちょっとやってみませんか」みたいな、参入のハードルをなるべく下げる活動も必要で、両方のアプローチを織り交ぜる必要があるだろう。なおかつ、できれば多種目があって選べる形にするのがいいと思う。でも質問はいい視点で、お金をどうやったら取れるのかというのは、多くのパラスポーツ団体で今一番重要なところで、一つの方法は、企業から協賛金である。協賛金については、この8月様々な報道を目にしたと思う。パラスポーツ団体が資金的に苦しいという報道が今までも多かったし、これからも多いだろうとは思いますが、状況はやや変わってきていると感じる。8月近辺でされたパラリンピック後1年の報道で、パラスポーツ団体が厳しいという情報がいくつか出ていたが、3分の1は協賛金が伸びて、3分の1は現状維持、3分の1は苦戦という感じで、要するに、苦戦してない団体が3分の2いることになる。それはパラリンピックのおかげでもあるし、パラリンピックを通じて、企業の認識がどうも大きく変わっているらしいことが分かった。これは高橋プランにも書かれていて、プランを書くにあたってヒアリングを行って聞いたことだが、民間企業の意識はだいぶ変わっている。民間企業は、今までパラリンピックを応援するにしても、例えば代表チームが金メダルを取ったり、良い成績を挙げたりすることで、当該企業の露出が増えて、企業の価値が上がるという理由で支援をしている企業が多かったが、最近は必ずしもそうではない。単に競技代表がいい成績を挙げればいいという発想ではなく、当該企業の目指す企業理念にどれぐらい貢献するか、あるいは当該企業の企業活動に具体的にどういう貢献をするかといった、要するに企業にとって具体的ににお金に換算できる価値を提供してくれるかという視点で支援する企業が増えた。これはとても斬新で、非常に今の社会情勢よく反映していると思う。企業も非常にドライで、「代表がいい成績を挙げて金メダルを取ったが、不祥事を起こした」なんて話にもならない。高橋プランの(3)の黒二点目に、民間企業との協働関係の促進というのが今説明したことで、企業を求めると、どういうふうにタイアップできるかということを経営団体が考えて、提案しなければならないということを行っている。いい例としては、ボッチャ協会の例もこの前のシンポジウムで話題になっていたと思うが、「地域貢献」といったような表現あったと思う。それ以外にもいくつか面白い取り組みがあり、一つは、スペシャ

ルオリンピックス日本という知的障害の統括的な団体があって、そこは企業と連携して企業研修の支援を行っている。要するに、企業にとっての課題である知的障害の方への接遇等に関する提案や連携をしていて、これは企業にとって具体的なメリットがある。例えば、ある大手航空会社が連携して、プログラムを行っているが、そこはまさに知的障害の人への接遇を強化する、接遇のための知見をもらうということをやっている。また、企業理念と一致しているという意味では、例えば、ブラインドサッカー連盟は製薬会社と連携している。これは製薬会社の企業理念とブラインドサッカー連盟の目指す方向性が同じだからというふうにおっしゃっていた。これはまさに企業理念と合致するパラスポーツ団体の活動ということになるので、10年間くらいの大型スポンサー契約を結んで長期支援している。ほかにもそういった企業は多数ある。最近増えているのは、まさにそういう企業との関係である。企業としての具体的なメリットや企業の理念を後ろ支えしてくれるというパラ団体が求められていると思う。

Q8. 今のお話を、仙台や大館といった地域のスポーツ団体レベルで、持続可能な体制を作って回していくには、どうしたらいいと思われるか。

A8. 先にお話したのは主に国レベルの話だったので、地域であれば都道府県協会や都道府県の競技団体のことになる。パラスポーツや障害者スポーツは小さい組織なので、地域のそういった団体というのはまだない。ボッチャは珍しく、全国組織が整備されつつある。あとはサッカーが比較的全国組織で整備されつつあって、これは実は本庁の事業を活用して整備を始めたが、ブロック毎に組織を作ったりして、そこからさらに地域の組織を整備している。それをやるにあたっては、JFA（日本サッカー協会）という健常者の団体と連携して、組織整備を図っている。元々サッカーの全国組織は整備されているので、そこと連携することによって、サッカーは7つの障害種別があるが、各地域で7つの障害者サッカーの組織が整備されている。なので、今後のヒントとしては、そういった障害者スポーツ団体間の連携である。サッカーの場合は7つが連携して1つの日本障害者サッカー連盟を作り、色々な取り組みをしている。それは障害者団体ごとの連携の場合もあるし、今は各地域に色々な競技団体を作る際に、基本的にそれぞれの団体が小さいので、合従連衡を作る場合もあるだろうし、あるいはオリンピック系の団体と連携する場合もある。それから、都道府県毎には、だいたい体育スポーツ協会と障害者スポーツ協会というものがあるが、この体育・スポーツ協会も大きくない上に、障害者スポーツ協会はさらに小さいので、障害者スポーツ協会が県内の障害者スポーツ団体を全て統括できているかということ、人員面でも金銭面でもかなり厳しい。ここがもう少ししっかりしないと、各地域での各競技の強化というのは難しい。そういった場合にどうしているかということ、毎年開催されている全国障害者スポーツ大会の陸上競技の予選会を例に挙げると、各都道府県で予選会をやる時、パラ陸上連盟は各県の陸上連盟と連携しながら大会を行っている。こういうふうに、競技に共通性がある場合、健常者のスポ

一つ団体の力を借りながら、普及をしたり、あるいは大会を運営したりといったことも必要になってくると思う。実際の現場では結構柔軟にやられていると承知をしている。結局、問題としては、人材が多くないことである。大会一つとっても、審判などが必要だが、団体が小さいので人材を集めるのも大変で、そういったところはリソースがあるところと連携しないと難しいと思う。あと、障害種の垣根を超えた連携もある。あとは、障害者スポーツ協会と連携を進める、あるいは体育・スポーツ協会と連携するということも考えられるが、とにかく単体でやるのはかなり難しいところも多いと思うので、リソースを持ったところとよく連携する必要がある。

- Q9. 私たちのワークショップでは、東京オリンピック・パラリンピック大会の共生社会ホストタウンに関する先行研究も行っている。この共生社会ホストタウンは共生社会やパラスポーツの理念を広めるためには良い政策だと考えているが、東京大会が終了して時間が経つにつれて、この気運が低下している自治体も散見されると感じている。例えば、HPの更新が大会前後で更新が止まってしまっていたり、詳細な事業報告書を作成している自治体とそうではない自治体の差が大きかったりする。このような自治体に対して、スポーツ庁の立場からは、今後どのような施策を進めることを期待されているのか。先ほどの高橋プランのお話の中でも何点か出ていたとは思いますが、他にあれば教えていただきたい。
- A9. HPが更新されなくなったということは、おそらく背景は、HPを更新する担当がいなくなった、あるいはお金がなくなったということが容易に想像される。担当がいなくなったとか、事業そのものがなくなったというのはなぜだろう。それは、自治体においては、特に首長の判断大きいと思うが、当該政策の優先度が高いと考えられていないということだと思う。それは本来オリパラ前にやっておかなければいけないことだったと思うので、その当該施策を通じて得られた成果やレガシーをまちづくりにどのように生かすかについてどこまで議論されたか、自治体の政策の体系の中にどこまで組み込まれたかということになると、オリンピックの後にやるのは大変で、かなり厳しい気がする。やる前から、「うちの街では、こういうところの施策にこのオリパラレガシーを生かす」、あるいは、「うちはこの街を目指すので、その一環としてこの政策をこう組み込む」というそういうことをしなければいけなかった。それから、やはり首長がどう考えているかが重要である。オリンピック・パラリンピックに合わせてやったことを生かしている、あるいは最大限活用してこうと思えば、色々なアプローチがあるのではないか。体験会を開催する、他にも健康増進に対する意識を高めて健康な町を作る、スポーツの魅力を市民に感じさせてスポーツ実施率を上げる、などが例として考えられる。共生社会ホストタウン、特にパラリンピック系のホストタウンをやったところであれば、バリアフリーのまちづくりを通じて、過ごしやすいまちや歩きやすいまちができるかもしれない。事前にそういったビジョンを意識して、どれだけ組み立てられたか、というこ



とだと思う。一過性のイベントという感じでとらえていると、終わった後に人と予算がなくなったらあっという間に消失してしまう。その成果をきちんと街作りの土台や政策の方向性と関連付けていたかどうかで差が出たのではないか。私たちも次年度に色々な事業をやろうとしているが、成果が消えてしまうような事業やお金がなくなった途端に誰もやらないような事業は困る。それは、逆に言えばそういったことにならないように、自走して、自発的に継続できるような仕組みを作って、それをどう後ろで支えるかということを考えている。競技団体、自治体、NPO、企業と、色々な主体が関わっているが、我々が前に出すぎず、自走してどのようにやっていくのかを、暖かく見守りながら、時折具体的に助言したり、ご協力したりするというのが国としての姿勢である。自治体では、本当に首長の見識・姿勢に左右されるところは大きい。首長がオリンピック・パラリンピック関連の事業予算を切るという判断をしてしまうと、そこで何かをするのは本当に厳しいと思う。そういった意味で、大館市の場合は、市長ご自身がかなり熱心に取り組まれているようにお見受けする。

## 川崎市ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年9月20日 14時-16時半
場所	川崎市役所第4庁舎
協力者	パラムーブメント推進担当：田中様、山口様、藤井様、佐々木様 交通政策室：荻原様 建築管理課：玉井様 公共施設総合調整室：佐々木様 教育政策室：安齋様
スケジュール	2022年9月20日、川崎市で、川崎市の共生社会に関する施策についてヒアリングを行った。 14時に開始し、16時半に終了した。

### 2 質疑応答

#### (1)交通政策室

Q1.川崎市では、コミュニティ交通に関する取り組みとして、タクシー車両を活用したオンデマンド交通の実証実験を行ったと把握している。この点について、川崎市においての交通の課題とその課題を解決するために今回、どのようなオンデマンド交通のしくみによりその課題の解決を図ろうとしているのか教えていただきたい。また、今回の実証実験を行い、生じた課題やその課題を今後どう解決していくのか教えていただきたい。併せて実証実験で得られたデータを提供していただくことが可能であれば、提供していただきたい。

A1.多くの自治体は、一般的に交通不便地域（鉄道の駅から1,2km以上、バス停から300mで円を引き、それよりも遠い交通の空白地帯）に、バス会社等に運行を委託し、バス等を走らせるように取り組んでいる。川崎市としては、交通網が充実しており、現在、委託費用を払って、バス等を運行してもらっていない。コミュニティ交通を検討する場合は、市の職員よりも地元の住民の方が自分の生活に合ったニーズを理解しているので、地域の住民で協議会を設置し、どのような移動手段が必要か検討してもらっている。川崎市としては、技術的な支援、及び運行が始まった場合の補助金支出を行っている。今回のタクシー車両を活用したオンデマンド交通の実験については、伊藤忠テクノソリューションズ（CTC）から持ち掛けがあったものである。実験から赤字という金銭面の課題が得られた。1回の乗車料が300円であり、1日100人乗っても3万円程度にしかならないため、収益をどう上げるかが課題である。また、スマートフォンのアプリでの予約と電話での予約で対応していたが、高齢者の利用が多く、7割方電話での予約となった。電話での対応が多いと、コールセンターを設けることによる

人件費が課題となる。また、実験は朝の 8 時半～15 時半までで、夕方まで時間を延ばしてほしいという声が多かった。

Q2. 地域の協議会に参加される人はどのように選定されるのか。また、参加の現状について教えていただきたい。

A2. 移動に困っていたり、自分たちの地域のことを考えている人が集まるため、高齢者や、町内会、自治会の役員が中心になっている。

Q3. オンデマンド交通で使用する車両は、高齢者や障害のある方のためにもユニバーサルデザインを意識することが重要だと考えるが、今回実験で使用された車両はバリアフリー対応されているものだったのか。

A3. 実験は 2 カ月実施し、運行と使用する車両は地元のタクシー会社をお願いをした。車いす対応の車両が望ましかったが、今回は一般車両での実験となった。しかし、実際には、タクシー会社が配慮してくれ、大きめの車両やトヨタのジャパンタクシーを一定数実験にまわしてもらうことが多かった。

Q4. 今回の実験は企業発信であったが、今後本格化してオンデマンド交通を導入する予定はあるか。

A4. この地区では今のところは考えていない。川崎市では交通手段をどうにかして作り出すという考えではなく、地元の活動を支援する形をとっている。民間企業が独自で、収益事業という形で実施する可能性は否定できないが、収支を考えると営利企業が（CTC と）同じようなスタイルで行うことはかなり厳しく、可能性としては低い。

## (2) 建築管理課

Q1. 川崎市では「かわさきパラムーブメント実践店」を募集し、認定店がバリアフリーマップに掲載されている。他の自治体ではバリアフリーマップへの掲載に協力してくれる店舗が少ないという課題があるという話を伺ったことがあるが、川崎市では「かわさきパラムーブメント実践店」の取り組みを含め、特に民間事業者についてバリアフリーマップの掲載情報を増やすために工夫していることがあれば教えていただきたい。

A1. 店舗の情報に関しては、アンケート調査を実施して情報収集している。その際に掲載希望の有無を聞いているが、不特定多数の利用がある施設については掲載を断ることは、ほとんどない。保育所などは、安全面の問題から掲載を断ることもあるが、そのほかの施設は比較的協力的という印象を受けている。しかし、民間事業者についての掲載を増やすことは課題である。バリアフリーマップの運用が平成 24 年に開始された

が、アンケート調査は毎年実施できず、情報が古くなってしまふ。マップのリニューアルを少ない職員で行うのは困難であるが、調査のための委託費用の確保も困難である。工夫している点については、できるだけお金をもらえるチャンスを逃さないことである。直近では、エコロジー・モビリティ財団が持つ共生社会の実現に向けた移動円滑化基金に応募し、満額採択していただいた。

- Q2. 川崎市では、ガイドマップかわさきでのバリアフリーマップの掲載とともに、バリアフリーに関するオープンデータを提供しているが、オープンデータ化にあたって課題であったこと、それを解決するために行った取り組みについて教えていただきたい。また、バリアフリー情報を収集している民間事業者がオープンデータを活用することで市内のバリアフリー情報がより多くの人に分かりやすく伝わると考えるが、民間事業者に活用してもらうための課題、活用してもらうために工夫していることについて教えていただきたい。
- A2. オープンデータの提供に関しては、国土交通省で歩行空間のデータ整備実験の応募が平成30年にあった。そのため、オープンデータ化にあたっての具体的な課題に関しては把握していない。民間事業者のオープンデータの活用状況については、目に見えるデータなどは持っていない。具体的に把握しているところとして、麻生区は、「芸術の街」を施策として推しており、劇場までのバリアフリー経路を地図化するために民間業者に委託しているとの話があったため、委託業者にオープンデータを提供した。課題としては、民間事業者がオープンデータの存在を知らないことである。
- Q3. バリアフリーマップはWebGISで情報が提供されていると認識しているが、高齢者などのデジタル機器の扱いが困難な人に対してどのような対応をしているか。
- A3. 平成24年当初に整備したバリアフリーマップは冊子とWEBGISの両方での提供であった。しかし冊子だと情報更新も難しい上、印刷代も多くかかるため、随時更新することが難しい状況である。要望としてゼロではないが、最新の情報を提供できるよう、現状冊子で印刷するという事は考えていない。できるだけ市のホームページ等にアクセスしやすい情報提供を心がけている。
- Q4. 以前車いすユーザーから、駅などでエレベーターが定期点検で使えない時に、すぐにその情報を得ることが難しく外出しにくいと伺った。このような臨時の情報を提供することに対する課題や対策について教えていただきたい。
- A4. 川崎市が行っている事業であれば把握はできるが、鉄道等の民間事業者が行っている情報を行政が一元管理することは難しいと考えている。駅のエレベーターの定期点検等

であれば事業者に案内してもらおう等の合理的配慮による対応をお願いしたいと考えている。

Q5. 川崎市が実施したバリアフリー施策について、実際に利用される障害のある方に効果のあった施策はあるか。また、そのような実施した施策への効果はどのように測ったのか教えていただきたい。

A5. 川崎市総合計画においてユニバーサルデザインのまちづくりの推進という項目で、バリアフリーの目標値は出しているが、これまでは、道路の整備率やユニバーサルデザインのタクシーの割合等アウトプット指標に偏っている面があった。パラリンピック開催に向け、ハード整備は大幅に進んでいたが、実際に高齢者や障害のある方に効果があったのかアウトプット指標のみで判断することは難しい。アウトカム指標としては、市民アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方をもとに、商業施設、駅などの公共的な施設を誰もが安全に安心して利用できるまちづくりを進める川崎市の取組に対し「利用できている」と考えている人の割合は、ハード整備が進んでいるにも関わらず平成27年と比較すると下がっている。この結果の要因は様々あると考えられるが、ハード整備だけをしても効果が上がらないということが理解できる。そのため、ハードとソフトの両面からバリアフリー化の取組を進めていく必要がある。また、今後はこのような市民の実感に関するアウトカム指標について、既存の市民向けアンケート等を活用して設定していきたいと考えている。

### (3) 公共施設総合調整室

Q1. 川崎市では様々な施設をバリアフリー化していると認識している。その中で特に、バリアフリー化をするにあたって優先順位の高い施設はあるか。また、利用目的の異なる施設ごとに、優先順位の高いバリアフリー施策の具体的内容について教えていただきたい。併せて、優先順位をつけるにあたっての課題やその課題をどう解決したのかについても教えていただきたい。

A1. 1108 施設の中からバリアフリー調査を実施しバリアフリー化に取り組んでいく施設を232 施設選定した。施設の選定は、不特定多数の利用のある施設でふるいをかけ、解体の予定がある施設等は除き、調査対象を絞っている。また、調査は複数年にわたって実施予定で、市民利用が多いと想定された施設分類の図書館や市民館等は調査時期を早く設定している。施設のバリアフリー調査結果に対して、対応策を A 対応・B 対応・C 対応に分けている。誘導ブロックをつける等の軽易な修繕工事で速やかに対応可能なものを A 対応としている。B 対応は、多目的トイレでスペースが狭く車いすが回転できないことやオストメイトが設置できない等、改修工事が必要なものが分類される。これらの改善には多目的トイレのスペースを広げる必要があり、隣接する一般トイレ等

の改修と併せて行えば効率的に行えると考えている。C対応は、建物の構造的な制約により改善が困難など、建替等により改善していくものを分類している。

Q2. 施設のバリアフリー化には多くの予算が必要になると認識している。その中で様々な施設をバリアフリー化するにあたり、簡易スロープの設置や案内表記、色彩の工夫等コストをかけずに比較的容易に取り組むことが可能な施策があると思われる。そこで、川崎市で実際に取り組まれている比較的取り組むことが容易な施策があれば、具体的な設置費用も含め、可能な範囲で教えていただきたい。また、そのような取り組みを行う上での課題やその課題をどのように解決したのかについても教えていただきたい。

A2. A対応に分類されるものは、比較的簡単に取り組める施策であると考えている。具体例として、福祉のまちづくり条例に定めている標識等の案内設備に関してラミネートフィルム等を用いて速やかに標識を設置してもらうことが考えられる。費用に関しては、各施設所管で実施しており、当室の予算ではないため明確には把握していない。課題としては、施設修繕に関する予算（軽易工事）として漏水や施設の扉等の破損など緊急的な対応に予算を使うとバリアフリー工事になかなか予算を残せないといった意見を施設の方からいただくこともある。また、A対応に分類されていても民間ビルの共用部分などに関しては、調整が難しく速やかに対応できない場合もある。同じA対応であっても、対応スピードが所管や施設の置かれている状況、予算の規模によって様々であるため、バリアフリー化に関して速やかに取り組める施設もあるが、同じ指摘であっても対応に2~3年かかる施設もある。

Q3. 市全体の施設をバリアフリー化することは困難であると思われる。そこで川崎市において、市全体の施設をバリアフリー化するために、これまで工夫してきた点や今後の取り組みについて教えていただきたい。また、市全体の施設をバリアフリー化するにあたっての課題やその課題をどのように解決してきたのか、今後の解決の方向性について教えていただきたい。

A3. 既存建築物ではハード面のバリアフリーだけでは対応できない項目はどうしても出てくる。工夫している点に関しては、急勾配の場所で施設の職員が介助として後ろから押す等、ハードだけでなくソフトの対応も併せて行っていく事を進めている。ハード面の対応が不十分であったとしても、それ以上にソフト面での補完が重要であると考えている。

#### (4)パラムーブメント推進担当

Q1. 川崎市では大学、関係団体と連携し、日本で初めて商業施設においてクワイエットアワーを実施されたと伺った。実施に至るまでにどのような課題があったか。また、ク

ワイエットアワーの実施により発達障害や感覚過敏について知る機会が増えることが、心のバリアフリーの醸成に寄与するのではないかと考えている。こうした取組が他の自治体においても一層広がっていくことが望ましいが、先進事例である川崎市の取組を踏まえて、他の自治体においても応用できる点は何だと思うか。

A1. 実施に至るまでの課題としては、クワイエットアワーの認知度が低いことと見た目では分からない障害にどのように対応していくかである。スーパーでの実施に関して、広報も行っていたが、取組を知らない人から一定数のご意見をいただいたため、定期的に実施し感覚過敏や発達障害への周知を進めていくことが必要である。新型コロナウイルスの影響で1回の実施にとどまっているが、今後も大型店舗に関わらず、各店舗にアプローチを行っていく。他の自治体に応用できる点に関しては、「サッカー&ユニバーサルツーリズム」を実施した際に、サッカーチームや民間企業と連携して行ったが、他の自治体においても様々な媒体を活用・連携していくことでより一層取組が広がると考えられる。

Q2. 公共性の高い施設でのクワイエットアワーの実施は考えているか。

A2. 図書館等は難しいが、市役所や区役所は可能性として考えられる。

Q3. 川崎市では、かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンの中で、市の具体的な取り組みの一つとして、「障害者の地域活動の参加促進」を掲げている。私たちのワークショップでも、共生社会を実現するためには、障害のある方と障害のない方が地域社会に共に参加し、協働していくことが重要だと考えているが、これまでの他自治体へのヒアリング調査から、障害のある方とない方双方の心理的な障壁や、地域活動に関する情報へのアクセスなどが課題となり、障害のある方の社会参加がなかなか実現していない現状があることが分かった。川崎市においても、これらの課題はあるか。また、あるとしたら、これら課題を解消するためにどのような工夫・取組みをしているか。障害のある方に対する取組み、障害のない方に対する取組み、それぞれを教えてください。あるいは、そのほかにも、社会参加への課題となっていることがあれば教えてください。

A3. アンケートを実施しているが、マイノリティの方々の多くが地域活動に参加できていないことが分かった。全国的にもそうであるが、川崎市としても、社会的マイノリティへの理解が進んでいないことが大きな壁になっていると考えている。パラリンピックの実施により、障がいのある方への理解に関する気運は高まっていると感じている。この気運の高まりを活かして関心のない人を引き込み、心のバリアフリーを推進していくために、イベントを実施している。課題解決のため、「教育」や「心のバリアフリー」などかわさきパラムーブメントで掲げられている「レガシー」ごとに庁内関係部署が集まる「レガシー検討プロジェクト会議」というものを立ち上げ

た。社会参加ということでは、障害者の雇用・就労支援などを重点的に取り組んでいる。縦割りという弊害をなくし、行政として横断的に対応できる仕組みを作り、より専門的かつ機動的に取り組んでいる。

- Q4. 川崎市では、心のバリアフリーの推進に向け、プロモーション動画や冊子、ロゴの作成、イベントなど、すでにとっても先進的な取り組みを行っている。このような普及・啓発活動において最も難しいのは、「心のバリアフリー」にこれまでまったく関心を持っていない市民の方に関心を持ってもらうことだと思うが、そういった方に向けた施策はどのようなものがあるか。また、その施策の中で工夫している点や課題に感じている点についても教えていただきたい。
- A4. 具体的な施策の1つとしては、クリアファイルなどのパラムーブメントのロゴが入ったグッズをイベントや会議等で配布している。加えて、行政計画を分かりやすくまとめたチラシや冊子を作成し配布することを予定している。また、「共生社会」というテーマにハードルの高さを感じている人のために、障害者スポーツの体験イベントや誰でも楽しめる音楽のイベントを実施している。工夫している点について、川崎市では、「かわパラ」というイベントを大規模な商業施設等で開催している。無関心層に共生社会やかわさきパラムーブメントについて知ってもらうために、買い物等の別の目的で施設に来た人がイベントに参加できるように心がけている。課題としては、イベントの際に、アンケートを実施しているが、実際にどの程度数字に結び付いているかが把握できていない。今後もアンケートを実施してイベントの実施等が共生社会の実現にどれほど寄与しているかを測っていきたい。
- Q5. イベントの開催にあたって、障害当事者の参加を促すために障害者団体との連携等により、障害当事者の社会参加に繋がると考えている。障害のある方の社会参加に関して川崎市としてはどのような取組を実施しているか。
- A5. 川崎市としては、障害者の就労体験を実施している。具体的には、サッカーチームの試合の日の座席清掃や市主催のイベントにおけるチラシの配布などを実施している。「多様性」というものを体現化することがこのような取組の目的であると認識しているため、障がいのない方だけでなく、障害のある方にも参加してもらっている。
- Q6. 川崎市では、共生社会の実現に関する取組において民間企業等との連携が多くみられるが、どのように連携を築いていったのか。
- A6. 民間企業等の連携に関しては、例えば、講演会等がきっかけでクワイエットアワーの実施に至った経緯がある。一つのきっかけも逃さず、引き続き、連携を進めていきたい。



- Q7. 現在、私たちのワークショップでは、公共空間でのボッチャ体験を活用した、心のバリアフリーの推進を考えている。アダプテッドスポーツであるボッチャで遊び、「楽しい」経験をしてもらうことで、「障害」や「障がい者」に対する心理的な障壁を低くすることができるのではないかと考えているためである。川崎市では、「障害者のスポーツへの参加促進」や「障害者の文化芸術活動への参加促進」に取り組んでいるが、これまでの取組の中で、アートやスポーツに関連したイベントの強みは何だと思えるか。また、イベントを行う際の工夫(集客や障害のある方の参加等)や課題も教えてください。
- A7. アートやスポーツは、多くの人に関心を持っているため、共生社会というテーマに触れる入り口として適していると考えている。具体的には、「パラアートの推進」や「ボッチャ市長杯の開催」等を実施している。イベントを行う際の工夫については、人通りの多い場所で実施することで、関心のない人にも参加してもらうことを心がけている。課題としては、「体験してみて楽しかった」で終わらせるのではなく、次にもどのようにつなげていくかを考えている。
- Q8. 私たちは、心のバリアフリーの醸成のためには、障害のない方が障害当事者の視点を知ることが重要だと考えている。川崎市では、障害当事者が主となり、障害のない方に対して障害の特性や必要な配慮等を広めていく取り組みは推進しているか。また、川崎市においては、様々な施策の計画の段階で障害当事者が参画し、意見交換等がしっかりと行われている印象を受けている。共生社会の実現には障害当事者が具体的にどのような困難を抱えているかを把握することが重要だと認識しているが、必ずしも当事者の方が声を上げてくださる場合ばかりではないと考えている。そこで、障害当事者に参画してもらうために、行政としてはどのようにアプローチしているのか。
- A8. 職員向けではあるが、ユニバーサルマナー検定取得のための研修を実施している。ユニバーサルマナー検定の研修に関しては、障害当事者が講師であるため、実体験に基づいた話を聞けるので、説得力が非常にある。これまでかわさきパラムーブメントを推進するための有識者の会議でも当事者の方にも参加をしてもらっている。一緒につくっていく「共生」という視点を持って話し合っている。
- Q9. ユニバーサルマナー検定について、障害当事者の方が講師として研修を行うとの事であるが、障害も多種多様であると認識している。講師になっていただく方をどのように探しているのか。
- A9. 講師に関しては、川崎市ではなく、株式会社ミライロに登録されている講師に来ていただいている。今までは、聴覚障害の方、車いすユーザーの方、視覚障害の方に来ていただいた。

(5)市民文化局多文化共生推進課（文書による回答）

- Q1. 外国人住民に対する施策に関して、川崎市は、外国人市民の意識や実態、ニーズなどを把握し、市の施策に生かすために「外国人市民意識実態調査」という取組を実施しているが、そこから見えた課題の中で、川崎市として特に重要だと考える課題は何か、教えていただきたい。
- A1. 大きな課題としては、外国人市民に対していかに情報を届けるかにある。これは、制度やサービス・施設の認知度が低いという結果からも分かる。実態調査の結果からは、市内居住年数が3年以内の人が47.7%と、全体の半数近くを占めていることが分かった。このことから、川崎市の外国人住民の特徴としては、市内居住期間が比較的短い傾向にあり、新たな外国人住民が増加していることが分かっている。こうした方々は確固としたコミュニティがないことが多いのが現状である。川崎市としても、情報を伝える手段として転入時のウェルカムセットや外国人市民情報コーナーの設置、SNSでの情報提供などの取組を進めているが、こうした方々を含め、外国人住民に対して、伝えたい情報をいかにして伝えていくかが、重要な課題である。
- Q2. 外国人住民にとっては、ゴミ出しなど、その地域のルールや文化が分からないために、日本人住民とのトラブルが発生してしまうケースもあると思うが、このことについて、川崎市ではどのような対策をとっているか。
- A2. ゴミの出し方については、川崎市の多言語パンフレットが充実している。また、川崎市外国人市民代表者会議2017年度提言に、「新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。」というものがある。これに基づき川崎市では、昨年度「生活オリエンテーション」を3回開催した。この中で、ゴミ出しを含めた基本的なルール、マナーや防災、医療、日本語教室など生活に役立つ情報をやさしい日本語により説明し、その後、多言語対応により参加者への個別面談を実施した。オリエンテーションについては、今年度も川崎市により実施を予定しているが、「川崎市外国人市民意識実態調査」の結果からも外国人市民が情報不足からくる不安を抱えていることが分かっているため、生活オリエンテーションのような直接的なかたちで丁寧に情報を提供し、説明する機会が必要であると考えている。
- Q3. 多文化共生社会を実現するには、外国人住民が、地域の活動(自治会や地域内イベント等)に参加するなどして地域社会とのかかわりを持つことが重要になると考えている。しかし、外国人住民の中には、地域での活動に参加することに興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人もいると考えられる。そこで、外国人住民が地域内での活動に参加してもらえるようにするために、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。特に、そもそも興味がない

人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人に対するアプローチについて教えていただきたい。

- A3. 「川崎市外国人市民意識実態調査」結果で、地域活動への参加について見ると、「参加している人」が25.3%、「参加していない人」が74.7%になっている。また、「参加していない人」の内訳について、「参加したいと思う人」が67.9%、「参加したいと思わない人」が32.1%である。一方で、町内会・自治会活動への参加率を見ると、「日本語を自由に話せる人」で11.2%、「日本語を自由に話せない人」でも7.6%であり、日本語が自由に話せないからといって参加率が著しく低くなるというわけではなく、日本語能力は決定的な要因ではないことがわかった。また、滞在年数と地域活動への関心・参加意欲の関係を見ると、滞在年数が1年以下と1~3年といった滞在年数が浅い方が、関心が高い結果となった。このことから、関心の高い人への早い段階でのアプローチが必要と考える。

(6) まちづくり局住宅整備推進課（文書による回答）

- Q1. 外国人向け居住支援について、入居差別によって外国人が住宅に入居することができないケースなども考えられるが、このことについて、例えば不動産業者に啓発を行うなど、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。また、その取り組みを進める上で課題などがあれば、それについても教えていただきたい。
- A1. 本市では、平成12年4月に制定した入居差別の禁止等を定めた「川崎市住宅基本条例」の規定に基づき、同年「川崎市居住支援制度」を創設し、外国人等の入居機会の確保に努めている。「川崎市居住支援制度」は、家賃の支払い能力があるにも関わらず保証人・緊急連絡人がおらず民間賃貸住宅が借りられない方に、市と協定を締結した家賃債務保証会社を利用して、川崎市内の不動産団体に所属して登録された協力不動産店の管理する物件に入居してもらうとともに、入居後は川崎市や支援団体等の見守りの支援等を受けていただく制度である。

また、平成28年6月には川崎市居住支援協議会を設立し、行政・不動産団体・居住支援団体等により、外国人や高齢者等の「住宅確保要配慮者」の入居機会の確保に向けた取組の検討と実施を行っている。

その中で、協議会の相談窓口として位置付けた「すまいの相談窓口」において、要配慮者全般からの住み替え相談に対し、協力頂いている不動産店から具体的に入居可能な物件情報を提供してもらい、相談者が物件情報を提供していただいた不動産店にて入居手続きを行う。その際に、入居時や入居後に支援が必要な方、例えば、外国人であれば通訳等を行う支援団体へ繋げ、手続きに同行してもらう等の支援体制を構築している。

さらに、今年度の協議会では、不動産店が外国人の受入れに不安を感じている点を、入居する外国人へ理解してもらうことで、入居後のトラブルを解消し、不動産事業者へ安心して入居を受け入れてもらうことを目的として、外国人向けに、入居時や退去時に

必要な手続きについての説明や、入居中に守るべきマナー、困った時の相談先等について案内するサポートブックを作成している。

このように、支援体制を構築して不動産事業者等への周知啓発に努めているが、未だに外国人を含め住宅確保要配慮者の受入れに対する不安を払拭しきれていないため、引き続き、不動産団体や関係部局等と協力しながら周知啓発を続ける必要があると考えている。

#### (7)教育政策室（文書による回答）

- Q1.外国人向け教育支援について、幼稚園や保育園、学校に通う子どもの中で、外国人であることを理由に、不当な差別を受けたりいじめられたりするなどといったケースもあると思うが、このことについて、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。また、その取り組みを進める上で課題などがあれば、それについても教えていただきたい。
- A1.川崎市では、かわさき教育プランにおいて人権尊重教育をすべての教育活動の基盤であると位置づけている。現在、市立小・中・特別支援学校において「外国人であることを理由に、不当な差別を受けたりいじめられたりする」というケースについては、確認をしていないが、そのようなことが起こらないようにするために、教育委員会としては以下のようなことに取組み、教職員に対して啓発を行っている。

##### 1)教職員の人権感覚を高めるための職員研修

いじめや不当な差別がおこる背景には、教室や学校の雰囲気が大きく影響する。子どもたち一人ひとりが自分らしく、安心して学校生活を送ることができるよう「偏見をなくし、差別を生まない、差別を許さない風土、環境」を整えていかなければならない。

そのため、各学校の人権尊重教育の担当者および、ライフステージや職種(初任者・二校目異動・中堅教諭・養護教諭・教頭・校長・用務員など)を対象に人権にかかわる研修を行い、教員としての人権感覚を高める機会を作っている。教職員の人権感覚が高まり、日々の教育活動に生かしていくことができれば、人権尊重教育の質が向上し、ひいては子どもたちの人権感覚を高めることができると考えている。

##### 2)川崎市の条例に基づいた教育活動の啓発

川崎市は、2019年に「川崎市差別のない人権尊重まちづくり条例」を制定しました。ここには、ヘイトスピーチや本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消する内容が含まれており、第5条では「何人も人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の自由を理由とする差別的取り扱いをしてはならない」と記されており、川崎市ではこのような差別をしないとはっきり定められている。学校でこの条例の

精神に基づいた教育活動が行われるよう、学習指導案を作成したり、指導事例を紹介したりしている。

また、川崎市では全国に先駆けて「川崎市子どもの権利条例」を制定した。この条例は子どもが自分らしく生きていくために必要な子どもの権利を7つにまとめている。(安心して生きる権利・ありのままの自分である権利・自分を守り、守られる権利・自分を豊かにし力づけられる権利・自分で決める権利・参加する権利・個別の必要に応じて支援を受ける権利)子どもの発達段階に応じた指導資料を該当する学年の子どもたちに配布するとともに、教職員用の指導事例集や指導案を作成、各学校が11月にある「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に授業実践できるように、啓発を行っている。近年はGIGA端末を活用した学習ができるように教材開発を行い、資料提供なども人権・多文化共生教育担当のサイトからDLできるようにしている。

### 3)多文化共生ふれあい事業

多文化共生ふれあい事業は、川崎市の学校に通う日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育んでいくことをねらいとしている。講師は、様々な国や地域の文化の紹介や指導を行う外国人市民の方々に、ボランティア活動として依頼するものである。

子どもたちが自分たちの文化に対する自尊感情をもち、また日本の子どもたちも異文化を理解し尊重する契機となること目指している。この事業は、単に民族的な芸術・文化の鑑賞を奨励したり外国語(とりわけ英語)を習得したりするためのものではなく、多文化共生を目指す教育の一環として位置付くものである。

具体的には、

- ・様々な授業の中で、担当教員が講師と協力して、その学習内容に合わせて異文化の紹介を行い、学習の定着と異文化の理解を図る。
  - ・教科書等の学習内容からめて、その文化的背景を理解するために、講師が舞踊・劇・音楽などを演じる。
  - ・子どもたち自身が舞踊、音楽など外国の文化を体験したり学習発表会等で発表したりする際に、講師がその指導・援助にあたる。
- などの学習活動となっている。

### (8)市民文化局協働・連携推進課(文書による回答)

Q1.多文化共生社会を実現するには、外国人住民が、地域の活動(自治会や地域内イベント等)に参加するなどして地域社会とのかかわりを持つことが重要になると考えている。しかし、外国人住民の中には、地域での活動に参加することに興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人もいると考えられる。そこで、外国人住民が地域内での活動に参加してもらえようするために、川崎市とし

て何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。特に、そもそも興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人に対するアプローチについて教えていただきたい。

A1. 本市については平成31年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づいて、地域におけるコミュニティ施策を推進している。

この施策の中で、本市が目指している地域の理想の姿として、地域の中に様々なつながりの場があり、様々な人が自分にとって居心地のよい居場所を見つけられ、ゆるやかにつながっている状況を描いている。

本市のコミュニティ施策として、外国人だけにターゲットを絞った取組は行っていないが、地域の理想の姿に向けて、地域レベルにおいては、誰もが気軽に集える地域の居場所として「まちのひろば」を生み出すための取組や、区域レベルにおいては地域の人が自分たちのまちをさらによくしていくためのプラットフォームとして「ソーシャルデザインセンター」の創出に取り組んでいる。

「まちのひろば」は行政につくられるものではなく、市民の方が自主的につくるものであるため、すべてを行政が把握しているものではないが、市内の様々な「まちのひろば」に見える化することで、地域への関心につながると考えている。

例えば、従来だと「防災のため」「環境のため」「教育のため」といった分野別にアプローチすることが多かったと思われるが(もちろん今も分他別のアプローチも行っているが)まちのひろばは「つながり」をテーマにして幅広い分野を網羅していくため、社会課題の解決のための取組はもちろん、自分たちの趣味の集まりやお茶会やサロン等気軽な集まりもすべて「まちのひろば」の概念に含まれる。そうした多種多様なまちのひろばを見せていくことで、自分にとって興味関心のあるものが少しでも増えるのでは考えているところである。

見える化の取組の具体例としては、本市HP やつなぐっど KAWASAKI、Youtube コミュニティチャンネル、Instagram、市政だより等で広報をしている。

つまり、最初からハードルの高い活動(社会活動やボランティア活動)だけをいわゆる「地域の活動」として広報するのではなく、もっと気軽な活動であったりつながりを見せていくことで興味関心を持つきっかけを増やしている。

もちろん、直接的なアプローチ(「何かやりたい」と思っている方への相談窓口の設置、支援メニューの見える化、啓発の冊子の作成等)も行っている。

また、「ソーシャルデザインセンター」については、現在創出されている区は多摩区と幸区だが、多摩区においては、これまでまちづくりに興味のなかった学生たちが多く参画していたり、幸区においてはカフェ内に設立されているということで、気軽な相談が行うことができている。

ほかにも、川崎区においては外国人が多いという区の特徴を反映し、多文化交流を得意とする団体がソーシャルデザインセンターのモデル事業に参画していたりする。

## 東京都江戸川区役所ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年9月21日 9時30分-11時
場所	江戸川区役所本庁舎
協力者	江戸川区 SDGs 推進部ともに生きるまち推進課共生社会推進係 係長 塩田光明様
スケジュール	2022年9月21日に、江戸川区の共生社会に関する施策のヒアリング調査を実施した。9時30分に開始し、11時に終了した。

### 2 質疑応答

#### (1) パラスポーツ振興について

Q1 私たちのワークショップでは、これまでに行ったヒアリング調査や先行研究から、心のバリアフリーの浸透において、「障害のある方とない方が出会う場がない」という課題を感じている。そのため、貴区の行っているオランダクラブの障害の有無にかかわらず参加できるイベントに注目している。イベントには、毎回どのくらい的人数が参加されているのか教えていただきたい。また、参加者の障害のある方とない方の比率はどの程度で、障害のある方とない方、どちらも参加していただくためにどのような工夫をされているか教えていただきたい。また、課題を感じていることがありましたら、教えていただきたい。

A1. 例えば、ボッチャ教室（定員 30 名）では毎回定員に近い人数が参加している。障害のある方とない方の比率は、ボッチャ教室に関しては高齢の健常者の方の参加が多い。障害のある方は、30 人中、5 名程度参加していることが多い。行事の中で、健常者も障害のある方も混ざり合っ一緒にボッチャを体験している。また知的障害者のバスケットボール教室を区総合体育館で開催しているが、本事業では知的障害のある方が参加するバスケットボール教室の他に、隣の面でいわゆる健常者のバスケットボール教室を同時に開催する工夫をしている。同時に開催する事で、参加者がお互い何かを感じてもらえればと考えている。障害のある方とない方、どちらも参加していただくための工夫としては、例えばチラシに講師の顔写真を載せる取り組みを行っている。これは、特別支援学校の PTA の方々から、チラシに講師の顔写真やプロフィールがあったりだとか、何をやるかっていうのがはっきり書いてあったりすると、参加のハードルが下がるというニーズをお聞きし、あえてこのような取り組みを行っている。

Q2. 障害のある方に来ていただくために、障害者団体などにアプローチし、集客を図るといような方法を取っているかを教えていただきたい。



- A2. 特別支援学校や作業所など、様々な場所に行って話をしている。しかし、重度の障害者は集団生活をしていることが多いが、軽度の身体障害の方は、町中の会社や学校にいたので、なかなか集う場所がない。そのような方々への働きかけが難しいということが、課題として感じている。
- Q3. パラスポーツ教室は継続的に実施されていると思うが、教室開催の際に次回のイベントの情報を提供して、継続的に来てもらうという工夫が行われていたら教えていただきたい。
- A3. 年間でスケジュールを組むと知的障害の方は習慣化してくれるので、継続して通ってくれるようになる。かつてはイベント的にやっていたこともあるが、継続して開催できていることは良いことだと感じている。
- Q4. パラスポーツ教室の際には、オランダクラブの話はしているのか教えていただきたい。
- A4. 最近はコロナ禍でなかなかできていないが、様々な場面でPRをしている。
- Q5. 貴課では、区立中学校と都立特別支援学校のふれあいスポーツ教室を行っているが、このスポーツ教室の「心のバリアフリー」に関する効果（参加した生徒さんの変化や感想、教室の様子等）と課題について、教えていただきたい。
- A5. 本事業は、特別支援学校と区立中学校に働きかけをして、平成28年から行っている取り組みである。子どもたちの交流の様子を見てみると、中学生と特別支援学校の高校生の交流は全然違和感がなく、子どもはすぐ馴染むのだと感じる。子どもたちに聞いても、すごく楽しかったと言ってくれる。課題としては、特定の学校間の交流になってしまっていることだ。現在は、松江第一中学校と都立白鷺特別支援学校との間で交流を行っている。他の中学校などでも同じような交流を行いたいと考えているが、学校のスケジュールなどの関係で広がっていない状況である。
- Q6. ふれあいスポーツ教室の内容は、学校の方で決めているのか、区の方で、こういうことをやってほしいなどの要望はしているかについて教えていただきたい。
- A6. 場所の都合や、多くの参加者ができる競技ということを考慮して、基本的にサッカーを実施している。たまに、バスケットボールも授業でもやっているということで実施している。
- Q7. ふれあいスポーツ教室の中で、パラスポーツを実施しているかどうか教えていただきたい。

- A7. ふれあいスポーツ教室の中では、実施していない。都立白鷺特別支援学校の中でポッチャ大会を開催したことはあるが、両校が一緒になってやるのはサッカーとバスケットボールである。
- Q8. 貴区では、パラスポーツフェスタえどがわや江戸川区長杯ポッチャ交流会、パラアートフェスタえどがわを開催し、多くの区民の方が参加されていると伺っている。こうした大会に参加される方は、どのような方が、どのようなきっかけで参加されることが多いのかについて教えていただきたい。また、開催に当たっては、どのように宣伝・広報活動をされているかについても教えていただきたい。さらに、「障害」や「心のバリアフリー」に関心のない方にも参加していただくための工夫等があれば、教えていただきたい。
- A8. イベントを企画して開催するのは比較的簡単だが、多くの方に参加していただくのは非常に難しい。例えば、このパラスポーツフェスタえどがわは、知名度のあるバドミントン選手の小椋久美子さんに来ていただいたこともあった。参加者は小椋さんと一緒にバドミントンしつつ、同じ会場で様々なパラスポーツを体験してくれた。江戸川区が共生社会ホストタウンに登録された際には、アンバサダーのハローキティの写真をチラシなどに載せることで、子どもたちがイベントに集まってくれた。PR活動としては、小中学校や保育園にも協力してもらい、子どもや保護者へのPRを行っている。また、アリオ葛西店という区内のスーパーの場所を借りて、土日にパラスポーツのイベントや体験会を行うと多くの人が集まる。パラスポーツに元々関心のない人たちがたまたま買い物に来ていて、体験会に参加をしてくれている。パラスポーツフェスタえどがわや、ポッチャ大会は区の公共施設で行っているのので、そのようなイベントに来る人はポッチャについて元々認識している。一方アリオ葛西店でのポッチャ体験会では、そもそもポッチャについて、今まで興味も関心もなかった人が、面白さを感じて、競技を覚えて帰っていただいている。不特定多数の人が多く集まる場所でやるということは、とても効果があると感じている。
- Q9. アリオなどの商業施設でイベントを開催する際は、区として、どのような働きかけをするのかについて教えていただきたい。
- A9. 江戸川区には大きなショッピングモールとして、アリオとイオンがあるが、両者ともに江戸川区と包括連携協定を締結している。この協定を元に、イベントを行いたいと商業施設に相談し、開催させていただいている。このような取り組みは、商業施設にとっても、店舗の集客にも繋がり、お互いにWin-Winとなるので、協力していただいている。

- Q10. 商業施設でのイベント開催は、関心のない人に対してアプローチができるということだったが、こうしたイベントに参加してくれた方が、実際に区の公共施設で開催するパラスポーツの体験会に来るなどの効果が生じているのか、教えていただきたい。
- A10. 例えばパラスポーツフェスタえどがわは、コロナ禍前までは、右肩上がりに参加者増えていたので、一定の効果はあったと考えている。
- Q11. 江戸川区においては毎年 11 月に障害者、小中高生、高齢者等様々な区民が参加する、「江戸川区長杯ボッチャ交流大会」が実施されたり、トヨタモビリティ東京江戸川中央店に常設のボッチャコートが設置されたり、ボッチャに関する取り組みが盛んな印象であると感じている。江戸川区においてボッチャが盛んになっている背景、またボッチャを普及させる上で課題を感じていることがあれば教えていただきたい。
- A11. ボッチャは、障害のあるなしとか、運動神経がいい悪いとか、男女とか関係なく、誰もが対等な土俵で勝負ができるものだと感じている。現在江戸川区では、区内の老人クラブにボッチャボールを配布して、自主的に楽しんでもらっている。また区立の全ての小中学校には、区民からの寄付でボッチャのボールを配布して、先生を対象に研修会を行っている。一方課題は、区立施設内に常設のコートがないことだと感じている。常設のコートがないと、まずどうやってコート作ろうとか、その場所どうしようとか、毎回線を引くのが大変だと考えられる。バドミントンや、バスケットボールのコートのように、区立施設で行う際に常設のコートがあると良いと感じている。
- Q12. 全ての学校にボッチャのボールを配布し、研修会も行われたということだが、学校の中で子どもたちのクラブ活動や、体育の授業でボッチャが活用されているのか、教えていただきたい。
- A12. ちょうどこの夏に学校の先生を対象にした研修会を行った。今後そのような活用の動きが出てくるとよいと考えている。
- Q13. 学校にボールを配布したのは区の施策なのか。
- A13. ボッチャボールは、区民からの寄付を原資に購入したものである。購入したボールを区立の小中学校 102 校に配布したものである。
- Q14. 常設のボッチャコートがないことが課題だということだったが、トヨタモビリティのお店にあったボッチャコートというのは、パラリンピック終了後は、すでに撤去されているのか。
- A14. トヨタモビリティの店舗にあるボッチャコートは、トヨタ側の提案があって設置されているものであり、今現在も設置されている。普段は、特別支援学校の生徒や近隣の

老人クラブの方などが、使っていると聞いている。もっと全区的な形で遠くの区民と  
かも使えるようなものがあると良いと考えている。このトヨタモビリティのポッチ  
ャコートに関しては、本来は車を展示するスペースに正式なサイズではない練習用の  
コートを設置してもらっている。

Q15. トヨタモビリティの店舗に設置されているポッチャコートは、パラリンピック後も活  
用されているのか。

A15. トヨタモビリティの方によれば、頻繁に利用されていると聞いている。パラリンピッ  
クが終わった後も有効に活用されている。

## (2)心のバリアフリーやなごみの家などについて

Q1. 私たちは、障害のある方が普段から健常者と交流する機会を設けることが、「心のバ  
リアフリー」の醸成に寄与すると考えている。貴区では、年齢や障害の有無を問わず  
に、気軽に集う場である、「なごみの家」を区内に整備しており、各種事業の実施や  
相談機能の設置により「心のバリアフリー」の醸成に大きな効果を発揮していると私  
たちは感じている。「なごみの家」の運営するにあたり、施設への来館が難しいと思  
われる障害のある方に対しての配慮がなされているか、また施設に、地域に居住して  
いる障害のない方がどのくらい来館されているかについて、教えていただきたい。

A1. 障害のある方に対しての配慮としては、施設に来ていただいた方に関しては可能な限  
りバリアフリー対応を行っている。障害のある方がどれくらい来ているかについては  
特段統計を取っていないが一定の利用はある。

Q2. 「なごみの家」には、障害がない方も、来館されているかについて教えていただきた  
い。

A2. 多いのは高齢の方だが、場所によっては子どもが多く来館している施設もある。施設  
が立地している場所によって、来館者層に偏りがある。

Q3 . 若者は来館していないのか。

A3. 福祉専門学校の1階に開設されている「なごみの家」には、学生が多く来館してい  
る。将来、福祉系の仕事に就く方々が多い場所なので、勉強半分、居場所のような利  
用をされているようだ。

Q4. 「なごみの家」の施設の中で、来館者同士の交流はどの程度図られているのかについ  
て教えていただきたい。

A4. コロナウイルスの流行が始まってからは、人が施設に来なくなってしまったということもあった。今は徐々に戻り始めている。最近の検討している取り組みとして、eスポーツを活用しようという企画がでている。ポッチャと同様に、eスポーツも誰もができるものであるため、青少年事業を担当している部署と「なごみの家」との間で連携して、eスポーツを通じた人々の交流について検討している。

Q5. 「なごみの家」は、元々は、厚生労働省の地域包括ケアシステムの一環の施設なのではないか。マジョリティの人々にはあまり使用されていないのではないのか。

A5. 誰でも来てほしい施設ではあるが、現状特に悩みのない若い人が多く来ているということはない。

Q6. 貴区では、発達障害啓発週間にパネル展示を区役所内で行っていますが、このパネル展示が行われるようになった経緯を教えてください。また江戸川区発達相談・支援センターが主催されているということであるが、同センターとはどのように連携されているのかについても教えてください。

A6. パネル展示を始めた経緯としては、発達障害に対してまだまだ理解が得られていないということで、どういう特性があるのかとか、どういうことに困っているのかということを知ってほしいということで、展示を始めたというように聞いている。その他にもスポーツ振興課の事業として、発達障害の子どもたちを対象にした軽運動教室を開催している。

### (3)まちづくりについて

Q1. 貴区において、「ゼロ段差ブロック」の整備が特徴的な取組の一つであると私たちは認識している。この取組が主にどの地域（通行量が多い地域等）を中心に行われているのか、整備後の効果（視覚障がいを抱える方の事故減少等）や反響について教えてください。また、一カ所の段差を解消し、ブロックを整備するのにどの程度の時間や費用を要するのかを教えてください。さらに、この施策を実行する上で直面した課題があれば合わせて教えてください。

A1. 本施策はまさに江戸川区の特徴的な施策であるが、歩道と車道の2センチの段差が、自転車や車椅子、ベビーカーの人にとっては通行の妨げになるが、視覚障害者の方からすると命を守るための段差である。江戸川区が、視覚障害の方や車椅子の方など、様々な方々と協議をしていく中で、「ゼロ段差ブロック」が生まれた。区内で整備を計画している箇所のうち87.7パーセントで、整備が終わっている（令和4年4月現在）。いずれ、100パーセントを目指して取り組みを進めていきたい。なお、2日ぐらいの工期で「ゼロ段差ブロック」とすることができる。今でも視覚障害者団体の方や

車椅子団体の方々と毎年のように話をし、施策の進め方について密に話し合っている。

Q2. 「ゼロ段差ブロック」は、どのような場所から整備を開始したのか。区役所の前から始めるなどの基準はあったのか。

A2. 視覚障害者の利用が多い駅の周辺のような人通りの多い場所から開始して、徐々に広がっていき、今は区内全域で整備を行っている。

Q3. 視覚障害の方が必要としている場所は、どのような場所かという情報を把握していたのか。

A3. 普段生活動線として使われているようなところを色々聞き把握していった。

Q4. 区内には、視覚障害者団体のようなものは活動しているのか。また、団体に入っていない視覚障害者や区外の視覚障害者等から問題視されることはないのか。

A4. 視覚障害者福祉協会があり、密に連携している。長い歴史の中で区と団体が信頼関係を築いてきた。

Q5. 「ゼロ段差ブロック」の他に、障害のある方のニーズが高い施策はありますか。

A5. 例えば信号の音声誘導装置や、横断歩道に点字ブロックがあるエスコートゾーンや、踏切内の点字ブロックなどがある。踏切に点字ブロックをつける予算を6月に計上したところである。現在道路部署と鉄道事業者とが、設置に向けた協議をしている。

Q6. 様々な公共施設がある中で、ハード面のバリアフリー化には多くの時間と費用を要するものであると私たちは認識している。そこで、どのような公共施設を優先的にバリアフリー化しているかについて教えていただきたい。また、優先度を決める際にどのような情報（利用状況等）を活用しているのか教えていただきたい。

A6. 基本的に公共施設は、都条例等のバリアフリー基準を満たすように整備を行っている。古い施設については、基準を満たしていない物もあるので、築年数がどのくらいだとか、災害時の避難所となるのかだとか、どんな人が利用しているのかなど、様々な要素を元に総合的に判断している。

Q7. 建物の構造的にバリアフリー化が難しい施設があるとは思いますが、そのような施設では職員による合理的配慮などは行われているのか教えていただきたい。

A7. 合理的配慮は法的な義務である。万が一車椅子の人がある場所に入れないみたいなことがあれば、合理的配慮の範囲内で職員が手助けしている。

- Q8. 具体的にこの施設には、こういったバリアフリーの設備が必要だというものがあれば教えていただきたい。
- A8. 都立の障害者スポーツセンターにある設備として、異性介助が必要な場合に男女が一緒に使用することができる更衣室がある。また、様々な性自認の方が利用しやすい更衣室やトイレなども検討課題である。
- Q9. ハード面のバリアフリー化には多くの予算がかかると認識している。そのような中で、公共施設でも民間施設でも取り組みやすいコストを抑えたバリアフリー施策（簡易的なスロープの設置等）を何か行っているか、教えていただきたい。
- A9. 区のスポーツ施設のトイレの改修などは、福祉のまちづくり条例で定められているようなフルセットのトイレを作ると、例えばトイレのボックスが5つあるところを2つぐらいに減らさなければならないという弊害もある。実際にスポーツ施設で競技をしている方に見ていただいて、この競技をしている人が主で使うから、大きい車椅子用の入口は必要ないと判断し、比較的成本を抑えた上で改修するという工夫などしている。一方課題は民間施設だと考えている。特に小規模な飲食店などの民間施設のバリアフリー化は課題である。
- Q10. ハード面のバリアフリーを進めていくと多額の費用を要するため、ソフト面でカバーするという必要になると考える。ハードとソフトの中間にあたるような施策は何か行っているのかについて、教えていただきたい。
- A10. 他自治体では簡易スロープの助成制度をおこなっているところがある。公共施設や大きい民間施設はバリアフリー化がされているが、小規模な施設をどうバリアフリー化すればいいのかということは、国の有識者会議などでも意見が出されている。
- Q11. ハード面だけで対応が難しいところは、合理的配慮で対応されているということであったが、職員向けの研修や区民を対象にした心のバリアフリーの教室などは行っているのかについて教えていただきたい。
- A11. 江戸川区のスポーツ施設の職員は順番に初級障害者スポーツ指導員の資格の取得してもらっている。障害のある方が来た時にどういう対応をすべきなのかということを施設の中で共有してもらい、実際の現場で役に立てている。また、区内の民間団体等が合理的配慮についての研修会などを不定期で行っている。
- Q12. スポーツ施設の方が取得している資格とは、具体的にどのような内容なのか教えていただきたい。

- A12. 初級障害者スポーツ指導員の資格は、日本障害者スポーツ協会が認定している民間の資格。18時間以上の講義を受けて資格を得ることができる。講習の中では、色々な障害の特性だとか、その特性に応じてスポーツをどのようにやればいいのかというのを座学と実技で学んでいる。
- Q13. 民間の様々な団体が合理的な配慮の研修を行っているということだが、区としてそれらを促進する施策を行っているのか教えていただきたい。
- A13. 区として後援を出す取り組みを行っている。福祉部署で3障害フォーラムやっていたりだとか、聴覚障害者の団体が主催するお祭りなどを区が後援している。
- Q14. 区内の施設で、スポーツコンシェルジュの取り組みをお聞きしたが、理学療法士や初級障害者スポーツ指導員などがいるなど、非常に充実していると感じた。なにか課題に感じていることがあれば教えていただきたい。
- A14. スポーツコンシェルジュを立ち上げて、理学療法士が相談に乗るという取り組みを始めている。江戸川区医師会にも働きかけをして、協力をお願いしている。理想としては、医者と理学療法士が連携して相談者に対してスポーツを紹介していくというのを目指していきたい。
- Q15. 江戸川区では、オランダクラブやスポーツコンシェルジュなど、障害当事者がスポーツをできる機会が充実していると感じた。実際にそのような場に参加している障害当事者は、どのような感想を抱いているのか、教えていただきたい。
- A15. 個別の事例で言うと、パラスポーツフェスタなどがわに参加して、ボッチャの面白さを知った脳性麻痺の子どもが特別支援学校に入ってボッチャ部に入って大会に出場する事例があった。また、車椅子の子どもを対象にした車椅子陸上プログラムでは、チラシで開催を知って参加し、実際に大会に出るようになり優勝した等の事例がある。
- Q16. オランダのホストタウンとして、ゲームチェンジャープロジェクトが実施されていて、オランダの選手が学校に来て交流されたりなどの取り組みが行われていたと思うが、パラリンピックが終わって、今もコロナの影響で厳しい状況が続いているが、引き続き続いている活動はあるか。
- A16. ゲームチェンジャープロジェクトは、オランダオリンピック委員会のプロジェクトであり、オランダ政府の施策として、次期オリンピック・パラリンピック開催国を対象にオランダが持っているノウハウを伝えていくという時限事業である。限られた期間で学んで、取り組みを継続してほしいというのが本事業の趣旨である。スポーツコンシェルジュやオランダクラブなど、障害者が継続して運動できる場をレガシーとして続けている。



(4)その他

Q1. 江戸川区で作成したバリアフリーマップには、どの程度細かい情報まで、そのマップに記載されているのか教えていただきたい。

A1. 現在、HP に最新版が掲載されている。様々な障害者団体と、意見交換会を行うなどして連携しているので、その意見を聞きながらマップを作成している。

Q2. WEB 版のバリアフリーマップの方が、需要が高いのか。

A2. 需要もあるが、市内の一般的な流れとして、SDGs を推進している中で、紙の印刷物を従来通り作っていくことに議論がある。

Q3. 冊子のバリアフリーマップは、今現在も配布されているのか。

A3. ほとんど在庫がない。冊子版は更新が難しく、情報も古くなっているのでウェブ版を活用してほしいと考えている。

Q4. SDGs を推進する中で紙を減らしていきたいということだったが、高齢者の方は、ウェブ版だと使いにくいことや、アクセスしにくいという問題があると考えられる。そのような問題に対して、どのようなアプローチしていくのか教えていただきたい。

A4. 高齢者を対象にした、例えばスマホ教室みたいなのか、高齢者の方にデジタルに触れていただくような取り組みを始めている。もちろんそれで全てというわけにはいかないので、必要最小限は印刷物を作っていかなければならないと考えているが、印刷物の作成を減らしていく方向性で進めている。現在 50 代や 60 代ぐらいの方は大体パソコンとかスマホとかに触れられているので、そうした世代が 70 代や 80 代になっていくとそのような問題もなくなっていくと考えている。

Q5. 外国人住民への対応について、江戸川区役所で行っているソフト面とハード面の取り組みがあれば教えていただきたい。

A5. 江戸川区は、23 区で 2 番目に外国人が多い自治体である。さらに全国 1700 の自治体の中で、一番インド人が多いという特徴がある。そういった方々に対して、日本人と同等の行政サービスを提供していくことは大切なことだと考えている。昨年度、外国人を対象にしたアンケートを実施した。約 9 割の外国人住民は、簡単な日本語は読むことができるということであった。このアンケートの結果から、日本に居住するために、全く日本語の勉強をせずに来日する人はあまりいないと認識している。しかし、例えばインド人だと、夫は英語や多少の日本語を理解できるものの、妻は全く日本語をできないままで来日しているという事例はあるようだ。どのような表記が 1 番多くの人にとって良いのかに関して、今注目しているのが「やさしい日本語」である。例

えば区の広報誌も、なるべく分かりやすい表現を心がけるようにしている。「やさしい日本語」は外国人のためだけのものではなく、子どもだとか、視覚障害のある人だとか、認知力の低下した高齢の方とか、誰にとってでも分かりやすく情報を届けるという観点で非常に重要だと考えており、全庁的に取り組もうとしている。外国人住民に関しては特に窓口で言葉が通じないこともあるので、自動翻訳機を使用している。

Q6. 具体的に、外国人住民がどのようなことに困っているのか教えていただきたい。

A6. アンケートによると、病院が多言語化されていないとか、外国人を理由に家を借りられないということを知っている。

Q7. 江戸川区と交流がある宮城県気仙沼市では、外国人住民への日本語教室などの施策が充実している。江戸川区でも同様の取り組みを行っているのか教えていただきたい。

A7. 日本語教室は、国のロードマップの中にも盛り込まれている。国が都道府県に一定の働きかけと補助をしていくということなので、今後その補助メニューが自治体に伝わってくると考えている。江戸川区の実態は、区内複数箇所で、ボランティアの方々が日本語教室を開いていて大盛況という話を聞いている。自治体によっては区が主催をしてそのような教室をしている自治体もある。

## 国土交通省ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年10月18日 13時-14時30分
場所	オンライン (東北大学片平キャンパス エクステンション教育棟 201B 教室)
協力者	国土交通省 バリアフリー政策課. 三林様、西村様、藤本様、濫澤様 自動車局旅客課. 秋葉様 政策統括官付. 福島様
スケジュール	2022年10月18日、東北大学片平キャンパスエクステンション教育棟 201B 教室において、オンラインで国土交通省が行う施策についてヒアリングを行った。13時に開始し、14時30分に終了した。

### 2 質疑応答

- Q1. ハード面に関するバリアフリー政策を推進しようとしている自治体は多くあるが、予算等の都合で政策が進展しないケースもあると思われる。このような状況に対して、国土交通省では、どのような対策、支援を実施しているか。
- A1. 自治体のハード面の施策について、移動等円滑化促進方針、基本構想を市町村が作成できるよう支援している。課題は、計画策定やその後のハード整備に関する予算の不足、関係者間での調整が進まないこと、ノウハウが無いことである。策定が進んでいない政令市には個別に働きかけている。その他の都市には地方運輸局から働きかけている。ノウハウがない場合は、BF プロモーターを市町村に派遣するほか、地方運輸局でセミナーを実施している。ハード整備に関する予算不足についての支援は、補助金や交付金の活用である。
- Q2. 「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」を策定するに至った経緯や策定後の成果(どの自治体でどのように活用されたか等)について具体的に教えていただきたい。また作成にあたり課題に感じていたことについてお聞きしたい。
- A2. 平成30年度のバリアフリー法の改正を受けて当該マニュアルを作成した。どの自治体で活用されているかについては、国土交通省の方では全て把握しているわけではない。しかし、国土交通省のHP等にも掲載しており、また、各市町村に基本構想のプロモートに伺った際にも、マニュアルの説明をしているので、一定の自治体では活用されていると考えている。マニュアル作成にあたっての課題については、視覚や聴覚等様々な障害を抱える方の意見の集約や記載方法について苦労したという話を伺っている。

- Q3. 「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」の30ページに、「また、工事等によりバリアフリー設備が利用できないなどの臨時の情報も提供できるような体制となっているとなお望ましいと言えます。」との記述があるが、この体制について、具体的にどのようなものが想定されるのかについて教えていただきたい。
- A3. 施設のバリアフリーの状況に工事等で変更があった時に、施設管理者等に連絡をしていただき迅速にバリアフリーマップに変更箇所が反映できるような体制が整備されていることを想定している。紙媒体では一時的な工事の場合反映することは難しいと考えており、定期的な更新は電子データ等での管理が望ましいと考えている。電子データの方が更新作業の効率化が図れる。
- Q4. 電子データでの情報提供の場合、デジタル機器に慣れていない高齢者にはどう対応するか。
- A4. 高齢の方には紙媒体の方が見やすく、本当に必要なときには紙が目の前にあった方がよい場合もある。しかし、工事の一時的なバリアフリーの情報等は、紙媒体では改めて印刷する必要が出てきてしまい、デジタルの方がいいと考えている。しかし、紙媒体で一定数配布することは大事だと考えており、必要に応じて対応する。
- Q5. バリアフリーマップの臨時情報について施設の管理者に連絡して迅速に情報を提供する話において、施設管理者が自治体に情報を提供して、自治体がバリアフリーマップに反映する形を想定しているのか。または施設管理者が直接バリアフリーマップに反映できるような形を想定しているのか。
- A5. 施設のバリアフリー状況に変更があれば施設管理者からバリアフリーマップを所管している自治体等に連絡していただくことを想定している。電子の場合、施設管理者に編集の権限を付与すれば直接編集していただくことはできるかもしれないが、どこに権限を付与するのかなど煩雑になるため、自治体が修正することを想定している。
- Q6. 例えば、エレベーターの定期点検など、バリアフリーマップに反映するまでに時間がかかってしまうことも考えられるのではないか。
- A6. 最終的にはバリアフリーマップを所管する自治体等の判断になるが、エレベーターの定期点検のような1日、2日程度の情報であれば、バリアフリーマップの反映は必要ないのではないかと考えている。市内のバリアフリーマップに掲載している施設について1日単位の情報を収集するのは膨大な事務量になってしまう。2、3か月エレベーターが使えなくなるといった情報であれば、バリアフリーマップに反映する余地はある。どの程度の期間であればバリアフリーマップに反映させるかということは各自治体の判断になる。

- Q7. エレベーターの定期点検については、実際に障がい当事者の方からエレベーターの定期点検があったために目的地に辿り着けず引き返した経験があるという体験談を聞き、情報提供の重要性を感じている。2、3日程度に関する情報については、どのように提供することが望ましいと考えているか。
- A7. 2、3日程度の情報となると、施設管理者から自治体へ連絡があり、データを更新した時には工事が終わっているということも考えられる。そのような場合は、当事者に情報が届くかは分からないが、施設のHP等で周知することが考えられる。2、3日程度の期間だと、電子であっても反映が難しいと考えている。
- Q8. 国土交通省では、ユニバーサルデザインタクシーの認定制度等の施策をおこなっていると存じ上げている。しかし、その活用率はまだ低く、一部の自治体での運用規模が小さいという現状にあると思われる。そこで国土交通省として今後さらにユニバーサルデザインタクシーを普及させていくために必要であると考えていることはあるか。また、ユニバーサルデザインタクシーを取り入れるにあたり、障害となっていると思われる点（利活用率が低い原因）、またそのような課題に対しての今後の施策等を教えていただきたい。
- A8. UD タクシーの認定制度も含めた、UD タクシーの普及についての国交省の取組として、標準仕様に満足する車両を国が認定する制度（認定要領）がH24年3月からある。UD タクシーは活用率が低く、一部の自治体の運用、または運用規模が小さいという現状である。UD タクシー（トヨタ、ジャパントクシー）の普及率は東京が40%を超えている。その他の自治体は5%に満たないところもある。UD 普及への取組としては、車両ごとの標準仕様認定制度や、導入にあたっての補助金、税制面での支援が挙げられる。予算面の補助としては、地域公共交通バリア解消促進事業（国交省予算）で車両費の1/3を補助しており、税制面では、特例措置による自動車重量税の初回分を免税することや自動車税は100万円を控除したうえで課税がある。普及が進まない原因として、タクシー事業者の経営状況が厳しいことから、車両の更新を買い控えていること等の様々な要因が考えられる。また、運転者側の負担についてUD タクシーに車いすの方が乗る際に、固定具やスロープの使い方が分からない運転手が多くドライバーが不慣れである等の事情も聞いている。
- Q9. ユニバーサルデザインタクシーはジャパントクシーだけなのか。
- A9. UD タクシーの認定要領上、認定の対象は「現に製造を行っている」ものとなっていることから現状では殆どのUD タクシーがジャパントクシーである。日産は生産を終了しており新規生産・販売は行われていない。車両購入費の補助率は1/3で、1台あたりの上限が60万円となっている。ジャパントクシーの新車は340万円なので補助額は最大で60万円になる。一般的なセダン型のタクシー車両は200万円から250万円程度と聞いている。

Q10. 自治体の平行補助はあるのか。

A10. 都道府県等が独自に補助を行っている場合がある。国庫補助の交付条件に「自治体独自補助を受けていること」は含まれておらず、自治体レベルでも独自に行われている。

Q11. 都道府県の補助率の差が普及率の差と考えてよいか

A11. 自治体独自補助の要件や補助率をすべて把握しているわけではないが、UD タクシーの普及率の差は、地域ごと事業者の経営状況や地域特性といった様々な要因があると思料。

Q12. 「バリアフリー・ナビプロジェクト」では「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」が展開されているが、まだまだ全国的にデータが集まっていないように感じる。自治体がオープンデータを公開する上で課題となっていることは何か教えていただきたい。また、その課題を解決するためにどのような対策が必要であるかについてもお聞きしたい。

A12. データを整備するにあたって、現地で測量をして、パソコン上で入力するなど、多くの時間と労力がかかってしまうことが課題であると考えている。このような課題に対応するために、住民の投稿により情報をアップデートできる仕組みを検討している。また、認知度が低いことも課題の一つである。そのため、様々な広報活動に取り組んでいる状況である。具体的には、アイデアコンテストを実施し、歩行空間におけるアイデアを募集することやパラリンピックの選手 2 名にアンバサダーとして周知活動に協力していただいている。

Q13. 現在、日本各地の自治体において取り入れられている mobi 等をはじめとする相乗り交通(コミュニティ交通)制度について、mobi の利用範囲に加え、車両自体のバリアフリー化も重要になると思われるが、国土交通省ではどのような政策を実施しているか。また、政策を実施する上での課題やどのように解決したのか教えていただきたい。

A13. 相乗りタクシーの事業区分は既存のタクシー事業と同じ区分である。令和 3 年度 11 月から運用している。使用する車両のバリアフリー化については、基本的に一般のタクシー事業者に対する公的支援と同じものであり補助金による車両購入費の助成や税制特例による負担の軽減が主な施策である。相乗りタクシーのバリアフリー化固有の課題は現状把握していない。しかし、タクシーのバリアフリー化と同様、都市部をのぞいて進んでいない状況である。例えば運輸局を通しての広報活動やタクシー協会を通して普及促進を進めていくことが必要である。

- Q14. マスタープランと基本構想の策定支援、作成した上でハードの改修はすぐには実施できない部分もあると思われる。接遇等を含めてハードとソフトの中間施策のようなものはあるか。
- A14. 基本構想には、教育啓発特定事業として心のバリアフリーに関する事業も位置づけることができ、交通事業者の接遇向上に向けた取組も行っている。ガイドラインに沿った適切な対応が行われるよう、また、事業者の中で研修が行われるよう、働きかけている。中間施策といえるようなものはないが、ソフト面の施策でハード面の整備が行き届いていないところでも円滑に利用できるように進めている。

## 川崎市ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	10月31日（回答メール受信日）
場所	
協力者	川崎市役所 市民文化局多文化共生推進課 まちづくり局住宅整備推進課 教育委員会教育政策室 市民文化局協働・連携推進課
スケジュール	2022年10月31日、川崎市の共生社会施策に関して後日メールにて行った。

### 2 質疑応答

#### (1)市民文化局多文化共生推進課（文書による回答）

Q1. 外国人住民に対する施策に関して、川崎市は、外国人市民の意識や実態、ニーズなどを把握し、市の施策に生かすために「外国人市民意識実態調査」という取組を実施しているが、そこから見えた課題の中で、川崎市として特に重要だと考える課題は何か、教えてください。

A1. 大きな課題としては、外国人市民に対していかに情報を届けるかにある。これは、制度やサービス・施設の認知度が低いという結果からも分かる。実態調査の結果からは、市内居住年数が3年以内の人が47.7%と、全体の半数近くを占めていることが分かった。このことから、川崎市の外国人住民の特徴としては、市内居住期間が比較的短い傾向にあり、新たな外国人住民が増加していることが分かっている。こうした方々は確固としたコミュニティがないことが多いのが現状である。川崎市としても、情報を伝える手段として転入時のウェルカムセットや外国人市民情報コーナーの設置、SNSでの情報提供などの取組を進めているが、こうした方々を含め、外国人住民に対して、伝えたい情報をいかにして伝えていくかが、重要な課題である。

Q2. 外国人住民にとっては、ゴミ出しなど、その地域のルールや文化が分からないために、日本人住民とのトラブルが発生してしまうケースもあると思うが、このことについて、川崎市ではどのような対策をとっているか。

A2. ゴミの出し方については、川崎市の多言語パンフレットが充実している。また、川崎市外国人市民代表者会議 2017 年度提言に、「新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。」というものがある。これに基づき川崎市では、昨



年度「生活オリエンテーション」を3回開催した。この中で、ゴミ出しを含めた基本的なルール、マナーや防災、医療、日本語教室など生活に役立つ情報をやさしい日本語により説明し、その後、多言語対応により参加者への個別面談を実施した。オリエンテーションについては、今年度も川崎市により実施を予定しているが、「川崎市外国人市民意識実態調査」の結果からも外国人市民が情報不足からくる不安を抱えていることが分かっているため、生活オリエンテーションのような直接的なかたちで丁寧に情報を提供し、説明する機会が必要であると考えている。

- Q3. 多文化共生社会を実現するには、外国人住民が、地域の活動(自治会や地域内イベント等)に参加するなどして地域社会とのかかわりを持つことが重要になると考えている。しかし、外国人住民の中には、地域での活動に参加することに興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人もいると考えられる。そこで、外国人住民が地域内での活動に参加してもらえるようにするために、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。特に、そもそも興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人に対するアプローチについて教えていただきたい。
- A3. 「川崎市外国人市民意識実態調査」結果で、地域活動への参加について見ると、「参加している人」が25.3%、「参加していない人」が74.7%になっている。また、「参加していない人」の内訳について、「参加したいと思う人」が67.9%、「参加したいと思わない人」が32.1%である。一方で、町内会・自治会活動への参加率を見ると、「日本語を自由に話せる人」で11.2%、「日本語を自由に話せない人」でも7.6%であり、日本語が自由に話せないからといって参加率が著しく低くなるというわけではなく、日本語能力は決定的な要因ではないことがわかった。また、滞在年数と地域活動への関心・参加意欲の関係を見ると、滞在年数が1年以下と1~3年といった滞在年数が浅い方が、関心が高い結果となった。このことから、関心の高い人への早い段階でのアプローチが必要と考える。

(2) まちづくり局住宅整備推進課（文書による回答）

- Q1. 外国人向け居住支援について、入居差別によって外国人が住宅に入居することができないケースなども考えられるが、このことについて、例えば不動産業者に啓発を行うなど、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。また、その取り組みを進める上で課題などがあれば、それについても教えていただきたい。
- A1. 本市では、平成12年4月に制定した入居差別の禁止等を定めた「川崎市住宅基本条例」の規定に基づき、同年「川崎市居住支援制度」を創設し、外国人等の入居機会の確保に努めている。「川崎市居住支援制度」は、家賃の支払い能力があるにも関わらず保証人・緊急連絡人がおらず民間賃貸住宅が借りられない方に、市と協定を締結した家賃債務保

証会社を利用して、川崎市内の不動産団体に所属して登録された協力不動産店の管理する物件に入居してもらうとともに、入居後は川崎市や支援団体等の見守りの支援等を受けていただく制度である。また、平成28年6月には川崎市居住支援協議会を設立し、行政・不動産団体・居住支援団体等により、外国人や高齢者等の「住宅確保要配慮者」の入居機会の確保に向けた取組の検討と実施を行っている。その中で、協議会の相談窓口として位置付けた「すまいの相談窓口」において、要配慮者全般からの住み替え相談に対し、協力頂いている不動産店から具体的に入居可能な物件情報を提供してもらい、相談者が物件情報を提供していただいた不動産店にて入居手続きを行う。その際に、入居時や入居後に支援が必要な方、例えば、外国人であれば通訳等を行う支援団体へ繋げ、手続きに同行してもらう等の支援体制を構築している。さらに、今年度の協議会では、不動産店が外国人の受入れに不安を感じている点を、入居する外国人へ理解してもらうことで、入居後のトラブルを解消し、不動産事業者へ安心して入居を受け入れてもらうことを目的として、外国人向けに、入居時や退去時に必要な手続きについての説明や、入居中に守るべきマナー、困った時の相談先等について案内するサポートブックを作成している。このように、支援体制を構築して不動産事業者等への周知啓発に努めているが、未だに外国人を含め住宅確保要配慮者の受入れに対する不安を払拭しきれていないため、引き続き、不動産団体や関係部局等と協力しながら周知啓発を続ける必要があると考えている。

### (3)教育政策室（文書による回答）

- Q1.外国人向け教育支援について、幼稚園や保育園、学校に通う子どもの中で、外国人であることを理由に、不当な差別を受けたりいじめられたりするなどといったケースもあると思うが、このことについて、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。また、その取り組みを進める上で課題などがあれば、それについても教えていただきたい。
- A1.川崎市では、かわさき教育プランにおいて人権尊重教育をすべての教育活動の基盤であると位置づけている。現在、市立小・中・特別支援学校において「外国人であることを理由に、不当な差別を受けたりいじめられたりする」というケースについては、確認をしていないが、そのようなことが起こらないようにするために、教育委員会としては以下のようなことに取組み、教職員に対して啓発を行っている。

#### 1)教職員の人権感覚を高めるための教員研修

いじめや不当な差別がおこる背景には、教室や学校の雰囲気が大きく影響する。子どもたち一人ひとりが自分らしく、安心して学校生活を送ることができるよう「偏見をなくし、差別を生まない、差別を許さない風土、環境」を整えていかなければならない。

そのため、各学校の人権尊重教育の担当者および、ライフステージや職種(初任者・二校目異動・中堅教諭・養護教諭・教頭・校長・用務員など)を対象に人剣にかかわる研修を行い、教員としての人権感覚を高める機会を作っている。教職員の人権感覚が高まり、日々の教育活動に生かしていくことができれば、人権尊重教育の質が向上し、ひいては子どもたちの人権感覚を高めることができると考えている。

## 2)川崎市の条例に基づいた教育活動の啓発

川崎市は、2019年に「川崎市差別のない人権尊重まちづくり条例」を制定しました。ここには、ヘイトスピーチや本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消する内容が含まれており、第5条では「何人も人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自任、出身、障害その他の自由を理由とする差別的取り扱いをしてはならない」と記されており、川崎市ではこのような差別をしないとはっきり定められている。学校でこの条例の精神に基づいた教育活動が行われるよう、学校指導案を作成したり、指導事例を紹介したりしている。

また、川崎市では全国に先駆けて「川崎市子どもの権利条例」を制定した。この条例は子どもが自分らしく生きていくために必要な子どもの権利を7つにまとめている。(安心して生きる権利・ありのままの自分でいる権利・自分を守り、守られる権利・自分を豊かにし力づけられる権利・自分で決める権利・参加する権利・個別の必要に応じて支援を受ける権利)子どもの発達段階に応じた指導資料を該当する学年の子どもたちに配布するとともに、教職員用の指導事例集や指導案を作成、各学校が11月にある「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に授業実践できるように、啓発を行っている。近年はGIGA端末を活用した学習ができるように教材開発を行い、資料提供なども人権・多文化共生教育担当のサイトからDLできるようにしている。

## 3)多文化共生ふれあい事業

多文化共生ふれあい事業は、川崎市の学校に通う日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育んでいくことをねらいとしている。講師は、様々な国や地域の文化の紹介や指導を行う外国人市民の方々に、ボランティア活動として依頼するものである。

子どもたちが自分たちの文化に対する自尊感情をもち、また日本の子どもたちも異文化を理解し尊重する契機となること目指している。この事業は、単に民族的な芸術・文化の鑑賞を奨励したり外国語(とりわけ英語)を習得したりするためのものではなく、多文化共生を目指す教育の一環として位置付くものである。

具体的には、

- ・様々な授業の中で、担当教員が講師と協力して、その学習内容に合わせて異文化の紹介を行い、学習の定着と異文化の理解を図る。

・教科書等の学習内容にからめて、その文化的背景を理解するために、講師が舞踊・劇・音楽などを演じる。

・子どもたち自身が舞踊、音楽など外国の文化を体験したり学習発表会等で発表したりする際に、講師がその指導・援助にあたる。

などの学習内容となっている。

#### (4)市民文化局協働・連携推進課（文書による回答）

Q1. 多文化共生社会を実現するには、外国人住民が、地域の活動(自治会や地域内イベント等)に参加するなどして地域社会とのかかわりを持つことが重要になると考えている。

しかし、外国人住民の中には、地域での活動に参加することに興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人もいると考えられる。そこで、外国人住民が地域内での活動に参加してもらえるようにするために、川崎市として何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。特に、そもそも興味がない人や、興味はあっても心理的ハードルによって参加できないでいる人に対するアプローチについて教えていただきたい。

A1. 本市については平成 31 年 3 月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づいて、地域におけるコミュニティ施策を推進している。この施策の中で、本市が目指している地域の理想の姿として、地域の中に様々なつながりの場があり、様々な人が自分にとって居心地のよい居場所を見つけられ、ゆるやかにつながっている状況を描いている。本市のコミュニティ施策として、外国人だけにターゲットを絞った取組は行っていないが、地域の理想の姿に向けて、地域レベルにおいては、誰もが気軽に集える地域の居場所として「まちのひろば」を生み出すための取組や、区域レベルにおいては地域の人自分たちのまちをさらによくしていくためのプラットフォームとして「ソーシャルデザインセンター」の創出に取り組んでいる。「まちのひろば」は行政につくられるものではなく、市民の方が自主的につくるものであるため、すべてを行政が把握しているものではないが、市内の様々な「まちのひろば」に見える化することで、地域への関心につながると考えている。例えば、従来だと「防災のため」「環境のため」「教育のため」といった分野別にアプローチすることが多かったと思われるが(もちろん今も分他別のアプローチも行っているが)まちのひろばは「つながり」をテーマにして幅広い分野を網羅していくため、社会課題の解決のための取組はもちろん、自分たちの趣味の集まりやお茶会やサロン等気軽な集まりもすべて「まちのひろば」の概念に含まれる。そうした多種多様なまちのひろばを見せていくことで、自分にとって興味関心のあるものが少しでも増えるのでは考えているところである。見える化の取組の具体例としては、本市 HP やつなぐっと KAWASAKI、Youtube コミュニティチャンネル、Instagram、市政だより等で広報をしている。つまり、最初からハードルの高い活動(社会活動やボランティア活動)だけをいわゆる「地域の活動」として広報するのではなく、もっと気軽な

活動であったりつながりを見せていくことで興味関心を持つきっかけを増やしている。もちろん、直接的なアプローチ(「何かやりたい」と思っている方への相談窓口の設置、支援メニューの見える化、啓発の冊子の作成等)も行っている。また、「ソーシャルデザインセンター」については、現在創出されている区は多摩区と幸区だが、多摩区においては、これまでまちづくりに興味のなかった学生たちが多く参画していたり、幸区においてはカフェ内に設立されているということで、気軽な相談が行うことができている。ほかにも、川崎区においては外国人が多いという区の特徴を反映し、多文化交流を得意とする団体がソーシャルデザインセンターのモデル事業に参画していたりする。

## 株式会社小滝電機製作所津谷様ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年11月1日 13時-14時
場所	東北大学エクステンション教育研究棟 201B教室
協力者	株式会社 小滝電機製作所 津谷光明様
スケジュール	2022年11月1日、東北大学エクステンション棟201B教室において、株式会社小滝電機製作所のオンラインヒアリングを実施した。ヒアリングや質疑応答は13時00分から14時00分の1時間実施した。

### 2 質疑応答

- Q1. 雇用している技能実習生の方の生活するうえでの困りごとは何なのか。また、その中で特に困っていることは何か。
- A1. 大館市は降雪量が多く、気候風土の違いに関する困りごとがある。買い物に行く場合など、移動手段が少ない。3～4台の自転車を14名の技能実習生でシェアしている。社内で交通ルールを指導しているが、交通事故などの心配はある。また、集団での共同生活に伴う日常的なトラブルに会社で対応したこともある。なお、ベトナム人の独自のネットワークは極めて強いが、ネットワーク内で様々なトラブルが生じることも懸念され、本人達も特に交流を望んでいないようである。
- Q2. 貴社ないし貴社の技能実習生の方、日本語を学習するための支援をしてほしいというニーズがあれば教えて頂きたい。(例.1 地域での日本語教室の開催、2 日本語教室などを含む、地域の日本語学習支援に関する情報を行政から提供する等)また、もし日本語教室のニーズがあるようなら、1 具体的にどのような講座内容・実施場所・実施形態(オンライン・現地・グループ・講義)が良いのか、2 受講料の有無によって講座を受講したいと思うか否か、ということについても教えて頂きたい。
- A2. 社内で、入社1年目の技能実習生を対象として、週に1回2時間、半年間の日本語研修を実施している。これまで34名の技能実習生を受け入れてきたが、N1が1名、N2が8名の合格実績があり、ベトナム大使館から表彰された。技能実習生は真面目で自主的に勉強しており、分からないことがあれば社員に聞いているため、行政に日本語教室を開催してほしいというニーズは個人的には感じていない。
- Q3. 貴社はベトナム人技能実習生を受け入れているが、技能実習生の生活やコミュニケーション等に関して、市役所等の行政や外部団体からの支援をもしも受けているのであれば、具体的な支援の内容について教えてほしい。また、現在受けている支援に関して、さらに必要なことがあればそれに関しても教えて頂きたい。また、社内では対処できない

いため特に行政等に対処してほしい技能実習生の生活や働くうえでのニーズがあれば、教えて頂きたい。

A3. 2年前に技能実習生を対象として、①域内観光産業の活性化、②技能実習生の地域社会に対する理解・参加意識の醸成、③地域社会が外国人を迎え入れる「多文化共生社会」の確立を目的とし、一般社団法人秋田犬ツーリズム、秋北航空サービス株式会社と連携し「外国人技能実習生モニターツアー」を開催した。それ以来行政の支援はない。Facebook や Twitter で必ず発信することを条件に技能実習生に参加してもらった。今まで、行政の関与を受けていなかったため、今後も行政の支援は期待していない。

Q4. 貴社の技能実習生の方が大館市で生活・仕事をしていて、精神的疲労やストレスを感じて困ることはあるか。また、そのような場合に、行政等に対して支援をしてほしいというニーズがあるか。

A5. 雇用している技能実習生は全員女性であるため、女性特有の精神的ストレスはあるかもしれないが、女性スタッフが専任的に対応しており、特に問題は把握していない。仕事の面では、全国的に問題となっているような事態は生じていない。

Q5. 今後男性の技能実習生を雇用する予定はあるのか。

A5. 今まで 34 名雇用しており、全員女性だった。仕事自体が緻密な手作業であるため、今後男性を雇用する予定はない。マンションで共同生活をしているため、男性が入るのは困難だという事情もある。特定技能では男性の募集も行っている。

Q6. 貴社ないし貴社の技能実習生の方に、行政等に対して交流イベントの開催等の地域住民との交流の機会を確保してほしいというニーズがあれば教えて頂きたい。

A6. 地元の子供が外国人と接する機会が無いため、交流する機会があれば望ましいと考え、小学校の先生に話をしたこともある。例えば、ベトナム料理と秋田のきりたんぼ鍋を囲む機会などがあれば良いと思う。

Q7. 貴社ないし貴社の技能実習生の方に、災害発生時や病気にかかった時などの緊急時に、行政等に対して必要な支援のニーズはあるのか。

A7. 外国人が増えてきたことを踏まえ、消防署から避難訓練を開催するよう提案があった。平日は業務があるため、11月中旬の土曜日に実施するべく準備を進めている。実施に当たり行政からの補助金等はない。災害などの緊急時だけでなく、水漏れなどの些細なトラブルに対しても、ベトナム語で対応していただければ望ましいと思う。社内ではグループラインを用いて集団生活単位でリーダーを通じて全員に連絡をとる体制をとっている。

- Q8. 税金や保険などの各種申請手続きにおいて、技能実習生の困りごとはあるか。
- A8. 基本的には通常のやりとりは会社が全部フォローしている。また、監理団体の方々も親身な対応をしてくれる。(例. 住民票の手続きや住居の入退居の手続き等)
- Q9. 技能実習生を受け入れている他社との交流を通して、貴社の成果を他社に横展開したり、他社の事例を参考にしたりすることはあるか。また、JICA や国際交流協会などとの関わりはあるか。
- A9. 横の展開は現在はない。他社との交流は確かに望ましいので、今後商工会議所等が交流の場やプラットフォームを設けることも有用だと思う。JICA や国際交流協会などは関わっていない。
- Q10. 静岡の御社でも技能実習生は受け入れているのか。秋田県等同様な会社・組織などと情報交換をしているのか。
- A10. 営業部に 2 人いる。工場では大館のみ受け入れている。他の団体との交流はない。将来的には交流の場を作ってノウハウなどを提供していきたい。
- Q11. マンションを借りる際、不動産会社から入居差別を受けたことはあるか。
- A11. 個人が所有しているマンションを会社が借り、築 40 年以上の建物を技能実習生向けにリフォームした。このように特別な入居契約であったため、入居差別は受けていない。
- Q12. 採用している技能実習生の年齢は。
- A12. 19～26 歳。全員独身である。



## 11月大館市ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年11月1日13時30分～17時30分
場所	大館市 桜櫓館
協力者	社会福祉協議会 小野様 大館市身体障害者協会連合会 畠山様 大館市役所 福祉課 丸屋様 企画調整課 羽生様、工藤様 スポーツ振興課 佐藤様 生涯学習課 糸屋様
スケジュール	2022年11月1日、大館市桜櫓館において、大館市へ2回目のヒアリングを実施した。 13時30分に開始し、17時30分に終了した。

### 2 質疑応答

#### (1) 福祉課

Q1. 現在、JR 線においては障害者手帳アプリ「ミライロ ID」が利用できると思われが、他の公共交通機関や公共施設においてもこれを利用できる場はあるか。

\*ミライロ ID: スマホで気軽に障害者手帳の情報を提示でき、外出先での利便性が向上するほか、障がい者手帳を提示する心理的負担の軽減が可能なアプリケーションのこと。

A1. 大館市内の公共交通機関や公共施設において、「ミライロ ID」の利用ができるのは、JR 東日本、秋田県ハイヤー協会加入のタクシー会社で、公共施設は未加入と認識している。

Q2. 貴市ではまち歩き点検をもとに紙のバリアフリーマップが作成されているが、Web 版のバリアフリーマップ(WebGIS や Web マップなど)を作成する予定はあるか。また Web 版のバリアフリーマップを作成しようとした場合に課題になることはあるか。

A2. 現在のところ Web 版のバリアフリーマップを作成する予定はない。作成の際の課題としては、費用と掲載する情報の設定(何をどこまで)と考えている。

Q3. 私たちは、障害当事者が講師を務める障害理解講座の開催によって、当事者の視点を

市民に伝える機会が生まれ、市民の「心のバリアフリー」が醸成していく効果があると考えている。過去に障害当事者が講師となった講座の開催事例はあるか。また、こうした取り組みがあまり行われていない理由があれば教えていただきたい。

A3. 福祉課が主催する市民を対象とした講座で、障害当事者の方が講師となって開催している講座には、手話奉仕員養成講座(毎年開催)がある。障害者サポーター養成講座では、講師ではないが、障害当事者にパネリストとして参加していただいている。また、スポーツ振興課主催の講座では、スポーツに関わりのある障害当事者が講師となり、講話や体験型イベントを開催している。取り組みが進まない理由としては、講座の開催回数が少ないこと、講師を受託してくれる市内在住の障害者が見つからないことが挙げられる。

Q4. 貴市地域福祉計画を拝見した。その中の事業の一つとして、地域包括支援センターの生活・福祉相談拠点(ターミナル)化があるが、これは具体的にどのような施策なのか。

A4. これまで、介護、障害、子ども、困窮の相談支援については福祉部内のそれぞれの部署や社会福祉法人等で受けていたが、相談内容が複雑化・複合化している。令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、そういった状況に対応できるようにしてきたが、今年度から、地域包括支援センターに、「福祉まるごと相談室」を設置し、高齢者以外の相談も受け入れるように体制を強化している。

Q5. 昨年5月に障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化された。現在、この改正への対応が急がれているところだと思うが、合理的配慮促進にかかる費用を貴市として補助(例:点字メニューやコミュニケーションボード等の購入費、施設のBF化施工費、手話通訳者・要約筆記者の派遣費用等)をしているか。またはそのような予定はあるか。

A5. 障害者差別解消法(以下「法」という)の改正により、事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務となり、令和3年6月から起算して3年以内に施行されることになった。秋田県では「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」を制定し、平成31年4月から施行となっており、法に先立ち合理的配慮の提供は県民が努力義務、事業者が義務と定められている。合理的配慮は、過重な負担とならない範囲で提供することと規定されているので事業者に対する補助予定は考えていない。

Q6. 心のバリアフリー(ヘルプマーク、優先席、バリアフリースイール等)に関して、どのような広報活動を行っているか。また、ポスター・チラシ・他の広報物等の掲示に関しては、どのような場所に掲示しているか。

- A6. 広報活動については主に大館市の広報紙に掲載し周知を図っている。チラシやパンフレット等は、パンフレットスタンドやカウンター窓口のスタンドに置いてある。
- Q7. 障害をお持ちの方や日本語の不自由な外国人住民の方が行政窓口を利用される際、障害にはさまざまに種別があるが、どのように対応を行っているか。また、たとえば聴覚障害をお持ちの方に対しては「みえる通訳」、外国人住民の方に対しては「UD トーク」のような IT を活用した接遇の方法も考えられるが、活用の予定はあるか。
- A7. 意思疎通困難者への対応として、リアルタイム音声認識アプリ「YYProbe」の来年度からの利用を現在検討している。

## (2) 社会福祉協議会

- Q1. 貴団体は事業の一つとして、小中学校に出向き福祉体験学習(高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験等)を行っているが、この事業の講師は障害当事者の方が務められているのか。
- A1. 以前は車いす、視覚障害、肢体不自由の障害者を講師として呼んだこともある。しかし講師の方が高齢になったことや体調が優れない方もいるので今は呼んでいない。大館は高齢者が多く、子どもには、高齢者になるということは「自然の摂理」だと考えてもらいたい。しかし視覚的に捉えることが難しい障害の種別もある。総合学習の時間に障害者や障害児について、子どもたちにどう思うか聞いたところ、「要らない」という意見があった。親の影響もあると思うが、その理由は、障害者や障害児は可能性が全然ない、可能性のない人間にはなりたくない、といった意見であった。しかし車いすでも聴覚障害でも運転することができる。例えば、車いすユーザーの講師が学校を訪れる際には、子どもたちに車の乗り降りを見てもらうことにより、車いす駐車場の意味を理解してもらうことも行っている。また、当事者も外出機会が少ないため、他人と会うことはあまり多くなく、気分転換にもなる。しかし最近は高齢化して体調も優れない等の理由で当事者の講師を呼ぶことができていない。若い人に関しては、身体障害者連合会車いす部会や視覚障害者の部会等があるが、会員が増えないことが課題である。今のところは講師に関しては個人で依頼している。
- Q2 若い. 障害当事者が団体に加入しなくなった原因はあるか。
- A2. PC の普及等で情報がとれることや高齢化、また昨今のコロナ禍も理由として挙げられると考えられる。
- Q3. 福祉体験学習に費やす総合学習の時間はどのくらいか。

A3.1 コマ 3 時間程度である。

Q4. 当事者体験学習は、普段は健常な子供たちが急に「不自由な」体験をすることで、「怖かった」「何もできない」といった障害や障がい者へのマイナスイメージが植え付けられてしまうこともあるかと思う。そういった状態にならないように、当事者体験学習を行うにあたって、工夫されていることはあるか。

A4. その通りである。車いす体験、アイマスク、疑似体験を行うと怖かったという回答しかない。そうすると障害を持ちたくないという偏見につながる。内容に関しては、年間の総合学習の時間の計画を持ってきてもらい1時間打合せをする。その中で偏見を持ってもらいたくないと先生に話をする。授業時間を45分使い、障害・福祉について話をするが、拒否されたことはない。障害を持った人がいるという認識を持ってもらい、勉強する時間としている。実際に行くと、子供は車いすが楽しくてしょうがない。その中で、危ないと思うと勝手に足でブレーキをかけてしまう。そのため、ひざを折ってブレーキがかからない状態にして車椅子に乗ってもらい、上げ方や押し方を教える。アイマスク体験に関しては、以前、県で1人しかいなかった歩行訓練士の方を講師とし、一緒に歩く等の疑似体験を行なった。しかし、その講師は現在、秋田を離れたため、行っていない。このように講師となる人材の確保との兼ね合いが難しいといった課題もある。

Q5. 他の自治体から来てもらうことはあるか。

A5. これまではなかったが、今後も無いとは言えないと思う。出来る出来ないは別として、協力はしたいと考えている。

Q6. 開催する場所についてお聞きしたい。

A6. 天気がよければ外でやることが多い。外の方が良いと思う。学校側の承諾があれば外で行うこともある。具体的には、学校の校舎を廻るくらいである。バスに乗るなどの体験は行ってはいない。年間計画に組み込めばそのようなこともできるかもしれない。外での実施は楽しい。また、砂利道では車いすが動きにくいということを知ってほしいということもある。この点に関しては、参加者にどのような体験を試みたいか聞いてみる必要がある。

Q7. 体験の内容は学校によって違うのか。

A7. 変わらない。かつて高校生に作ってもらったことがある。なぜなら大人目線で作っても面白くないからである。

Q8. つながりのあるボランティアサークルはあるか。

A8. 秋田犬本部展(品評会)が5月にある。それをボランティアで行なっている。行事の手伝いであり、障害のある方のサポートに関しては無かった。また市内の大学のボランティアサークルに、社会福祉協議会の事業へ協力していただいている。

(3) 大館市身体障害者協会連合会

Q1. 日常生活で外出する際、特に必要なバリアフリー情報(バリアフリーマップに掲載して欲しい情報)はどのような情報か。

A1. まずは障害者も使うことの出来るトイレやその場所の情報である。また、駐車場に関して、時々障害の無い方が止めている場合もあるが、車を止めることができる場所であるのか、使える時間帯であるのかといった情報もあると良い。加えて、行きたいお店(レストラン)や建物が空いているかどうか、その建物に段差はあるのか、手すりは付いているのかといった情報もあると良い。

Q2. 外出する際の移動手段(公共交通)に関して、困っていることはあるか。

A2. 10年前に公共バス運営の一部が変わり、停留所がなくなってしまったことである。モビもあるが少し遠いところ、家に近いところには来てもらえず、そういったところにも来てもらえるようにしてほしい。公共バスに関しては、ノンステップ対応が進んでおらず、多少の段差は注意すれば大丈夫だが、車いすの方や足の悪い方は乗ることが難しい。また、冬になれば、雪があると怖く、外に出ていけない状態になる。ハチ公バスはスロープを出してくれることがある。そして、障害者手帳割引に関して、割引自体の存在が事業者の方に浸透していない状況があり、交通機関を利用する際、気兼ねなく障害者手帳を使いたいとはなかなか言えない状況も一部ある。

Q3. 日頃、公共施設等を利用される際に、施設のバリアフリー整備(多機能トイレや段差の有無)に関して困っていることはあるか。

A3. エレベーターが遠いことやトイレがどこにあるかわかりにくいことである。特に目の見えない方は案内が見えないため、何をどうすれば良いかわからないといった問題もある。

Q4. 外出の際に車いすでの移動で困っている事(歩道の段差等)はあるか。

A4. 破損している部分は直してもらったが、雨水はけのための勾配があり、車いすだと溝にはまるといった問題があり、介助の方がいないと辛い。このような問題はまだ市内の様々なところに残っている。

Q5. 段差で気になる場所はありますか。

A5. 少しの段差でひっくり返ることが多い。また、点字ブロックは冬に雪で滑りやすい。滑らない素材の点字を整備してほしい。

Q6. 日頃、貴市内で障がいのない方との交流(公民館でのボッチャ体験会等)はあるか。

A6. 共生社会ホストタウンになり、オリパラもあったため、健常者とのボッチャ交流会を多く行っており、今年も行なった。他のスポーツに関しては、シッティングバレーボールといった新しいスポーツや、モルック等も行われた。

#### (4)企画調整課

Q1. 貴市内(重点整備地区)で、休日に特に人が集まる場所はどこか。

A1. 商工会議所が行っている調査によれば、現在再開発をしている秋田犬の里の周辺と、大館駅南側のいとくショッピングセンターの周辺が休日に特に人が集まる場所である。

Q2. 国土交通省のガイドラインでは、障害のある方が使えるトイレの名称を、「多機能トイレ」「多目的トイレ」等から「バリアフリートイレ」に変えることを促している。貴市役所が管理している公共施設にあるトイレは名称変更が行われているか。あるいは貴市内の民間事業者に対し、名称変更を促す施策は行っているか。

A2. 現在、市として呼称の統一の意識はない。市役所各階にある、車いすの方が利用するトイレについては、名称はついておらず、車いすのマークのみの表示となっている。

Q3. 以前ヒアリングを実施させていただいた際に、外国人住民の方を対象にした D&I 施策をまだ実施していないとおっしゃっていたが、なぜ実施していなかったのか。

A3. そこまで外国人の方がいらっしゃる想定をしていないため、外国人住民への施策を実施していない。

Q4. 貴市において、新たに貴市に転入してきた外国人の方に対し、住宅を探す際や入居時の手続き等で、対応する際に何か工夫していることはあるか。

A4. 基本的には現在、市にいらっしゃる外国人の方は技能実習生であり、職場の方が宿舎等を手配されている。技能実習生以外の方であっても、お世話する市民の方がいらっしゃる、住居関係に関しては、対応する際の工夫等は特にない。

Q5. 貴市において、公共交通機関や公共施設等での多言語対応はどの程度進んでいるのか。

A5. 外国語表記が進んでいるところは少ない。これは、外国人の公共施設の利用がほとんどないことが、その原因だと思われる。観光施設についても主に英語対応のみである。一方で、観光施設では標柱に表示した QR コードにより韓国語、中国語、タイ語に対応している。ホストタウンに登録されたこともあってタイ語と繁体中国語にも対応した。

Q6. 地域の行事に参加したい。また、公共サービスを利用したいというような外国人住民のニーズは把握されているか。

A6. そういったニーズは数字としては把握していない。ALT がお祭りに一緒に参加した事例等があるが、その他の外国人が参加しているのかについては把握していない。

Q7. 保険・税金など各種申請手続きは、HP や広報等で多言語対応しているか。

A7. 市の HP は PC 版サイトであれば英語表示はできるが、おそらく十分ではない。

Q8. オリンピック・パラリンピックに向けて、授業として義足体験やパラリンピアンとの交流はあったのか。

A8. 教育委員会の方で経済界協議会、日本財団などから協力できるとの案内を受け、それを各学校に紹介し、手挙げ式で義足体験などを行った小学校が少なくとも 2 校あった。リクシルが参画していた。また、授業ではないが経済界協議会にご協力いただいてゴールボールなど様々なパラスポーツの体験会を開催した。

Q9. mobi 以外に障がいのある方が利用されると想定される交通手段は何か。

A9. 交通手段は JR、秋北バスなど路線バス、高速バス、タクシー会社 5 社である。車いすが乗れるタクシーが何台もあり、それを事前に予約して乗っていると考えられる。それとは別にワゴン車の福祉タクシーは通院に利用されている。タイのパラリンピック選手が来訪された際はそのワゴン車を貸し切りにした。障がいのある人向けにはタクシー券などの援助がある。また、秋北バスのハチ公バス(市内循環バス)でスロープを出してくれることがある。

Q10. ボッチャ体験会などについて、障がい当事者に参加してもらえると良いと考えているが、実際はどうか。

A10. ボッチャ体験会には声をかけているが、なかなか参加してもらえない状況であった。ホストタウンであることの認知度が高まりと、タイ選手の来市時に体験会を実施することで、障がい当事者参加も徐々に増えている。

Q11. 外国人が増えているというデータがあり、外国人政策についてどのように考えているか。

A11. 外国人政策の必要性をあまり感じていなかった。観光客は増えてきたが、それほど外国人が入ってくるまちではない。縫製会社の技能実習生が多い。縫製会社は減っているがベトナム人や中国人などがアパートを一括で借りるなどして生活し働いている。会社の人が付き添って手続きをすることなどが多く、窓口で困ったという話や外国語に対応できるスタッフを求める声などはない。

Q12. 市内で外国人を増やしたいといったニーズはないのか。

A12. 市として増やしたいといった方針はないが、企業で人材が集まらないという実情があるので、外国人に頼らないといけないのかもしれない。主要産業は農業、製造業(特に医療機器、環境リサイクル産業等だが、例えば医療機器のニプロ(企業)などは求人を出しても必要数に達しないが、外国人に頼りたいというようなお話はあまり聞いたことがない。抽象的に考えるとダイバーシティの観点では国籍など問わないと認識しているが、具体的な話は現在のところない。

Q13. 市長が所信表明で外国人政策の重要性について触れていたと思うが、その点はどうなのか。

A13. 方向性としてはご指摘の通りだが、今何が重要かということにはそこまで議論が達していない。外国人住民の国籍についてはベトナム人が多かったがインドネシア人が増えてきている印象がある。

Q14. 市民と外国人の交流は行われているのか。

A14. コロナ禍でインバウンドを復活させるために、技能実習生に農業・料理体験をモニターとして体験してもらったことがある。また、今月実施予定の「タイフェスティバル」はタイのパラリンピック選手のホストタウンだったことや企業誘致などを見据えて、地域おこし協力隊の職員が企画したものである。

#### (5) スポーツ振興課

Q1. 貴市は、ボッチャに関するイベントを実施するにあたり、どこか他団体(例えば秋田県ボッチャ協会等)と連携して開催されているのか。

A1. 現在、他の団体と連携したボッチャに関するイベントを市内で開催している。例えば、今年の11月に開催される第3回はちくんオープンでは、秋田県ボッチャ協会と一般社団法人日本ボッチャ協会と連携して開催する予定だ。今回はちくんオー



ブンでは、タイのナショナルチームの金メダリスト 3 名が、12 月にブラジルのリオデジャネイロで開催される国際大会の事前合宿を行うため、大会にも参加していただけることになっている。日本代表「火の玉ジャパン」の選手は、体調を考慮してはちくんオープンには参加できないが、次世代の日本代表の選手が大会に参加していただき、タイ代表チームとの合同練習も行うこととなっている。また 3 社の企業に、大会に協賛していただいている。

Q2. 日本ボッチャ協会との連携は、具体的にどのようなものなのか。

A2. 日本代表チームの派遣や、タイ代表チームを派遣していただくという点で連携をしている。はちくんオープンに、日本や世界のトップレベルの選手が参加していただけることにより、情報発信が図ることができればと考えている。

Q3. 大館市内のボッチャをプレーしているサークルなどと連携は行っているのか。

A3. 市内では、ボッチャサークルが複数活動している。秋田県ボッチャ協会が大館市内に支部をつくらうとする動きがあるものの、市内のサークルの組織化ができていない状況だ。今後、大館市スポーツ協会と連携を図りながら、徐々に体制づくりを進めていきたい。

Q4. 先日ローズガーデンで行ったボッチャ体験会で、講師や審判をされていた市民の方はどのような団体の方なのか。

A4. 大館市内の下川沿地区のボッチャサークルの方々に、昨年度のはちくんオープンで優勝されたチームだ。日頃地域でボッチャを楽しんでいる方々に、市民にボッチャの楽しさを伝えてほしいと考え、今回講師としてお招きした。

Q5. 今後も地域のサークルとの連携する可能性はあるのか。

A5. はちくんオープンで優勝したチームを今年の 3 月に渋谷カップというボッチャの大会に参加してもらった。市が引率して、対外試合していただいているので、絆が深まっていると感じる。

Q6. 体験会で使うコートや、スタッフは大館市役所の方で準備しているのか。また大会のボランティアを市内で募集したりしているのか。

A6. 備品は市役所で準備している。ボランティアについては、従来市内でスポーツを支えていた人材として、競技団体や競技連盟があるが、少子高齢化でスポーツを支える人材が減ってきているという現状がある。そこでスポーツサポーター制度というものを立ち上げ、はちくんオープン等の大会も制度の登録者に声をかけて運営していきたいと考えているが、なかなか登録者が伸び悩んでいるという現状がある。今

年のはちくんオープンに関しては、市の職員と市が委嘱しているスポーツ推進委員の協力を得ながら実施していくこととしている。

Q7. スポーツサポーター制度は、ボッチャに限らず様々なスポーツを支える制度なのか。

A7. ボッチャに限らず、市内で行われる様々なスポーツイベントにおける、運営でサポートを行うものだ。

Q8. 貴市はタイ王国のボッチャチームとパラ陸上チームのホストタウンであったと存じますが、パラ陸上に関する市民向けの施策があれば教えていただきたい。

A8. パラ陸上に関する市民向けの政策は、現在行っていない。しかし、市民へのパラスポーツの普及や、共生社会の町作りの醸成を図る観点から、車いすのパラスリートを招致したイベントを先月開催している。内容については、東京オリンピックの卓球混合ダブルスで金メダルを獲得した水谷隼さんと、リオデジャネイロパラリンピックの卓球競技に出場した吉田信一さんをお呼びして、トークショーと卓球教室を開催している。今後車いすのパラスポーツを市民に体験していただきたくなどして、市民への共生社会のまちづくり意識の醸成を図りたいと考えている。

Q9. 今後、大館市として実施していきたい車いすパラスポーツのイベントなどはあるのか。

A9. 来年 2023 年は忠犬ハチ公の生誕の 100 年の記念の年であり、ハチ公 100 年プロジェクトを現在東京都渋谷区と様々な取り組みを進めている。その中で、渋谷区では、車いすスポーツを強力に推進しており、そうした繋がりの中で、本社が渋谷区にある企業から、企業所属のパラスリートの方を大館に派遣して、子どもたちと車いすバスケなどをしてみてはどうかという話が来ている。ボッチャだけでなく、車いすスポーツについても共生社会を醸成する観点から、市民が体験できる機会を設けたいと考えている。

Q10. 私たちは、ボッチャ体験会等のイベントをより多くの人が集まる場所(例えば「共生社会参加モデル施設」?)やショッピングモール等で実施することが有効であると考えております。貴市では、障がいの有無に関わらず多様な人々が交流できる機会を創出するために、どのような場所でイベントの実施を行うことが有効であるとお考えか。また、現時点で、今後予定されているボッチャ体験会は、どこでどれくらいの頻度で開催される予定なのか。

A10. 6 月に石田ローズガーデンでボッチャ体験会を開催するまでは、あのような場所でボッチャをやるイメージがわからなかった。実際にやってみると、ローズガーデンに

ポッチャを体験する以外の目的で来た多くの人々に、ポッチャを体験していただけたので、非常に有効な取り組みだということを確認したところだ。7月に開催された「マンモスフリーマーケット」というリサイクルの関係のイベントでもポッチャの体験コーナーを設置し、2日間で大体300人くらいの来場者に体験していただいた。ポッチャ単体だと、どうしても集客力が足りないと思う。今後も「ウィズイベント」という形で実施していきたいと考えている。その他のポッチャ体験会は、教育委員会で所管している出前講座というものに登録して実施している。月2回の頻度で、公民館や小学校、サークルなどから依頼が来ている。今後も定期的に体験会を開催していきたいと考えている。

Q11. 「ウィズイベント」として、他のイベントと一緒にポッチャ体験会を開催していきたいとおっしゃっていたが、今後、具体的にこのイベントや行事などで、ポッチャ体験会と一緒に開催したいと考えてらっしゃるものがありましたら、教えてください。

A11. 例えば、「肉博」や「きりたんぼまつり」のような、食と関連したイベントの中で体験会を行いたいと考えている。しかしそうしたイベントに参加するためには、ブースの出店料が必要となるため、参加を行うかどうか検討しているところだ。また、ハチ公生誕100年ということで、来年度様々なイベントがあるので、その中でポッチャや車いすスポーツなどの体験会を実施して、スポーツを通じて共生社会の醸成をしていきたいと考えている。

Q12. 大館市で、障害当事者が参加する「福祉フェア」のようなイベントは行われているのか。

A12. 「ボランティアフェスティバル」という、社会福祉協議会が主催となって行うイベントがある。

Q13. ポッチャ体験会は、今後も何かのイベントと一緒に開催するという形なのか。

A13. 現状はその方向で考えている。人が多く集まるイベントで、ポッチャの普及を図りたいと考えている。そのようなイベントには、必ず家族連れが来るため、大人だけだとなかなか参加しないと考えている。今後もそのような形式で開催したいと考えている。

Q14. 私たちの中では、ショッピングセンターの催事場などでポッチャ体験会を開催したいと考えているが、どうお考えか。

A14. 例えば福祉フェアの中でポッチャ体験会も行うという形であれば良いかもしれないが、なかなかポッチャ体験会単体だと、経験則的に集客力が弱いと感じている。例

えば東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成のイベントを、秋田市のイオンのショッピングセンターで県が主催して開催したことがあるが、色々なパラスポーツや、オリンピック種目のブースを設けたり、有名なオリンピックを招いて集客を図るということを行っている。例えば、ショッピングセンター「いとく」の催事場で、ボッチャ体験会単独で開催したとしても、集客力が弱いと考えている。そのため「ウィズイベント」という形で、今後も開催していきたいと考えている。

Q15. 共生社会参加モデル施設には、公園や公民館、スポーツ施設などが設定されていると思うが、そのような場所の中で、特に人が多く集まる施設や、人の多く集まるイベントはあるのか。

A15. 大館市の最大の食のイベントである「きりたんぼまつり」を10月の三連休で開催したが、コロナ禍の状況で、3日間で6万6000人を集客するイベントをニプロハチ公ドームで開催している。さらに、隣接のタクミアリーナという体育館でもありますので、様々なイベントを開催している。

Q16. タクミアリーナでは、どのような内容のイベントを開催し、どのくらいの人々を集客しているのか。

A16. オリンピアンの水谷隼さんと、パラリンピアン吉田信一さんを招いたトークショーと卓球教室をタクミアリーナで開催した。このイベントは、ボッチャを前面に押し出したものではなかったが、このイベント参加者と観覧合わせて700人くらいの参加があった。他にはBリーグの公式戦をこれまでに開催し、最大で2500人程度収容できる体育館となっている。

Q17. 単体でボッチャ体験会の開催は、なかなか厳しいというお話だったが、出前講座などボッチャの認知度上げる活動をかなり行っているとお見受けするが、今後単体のイベントで開催する事は考えているのか。

A17. 市で行っているボッチャの交流会はちくんオープンがあるが、その他にも地区の公民館単位のボッチャ大会を今年から開催している。また市主催のスポーツレクリエーション祭に、ボッチャ競技を新たに今年度から競技種目に設定して、各地区の公民館の代表チームが集まって、楽しむという形をとっている。このような各地域の公民館の中でボッチャ大会が自主的にできるようになれば良いと考えている。ボッチャは、障害の有無、性別も全然関係なく、平等で戦えるスポーツなので、こうした観点から、高齢者の生き甲斐や、健康作りが図れるようにしていきたいと考えている。

Q18. ボッチャサークルとは、公民館ごとにかかなりの数があるのか。

A18. 徐々に地域にサークルが広がってきていると感じている。

Q19. ボッチャ体験会を月に 1 回程度の頻度で開催されているという話だったが、体験会を開催して、次に開催される体験会などの情報提供する取り組みはしているのか。

A19. チラシを各公民館に配布する取り組みを行っている。またホームページやInstagramやフェイスブックなどの SNS での広報も行っている。しかしお年寄りの方が、ホームページや SNS を見られない恐れもあるので、チラシやポスターでの広報も行っている。

Q20. 私たちは、貴市で今後も継続してボッチャの体験会やイベントを実施することで、障害の有無に関わらず、多様な人々が交流する機会が生まれると考えている。そのための施策として、屋内外問わず空間があり、かつ、多くの人が集まるような場所(例えば「秋田犬の里」等)に設置することが有効ではないかと考えている。そこで、貴市では、ボッチャコート常設のようなことは考えているか。

A20. 市としても、多くの人が集まるような場所に、そのボッチャコート常設したいという思いをもっている。2019 年 8 月に、JR 東日本秋田支社から申し出があり、大館駅にボッチャコートを設置した事例がある。列車待ちの学生や、多くの住民が体験してくれた。しかし、2021 年 12 月に大館駅の改修工事のためにボッチャコートを撤去し、コートは市に譲渡されている。譲渡されたコートを秋田の犬の里に 1 ヶ月ほど設置して体験していただくという取り組みも行った。しかし、コートを常設するのは非常に難しく、人が集まる場所ほど、非常にハードルが高くなると感じている。

Q21. 人が集まる場所ほど、ボッチャコート設置のハードルが高いというのは、具体的にどういうことか。

A21. ボッチャコートは、広いスペースを占有してしまうため、施設の管理者側と折衝した場合は、1 ヶ月なら良いが、常設は難しいという話がある。占有期間というところが、ハードルが高くなる要因と考えている。

Q22. 正規のサイズのボッチャコートではなく、ハーフコートであれば、常設化のハードルが下がるのではないか。

A22. 市として小さいコートも所有しているので、施設管理者側との検討材料にしたいと考えている。

Q23. JR 大館駅の改修が終了したら、再びポッチャコートを設置する可能性はあるのか。

A23. 改修後の大館駅は、かなりコンパクトな駅になってしまうため難しいと思われる。譲渡の際に、改修後の駅に設置が難しいという背景があり、譲渡を受けた経緯がある。

Q24. 屋外にポッチャコートを設置するメリットとして、偶然通りかかった人も参加ができると考えているが、秋田犬の里の屋外(多目的広場)に、ポッチャコートを設置するのはどうか。

A24. 屋内での設置を考えていたが、石田ローズガーデンで体験会を実施したことも踏まえて、屋外での設置も検討していきたい。

#### (6)生涯学習課

Q1. 大館学び大学オリジナル講座のポッチャ講座が非常に充実していると感じた。これは視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等の障害のある方も参加することは可能だったか。また、今後、障害のある方にも大館学び大学のオリジナル講座に参加してもらうことが望ましいと考えるが、その際に課題となることはあるか。

A1. 大館学び大学のポッチャ講座に関して、障害を抱えている方の参加はなかった。また、講座ごとで参加者へ制限を設けることはしていない。障害を抱えている方が大館学び大学の講座に参加してもらう上での課題としては、大館学び大学のバリアフリー整備についてである。2階建てになっているがエレベーターがなく、肢体不自由の方や車いす利用者には参加が難しい。対策として、障害を抱えている方の講座申し込みがあった際に、バリアフリーの会場に変更することが想定できるが、後から会場変更に関する周知を行うことが困難であると考えている。そのためにも、情報発信の工夫を検討すべきであると考えている。

Q2. 聴覚障害や視覚障害を抱えている方が講座に参加する場合にサポート等はしているのか。

A2. 開校が2022年の4月であるため、これまでに聴覚障害等を抱えている方の参加はないが、1名サポートがつくといった対策が考えられる。また、障がいを抱えている方の生涯学習事業に関する秋田県での会議の場で、講座開催の際に支援が必要な方は、申し込みの時点でその旨を伝えていただければ、あらかじめ対応可能ではないかとの話があった。

Q3. 大館市では、障害理解教育の一環として、オリパラに向けての授業(スポーツ義足体験やパラアスリートとの交流)を行っているとのこと。これらの施策はそれぞれ、市

の方針として市内全校で共通して行われたものか。また、東京大会は終了したが、現在も継続して行われているのか。

A3. 大館市では、オリンピック・パラリンピックを契機に、学校での障害理解教育を進めていたわけではない。それ以前から各学校で、障害理解に関する授業を総合学習の時間等に取り組んでいた。車いすや視覚障害の疑似体験等を通じて、自身にどのようなサポートができるかを学ぶ機会になると考えている。このような取組において、社会福祉協議会に協力を仰ぎ、連携していくものと考えている。

Q4. 私たちは、障害当事者と健常者が芸術活動を通じて共に交流できる機会や場所をつくるのが、「心のバリアフリー」の醸成に寄与すると考えている。大館市主催で、工作や音楽体験など障害当事者と健常者が交流できる講座の開催事例はあるか。

A4. 大館市では、令和 3 年度から文部科学省の実施する「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」に手を挙げ、採択を受けた。そのような状況の中で、今年は工作や音楽体験の講座を計画しており、9 月にものづくりの講座を実施した。健常者との交流に関しては、「障害者の生涯学習講座」となっているため、障害を抱えている方の家族以外の方で講座に参加している方はいない。

Q5. 障害を抱えている方に講座の参加を周知する手段としては、就労施設や支援学校を通じてのものになるのか。

A5. 講座開催では、広報、地元紙への掲載のほか、障がい者の生涯学習事業で立ち上げている連携協議会には、就労施設や支援学校も入っていることから、講座案内は連携協議会委員を通じてチラシの配布と、声かけをお願いしている。在学中から講座に慣れていただくために、寄宿生が舎の中で体験していただくほか、舎の指導する先生にも参加していただくことも行った。

## せんだい日本語講座ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年11月8日 13時-14時30分
場所	青葉区中央市民センター
協力者	青葉区役所 まちづくり推進部 青葉区中央市民センター 企画調整係 総括主任 今川義博 様 主任 齋藤隆 様
スケジュール	2022年11月8日、青葉区中央市民センターにおいて、せんだい日本語講座に通う外国人の方の困りごとを調査するためヒアリングを実施した。ヒアリングや質疑応答は13時から14時30分の90分実施した。

### 2 質疑応答

Q1. せんだい日本語講座にはどのような属性（年齢、性別、職業など）の外国人の方が来ているか。また、彼らはどのような目的をもって講座を受けに来ているか。

A1. 年齢制限はしていないし、何か区別をして受入れていることはしていない。職業も細かく把握していない。今は子ども向けの講座も開催している。発足時は、留学生のご家族が多く、留学生本人は学内で学んでおり日本語が堪能であったが、そのご家族は日本語を学ぶ機会が無かったため、日本語をより勉強する必要があるためである。ここ十数年くらいは、語学留学している方本人が来ている。働いている方が受け入れ企業から日本語を勉強してほしいという要望を受けて受講している人もいる。若い人がバイトしながら来ている人もいる。

Q2. 外国人の方やその属性によって日常的に困っていることはあるか。また、外国人の方の属性ごとに困りごとは異なるか。その困りごとを誰にどのように解決してほしいと感じているか。

A2. 仙台市は人口が多く規模が大きい。個別の相談は外国人同士で行われるため、教室で行われることは基本的にない。相談する場合は個別の相談は国際交流センターで直接行われている。当講座においては日本語カフェ（講師は国際交流センター）を開催しており、税金や病院、ゴミ出し、交通安全に関する説明をしている。属性ごとの困りごとはあまり把握していない。子どもも来ているが、宿題ができない等がある。困りごとの相談は、市民センターに直接来ることはほとんどなく、年に数回である。国際交流センターが大体解決している。



- Q3. 外国人の方は、普段生活するうえで話す・読み・書きにおいて、困りごとは異なるのか。普段生活するうえではどれを最も重視しているか。
- A3. 子どもたちは、学校で友達と遊び一定時間を経るとコミュニケーションできるようになるが、読み書きはできないため講座を受けに来ているケースが多い。授業についていけるようにするために来るケースが多い。ある程度成長すると、日本語学習で遅れてしまった通常の学業の学習のために来る。大人は千差万別だが、基本的には日常会話に支障がなくなると来なくなる方が多い。留学生のご家族は、日常会話に困らなくなっても来ることが多い。日本語検定を受けるためにさらに学ぶというケースもある。個人によって学習意欲に差がある。
- Q4. 外国人の方はその属性によって病気になった場合や災害発生時等の緊急時で困っていることはあるか。それは、外国人の方の属性ごとに異なるか。またその困りごとを誰にどのように解決してほしいと感じているのか。
- A4. 震災の避難者の中に外国人の方はいなかったが、外国人を探しに来る外国人の方は来ていた。当センターも避難場所だった。外国人は外国人のネットワークで避難していた可能性は高い。震災当時は既にインターネットが発達しており、仲間同士のネットワークがあったため、そこでの情報共有が主だったのではないと思われる。急病などの相談が入ったことはなく大体は国際交流センターが解決している。通訳ダイヤルがあり、どうしようもない方はそのようなツールを利用している。現在はアプリを活用してやりとりできるのではないか。
- Q5. 外国人の方は災害発生時などの緊急時に、どのような情報発信がなされると便利なのか。普段は誰にどのように頼って対処しているのか。
- A5. SNS が効果的ではないか。ラジオだと日本人向けだから日本語でしか放送されていない。今はスマホも普及しているため、LINE の通話やツイッターを活用することが良い。
- Q6. 困りごとは日本語講座や行政が対応していない時間帯にも発生している。このような場合、外国人の方は普段どのように対処しているのか。また、今後どのような手段で解決してほしいと考えているのか。
- A6. 今はスマホなどの SNS ツールを持ち歩いていることが多いため、仲間同士でのネットワークで相談していることが多いと思われる。立ち上げ当初は電話で知り合いに相談していたと思われる。
- Q7. 技能実習生の方も来ているか。彼らは働くうえでどのような困りごとがあると言っていたか。またその困りごとを誰にどのように解決してほしいと感じていると思うか。

- A7. 属性を調査していないためゼロではないと思う。受入れている会社で受講させたいと言ってきたことはある。技能実習生の検定を実施している団体がいる。そこで見かける実習生がここに来ているわけではない。検定を受ける実習生は、福島や山形等の近隣から来ている事が多い。受け入れている企業での対応が多いため、当センターで対応していることはあまりない。
- Q8. せんだい日本語講座はどのような経緯で立ち上げたのか。その際に苦労したことはあるか。通っている外国人の方に特に人気の講座内容は何か。また、外国人の方の属性ごとに講座へのニーズは異なるか。
- A8. 特に苦労したことはない。募集は市政便りを用いて募集していた。日本人の知り合いがいる外国人の口コミが中心に集まった。立ち上げの際多言語での募集をした記憶はなく、英語での広報は行ったのみである。日本語カフェは交流メインでリラックスして行っており、他のカリキュラムは受講者の学習速度で受講人数も変わるため、人気の講座というものはない。日本の行事を時々講座に取り組んで実施している。
- Q9. 立ち上げの際、外国人住民の意見を参考にしたのか。
- A9. その点に関しては記憶にない。
- Q10. 収入と支出の構造について教えて頂けないか。収入において、教材費の占める割合はどのくらいか。
- A10. 受講料は無料で、負担するのは教材である。そのほかの教材や場所代等は当センターが負担している。講師の方の交通費などの実費は国際交流センターが負担している。開講当初は、講師の方には一コマ 1500 円程度渡していた。
- Q11. 受講者数は何人か。講師の方はボランティアなのか、お金を払っているのか。
- A11. 2022 年前期で受講者 120 人、講師 22 人である。基本的には講師は無償ボランティアである。子ども向けの講座では、大学生なども来ていた。大学によってはサークル活動などで実施しているケースがある。本来なら、講師の方へ適正な対価を払えるような準備を整えるのが理想だとは思っている。ゼロから立ち上げる場合、講師の方の報酬に関しては計画に入れて考えるべきである。開講当初も運営と講師を両方やっていた人がいる。
- Q12. 他の日本語講座との交流を通じて、せんだい日本語講座の成果を他の自治体に横展開したり、他自治体の事例を参考にしたりすることはあるか。
- A12. 当初は考えたが、今は行っていない。ある程度当センターで確立しているため、参考にする場合もあるかもしれないが予算的な面で難しいこともある。

Q13. 受講料が無料なのはなぜか。

A13. 開講当初に無料で実施することが決定されたからである。

Q14. 立ち上げにおいてどのくらい費用はかかったか。その内訳は。どのように捻出したのか。

A14. 年間数十万円くらいである。百万円を超えると議会案件になることもある。

Q15. 講座を持続していくための課題は何か。

A15. コロナの関係で、家で受講したいという外国人もいるため、オンライン形態はできないこともなく、そのための勉強会を講師の間で実施していた。講師の育成を毎年実施して確保している。

Q16. 当講座の開催により、仙台市全体にどのような良い変化が起こったのか。

A16. あまり把握していないが、受講して良かったと言う意見はある。外国人の方が安心して学べる場所があるというのは意義があると思う。

Q17. 日本語教室を始めた背景を教えてください。

A17. 仙台も外国人が増えて来たため、外国人が日本語を勉強する場を作りコミュニケーションが取れた方がいいのではという意見があった。開講当初は勤労青少年ホーム(働く青少年のための施設)が夜間開催されており、昼間は教室が空いていたため、外国人が日本語を勉強してもらう機会を設けた。市でお金と資源を出して運営していた。現在は国際交流センターがお金を出して、市民センターが運営している。

Q18. 受講生の方の紹介で新規の方が受講されたりはしているのか。

A18. 市政だよりや多言語 HP でも宣伝したりしているが、このような公的な情報を頼りに来ている人は少ないと思う。どちらかといえば、外国人同士の口コミや受講生からの紹介などが多いように感じる。

Q19. 市の施策として当講座をどのように位置づけていくと考えているか。

A19. 新規の教室の立ち上げに重きを置いていると思われる。供給が需要に対して足りていなければ新規の教室で受け入れの人数を増やすことを考えている。既存の団体をブラッシュアップしていくよりは、新規の団体を立ち上げて受け入れ人数を増やすという方向性のように感じている。

Q20. ボランティアの方の動機や講師になった背景は。

A20. 初期は市民センターに人も講師をしている人がいた。自分たちも教えるということに生きがいを感じていた。3～40代の方が多かった。

## 小滝電機製作所トウイ様ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年11月15日 17時20分-18時20分
場所	東北大学エクステンション教育棟401A教室
協力者	株式会社小滝電機製作所 トウイ様
スケジュール	2022年11月15日、東北大学エクステンション棟401教室において、株式会社小滝電機製作所のオンラインヒアリングを実施した。ヒアリングや質疑応答は17時20分から18時20分の1時間実施した。

### 2 質疑応答

Q1. 現在大館市で生活するうえで、住民として困っていることはあるか。生活をする上での困りごとをなくすうえで誰にどのように解決してほしいか。

A1. 大館に住んでおり、最初は日本語が分からなかったため、会社の人々が支援してくれた。生活においては日本人の友人ができたため、日本の文化を学ぶことができたが、日本について更に学びたいと思っている。普段困ったことがあれば会社の上司や友人に相談しており、それ以外の日本人には相談する機会が無い。通訳などで支援してくれる監理組合に相談することもあるが、ごくまれである。

Q2. 大館市が今後どのようなまちになれば住みやすいと思うか。

A2. 大館が好きなので、今のままでも満足している。

Q3. 日本語が異なるレベルの外国人の方で、日常的な困りごとは異なるのか。

A3. 日本語のレベルが異なるため困りごとも異なる。会社が週に1度日本語の勉強会を開催しており、実習生同士で勉強し上達している。本国で勉強する際は日本人がおらず発音の勉強に苦労した。日本に来てからは大館市特有の方言に苦労した。

Q4. 普段は困りごとを社員の方やコミュニティにおいて相談していると思われるが、それ以外だと誰に相談するのが容易だと思うか。

A4. 普段は仲間のベトナム人と相談し合い、相談した内容を代表者が会社の上司に相談している。ベトナム人同士のコミュニティはSNSにおいて実施しており、大館市内だけでなく本国のベトナム人、他の国の外国人の方とも交流している。

Q5. 貴社の社員の方だけでなく、日本人と接していて困ったことはあるか。

A5. 特にない。あっても気にしていない。会社以外の日本人との交流はほとんどなく、近所で畑を貸していただいている高齢の日本人の方と交流があるくらいである。会社を

辞めた若い日本人と交流することもあり、たまに連絡を取っている。日本人とはより交流したいと思う。

Q6. 病気になった際、病院や薬局等でどのような対応をしてほしいか。

A6. 健康であり病院に行くことはない。何かあったら会社に相談している。

Q7. 地震などの災害発生時に、誰にどのような支援をしてほしいか。また、災害発生に備えて、何かしてほしい支援等はあるか。(例えば、外国人の方向けの防災訓練や多言語での情報発信など)

A7. 日本に来てまもなく茨城県において防災訓練を実施し、会社内でも防災訓練を実施した。行政に対してしてほしい支援は特にないが、技能実習生はスマートフォンを持っているため、画面に緊急時の情報が表示されるようになれば便利である。

Q8. 保険や税金などの各種申請手続きは日本人でも難しい。社員の方に解消してもらっているとのことだったが、申請場所においてはどのような工夫がなされるとよいか。

A8. 所得税控除などの税金の変更に関する情報を行政は分かりやすく発信してほしい。

Q9. 本国を離れて働いている以上、精神的に疲れたりストレスを感じたりすることもあると思われるが、そのような時は、やはり実習生同士で交流することによって心の安らぎを得ているのか。

A9. ベトナムを離れ友人同士で交流し、ストレスを発散している。弘前や函館に遠出して遊んだこともある。

Q10. 大館市において日本語教室が開催されたら来たいと思うか。どのような日本語教室だったら来たいか。

A10. 外国人として日本語教室があればとても助かる。先生は日本人で、生徒はベトナム人だけでなく他の国の外国人も一緒に勉強すれば交流する機会が増えて好ましい。週に1、2回、休日に無料で開催してほしい。普段よく行く便利な場所において開催してほしい。

Q11. 地域の日本人と交流したいと思うか。また、地域でどのような交流イベントが開催されたら行きたいと思うか。

A11. ベトナム人だけでなく、他の国の外国人の方の料理を一緒に作る等の交流をしたい。

Q12. 技能実習生を受け入れている企業同士で交流し情報共有する場ができるといいと思うか。もし期待するとする場合、どのような情報を共有してほしいか。

- A12. 情報共有する場があると便利である。ベトナムの料理を教えるなどの交流をしたい。
- Q13. 普段日本語はどのように勉強しているのか。本国である程度日本語を取得してから日本に来ていると思うが、本国で学べなかった難しい日本語にはどのように対処しているのか。
- A13. YouTube 等のインターネットで勉強している。
- Q14. 普段人とはどのような移動手段であっているか。
- A14. 主に自転車である。
- Q15. ベトナム人のコミュニティはどのようなものか。
- A15. インスタグラムやフェイスブック等の SNS で交流している。ベトナム人だけでなく他の国の外国人も多くいる。外国人のみで構成されており、見るだけでコミュニケーションを取ることはあまりない。
- Q16. 生活していて、バスや電車、タクシー等の公共交通機関を利用するか。もし利用しているのなら、利用する際に何か困ったことなどはあるか。
- A16. 大館市は地方であるため、本数が少ないのが不便である。
- Q17. 大館市のボランティアが実施している日本語教室があるが行ったことはあるか。大館市以外に、秋田県の日本語教室に行ったことはあるか。
- A17. 聞いたことがないため行ったこともない。
- Q18. 大館市内において、多言語マップがあると便利か。
- A18. 普段よく行くスーパーや駅などで多言語対応していないため、看板が多言語対応していると便利である。多言語マップに関してはグーグルマップで調べることができるため、あまり必要性を感じていない。
- Q19. 困りごとを相談する場所としてどこが行きやすくて便利か。
- A19. 職場以外だと、共同生活しているアパート内で解決しており、会社以外で相談しようとは思わない。技能実習生の受け入れ企業が加入している公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）という団体が、技能実習生の困りごとに対応したり、冊子を配布して対応している。
- Q20. SNS で交流しているベトナム人はどういう人か。

A20. 技能実習生が多い。技能実習生だけでなく、自分の技術や知識を発信するために交流していきたいと思っている外国人の方もいる。性別や年齢は様々である。

Q21. 大館市内で例えばベトナム料理をふるまうレストランなど、ベトナム文化に触れる機会が欲しいか。

A20. 普段調味料などをインターネットで買うが不便であるため、ベトナムの食材が置いてあるスーパーがあれば良いと思う。

Q21. 日本人にベトナムの文化を知ってほしいか。

A21. 知ってほしい。さらに交流を深めていきたい。



## 大館市都市計画課ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年11月18日 9時-10時
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育棟 201B 教室
協力者	大館市役所 都市計画課 虻川様
スケジュール	2022年11月18日、東北大学片平キャンパスのエクステンション棟において、オンラインで大館市都市計画課へのヒアリングを実施した。 9時に開始し、10時に終了した。

### 2 質疑応答

Q1. 大館市では、来年度末まで「大館版 mobi プロジェクト」の実証運行が行われる予定だが、現時点での実証実験終了後の継続の予定について教えていただきたい。

A1. 実証運行は令和4年10月1日から令和5年2月28日まで5ヶ月間の予定である。そのデータを基に効果を検証し、今後の継続または本格運行への移行等について大館版 mobi プロジェクト推進協議会において協議することとしている。

Q2. 大館市が今回行っている「大館版 mobi プロジェクト」の財源や運行の枠組み、また可能であれば収支見込と現時点における見込みとの違いについても教えていただきたい。

A2. 財源に関しては、全体事業費約3000万円、うち国の地域公共交通確保維持改善事業の補助が2/3で約2,000万円、県の地域公共交通活性化チャレンジ事業の助成金として約60万円、残りは市の一般財源から出している。現時点の利用率については、実際12時から14時の間の利用が少ない。全体的に売り上げが追いついていない状態であるため、利用率を見直していかなければならないと考えている。その原因として、現在2台で運行しており、当時間帯に1台ずつ休憩していることや、朝方や夕方利用が多く、通院や通勤に利用される方が多いためである。今後の日中の時間帯の利活用については、仕事をしていない方などの家にいる方にどのように利用してもらえるかについて検討していきたい。

Q3. mobi プロジェクトでは、利用者のデータ分析などは行うか。

A3. 行なっている。具体的には、7月から立ち上げた協議会において、コンサルタント事業者なども加わり、利用者の傾向や、費用対効果の検証を行っている。その中で、利用者だけでなく利用していない方について、なぜ利用していないのかなどの意見も今後取り入

れていくことを検討している。

Q4. mobi 車両のユニバーサルデザイン化は検討しているか。

A4. 現在運行している車両はハイエースであり、乗降口が高く、不便さを感じるといった声も聞かれる。また、障害のある方への対応を求める問い合わせもあり、今後障害のある方の声も取り入れていく必要があると感じている。そして、障害のある方が利用される際、運転手が手伝うことができるかという課題もあり、それは運行時間にも影響する。運行事業者やシステム事業者との協議の中でもこのような意見があり、今後検討を行っていく。

Q5. 施設のバリアフリー化には多くの予算や時間が必要になると認識している。そのような状況の中で、公共施設（特に共生社会参加モデル施設）で大規模な改修を行うまでの間、もしくは予算の都合上改修が困難な場合、簡易スロープの常備や視覚障がい配慮した案内表示の設置等、比較的成本を抑えた施策を取り組む必要があると考えている。そこで、このような取り組みやすい施策を大館市では実施しているのか。また、予算等の都合上ハード面での対応が難しい状況もあると認識している。その際には、車いすを後ろから押すなどのソフト面からの対応が非常に重要であると考えている。そこで、大館市では、ハード面とソフト面を合わせた施策を行っているのか、教えていただきたい。

A5. 現在、共生社会参加モデル施設においてバリアフリーの検討を進めている。ハード面に関しては、一例として秋田犬の里の駐車場から入口までの間に段差のある箇所があり、そこに簡易スロープを設置する等の対応をしている。民間施設については、今後協議会等を通じて働きかけることは可能であると考えているが、現時点で取り組んでいる事例については把握していない。またソフト面に関しては、市全体でバリアフリーを進めていくためにも非常に重要と考えており、1人1人が意識して行動できるよう、小学生から体験学習など心のバリアフリーに関する学習を行っている。

Q6. 駐車場のバリアフリー化について、駐車場から建物の入口までの距離を近くする、屋根の設置などの取組みを行っているか。

A6. 秋田犬の里では、駐車場から入口までの段差の解消を行っている。しかし、バス専用駐車場からは段差の解消がなされておらず、スロープで対応している。市役所の駐車場については現在本庁舎の整備をしており、屋根の設置等に関しては、図面を確認する。

Q7. 障害のある人などにとって、エレベーターやバリアフリースイレ、スロープの有無といった施設の質的なバリアフリー情報は外出をするために必要な情報であり、そのような情報提供はとても重要であると考えている。大館市では市内のバリアフリー情報

についてどのような情報を所有しているか。また、施設の質的なバリアフリー情報に関するデータをバリアフリー情報収集アプリなどを提供する民間事業者に提供しようとした場合の課題はあるか、教えていただきたい。

A7. 公共施設については、バリアフリー対応の詳細について調査を行いながら十分な把握に努めている。毎年、県の事業で調査を行っており、エレベーターやトイレの有無等、簡易的な情報については調査しているが、入口の幅など細かい部分までは調査されていない。民間施設については調査に至っておらず、東京 2020 大会前に行ったまち歩き点検の際に数力所について点検したが、まだ全体的に把握はしていない。また、バリアフリー情報の提供方法については、アプリ等も含めて今後検討していきたい。

Q8. 視覚に障害のある人や車いすを利用する人のどちらも安心して移動するために歩道と車道との段差をなくしたうえで、視覚障がい者誘導用ブロックを設置することが有効であると考えている。そこで、大館市ではこのような歩道の段差解消のための施策を行っているか、教えていただきたい。（ゼロ段差ブロックについて）

A8. 行っていない。バリアフリー基本構想の道路特定事業を設定しており、現在歩道の段差解消に向けた検討を行っている。具体的には、大館駅の駅前広場において整備を行っている。当該事業は秋田県のバリアフリー形成に関する条例に基づいて実施している。段差に関しては 2cm 以内の整備が基準となっており、条例に基づいた整備を予定している。段差の無い点字ブロック（ゼロ段差ブロックの導入については今後検討していきたい。

Q9. 市役所本庁舎周辺の道路の改修時期と合わせて新しい点字ブロックの導入は可能か。

A9. 本庁舎周辺の道路は国道 7 号線であり、現在国の方で整備を行っており、工期は令和 8 年まで完成させる予定である。これは国道に該当するため、市側でお答えすることは難しい。市道であれば、今後検討していきたい。

Q10. 車いすを利用される方々にとっては、歩道にあるわずかな段差も移動の際の障害となりうるというお話を当事者の方から伺った。点字ブロックもわずかな段差の 1 例であると考えている。そのような中で、私たちは車いす利用者の方が移動しやすいように点字ブロックの一部にスリットをいれる等の対応が必要であると考えている。そこで、貴市ではこのような歩道の段差解消のための施策を行っているか、教えていただきたい。

A10. 行っていない。このような取組みは今後検討していきたい。

Q11. スリット入り点字ブロックを、人通りが多いところや、公共施設付近の道路、また、市役所内などに新しく設置することは可能か。

A11. 検討していきたい。

Q12. 大館市では、障害を抱えた方々の社会参加を促すために、共生社会参加モデル施設を選定していると認識している。しかし、大館市の定めた移動等円滑化促進地区の地区外にあるモデル施設も一定数あると把握している。そのような施設へアクセスするためにも、障害を抱えた方の移動手段を充実させる必要があると考えている。そこで、大館市で障害を抱えた方に焦点を当てた交通施策はあるか、教えていただきたい。

A12. 現在大館版 mobi プロジェクトに取り組んでおり、市街地を中心とした運行だが、一部の共生社会参加モデル施設へのアクセスもできるように取り組んでいる。範囲の拡大については、実証実験の成果によって異なるが、拡大を検討する可能性もあり得る。

Q13. 私たちはユニバーサルスポーツであるポッチャの体験会を公園などの公共施設で実施することで、多様な人々が交流する機会の創出につながると考えている。その際、障がいの有無にかかわらずアクセスできるように公園のユニバーサルデザイン化が重要であると考えているが、大館市では公園や公園にある遊具のユニバーサルデザイン化についての取り組みを行っているか、教えていただきたい。

A13. 現在は行っていない。今後検討していきたい。特に、利用率の高い公園に関しては、大館市役所本庁舎周辺の桂城公園や長木川の河川上の緑地が挙げられる。公園は近隣の方が利用することが多い。しかし、駐車場がないため、例えば、障害者の方でも利用できるような駐車場等を整備してアクセスできるようになるといいのではないかと考えている。

Q14. 施設のバリアフリー整備を進めていくうえで、障害を抱えた方の意見を反映させることが重要であると考えている。大館市では、障害を抱えた方との意見交換の場等を設けているのか、教えていただきたい。

A14. バリアフリー基本構想を策定する過程で、障害のある方へのヒアリングを行っている。その中で、実際によく訪れる施設等に関する意見を取り入れ、バリアフリー化する施設の選定の検討を行っている。その中でも特に民間施設をよく利用するという意見が多かった。

Q15. 民間施設をバリアフリー化する場合、大館市からの補助等は可能か。

A15. 現在検討しており、早ければ来年度からの民間施設のバリアフリー化の補助が可能となる。具体的には、バリアフリースイレーや入口のスロープの設置などであり、どの程度補助をするかは未定である。このような取組みを通して、バリアフリー化を促進したい。

Q16. 大館市から民間への働きかけとして、補助金以外の働きかけはあるか。

A16. バリアフリーのまちづくり推進協議会において、民間事業者や、商工会等にも参加していただいている。そのような中で、バリアフリーの情報共有をしており、その影響は少なからずある。

## 大館にほんごCOCOの会ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年11月25日 17時30分-18時30分
場所	東北大学エクステンション教育棟410教室
協力者	大館にほんごCOCOの会 代表 高橋信子 様
スケジュール	2022年11月25日、東北大学エクステンション棟において、大館にほんごCOCOの会に通う外国人の方の困りごとを調査するためオンラインヒアリングを実施した。ヒアリングや質疑応答は17時30分から18時30分の1時間実施した。

### 2 質疑応答

Q1. 教室に通う外国人の属性（年齢、性別、職業、出身国等）に関して具体的に教えて頂きたい。また、属性によって困りごとは異なるのか。

A1. 出身国はアフガニスタン2名、ベトナム1名、中国3名、タイ3名、フィリピン5名、インドネシア1名、パキスタン2名、インド1名、南アフリカ共和国2名、イギリス2名、アメリカ1名、トリニダードトバゴ1名の合計24名である。年齢は、10代2名、20代7名、30代4名、40代7名、50代3名、60代1名である。職業は、高校入学準備中1名、自営業の手伝い2名、ALT6名、日本人の妻11名、外国人の妻4名である。性別は、女性17名、男性7名である。属性によって困りごとはあまり異ならないように感じる。就労している方は通訳、ALTにはスーパーバイザーがついており、日本人の妻は家族が支援している。外国人の妻は病院や学校、進学について困って相談することがある。

Q2. 外国人はどのような目的を持って通っているのか。

A2. 日本語を勉強することが主な目的である。

Q3. 貴団体が設立された経緯やその際苦労したことはあるか。

A3. 2002年にボランティアグループを自ら立ち上げ、その2年後から大館市から委託を受け（大館市観光交流スポーツ部移住交流推進課所掌）その予算で運営している。大館市の予算で外国人市民サポーターとしても活動している。

Q4. 貴団体を運営する上で、苦労していることはあるか。

- A4. 講師(9名)は平均年齢70代であり、高齢化が問題である。日本語科出身の若者も市内にいるため、その方たちに引き継いでほしいが、市の予算(年間100万円)による報酬(1コマ3000円)だけで生計を立てることはできず、能力のある若者が担い手となるのは難しい。
- Q5. 週どれくらいの頻度で活動が行われているのか。1回の活動時間はどのくらいなのか。
- A5. 週2コマ(月曜日が17時30分から19時30分、水曜日が10時から12時)で1コマ2時間である。
- Q6. 外国人にとって、どの程度のレベルまで日本語を習得するかは人それぞれだと思われるが、参加者の希望するレベルごとにコース分けされているのか。
- A6. 昼は5グループでクラス分けしている。外国人の語学レベルやニーズによってグループ分けしているが、上達度合いに応じて適宜グループ替えをすることもある。
- Q7. 外国人は大館市に在住する日本人と普段交流しているのか。日本人と交流する際に困ったことはあるか。
- A7. 市内に若者のグループが少なく、若者との交流できていない青年もいる。日本人や外国人の妻は馴染んでおり、あまり問題が無いように思われる。
- Q8. 外国人が何か困りごとを抱えたときに、市役所等の行政の窓口へ駆け込んだり、支援を求めたりしているのか(例えば、税金や健康保険等の各種手続き)。
- A8. 簡単な手続きや学校のお便りなどは相当の講師に教えてもらっている。税金や社会保険に関しては企業が対応していると思われるため、困りごとがあまり聞いたことがない。対応できない場合は、大館市観光交流スポーツ部移住交流推進課に相談し、担当課につないでもらっている。
- Q9. 外国人の困りごとに対処するため、秋田県国際交流協会や大館市役所とどのように協力して、困りごとの情報共有や困りごとに対する支援をされているのか。また、協力するうえで課題に感じていることはあるか。
- A9. 秋田県国際交流協会はやや距離があり、込み入った調べ物をお願いするときに利用している。家庭や子供の問題が生じた場合には市に相談することがある。
- Q10. 教室に通う外国人は生活するうえでどのようなことに困っているのか。外国人の属性によって困りごとは異なるのか。また、困りごとに対処する際に課題に感じていることはあるか。

- A10. 困りごとの把握のためにアンケート調査を実施したほうがよいと思うが、外国人が最も困っているのは「言葉」である。生活するうえでの困りごとは、インターネット等で情報を入手できるため日本人が思っているほど困っていない。生活習慣で困ることもなく、特にアジアの方は適応能力に優れているように感じる。
- Q11. 日本語レベルが異なる外国人によって、困りごとは異なるのか。
- A11. 日本語を全く覚えることができない外国人もいる。日本語は読めないと困ることが多々ある。ただ、最近はスマートフォンで何でも検索できるし、SNSに外国人が載せた困りごとに日本人が回答する例もあるようである。
- Q12. 本国を離れていると精神的にストレスを感じる事もあると思う。そのような場合、どのようにストレスを解消し精神的な安らぎを得ているのか。また、解決する場として大館にほんごCOCOの会はどのように対処しているのか。
- A12. 日本語の習得に加えて、同じ国の出身者に会いに来ることを目的とする場合もあるようである。困りごとは個々人によって異なるため、外国に来たから困りごとが生じるということではないと思う。
- Q13. 地震などの災害発生時に、誰にどのような支援をしてほしいか。また、災害発生に備えて、必要な支援等はあるか(例えば、外国人向けの防災訓練や多言語での情報発信など)。
- A13. 大館市では地震は多くなく、災害に関する困りごとはあまり聞かない。災害発生時に日本語でもいいからメッセージを伝えてくれると外国人は助かると思う。日本人や外国人の妻は家族が、就労している人はスーパーバイザーがいるため困っていない。身内がない外国人の学生は困っていると聞いたことがあるが、大館市は外国人の学生は少ないため困りごとを聞いたことはない。
- Q14. 秋田県国際交流協会の「外国人相談センター」大館市担当者から、外国人が病院で言葉が通じず困っているというエピソードを教えて頂いた。このような場合、外国人は誰にどのような支援をしてほしいと感じているのか教えて頂きたい。
- A14. 日本の病院は、独特の行動パターン(次は待合室に行って、その次は診察室に移動するなど)があり、日本人でも戸惑うことがあるのだから、外国人はなおさら戸惑いやすい。言葉が通じるか通じないかの問題ではなく、日本語が分かる方と一緒に行けば、病院でのこのような行動パターンにも困らないのではないかと思う。病気の症状に関してはスマホで調べているようである。



- Q15. 出身国の異なる外国人同士の交流や外国人と日本人の交流を促進することが共生社会を実現するうえで有効だと思われるが、このような交流を図るためのイベント等は開催されているのか。また、教室に通う外国人は外国人同士の交流や日本人との交流を望んでいるか。もし望んでいる場合、どのような交流を望んでいるのか教えて頂きたい。
- A15. 教室内で社会科見学として遠足を実施したり、二学期の終わりにクリスマスでそれぞれの国の料理を作ったりしている。今は対外的な活動は少なくなった。市役所からの実施依頼もなくなった。テレビやスマホで様々な情報を入手することができるようになったため、新鮮味がなくなったのかもしれない。先日タイフェアが実施された際には、COCOの会でもブースを設営してタイ出身の方が舞踊を披露した。
- Q16. 上記のような交流イベントにおいて、例えばお互いの国の文化(食や宗教、音楽、工芸品等)に触れることができれば、人々の関心を引きやすく、交流促進に有効であると思われるが、このことについてお考えを伺いたい。
- A16. 料理を作ったり、披露したりするのは、その国の文化を知ってもらう上でとてもよいと思う。
- Q17. 大館市で日本語講座に通うことを望んでいる外国人のなかには、日本語講座があることを知らない方もいるのではないかと。貴団体のような活動をしている団体の周知も必要であると思われるが、このことについてお考えを伺いたい。
- A17. COCOの会は大館市の教室だから市の広報には掲載されている。市役所に問い合わせてくる人も多い。また、外国人の間で個人的な紹介や口コミで広まるケースもある。どうしても日本語を学びたい方は自分で調べて訪れている。
- Q18. 例えば障がい者向けにコミュニケーションボード(コミュニケーションの内容をイラスト化し、具体的に示すことによって、より円滑な意思疎通を図るための意思伝達ツール)が活用されているという例もある。このような取組を外国人に向けて実施することも、日本語の分からない外国人の方にとっては有効だと思われるが、このことについてお考えを伺いたい
- A18. 日本語教室内でどうしても日本語を覚えられない人がいて、担当していた先生がコミュニケーションボードに近いものを作って対応していた。スマホでその都度調べるという方法もあるが、スマホだと間に合わない場面もあるため、コミュニケーションボードを作って外国人本人に持たせればよいと思う。
- Q19. 例えば商業施設等の人が多く集まる場所や街中の空きテナントなどに、貴団体が実施されているような、日本人×外国人(外国人×外国人)の交流の機会や外国人向けの相

談窓口などを設ければ、買い物ついでに気軽に相談しやすい上、交流促進にとっても有効だと思われるが、このことについてお考えを伺いたい。

A19. あまり有効ではないと思う。まず大館の場合は当該場所を周知するのが難しい。また、誰が対応するのかが問題となる。すべての外国人が英語を理解できるわけでは決してなく、それぞれの言語に対応する必要があるが、それぞれの言語に全て対応できる人材を確保するのは難しい。

Q20. 日本語教室で教える際に、それぞれの国への言語対応に苦勞する可能性も考えられるが、外国人が予め簡単な日本語を勉強した上で参加しているのか。

A20. 0の状態である人もいるが、最近はネット上において無料で学習できるサイトを利用してから来る人もいる。教室では日本語の教本と翻訳版を買ってもらっている。なお、英語ができる人が英語に頼って日本語の学習が疎かになるケースもある。

Q21. 貴団体を卒業された方とは交流しているのか。

A21. 日本語の勉強を目的とするのではなく、困りごとがあって訪れる方や、純粹に遊びに来る方もいる。街中で会って親しく挨拶することもある。

Q22. 貴団体のように、日本語学習を支援しつつ交流の場を提供するような団体が今後増えていくのが望ましいと思うが、このことについてお考えを伺いたい。

A22. 世代交代の必要性を感じているが、若者は忙しく、高齢者の方が活動しやすいのは確かだと思うため、ニーズがある限りは活動しようと覚悟を決めたところである。

Q23. 立ち上げの際に先進事例に学び、ご苦勞もされたとのことだが、20年もの間活動を継続するのはさらに難しいことであると思う。長きにわたる活動のなかで支えとなったノウハウや制度等があったか。

A23. 初期はボランティアだったためフリーマーケットで資金を調達したりしていた。料理の講習について行ったり、クリスマスやお楽しみ会（年度末）など「楽しみ」も常に大事にしてきた。年賀状、暑中見舞い、新聞（年1回）の発行など家庭へのアピールもしている。どうしても日本語を覚えられない人向けに、100語や200語覚えるだけで日常生活を送れるような、簡単な日本語の本があればよいと思う。

## 国土交通省総合政策局バリアフリー政策課ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	11月25日（回答メール受信日）
場所	
協力者	国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課
スケジュール	国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課に対して、障害当事者の意見反映に関する質疑をメールにて行った。

Q1. 先日のヒアリングの際に、障害当事者の声を反映している取組に関して移動等円滑化評価会議のお話を伺いました。この会議において、障害当事者の方から具体的にどのように意見を聞き、施策に反映されていらっしゃるのでしょうか（当事者から具体的なお要望を聞く場なのでしょうか）。また、障害当事者の方との意見交換をする際に工夫されていることはありますでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。

A1.

（障害当事者の意見の反映について）

移動等円滑化評価会議においては、参加いただいている委員から質問や意見をいただく時間を設定しており、個別のテーマについてご発言いただく時間と、他省庁の施策も含むバリアフリー施策全体についてご発言いただく時間を分けております。

具体的に、直近の第8回移動等円滑化評価会議（令和4年9月29日開催）においては、  
・当事者目線にたったバリアフリー評価指標のあり方の検討について（バリアフリー課施策）  
・移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況について  
の2つに分けて、委員からご発言いただいたところです。過去の開催時も含めて、どのような意見が出たかについては、HPに掲載しております議事録等をご確認いただければと思います。

会議の場で委員よりご発言いただいた内容については、後日まとめて書面で回答するという対応をしております。また、施策への反映に関して、上記の「当事者目線にたったバリアフリー評価指標のあり方の検討」については、まさに当課で進行中の施策であるため、いただいた意見をもとに進め方の再検討等を行うことより、施策への反映を図っております。

（参考：移動等円滑化評価会議資料及び議事録）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000160.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000160.html)

（障害当事者との意見交換の際に工夫していることについて）

私個人の考えであり、かつ、工夫といえるものが不明で大変恐縮ですが、意見交換の際に

気をつけていることは、先入観を持たないこと及び自分の価値観で測らないようにすることです。国交省も含む中央省庁においてバリアフリー施策を担当している者は、障害等を持たない方がほとんどです。そのため、担当者が考えていることと、実際に当事者が感じていることの間には、隔たりがあると感じています。この点に評価会議や意見交換会における当事者参画の意義があるのですが、意見交換の際には、わからないことは素直に当事者に質問し、自分の価値観で決めつけるようなことはしないよう、気をつけております。

## 伊勢市社会福祉協議会ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	2022年12月2日 10時-11時50分
場所	東北大学片平キャンパス
協力者	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 野中 秀行 様
スケジュール	2022年12月2日、東北大学片平キャンパスのエクステンション棟において、伊勢市の社会福祉協議会へヒアリングを行った。10時に開始し、11時50分に終了した。

### 2 質疑応答

Q1. げんこころ一む事業は、社会福祉協議会が主体で企画・実施をされている事業か。もしくは伊勢市又は三重県等の行政からの委託されて行っている事業なのか。また、ふくしなんでも相談を行うにあたり、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門知識のある方が相談員として在籍しているのか。

A1. 平成31年の設立当初は社協について知ってもらうことを目的に、社協独自の施策として実施していた。実績が上がり、2年目からはボランティアセンター事業の一部負担金事業となった。また、令和3年からは市から福祉ボランティア育成事業として予算をもらい、市の委託事業となっている。相談員に関しては、最低限、社会福祉主事任用資格を取得している者が配置されている。社会福祉士や精神保健福祉士ばかりではなく、介護福祉士、介護支援専門員といった資格を所有している者も職員として働いている。

Q2. 現在げんこころ一むのある場所に関して、げんこころ一む事業は公的な側面があると認識しているが、空きテナントを社会福祉協議会が借り上げているのか。

A2. 借していただいている。イオン側からの持ちかけがきっかけとなっている。公的機関による空き店舗の活用を検討していたイオンタウン側のニーズと、社会福祉協議会をより多くの方に知ってもらいたいと考えていた社会福祉協議会のニーズがマッチしたかたちであった。

Q2①イオンタウンとの契約について、伊勢市とイオンタウンとの間で連携協定等を結んでいるのか。

A②特に協定等は結んでいない。あくまで賃貸契約のみである。社会福祉協議会が自らイオンに入り展開するのは全国初だったとのことで、イオンタウンの社長と市長が出て開所式をやる等、イオンタウンの全面協力を頂いている。

- Q3. 社会福祉協議会会費、補助金等を活用して運営していると認識しているが、げんこころ一む事業の具体的な財源を教えてください。
- A3. Q1とも重複するが、設置当初は自主財源で運営していたため、介護保険事業等で収益が出た分を運営に充てていた。しかし、現在はボランティアセンター事業の委託事業となり、令和3年度からはボランティアセンターの本体もげんこころ一むの中に入ることとなった。そのため、現在は基本的に受託金で運営し、その他、部分的に自主財源から補填している。
- Q4. げんこころ一むで実施されている当事者体験プログラム(店内アイマスク・介助体験等)では、イオンタウン伊勢ラパークとの連携をされていると思われるが、この連携はどのように行われているのか。
- A4. げんこころ一むはイオンタウン内の一店舗として入っており、同友会という店舗の組合に参加している。情報の伝達等はイオンタウンの事務局によって、同友会を通じて全店舗に周知できる仕組みとなっている。例えばイオンタウン内での車いす体験では、車いすの目線に配慮された商品の配置になっているのか等を見させていただくが、こうした体験には各店舗への協力のお問い合わせが必要となるので、事務局から通達していただき、全店舗に周知している。また、実際に店舗の中に入れていただく場合もあり、直接その店舗の店長にイベントの趣旨やコースを説明させていただいている。
- Q5. げんこころ一むでは、福祉に関する様々なイベントを、外部団体の方が講師となって開催されていると拝見した。げんこころ一むの主な取組として、「ボランティアや地域福祉活動の場の提供」が掲げられているが、外部の団体からの問い合わせ(申し込み)があった場合に、日時・場所等の枠組のみを提供しているのか。あるいは、イベントの内容等についても、貴団体と外部の団体とで協力して企画されているのか。もしくは、貴団体から、外部団体にイベントを依頼されているのか。
- A5. げんこころ一む開設当初は独自に職員がイベントを実施していた。親子向けのイベントで子供を連れた親に来てもらうことを狙っていた。現在は、ボランティア団体に登録している団体や、地域貢献登録企業に登録されている企業がイベントを実施しており、職員による独自の事業はほとんど行われていない。年間計画を組んでげんこころ一むから募集をかけており、先着順である。また、外部団体が参画している例としては、地元の皇學館大学と連携し、共催という形ではあるが、学生の福祉教育の一環として大学生にイベントの企画・運営をしていただいている。さらに、市内の福祉科のある高校とも連携をとり、同じく体験学習のメニューを高校生に企画・実践していただいている。また、サロン活動等のイベントの運営はボランティアが中心である。げんこころ一むでボランティア養成講座をやっており、養成されたボランティアの方が

団体を作られて、げんこころ一むを拠点に集いの場や共生型サロン、コミュニティカフェ等を運営していただいている。地域のサロンに行きづらい人(溶け込めてない人、引っ越してきた人等)も中にはいらっしゃるの、げんこころ一むのサロンは地元でないところの人と交流できていいという声もある。

Q6. 福祉なんでも相談員は社会福祉協議会で養成されているのか。

A6. その通りである。行政と協働でつくっている地域福祉計画・地域福祉活動計画の中で身近な地域で相談できる場所をつくることを目標にしており、現在、様々な形態でなんでも相談窓口をつくっていただいている。例えば民生委員に地元の窓口になっていたり、小学校区に1つのまちづくり協議会に窓口作っていただいたほか、地域貢献登録企業の営業の中で相談を社協に繋いでいただいたり、郵便局や薬局が顧客との会話の中で出た困りごとを社協に繋いでいただいたりといった形で福祉なんでも相談を行っている。また、集いの場の世話人になんでも相談室の相談員になっていただき、市内何か所に窓口をつくるという構想もある。

Q7. げんこころ一むは、福祉の相談事業だけでなくイベントや情報発信に力を入れることで、多様な方々が集まる活気のある空間を作られている。イベントとふくしなんでも相談では、どちらを目的として来場される方が多いのか。また、イベントをきっかけにげんこころ一むを知った方がふくしなんでも相談を利用されることもあるのか。

A7. イベントにいらっしゃる方の主な目的はやはりイベントだが、そういった方がふくしなんでも相談に繋がるように仕掛けている。イベントをきっかけとして、社会福祉協議会について関心をもってもらえることは大いにある。イベントが我々と話すきっかけとなり、その会話から相談に繋がるケースも一定数ある。

Q7①新規の方とリピーターの方はどれくらいの割合でいらしているのか。

A7①ひと月で見ると、来られる方の9割はリピーターが占め、1割が新規の方だと思われる。土日に新規の方が多く、平日にリピーターの方が多い。

Q8. 貴団体の運営する他の相談窓口とげんこころ一む、それぞれの相談件数を教えていただきたい。また、相談内容に関して、「商業施設に設置されているために若い世代が訪れやすいげんこころ一むでは子育て等に関する質問がより多い」といった特徴はあるか。

A8. 他の相談窓口での相談件数については把握できていないが、げんこころ一む内ではボランティアセンターへの相談件数が圧倒的に多い。相談内容については、先月の実績によれば、ボランティアに関する相談が最も多く、二番目に障害のある方の相談、次いで地域福祉に関する相談が寄せられている。また、現在げんこころ一むは子どもが

訪れる音楽教室や英語教室の近くに設置されているため、親子向けのイベントを行うと多くの方が来てくださるが、若い世代からの子育て等に関する相談は少ない。

Q8①障害のある方が相談に来られるというお話があったが、どのような障害の種別の方がいらっしゃるのか。

A8①身体障害の方もいらっしゃるが、一番多いのは精神障害の方である。

Q8②げんこころ一むが精神障害の方にとっての居場所となっている側面があるのか。

A8②実際にそういった側面がある。他の機関では受け入れてもらえないような、日常生活や仕事に関する話を聞いてくれる場、相談の場として利用される方がいらっしゃる。

Q8③障害のある方が、その場にいる健常者の方と交流する機会はあるのか。

A8③例えば4,50代の精神障害をお持ちの方が、共生型サロンに来られている高齢の方と一緒に体操や催し物を行ったり、お茶を飲みながら会話をしたりと、コミュニケーションをとることに活用いただいているケースがある。世代間交流の場となっている。また、新たな活動の場を見つける機会や、多様な方と交流する場としてげんこころ一むを利用している障害をお持ちの方がいらっしゃる。

Q9. げんこころ一むが設立される以前の福祉に関する相談窓口はどのような形態だったのか(福祉に関する相談をワンストップで受け入れる窓口はあったのか)。また、商業施設に設置されたサテライト型の相談施設としたことで、福祉に関する相談件数は増加したのか。

A9. げんこころ一むができる以前のワンストップの相談窓口としては、無料法律相談や民生委員と協力しての心配事相談室を行うことで相談の機会を作っていた。現在は、地域の公民館やまちづくり協議会、郵便局といった地域の身近な場所で相談を受けるような体制にシフトしているため、各支所での無料法律相談と心配事相談室は行っていない。ただ、現在もげんこころ一むのイベントとして、地域貢献登録をされている弁護士や行政書士の方が無料法律相談を行っている。また、令和3年度から伊勢市のほうでも福祉生活相談支援センターができ、高齢、障害、子育て、健康など全部ワンストップで受け止めるような部署になっている。

Q9①Instagramで情報発信をされているとのことだが、Instagramを見て実際に若い世代が足を運んだというケースはあるか。

A9①げんこころ一むができた時に、学生等の若い世代にも市民活動やボランティア活動に参加してもらいたいという思いでInstagramを始めた。活動の様子を見てもらいたかったので、写真がたくさん載せられるInstagramにした。ただ、関わりのある大学生等は見ているようだが、まだまだフォロワー自体も少ないので、実際に若い世代にどのくらい効果があるのかは分からない。



## 高槻市都市創造部都市づくり推進課ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	11月28日（回答メール受信日）
場所	
協力者	高槻市 都市創造部都市づくり推進課 武林様、田中様
スケジュール	高槻市都市創造部都市づくり推進課に対して、民間施設のバリアフリー情報収集やWebマップの費用に関する質疑をメールにて行った。

### 2 質疑応答（文書回答）

- Q1. 高槻市周辺おでかけマップには、民間施設のバリアフリー情報が多数掲載されているが、このような情報はどのようにして収集したのか。民間施設に情報を提供していただくために工夫されたことなどがあれば合わせて教えていただきたい。
- A1. 高槻市では、平成23年度に高槻市バリアフリー基本構想を策定して以降、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念に、道路や建築物などのハード面の整備やソフト面の心のバリアフリーを推進している。この取組の一環として、平成27年度に高齢者や障がい者、子育て世代など誰もが安全で安心して外出できるように、バリアフリー情報を掲載した「おでかけMAP」を作成した。マップへの情報掲載にあたっては、より内容を充実させるため、道路や公共施設以外にも、趣旨にご賛同いただいた商業施設や店舗等も積極的に掲載している。施設情報は、同基本構想における高槻駅周辺重点整備地区内の生活関連施設を基本として、車いすの出入りが可能である施設やバリアフリートイレが整備されている商業施設に加え、バリアフリー設備が整っていなくても筆談対応など心のバリアフリーとなっている店舗を対象としている。情報収集は、HPでの募集のほか、委託業者による車いすユーザーの現地調査や市民アンケートから選定した掲載候補施設に、バリアフリーマップの趣旨をご理解いただけるよう説明を行った上で、賛同いただけた施設に調査（幅員や段差の測定、写真撮影、動線確認）を実施している。また、高槻市の子育て総合支援センターの取組で、乳幼児のいる保護者への子育て支援のひとつとして、おむつ替えや授乳ができるスペースのある施設として登録している「赤ちゃんの駅」の施設も掲載するなど、他部署との連携も図っている。
- Q2. 高槻市周辺おでかけマップのWeb版について、Googleマイマップによる「Webマップ」の形式が採用されているが、この「Webマップ」の導入や維持にかかる費用について教えていただきたい。

A2.WEB マップの作成については、できるだけイニシャル・ランニングコストを抑え、維持管理が継続的に容易にできることを念頭に、委託業者からの提案をもとに、Google マイマップを採用することにした。当該マップの導入、維持費用は発生していない。ただし、当該マップの最初の作り込みとして、アイコンの制作やマップを作るための情報収集など、WEB マップを含み、前述の車いすユーザーの現地調査など、バリアフリーマップ作成全体として、委託費用が発生している。なお、現在の市 HP「おでかけ MAP」維持管理は、職員で行っているため委託はしていない。市 HP の保守点検などは別である。バリアフリーマップ作成業務委託の概要については、委託方式はプロポーザル、委託費用は約 500 万円、業務内容はバリアフリーマップの企画、利用者ニーズの把握、情報収集、マップ作成・印刷、WEB 版開発、周知・啓発支援である。

## 佐世保市都市整備部まち整備課ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	11月30日（回答メール受信日）
場所	
協力者	佐世保市 都市整備部まち整備課 平田様
スケジュール	佐世保市都市整備部まち整備課に対して、点字ブロックにスリットを入れる事例に関する質疑をメールにて行った。

### 2 質疑応答（文書回答）

- Q1. 佐世保市では、点字ブロックにスリットを入れる事例に取り組まれていると認識している。この取組はどのような経緯で行われたものか教えていただきたい。
- A1. 実施の経緯としては、本事例の施工場所が佐世保市のアーケード内であり、交差する道路との横断歩道前後において、点字ブロックが肢体障害者の車いすに対し支障があるとの報告を受け、現地で肢体障害者及び視覚障害者との立会により点字ブロックの間隔を決定し、点字ブロックの幅を一定あける施工を実施しております。
- Q2. 点字ブロックにスリットを入れる事例に関して、具体的にどのような場所に整備しているのか、整備状況等を教えていただきたい。
- A2. 点字ブロックの間隔をあけた配置については、本事例の整備箇所のみとなっております。整備状況としては、アーケード（歩道）と道路（車道、歩道）が交差する場所で、アーケード内の幅員の広い歩道であるため視覚障害者と肢体障害者の通行する場所を分けることが出来ましたが、一般的な市道の歩道では幅員が狭く同様の整備は難しいと考えられます。
- Q3. 点字ブロックにスリットを入れる事例について、他の自治体ではあまり見られない取り組みだと考えている。実際に、身体障害者や視覚障害者などからどのように評価されているのか。また、スリットを入れることは、多額の費用がかかる取り組みではないと考えているが、整備するための課題や、全国的に普及していない要因として考えられることがあれば教えていただきたい。
- A3. 整備後において、肢体障害者や視覚障害者の方から苦情等は受けていないため、一定の評価はあったものと認識しております。当事例の整備においては、肢体障害者や視覚障害者の方に実際に現地で確認していただき、どちらの通行にも支障が少ないと考えられる幅での設置を行いました。しかしながら、車いすの幅が一定ではないことや、視覚障

害者の方も性別や年齢により点字ブロックの許容できる隙間に違いがあると考えられるため、一様に整備することは難しいなどの課題があると思われます。

## 大館市福祉課ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	12月7日（回答メール受信日）
場所	
協力者	大館市 福祉部福祉課
スケジュール	福祉まるごと相談室や障害者サポーター養成研修に関する大館市福祉課への追加質問に対し、メールにて行った。

### 2 質疑応答

Q1. 貴市では「福祉まるごと相談室」が地域包括支援センターに設置されているとお伺いしました。現在、この相談室には障害のある方や子育てに関する相談はどれくらい寄せられているのでしょうか。また、この相談室が出来たことで、相談者の属性（例：高齢者や障害のある方、子育て世代など）の割合には変化があったのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。

A1. 各包括支援センターの相談内容は別紙のとおりです。障害については健康や病気のくくりで分類していますが、子育てと合わせると10%（61件中6件）となっています。また、これまでの高齢者（介護）に特化した相談から、ひきこもり（3%）や子育て（5%）、仕事探し（16%）など、これまであまり相談を受けることの無かった世代の相談（計24%）を受けていることが、この表から見て取られると思います。

Q2. 障害者サポーター養成研修につきまして、貴市の広報誌には40人募集と記載されていましたが、実際の参加者は何人程度なののでしょうか。また、毎回どのような属性の方（例：年齢、職業など）が参加されているのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。

A2. 各年度のメインのテーマと参加人数等は下記のとおりです。

年度	テーマ	参加人数	備考
R元	障害の特性について「発達障害」	156人	
R2	知的障がい児・者の理解と支援	73人	
R3	うつ病と適応障害	53人	
R4	身体障害のうち肢体不自由	39人	

※各年度の参加者アンケートの集計を送付しますので、参加者の属性、感想等をご参照願います。

Q3. 貴市での、パーキング・パーミット制度の活用状況（利用証の発行数や市民の周知状況等）をご教示いただけますと幸いです。

A3. 平成 31 年 3 月の国土交通省の調査によると秋田県内の利用者証の交付対象となりうる人数は 103,918 人に対し、利用者証の発行枚数は 4,422 枚で、4.3%の方にしか発行していないことになっております。発行が県であることから市内の発行状況について確認したところ、令和 4 年 11 月末現在、394 人に発行しているとのことでありました。

（死亡者を含む）

市民への周知方法としては、障害に関するイベント開催時での周知活動や「障害福祉のしおり」に障害者等用駐車区画利用制度を掲載し、制度理解の普及に努めています。

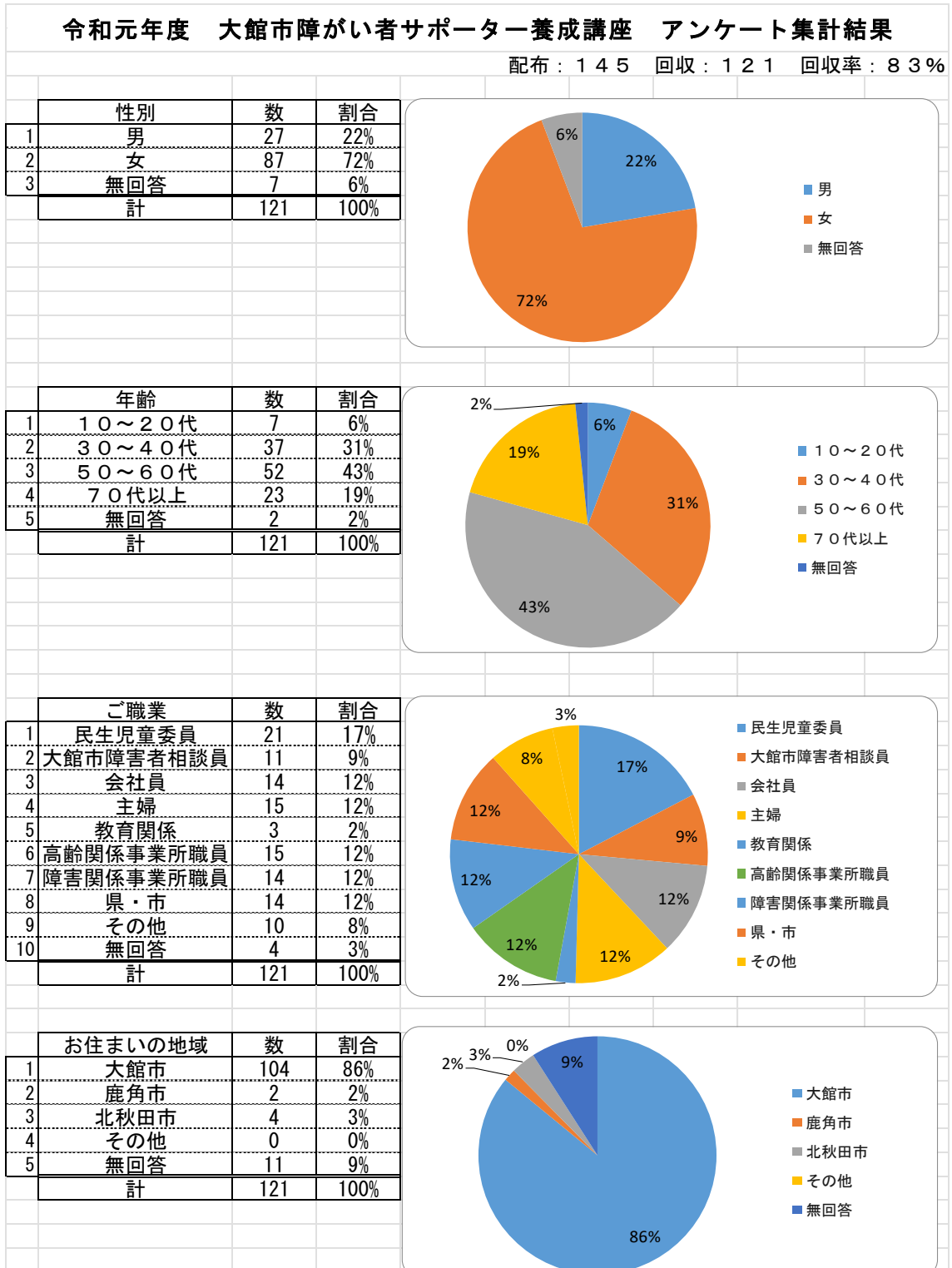
以下、送付いただいた資料を添付する。

・ヒアリング資料①

福祉まるごと相談室 相談受付状況		健康や病 気・障害	住まい	収入・ 生活	家賃・ ローン	債務	仕事探し 就職	仕事の 不安	税金・ 公共料金	地域との 関係	家族との 関係	子育て	介護	ひきこもり 不登校	食べるも のがない	その他	合計
<b>かつら</b>																	
相談回数:25回(実人数8人)	25%	7%	35%	4%	2%	5%	4%	11%	7%	0	0	0	0	0	0	0	100%
相談内訳(件)	14	4	19	2	0	1	3	2	0	0	0	6	4	0	0	0	55
<b>水交苑</b>																	
相談回数24回(実人数1人)	7%	3	12%	22%	24%	0	0	2%	0	0	0	0	0	0	0	0	100%
相談内訳(件)	3	0	5	9	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
<b>神山</b>																	
相談回数:1回(実人数1人)	25%	1	25%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25%	0	0	0	100%
相談内訳(件)	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
<b>おおたき</b>																	
相談回数:2回(実人数2人)	0	0	20%	0	0	0	0	0	40%	2	0	0	0	40%	2	0	100%
相談内訳(件)	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	5
<b>ひない</b>																	
相談回数:29回(実人数11人)	5%	3	26%	2%	11%	16%	0	5%	7%	2%	5%	8%	3%	5%	5%	5%	100%
相談内訳(件)	3	0	16	1	7	10	0	3	4	1	3	5	2	3	2	3	61

※1回の相談で複数にまたがる相談を受けていることから、相談回数と合計は一致していない。

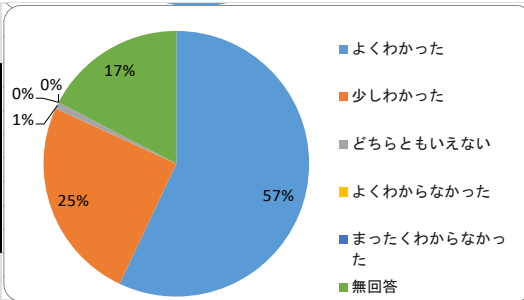
・ヒアリング資料②





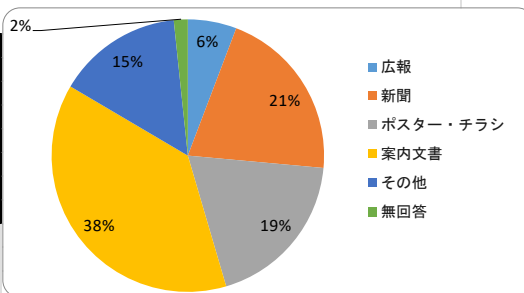
1. 内容について  
(あてはまるものひとつに○)

		数	割合
1	よくわかった	69	57%
2	少しわかった	30	25%
3	どちらともいえない	1	1%
4	よくわからなかった	0	0%
5	まったくわからなかった	0	0%
6	無回答	21	17%
	計	121	100%



2. 障がい者サポーター養成講座について、何を見て知りましたか  
(あてはまるものひとつに○)

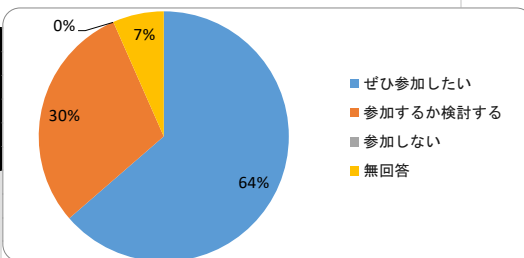
		数	割合
1	広報	7	6%
2	新聞	25	21%
3	ポスター・チラシ	23	19%
4	案内文書	46	38%
5	その他 ※	18	15%
6	無回答	2	2%
	計	121	100%



※ 民生委員定例会、県からのメール

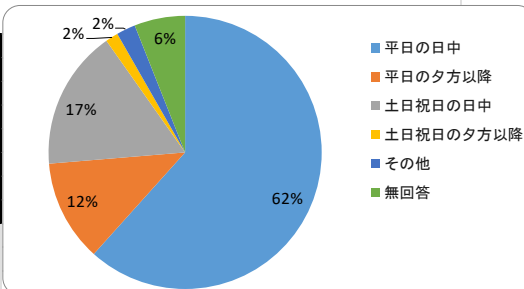
3. 今後、障がい者サポーター養成講座を開催する場合の参加について  
(あてはまるものひとつに○)

		数	割合
1	ぜひ参加したい	77	64%
2	参加するか検討する	36	30%
3	参加しない	0	0%
4	無回答	8	7%
	計	121	100%



4. 今後、障がい者サポーター養成講座を開催してほしい曜日・時間帯等について  
(複数回答可)

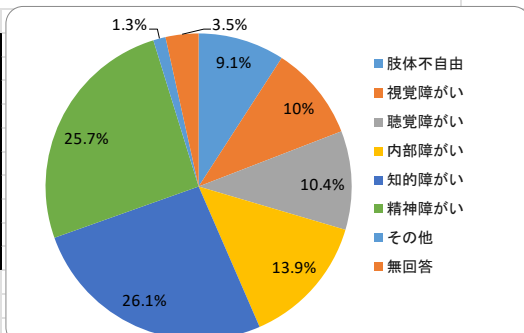
		数	割合
1	平日の日中	82	62%
2	平日の夕方以降	16	12%
3	土日祝日の日中	22	17%
4	土日祝日の夕方以降	2	2%
5	その他 ※	3	2%
6	無回答	8	6%
	計	133	100%



※ 特になし。

5. 今後、障がい者サポーター養成講座で取り上げてもらいたい障害種別について  
(複数回答可)

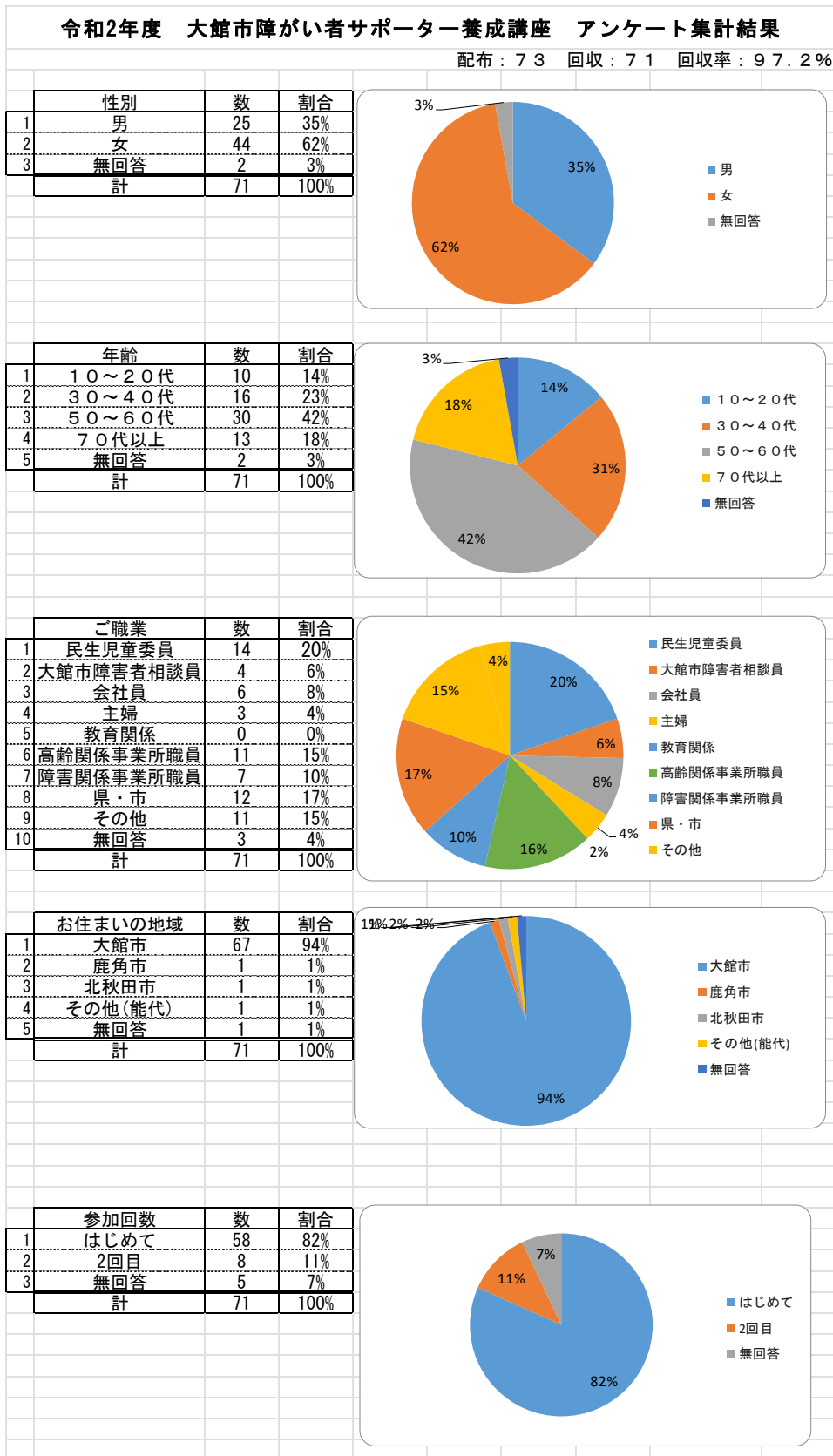
		数	割合
1	肢体不自由	21	9.1%
2	視覚障がい	23	10.0%
3	聴覚障がい	24	10.4%
4	内部障がい ※	32	13.9%
5	知的障がい	60	26.1%
6	精神障がい	59	25.7%
7	その他 ※	3	1.3%
8	無回答	8	3.5%
	計	230	100%



※1 内部障がいとは、身体の内部に障がいがあることをいいます。具体的には、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、呼吸器機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいです。

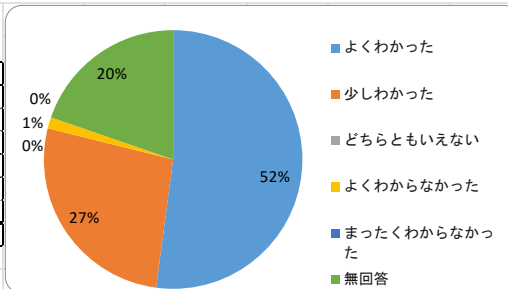
※2 発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害

・ヒアリング資料③



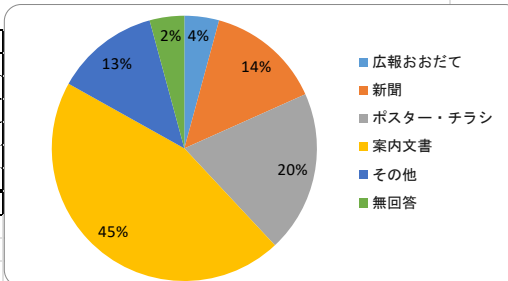
1. 内容について  
(あてはまるものひとつに○)

		数	割合
1	よくわかった	37	52%
2	少しわかった	19	27%
3	どちらともいえない	0	0%
4	よくわからなかった	1	1%
5	まったくわからなかった	0	0%
6	無回答	14	20%
	計	71	100%



2. 障がい者サポーター養成講座について、何を見て知りましたか  
(あてはまるものひとつに○)

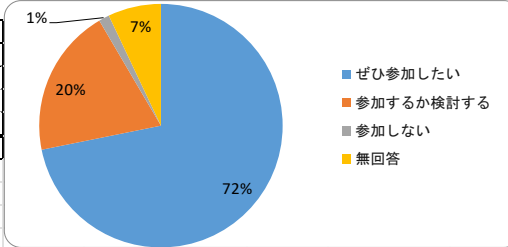
		数	割合
1	広報おおだて	3	4%
2	新聞	10	14%
3	ポスター・チラシ	14	20%
4	案内文書	32	45%
5	その他 ※	9	13%
6	無回答	3	4%
	計	71	100%



※ 会社、基幹相談、民生委員定例会

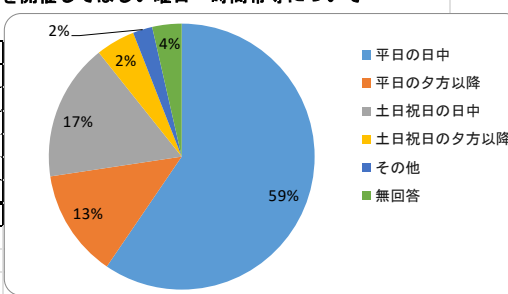
3. 今後、障がい者サポーター養成講座を開催する場合の参加について  
(あてはまるものひとつに○)

		数	割合
1	ぜひ参加したい	51	72%
2	参加するか検討する	14	20%
3	参加しない	1	1%
4	無回答	5	7%
	計	71	100%



4. 今後、障がい者サポーター養成講座を開催してほしい曜日・時間帯等について  
(複数回答可)

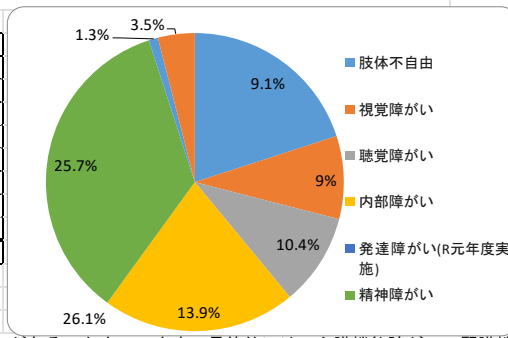
		数	割合
1	平日の日中	50	60%
2	平日の夕方以降	11	13%
3	土日祝日の日中	14	17%
4	土日祝日の夕方以降	4	5%
5	その他 ※	2	2%
6	無回答	3	4%
	計	84	100%



※ 仕事に支障がなければいつでも良い  
平日のPM13:00~17:00の間  
日中なら平日、土日関係なし

5. 今後、障がい者サポーター養成講座で取り上げてもらいたい障害種別について  
(複数回答可)

		数	割合
1	肢体不自由	20	20.0%
2	視覚障がい	9	9.0%
3	聴覚障がい	10	10.0%
4	内部障がい ※	21	21.0%
5	発達障がい(R元年度実施)	0	0.0%
6	精神障がい	35	35.0%
7	その他 ※	1	1.0%
8	無回答	4	4.0%
	計	100	100%



※1 内部障がいとは、身体の内部に障がいがあることをいいます。具体的には、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、呼吸器機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいです。

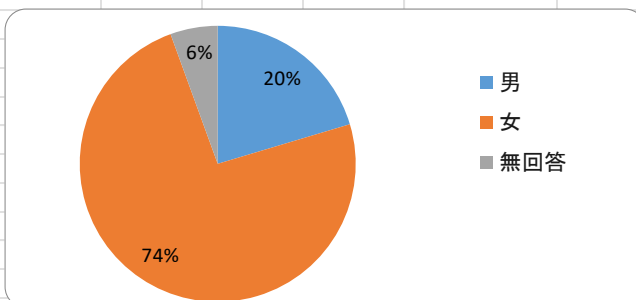
※2 自閉症

・ヒアリング資料④

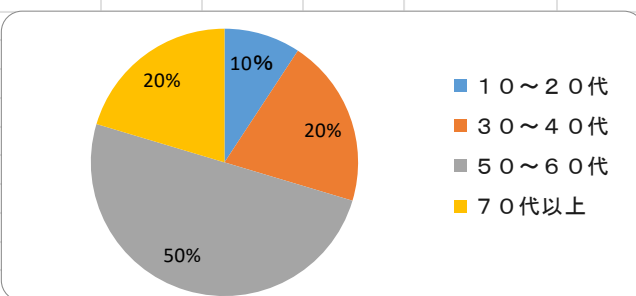
令和3年度 大館市障がい者サポーター養成講座 アンケート集計結果

配布：56 回収：54 回収率：96.4%

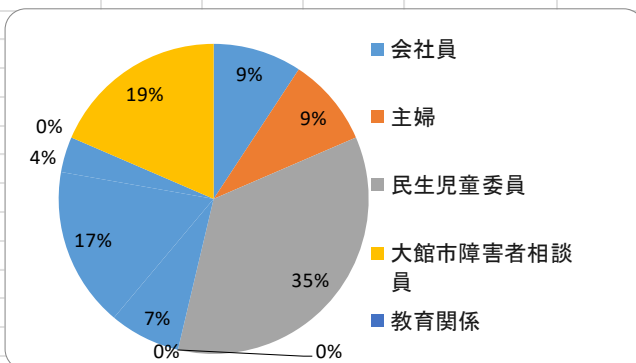
	性別	数	割合
1	男	11	20%
2	女	40	74%
3	無回答	3	6%
	計	54	100%



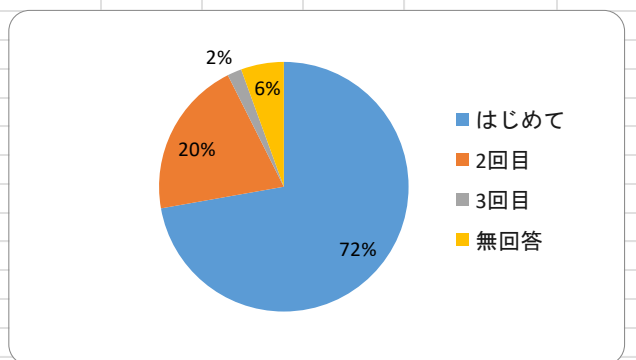
	年齢	数	割合
1	10～20代	5	10%
2	30～40代	11	20%
3	50～60代	27	50%
4	70代以上	11	20%
	計	54	100%



	ご職業	数	割合
1	会社員	5	9%
2	主婦	5	9%
3	民生児童委員	19	35%
4	大館市障害者相談員	0	0%
5	教育関係	0	0%
6	学生	4	7%
7	高齢者関係事業所職員	9	17%
8	障害関係事業所職員	2	4%
9	県・市	0	0%
10	その他	10	19%
	計	54	100%

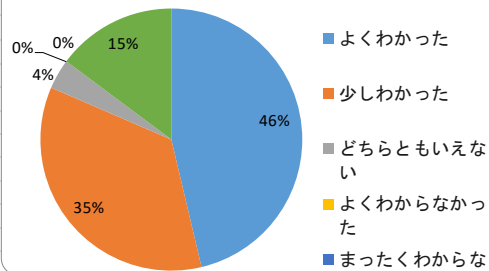


	参加回数	数	割合
1	はじめて	39	72%
2	2回目	11	20%
3	3回目	1	2%
4	無回答	3	6%
	計	54	100%



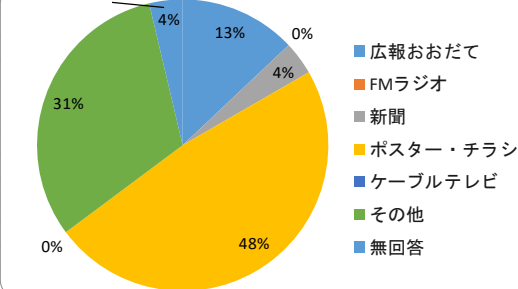
1. 内容について  
(あてはまるものひとつに○)

		数	割合
1	よくわかった	25	46%
2	少しわかった	19	35%
3	どちらともいえない	2	4%
4	よくわからなかった	0	0%
5	まったくわからなかった	0	0%
6	無回答	8	15%
	計	54	100%



2. 障がい者サポーター養成講座について、何を見て知りましたか  
(あてはまるものひとつに○)

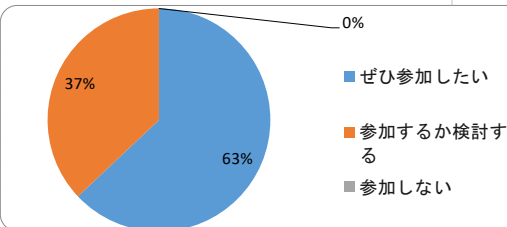
		数	割合
1	広報おおだて	7	13%
2	FMラジオ	0	0%
3	新聞	2	4%
4	ポスター・チラシ	26	48%
5	ケーブルテレビ	0	0%
6	その他 ※	17	31%
7	無回答	2	4%
	計	54	100%



※ 民生児童委員の定例会11、職場の上司、子供が通っている児童館から配布、手をつなぐ育成会事務局、いとくSCでチラシをもらった、知人からの案内

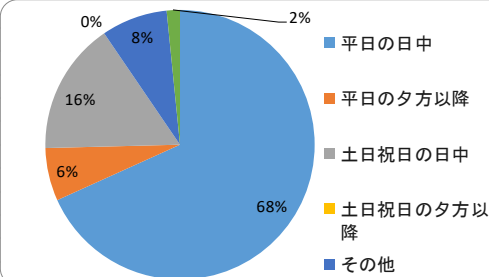
3. 今後、障がい者サポーター養成講座を開催する場合の参加について  
(あてはまるものひとつに○)

		数	割合
1	ぜひ参加したい	34	63%
2	参加するか検討する	20	37%
3	参加しない	0	0%
	計	54	100%



4. 今後、障がい者サポーター養成講座を開催してほしい曜日・時間帯等について  
(複数回答可)

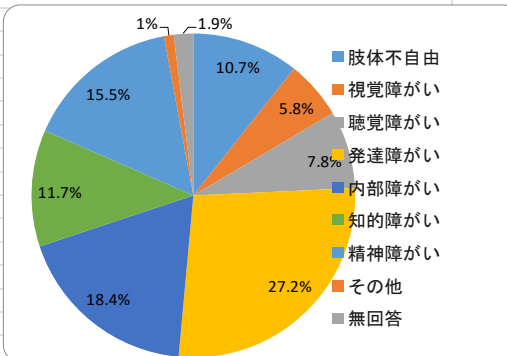
		数	割合
1	平日の日中	43	68%
2	平日の夕方以降	4	6%
3	土日祝日の日中	10	16%
4	土日祝日の夕方以降	0	0%
5	その他 ※	5	8%
6	無回答	1	2%
	計	63	100%



※ ・ZOOM等  
・日時が合えばいつでも  
・その時の予定による  
・特になし  
・いつでも

5. 今後、障がい者サポーター養成講座で取り上げてもらいたい障害種別について  
(複数回答可)

		数	割合
1	肢体不自由	11	10.7%
2	視覚障がい	6	5.8%
3	聴覚障がい	8	7.8%
4	発達障がい	28	27.2%
5	内部障がい	19	18.4%
6	知的障がい	12	11.7%
7	精神障がい	16	15.5%
8	その他 ※	1	1.0%
9	無回答	2	1.9%
	計	103	100%



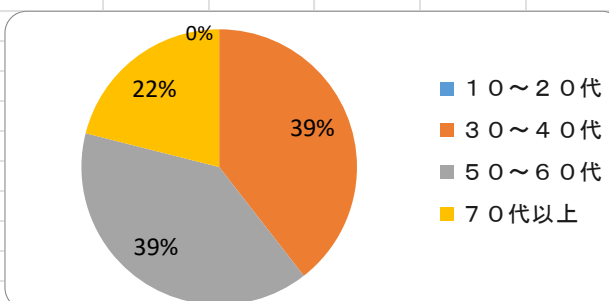
※ ・軽度の精神障害の方の社会での活躍

・ヒアリング資料⑤

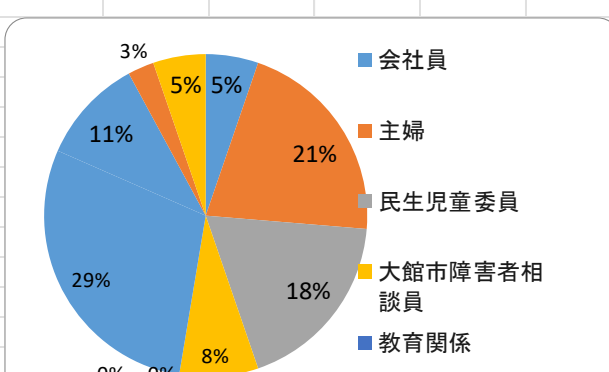
令和4年度 大館市障がい者サポーター養成講座 アンケート集計結果

配布：38 回収：38 回収率：100%

	年齢	数	割合
1	10～20代	0	0%
2	30～40代	15	39%
3	50～60代	15	39%
4	70代以上	8	22%
	計	38	100%

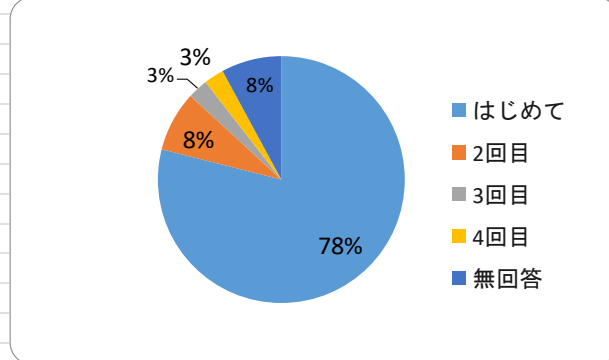


	ご職業	数	割合
1	会社員	2	5%
2	主婦	8	21%
3	民生児童委員	7	18%
4	大館市障害者相談員	3	8%
5	教育関係	0	0%
6	学生	0	0%
7	高齢者関係事業所職員	11	29%
8	障害関係事業所職員	4	11%
9	県・市	1	3%
10	その他 ※	2	5%
	計	38	100%



※ 市民1、ナシ1

	参加回数	数	割合
1	はじめて	30	78%
2	2回目	3	8%
3	3回目	1	3%
4	4回目	1	3%
5	無回答	3	8%
	計	38	100%



## 一般社団法人 WheelLog ヒアリング報告書

### 1 調査概要

日時	12月8日（回答メール受信日）
場所	
協力者	一般社団法人 WheelLog 松下様
スケジュール	一般社団法人 WheelLog に対して、自治体からのオープンデータの提供等に関する質疑をメールにて行った。

### 2 質疑応答（文書回答）

Q1. WheelLog!では自治体からオープンデータの提供を求めていると思うが、自治体がデータを提供し、WheelLog!に掲載されるまでの流れや自治体が負担する費用について具体的に教えていただきたい。

A1. 自治体や企業が持つバリアフリー情報のデータを WheelLog! のシステムに格納することができる。格納したデータはアプリを使って更新できるほか、オープンデータを基盤に市民がユーザー体験の情報を重ねていくことで継続的に情報の価値を高めていくことができる。作業の流れについて、期間や費用は目安であるが、自治体や企業から提供されたサンプルデータ(CSV、Excel等)をもとに作業量を確認して見積書を提出したのち、本データを受け取ってからデータ変換作業を行い、約1ヶ月で WheelLog! データベースに登録される。費用は有償で数十万円から対応している。これまで、トイレ情報に加え飲食・宿泊・観光施設等を調査で追加した神戸市(202件)、県が管理する施設情報を格納した岡山県(約800件)、トイレとエレベーター情報を写真付きで格納した東京都(7014件)、トイレ情報を格納した町田市(371件)、トイレ情報を写真付きで格納した群馬県(217件)、バリアフリースイレ設置店を毎月更新しているファミリーマート(4600件以上)といった取組実績がある。

Q2. WheelLog!では街歩きイベントを実施することでその地域のバリアフリー情報を充実させていると思うが、街歩きイベントを実施する地域(市町村)はどのように決めているのか、教えていただきたい。

A2. 基本的には WheelLog!の活動に興味を持って取り組んでいただける中心者(ボランティア)のいる地域で実施している。その他、事業としてお声がけいただいた自治体や団体の地域となる。また、WheelLog!独自としては、観光のバリアフリーマップを作成するモデル地域として、横浜の中華街を選定したこともある。

## ボッチャ体験会の記録

### ボッチャ体験会記録①

#### 1. 体験会概要

名称	「公共空間を活用したダイバーシティ&インクルージョン推進プロジェクト～パブリックスペースにおけるボッチャ体験モデルの確立に向けて～」キックオフ・ワークショップ
日程	5月29日(日)
時間	17時30分～18時15分
場所	東北大学材料科学高等研究所(AIMR)本館 2階セミナー室 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
内容	ボッチャ体験 (キックオフ・ワークショップの第二部ディスカッション後に実施)
主催	東北大学 研究推進・支援機構 知の創出センター
共催	東北大学 公共政策大学院
後援	全国エリアマネジメントネットワーク
協力	一般社団法人日本ボッチャ協会

#### 2. 開催実績(結果)

	5月29日	合計
来場者数	20人(延べ人数)	20人(延べ人数)

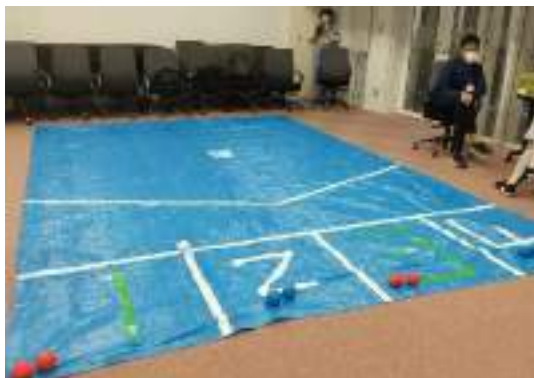
#### 3. 会場の概要



会場は東北大学片平キャンパスである。仙台市中心部にあり、仙台駅から徒歩15分、地下鉄東西線の青葉通一番町駅、南北線の五橋駅から徒歩10分の場所に位置している。



#### 4. 記録写真





## 5. 成果・反省点

私たちワークショップDにとって初めてのボッチャ体験会であった。ボッチャ体験会が始まるまで、AIMR 本館の1階でビニールシートにテープを貼り付けることでボッチャコートをつくり、ルールの確認などを行った。事前にコートの大きさや長さを決めていたことで、比較的スムーズに設営できた。体験会では多くの参加者が足を止め、参加したり見学したりして楽しんでいただけたのではないかと感じている。今回は2対2のペア戦であったため試合をするにはまず4人が集まる必要があったが、先にコートにいらっしやった方が「一緒にやりませんか」、「入って、入って」などと周囲の人に声をかけている様子が見られた。このように試合をして楽しむという目的のため、他者同士が自然に声を掛け合う姿が印象的であり、公共空間でボッチャを開催する際に子どもや高齢者、障害のある方などがボッチャを通じて自然と会話できるような環境を創り出すことができれば、それが共生社会のきっかけになるのではないかと感じた。私たちは体験会を運営する立場として、そのような交流を生み出すお手伝いをする意識を持つことが重要であると考えられる。

反省点は、ルールを確実に理解できていないことである。試合を始める前に簡単なルールを説明し、試合中に適宜必要な情報を伝えながら進めていたが、うまく説明できずに時間をとってしまったシーンがあった。またボッチャの試合中には、ジャックボール(白玉)に対する赤玉と青玉の位置が微妙になった際に、ボール間の距離を測ることに手間取ったシーンがあった。ボッチャを適切に楽しむためにルールの説明は重要であるが、試合前に説明の時間を長くとってしまったたり、試合中に中断する時間が長くなってしまったたりすると体験者を退屈させてしまう可能性があるのではないかと感じた。ルールを簡潔に説明できるスキルを少しずつ身につけておく必要があると考えられる。また、試合と試合の間に時間が空いてしまうときがあったことも課題である。事前に次の参加者を集めて決めた上で、待ち時間にルール説明を行うことにより限られた時間で多くの人に体験していただけるようになるのではないかと感じた。

(文責 小林京介)

## ポッチャ体験会記録②

### 1. 体験会概要

名称	ポッチャ体験会 in ローズガーデン
日程	6月5日(日)
時間	10時00分～15時00分
場所	石田ローズガーデン(バラまつり会場) 秋田県大館市字三ノ丸10
内容	ポッチャ体験 (石田ローズガーデン内ギャラリースペースに併設されたテラスの上で実施)
主催	大館市
共催	東北大学 研究推進・支援機構 知の創出センター

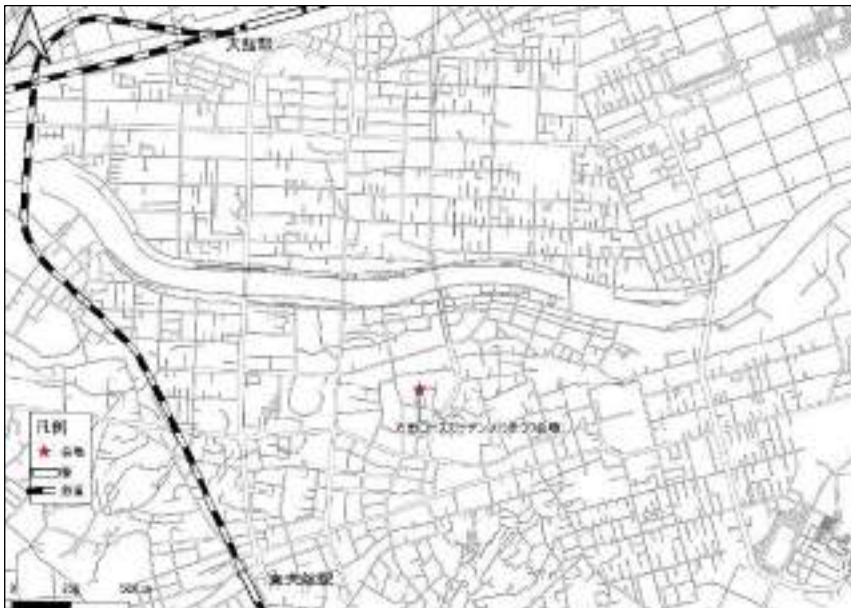
### 2. 開催実績(結果)

	6月5日	合計
来場者数	170人	170人

※来場者数には子どもを含む。

※バラまつり来場者は1,331人。

### 3. 会場の概要



会場は石田ローズガーデンであり、大館駅から徒歩30分、東大館駅から徒歩15分の場所に位置している。毎年6月には大館バラまつりが行われ、約500種類のバラを楽しむことができる。



#### 4. 記録写真





## 5. 成果・反省点

大館市の「石田ローズガーデン」で行われたバラまつり会場にて、ボッチャ体験会を実施した。屋外での開催であったが、天候に恵まれ最後まで実施することができた。成果としては小さいお子様からお年寄りまで多くの方にボッチャを体験していただいたことである。コートが1面で各参加者に2エンドずつ体験してもらい回転率がそこまで高くなかったこともあるが、参加者が途切れることは少なかった。ボッチャを体験したことがないという方も多かったが、簡単なルールのため順番を待つ間に他の参加者が体験する様子を見ながら、あるいは実際に体験しながら覚えることができ、楽しんでいただけたのではないかと感じた。また、体験会中に市役所職員や私たち学生が積極的に歓声を上げたり拍手を送ったりしていたため、実際に体験してもらおうところまでは至らずともたくさんの方がこちらに視線を向けていた。注目を集めるために重要なテクニックであると感じ、今後の体験会でも大切にしていきたいと考える。

反省点は、まず、当日のバラまつり来場者は1,331人であるのに対してボッチャ体験者は170人であり、体験者が来場者のおよそ12.8%にとどまったことである。ボッチャコートが設置されたテラスは会場の入口からは建物の裏側にあたる場所であり、すぐに気づいていただけなかったことが大きな原因として考えられる。入口からテラスまでの間に学生と市役所職員が数人配置されていたが、声かけを行ったことで実際に体験していただいた方は少数にとどまった。バラまつり会場ということもありバラが目的の来場者は素通りすることも多く、並行して行うイベントやSNSなどを活用した事前の情報発信も検討する必要があると感じた。さらに今回は場所の問題で車いすの方に来てもらうことが難しく、ボッチャを通じた多様性の理解にはなかなか結びつかない状況であったと感じる。また貸し出し用の車いすを用意していたが使用する機会がほぼなかった。ボッチャを初めて体験するような参加者にいきなり車いすに乗った状態で体験してもらうことは無理があるようにも感じ、障害者のアクセシビリティを確保した上で障害のある方々を多く呼ぶことに注力する方が良いのではないかと感じた。最後に体験後のアンケート調査について、質問項目の多さや難しさで回答に時間がかかっており、工夫が必要であると感じた。

(文責 小林京介)



- 6. 資料
- チラシ

# ポッチャ体験会

in ローズガーデン

6月5日  
(日)

時間 10時～15時

会場 石田ローズガーデン

対象 どなたでも

参加料 無料

気軽にお立ち寄りください 初心者のかたも大歓迎です！

主催 大館市  
共催 東北大学 研究推進・支援機構 知の創出センター

お問い合わせ 大館市観光交流スポーツ部スポーツ振興課  
〒017-8555 秋田県大館市字中尾20  
TEL: 0186-43-7148 FAX: 0186-59-8021 Mail: s.kouryuu@city.odate.lg.jp

## ボッチャ体験会記録③

### 1. 体験会概要

名称	ボッチャ体験会 in 気仙沼
日程	8月7日(日)
時間	第1部 15:00~16:30、第2部 17:00~18:00
場所	みしおね横丁隣地(気仙沼 YEG インドネシアフェスティバル会場) 宮城県気仙沼市魚市場前4-7
内容	ボッチャ体験 (気仙沼 YEG インドネシアフェスティバル会場の一角で実施)
共同 主催	気仙沼 YEG インドネシアフェスティバル実行委員会 東北大学 研究推進・支援機構 知の創出センター

### 2. 会場の概要



会場はみしおね横丁隣地(気仙沼 YEG インドネシアフェスティバル会場内)であり、気仙沼線 BRT 南気仙沼駅から徒歩 10 分の場所に位置している。

### 3. 記録写真







#### 4. 成果・反省点

気仙沼市の第 70 回気仙沼みなと祭りの公式プログラムとして開催された「YEG インドネシアフェスティバル」内での企画として、ボッチャ体験会を実施した。当日は雨天も予想されたが、無事開催することができた。

成果としてまず挙げられることは、お祭りに参加されていたインドネシア人のグループ何組かにボッチャを体験していただけたことである。これは、これまでの体験会では得られなかった成果である。非常に楽しんでいただけていた様子が印象的で、ボッチャがユニバーサルなスポーツであることを身をもって感じる事ができた。また、今回は初めて呼び込みの際にチラシの配布を行った。チラシを読んで体験に参加して下さった方や、参加はせずとも内容をじっくりと読んで下さった方がおられたため、チラシの配布には関心を引き、参加を促す効果があったように感じた。さらに、今回の会場はインドネシアフェスティバルの入り口すぐの場所にあったため、受付を済ませた方をその流れのまま、呼び込むことができた。加えて、複数人で呼び込みを行い、ボッチャコートまで声をかけ続けたことで、参加を決めて下さった方が多かったように感じた。複数人が連携して声掛けを行うこと、および呼び込みからボッチャを体験してもらうまでの動線をしっかりと作っておくことは参加者を確保する上で非常に重要になる。今後の体験会においてもきちんと考慮する必要がある。

反省点としては、まず、ブルーシートのコートが会場よりも大きく、急遽シートを折りたたんで設置したため、コートに厚みとヨレが出てしまったことである。今回は参加者に車いすの方はいらっしゃらなかったが、車いすが乗った時に今回のコートでは快適にプレーできないと感じた。また、車いすの方だけでなく、他の障がいのある方にも参加していただけないように見受けられた。その意味で、公共空間でのボッチャを通じて心のバリアフリー醸成のきっかけをつくることに大きく寄与したとは言い難い結果となった。最後に、体験会後のアンケート調査について、アンケート回収の動線は非常にうまくいっていた。しかし席に空きがなかった場合、体験後にアンケート記入のためにその場にとどまって下さった方は少なかった。アンケートに協力的な方に必ず記入してもらうには、机をもう少し多めに用意するなど（今回は 1 脚であった）、待たせない工夫が必要だと感じた。

（文責 渡辺薫子）

5. 資料

- チラシ (表面)



The poster features a central illustration of a boccia court with several players. To the left, there are icons of people with various disabilities: a man with a cane, a woman with a cane, a woman with a cane, a woman in a wheelchair, and a person sitting on a bench. To the right, there is a speech bubble containing text and icons of a person in a wheelchair playing boccia and a person sitting on a bench. The background is a light green color with white circles.

# ボッチャ体験会

Boccia event in kesennuma  
in 気仙沼

気仙沼YEG  
インドネシア  
フェスティバル  
で開催!

日時: 令和4年8月7日(日) 15時~16時半、17時~18時  
会場: 「みしおね横丁」隣地  
参加費: 無料

Sun 7th, August 2022 15:00~16:30, 17:00~18:00  
"Mishione Yokocho" adjacent land  
Boccia Free event!

気仙沼YEGインドネシアフェスティバル実行委員会  
×  
東北大学(知の創出センター・公共政策大学院)

共同主催





# ボッチャのルールについて

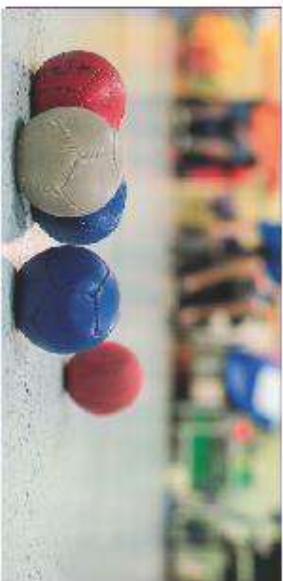


## ボッチャ (Bocchia) とは

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた伝統性体育者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。(JBA HPより)

赤・青のボールを(6球ずつ)投げ合い、白い的球にどれだけ近づけるかを競う。

競技は個人、ペアないしは3人1組のチームで行い、男女の区別はない。パラリンピックなどの国際大会ではBCI~ADのクラスに別れて行われる。このほか、これらに該当しない者のオープンクラス(座椅子と立位)も日本国内で設定。



## 得点の数え方

①ジャヤックボール(白)に近いのは赤か青か。

②例えば、近い位置にある青とジャヤックボールを結んだ円内に、赤の数が得点。



## ボッチャ (3×3 チーム戦) ゲームの流れ 概略

### 競技手順

1. キャプテンがトス(ジャヤック)をし、先攻(赤)・後攻(青)を選択する。
2. スローイングボックスには、左端より赤は①③⑤ 青は②④⑥ 交互に入る。

### 《第1エンド スタート》

3. 先攻チーム(赤)が白(ジャヤック) ボールを投げる。

(第2エンドは青チームが先攻する。)

4. 白(ジャヤック) ボールを投じた選手が、続けて自分のカラーボールを投げる

5. 後攻チーム(青)が自分のカラーボールを投げる。

6. ここからは、白(ジャヤック) ボールから離れている(審判の判断)チームが投げる。

7. 6球(1A2球)投げ終わった時、白(ジャヤック) ボールに近い方が勝ち

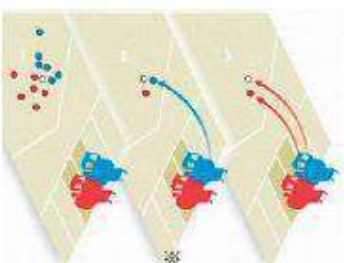
※負けチーム側の白(ジャヤック) ボールが一番近い球より、近い球数だけ得点となる。

### 《第2エンド スタート》

1. 先攻チーム(青)が白(ジャヤック) ボールを投じてスタート。

2. 6球(1A2球)投げ終わった時、得点を数えて、第1エンドの得点と合計し、ゲームの勝敗を決める。同点の場合フアインナルショット(1球勝負)を行う。

個人戦は一人6球、ペア戦は一人3球 投げ合う。



- ①先攻(赤)がジャヤックボール(白)を投げる。

- ②先攻(赤)がカラーボール(赤)を投げる。

- ③後攻(青)がカラーボール(青)を投げる。

※コート上に、3色揃ったら、ジャヤックボール(白)から離れているチームが投げる。

- ④6球投げきったら、審判が得点を数える。

## ポッチャ体験会記録④

### 1. 体験会概要

名称	ポッチャフェス in 仙台 (BF in 仙台)
日程	9月23日(金・祝)～9月25日(日)
時間	10時30分～15時30分
場所	青葉通仙台駅前エリア 宮城県仙台市青葉区中央1-10
内容	ポッチャ体験 (青葉通社会実験の一環として実施)
主催	ポッチャフェス in 仙台実行委員会

### 2. 開催実績(結果)

	9月23日	9月24日	9月25日	合計
来場者数	132人	92人	231人	455人

※来場者数は延べ人数である。

### 3. 会場の概要



会場は青葉通の仙台駅前エリアであり、JR仙台駅からペデストリアンデッキを通過してすぐ、仙台市地下鉄仙台駅、JR仙石線あおば通駅からも出口すぐの場所である。

※青葉通社会実験は9月23日から10月10日にかけて駅前通交差点～愛宕上杉通交差点間の約150mにおいて、片側4車線のうち北側1車線、南側3車線(今回の体験会の実施場所)を規制し広場化することで、にぎわい創出の効果を検証する目的で行われた。



#### 4. 記録写真





## 5. 成果・反省点

仙台市の青葉通仙台駅前エリアにて、ボッチャ体験会を実施した。3日間の開催であったが、初日と2日目は小雨が降る中での開催、3日目にようやく晴天に恵まれての開催となった。成果としては、子どもからお年寄り、さらには身体障害のある方や視覚障害のある方、外国人など、多様な方々にボッチャを体験していただき、交流の場を創出できたことである。私たちが事前に県や市の福祉施設などを直接訪問して広報活動を行ったことが一定の成果として現れたのではないかと考える。また、ボッチャ体験の会場入口にはスロープがあり、会場内に仮設のバリアフリートイレも設置されていた。このようなハード面の整備も障がいのある方に楽しんでいただくためには重要であると感じた。多様な方々に体験していただく中で、特に未就学児から中学生くらいの子どもの連れだ家族が非常に多かった。この点についても、会場周辺の小学校6校、中学校4校の児童・生徒にチラシを配布したことが一定の成果を上げたと考えられる。

反省点としては、天候が集客状況に大きく左右され、十分に対応できなかったことである。初日や2日目は雨が降ったりやんだりする状況で、雨が強くなった際には一時中断するなどして対応したが、シートで簡易的な屋根をつくったり雨天時に屋内スペースを確保したりすると安心して楽しんでいただけると感じた。一方、3日目は快晴であったため常に4~5組待ちの状態、並んでいる途中で帰ってしまったり、並ぶのを遠慮するお年寄りが多かったりした。待機者用のいすを十分に確保するほか、待ち時間にルール説明を行ったりお子様にはペンと紙を渡してお絵かきをしてもらったりするなどの工夫が重要であると感じた。ボッチャ体験に関しては、ボッチャ指導員の方がルールを変えるなど臨機応変に対応していたことで、かえって混乱する体験者がいたという課題があった。

今回はこれまでのボッチャ体験会で課題として挙げられていた障がいのある方の参加、集客増加を目的とした事前の情報発信などについて、事前に対応できたことで成果を上げられたことはよかったのではないかと考える。今回の反省点についても次回以降に生かし、公共空間でのボッチャ体験モデルを確立できるように引き続き取り組んでいきたいと考える。

(文責 小林京介)

## ボッチャ体験会記録⑤

### 1. 体験会概要

名称	ボッチャフェス in 仙台 (BF in 仙台)
日程	10月2日(日)
時間	10時00分～15時00分
場所	勾当台公園市民広場、いこいのゾーン 宮城県仙台市青葉区本町3-9
内容	ボッチャ体験 (福祉まつり「ウエルフェア2022」で実施)
主催	ボッチャフェス in 仙台実行委員会

### 2. 開催実績(結果)

	10月2日	合計
来場者数	221人	221人

※来場者数には子どもを含む。

### 3. 会場の概要



会場は勾当台公園市民広場であり、仙台市地下鉄勾当台公園駅から出口すぐの場所である。福祉まつり「ウエルフェア2022」は障がいのある人の社会参画を促進するため開かれるイベントである。



#### 4. 記録写真





## 5. 成果・反省点

仙台市の勾当台公園ほかで行われた福祉まつり「ウエルフェア 2022」にて、ボッチャ体験会を実施した。天候に恵まれ、体験会のはじめから終わりまで多くの方々にボッチャを体験していただいた。成果としては、まず福祉に関係のある団体が出展するイベントであったことから、身体障害のある方や知的障害のある方、発達障害のある方など障害のある方にたくさんボッチャを体験していただいたことである。中には重い障がいのある方とみられる体験者もいたが、一緒に来た方やボッチャ指導員の補助を受けて体験していただくことができ、ボッチャがユニバーサルスポーツであり、障害があっても楽しめるスポーツであることを伝えられたのではないかと考える。また、今回は初めてコートを2面にして開催した。青葉通社会実験でのボッチャ体験会の反省として、待機列が長くなると諦めて帰ってしまう人がいたという点があったが、2面で開催したことで1~2組待ちで回転率が高い状態が続いていたことで、体験したいと思ってくれた方にしっかり体験していただけたと考えられる。

反省点としては、コートを2面にしたことにより什器の数が不十分になってしまったことである。テント1つ、長机2つ、いす10脚が用意されていたが、特にいすの数が足りなかったのではないかと考える。体験までの待ち時間に立ってもらったり、アンケート記入のためにいすが空くまで待っていたりする人がいた。また、10月でありながらかなりの好天で暑い気候であったため、体験までの間、日光を浴びながら待つこと自体がかなりつらい状況であった。ボッチャ体験会をパラスポーツや心のバリアフリーのきっかけづくりと位置づけており、「楽しい」という気持ちで帰ってもらうことが重要であるなかで、体験会の最初から最後まで気持ちよく過ごせるような環境の工夫が求められると感じた。また、動線がはっきりさせることができなかったことも課題である。勾当台公園の宮城県庁側は複数の入口があり、私たちが名札を持って待機している場所の裏側から来る人もいた。待ち時間に楽しんでいただくためのストラックアウトが用意されたが、こちらについてもそれだけを楽しんで帰ってしまう姿が見られた。入口や受付がどこにあるのかなどをある程度はっきりさせておく必要があると感じた。

(文責 小林京介)





- チラシ（表面）



**ボッチャフェス in 仙台  
(BF in 仙台)**

参加費:無料、申込不要  
雨天中止(小雨決行)



パラリンピックで話題になった  
**「ボッチャ」**  
体験してみませんか？

**開催日時・場所**

- ・青葉通仙台駅前エリア  
9月23日(金・祝)~25日(日) 10:30~15:30
- ・勾当台公園市民広場  
10月2日(日) 10:00~15:00  
福祉まつり「ウエルフェア2022」で開催
- ・市役所前庭  
11月3日(木・祝) 時間未定  
青葉区民まつりと同日開催

主催:ボッチャフェス in 仙台 実行委員会





- チラシ（裏面）

## 会場

青葉通仙台駅前エリア



仙台市地下鉄南北線・東西線「仙台駅」北1出口ほかすぐ

勾当台公園市民広場・市役所前庭



仙台市地下鉄南北線「勾当台公園駅」公園2出口ほかすぐ


**ボッチャ(Boccia)とは**

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。(JBA HPより)

競技は個人、ペアないしは3人1組のチームで行い、男女の区別はない。パラリンピックなどの国際大会ではBC1~4のクラスに分かれて行われる。

**ボッチャ競技手順**

1. 代表者がジャンケンをし、先攻・後攻を選択する。  
→ここでは、先攻が赤ボール、後攻が青ボールとする。



《ゲームスタート!》

2. 先攻が白(ジャック)ボールを投げる。  
→このボールが的になり、以降はこのボールをめがけて投げる。
3. 白(ジャック)ボールを投げた人が自分のカラーボール(赤)を投げる。
4. 後攻が自分のカラーボール(青)を投げる。
5. ここからは、白(ジャック)ボールからカラーボールの離れている側が投げる。(5を繰り返す)
6. 赤、青ともに投げ終わった時、白(ジャック)ボールに近い方が勝ち!

※白(ジャック)ボールに一番近い負けている側のボールより、近いボールの数だけ得点となる。

「ボッチャフェス in 仙台(BF in 仙台)」の名称は、実行委員会事務局の一翼を担う東北大学公共政策大学院院生による発案です。ユニバーサルスポーツであるボッチャを通じて、仙台にバリアフリー(BF)を広めたいという思いが込められています。

## ボッチャ体験会記録⑥

### 1. 体験会概要

名称	いきいき！ふくし秋祭り（ボッチャ体験会）
日程	令和4年10月30日(日)
時間	10時～15時
場所	福島駅東口駅前広場
内容	ボッチャ体験会 福島駅東口駅前広場で行われるいきいき！ふくし秋祭りの一角で、ボッチャ体験を行う。
共同主催	主催：共生社会ふくしま実現協議会 共催：東北大学（研究推進・支援機構 知の創出センター） 協力：福島市

### 2. 開催実績（結果）

	10月30日	合計
来場者数	259人	259人

※来場者数には子どもを含む。延べ人数。

### 3. 会場の概要

会場は福島駅東口駅前広場であり、JR福島駅の東口を出てすぐの場所である。



（出典：福島市 HP 施設案内、福島駅東口駅前広場

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/koutsuu-shisetsu/shisetsu/koensports/038.html>）



4. 記録写真



## 5. 成果・反省点

福島駅東口駅前広場にて、「いきいき！ふくし秋祭り」内の企画として、共生社会ふくしま実現協議会との共催で、ボッチャ体験会を実施した。「いきいき！ふくし秋祭り」は、福島市で毎年実施されている福祉系イベントである。本年は、ボッチャ体験のほか、いきいき！ふくしマーケット（障害のある方が製作した商品の販売会）や、工作体験、GoodDayMarket（農作物の販売会）が行われた。当日は天候にも恵まれ、多くの方にボッチャを楽しんでいただけた。東北大学は学生4名、引率教員3名の計7名で参加した。

成果として挙げられるのは、障害のある方と障害のない方に一緒にボッチャを体験していただけたことである。今回の体験会は、福祉系イベントであったことと、アクセスのよい駅前という場所で行われたことから、障害のある方が多数来場されていた。障害のない方は、イベント以外の目的で偶然通りかかったという方も多かった。私たちスタッフが誘導すると、障害のある方とない方、知らない方同士の試合になることも多く、私たちのボッチャ体験会の狙いである「多様な方々が交流する機会の提供」を実現することができたと感じる。良い投球があるとお互いに褒め合ったり、どこを狙えばよいかなど会話が生まれたりしている様子が見られた。また、今回のイベントは、子供の参加者も多かった。一度やってみて楽しいと何度もやりたがる子供が多く、10回以上体験した子もいた。ボッチャが心のバリアフリーの入り口となっていることを再確認でき、非常に有意義であった。

大きな反省点は、2点ある。1点目は、体験会の運営形態についての事前確認が不十分であったことと、それによる人手不足である。事前のメールで「運営の手伝い」を依頼されていたため、他にも運営に関わる方がいると思い込んでしまっていた。東北大学のスタッフ7名は、当初主にアンケートを取ることを想定していたが、当日、会場についてから体験会そのものの運営も行わなければならないことを知った。そのため、体験会スペースに4名（2面のコートに2名ずつ）、アンケートスペースに3名の体制で運営を行うこととなり、呼び込みなどに人手を割けなかった。二点目の反省点は、アンケートスペースの回転率が悪かったことである。人手不足であったこと、アンケートスペースが狭かったこと（長机1台、椅子5-6脚）、高齢の方や障害のある方の回答に想定以上の時間がかかったことが原因であった。アンケートに回答いただけることは大変ありがたく、お願いしている側としてはすべての方に丁寧に対応したかったのだが、限度があった。設問の説明から回答の仕方まで付きっきりで15分以上かかることもあり、途中でこちらが説明を辞めざるを得なかったり、回答を中止していただいたりすることもあった。今後の体験会で障害のある方や高齢の方が多く来場されることが予想される場合には、人手を多めに確保する、十分なスペースを設ける、回答が難しそうな方に対しては無理にお願いしない、などの工夫が必要であると感じた。

（文責 宮平ひなた）



6. 資料

- いきいき！ふくし秋祭り

**いきいき！  
ふくし秋祭り**

とき 10/30(日) 10時～15時

ところ 福島駅東口駅前広場

- ★ いきいき！ふくしマーケット (輝かしい笑顔で作られた商品の販売会)
- ★ ポッチャ体験コーナー (ハラスゴーツを体験！参加無料！)
- ★ 工作体験コーナー (季節ふさわしい工作体験ができます)
- ★ GoodDayMarket (工作で作った商品を20%販売する販売会！)

【いきいき！ふくしマーケット 出店者】

アットホーム、なのほなの家、ベージュ工房  
つばみ、大生園産物堂、ほけっと  
アールプラスワークおすびや、マリアージュ  
ほりこしと農アリエック、ワークセンター手  
ファームもみの木、ぬくぬく工房  
ワークセンター手、くちーぼー

主催：共生社会ふくしま実現協議会  
共催：東北大学 (研究推進・支援機構 知の創造センター)  
協力：福島市

## ボッチャ体験会記録⑦

### 1. 体験会概要

名称	ボッチャフェス in 仙台 (BF in 仙台)
日程	11月3日(木・祝)
時間	10時00分～16時00分
場所	仙台市役所前庭・市道表小路線 宮城県仙台市青葉区国分町 3-7-1
内容	ボッチャ体験 (仙台市役所建て替えに伴う勾当台公園市民広場との一体的利活用に向けた社会実験の一環として、「青葉区民まつり」と同日に実施)
主催	ボッチャフェス in 仙台実行委員会

### 2. 開催実績(結果)

	11月3日	合計
来場者数	430人	430人

※来場者数には子どもを含む。

### 3. 会場の概要



会場は仙台市役所前庭・市道表小路線であり、仙台市地下鉄勾当台公園駅近くの場所である。同日に実施された「青葉区民まつり」は、毎年、文化の日に区民意識の高揚などを目的に行われている。

#### 4. 記録写真







## 5. 成果・反省点

仙台市の仙台市役所前庭・市道表小路にて、ボッチャ体験会を実施した。仙台市役所建て替えに伴う勾当台公園市民広場との一体的利活用に向けた社会実験の一環として、青葉区民まつりと同日に開催された。当日は晴天に恵まれ、また仙台の体験会では最長となる6時間の開催であったことから、これまでの体験会で最多の430人にボッチャを体験していただくことができた。コートは常時2面で実施していたが、体験者が途切れることなく家族連れを中心にたくさんの方に楽しんでいただけたのではないかと考える。隣接する勾当台公園市民広場で開かれていた「青葉区民まつり」では、飲食ブースやステージなどがあり多くの方で賑わっており、そこから多くの方が流れてきたと考えられる。このような多くの方が集まるイベントと一緒に実施することで、パラスポーツなどに関心のない方々にアプローチすることができるのだと改めて感じた。また、車いすに乗った子どもがボッチャ用ランプを使って体験していたり、外国人の若者が興味を持ってくれたりなど、これまで以上に多様な方々が集う場になっていたのではないかと感じた。

反省点としては、想定していた体験者数をはるかに超えたため、用意していた景品のペンやクリアファイル、さらにアンケート用紙が早々になくなってしまったことである。アンケートについては一時QRコードのみで案内をしつつ、追加で印刷することで対応したが、紙でないと回答できないとのことで帰ってしまった人が何人かいたため、回答してもらえなかったことは残念であった。また、11月特有の問題として、コート上に落ち葉が散乱してしまう点が新たな気づきであった。体験してもらう上で大きな問題にはならないものの、定期的に落ち葉を払う必要があり、スタッフの負担が増えてしまったことは課題として挙げられる。

今回の体験会で「ボッチャフェス in 仙台」はひとまず終了となった。青葉通社会実験やウエルフェア2022での体験会に参加し、11月3日の体験会に再度参加してくれた人も多かった。ボッチャを通じたバリアフリーの浸透という目的は一定程度果たせたのではないと思うが、共生社会の実現という大きな目標に近づけるよう、今後も取り組んでいきたいと考える。

(文責 小林京介)

- 6. 資料
  - チラシ（表面）



新本庁舎敷地のイメージ

## 社会実験を実施します！

新本庁舎敷地内広場と勾当台公園市民広場等との一体的利活用の実現に向けた課題検証のため、道路空間を活用した社会実験を実施します。

実施日時

令和4年11月3日(木)

10:00~16:00

会場

- 本庁舎敷地内広場
- 市道表小路辖区内
- つなぎ橋丁内

※悪天や新型コロナウイルス感染拡大の影響、他のよむを恐れない理由により、変更・中止する場合があります。中止の場合はこのチラシにてお知らせします。

### EVENT

市道表小路線

- ポッチャ体験コーナー  
(主催:ポッチャフェスティバル実行委員会)
- フリースロー体験コーナー
- 地面でお絵描きコーナー等

つなぎ橋丁

- こどもディスコ  
[定例寺通エリアマネジメント]
- ワークショップ・パネル展示等

※同日、勾当台公園(市民広場・いこいのゾーン)で青葉区民まつりを開催しております。

### 交通規制のお知らせ

下記の日付で交通規制を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。イベントにもご来場できますので、それぞれのイベントにもぜひお立ち寄りください。

会場内車両通行止め

当日8:00~18:00

- 交通規制区間
- 進入禁止フェンス
- 簡易道路標識
- 誘導・警備員



新型コロナウイルス感染拡大防止対策について 当日は、手指消毒の設置など新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施いたします。

● 本庁舎敷地内広場・表小路線上のイベント  
主催:仙台市建設局本庁舎整備室

● つなぎ橋丁上のイベント  
主催:仙台市建設局道路設計課 後援:本庁舎建設プロジェクト委員会 協力:おだて探検隊エリアマネジメント

問合せ 社会実験実施事務局(株式会社コーメディア内) TEL.022-224-5151 | 担当/相澤・高橋



● チラシ（裏面）



ボッチャフェス in 仙台 (BF in 仙台) 広報活動記録

No	組織・施設	ポスター	チラシ	配布日	依頼方法
・実行委員会メンバー (委員・オブザーバー)					
1	仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課	20	200	9/8	郵送
2	仙台市文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課	20	200	9/8	郵送
3	仙台市都市整備局市街地整備部都心まちづくり課	3	50	9/8	郵送
4	仙台市財政局理財部本庁舎整備室	3	50	9/8	郵送
5	仙台市スポーツ振興事業団スポーツ交流課	20	200	9/8	郵送
6	仙台市障害者スポーツ協会	1	50	9/8	郵送
・障害者関連組織・団体					
1	宮城県保健福祉部障害福祉課	1	70	9/8	直接
2	仙台市障害者福祉協会	2	50	9/9	直接
3	アート・インクルージョン	1	50	9/8	直接
4	仙台バリアフリーツアーズセンター	2	103	9/12	直接
5	宮城県障害者福祉協会	2	30	9/12	直接
6	仙台市ボランティアセンター	—	121	9/17	直接
7	宮城県障害者スポーツ協会	—	データ	—	メール
8	グッドタイミング	—	データ	—	メール
・教育機関 (仙台市青葉区における会場周辺の小中学校)					
1	仙台市立東二番丁小学校	1	230	9/8	郵送
2	仙台市立木町通小学校	1	570	9/8	郵送
3	仙台市立立町小学校	1	220	9/8	郵送
4	仙台市立東六番丁小学校	1	450	9/8	郵送
5	仙台市立片平丁小学校	1	590	9/8	郵送
6	仙台市立上杉山通小学校	1	1030	9/8	郵送
7	仙台市立第二中学校	1	350	9/8	郵送
8	仙台市立上杉山中学校	1	550	9/8	郵送
9	仙台市立五城中学校	1	400	9/8	郵送
10	仙台市立五橋中学校	1	770	9/8	郵送

No	組織・施設	ポスター	チラシ	配布日	依頼方法
・仙台市市民センター（閉鎖中等を除くすべての市民センター）					
1	青葉区中央市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
2	柏木市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
3	北山市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
4	福沢市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
5	旭ヶ丘市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
6	三本松市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
7	片平市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
8	水の森市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
9	貝ヶ森市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
10	中山市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
11	広瀬市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
12	木町通市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
13	折立市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
14	宮城西市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
15	大沢市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
16	落合市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
17	吉成市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
18	宮城野区中央市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
19	高砂市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
20	岩切市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
21	鶴ヶ谷市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
22	榴ヶ岡市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
23	東部市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
24	幸町市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
25	田子市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
26	福室市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
27	仙台市生涯学習支援センター	1	10	9/13	直接(本部)
28	若林区中央市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
29	七郷市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
30	荒町市民センター	1	10	9/13	直接(本部)



No	組織・施設	ポスター	チラシ	配布日	依頼方法
31	六郷市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
32	若林市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
33	太白区中央市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
34	生出市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
35	中田市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
36	西多賀市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
37	八本松市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
38	八木山市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
39	山田市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
40	茂庭台市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
41	東中田市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
42	柳生市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
43	富沢市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
44	秋保市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
45	泉区中央市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
46	根白石市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
47	南光台市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
48	黒松市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
49	将監市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
50	加茂市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
51	高森市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
52	松陵市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
53	寺岡市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
54	長命ヶ丘市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
55	松森市民センター	1	10	9/13	直接(本部)
56	桂市民センター	1	10	9/13	直接(本部)



仙台市生涯学習支援センターにおけるポスター掲示の様子  
(撮影：WSD)



仙台市生涯学習支援センターにおけるチラシ配架の様子  
(撮影：WSD)



仙台市役所庁舎内におけるポスター掲示の様子  
 (撮影：WSD)



仙台市役所庁舎内におけるチラシ配架の様子  
 (撮影：WSD)

※取り上げていただいた HP、SNS

① 全体

- 国土交通省 官民連携まちづくりポータルサイト  
HP (<https://www.mlit.go.jp/toshi/local-event/#shakaijikken>)
- 宮城県  
HP (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/syoufukuch-bottya.html>)  
Twitter([https://twitter.com/myg\\_kouhou/status/1569638285231943681?cxt=HHwWgsDTkYjtvMgrAAAA](https://twitter.com/myg_kouhou/status/1569638285231943681?cxt=HHwWgsDTkYjtvMgrAAAA))
- 仙台市障害者スポーツ協会  
HP (<https://www.sendai-dsa.jp/>)  
Facebook (<https://www.facebook.com/sdsa0>)
- 仙台市スポーツ振興事業団  
HP (<https://www.spf-sendai.jp/news/detail.php?id=254>)
- 東北大学 法学部  
HP (<http://www.law.tohoku.ac.jp/post-7252/>)
- 東北大学 法学部 東北大学創立 115 周年・総合大学 100 周年記念特設サイト  
HP (<http://www.law.tohoku.ac.jp/100th/boccia.html>)

② 青葉通社会実験 (9月23日、24日、25日)

- 仙台市  
HP([https://www.city.sendai.jp/kukakuseri/aobadoriarikata/aobadooriekimae\\_eria\\_shakaijikken.html](https://www.city.sendai.jp/kukakuseri/aobadoriarikata/aobadooriekimae_eria_shakaijikken.html))
- 青葉通仙台駅前エリアのあり方検討プロジェクト「MACHITO SENDAI」(仙台市)  
HP (<https://machito-sendai.com/topics/post-140/>)  
Instagram (<https://www.instagram.com/p/CiAA5-drtpa/>)

③ 福祉まつり「ウエルフェア 2022」(10月2日)

- 仙台市  
HP(<http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/recreation/event/fukushimatsuri.html>)

④ 市道表小路線社会実験 (11月3日)

- 仙台市  
HP (<http://www.city.sendai.jp/tatekae/220917.html>)

## 活動報告・新聞報道等

東北大学公共政策大学院のHP「2022年度ニューズレター」にて、2度活動報告を掲載させていただきました。このうち、学生が執筆した「2022年度ワークショップD活動報告」を本報告書にも掲載する。また、我々のワークショップIの活動や、政策実施者としての活動を複数のメディアに取り上げていただいた。

### ● 2022年度ワークショップD活動中間報告

2022年度のワークショップDは、教員2名の指導の下で、8名の学生が「パラリンピックのレガシーとしてのダイバーシティ&インクルージョン都市の形成に向けた研究」というテーマに取り組んでいます。

2020年夏期パラリンピック東京大会の開催を契機として、我が国では「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を定め、ユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーを推進するための施策を実行する等、パラリンピックのレガシーとして共生社会の実現を目指しています。

私たちは、共生社会ホストタウンである秋田県大館市を「日本一のダイバーシティ&インクルージョン先進都市にする」という目標の下で、都市レベルでダイバーシティ&インクルージョンの社会を実現するために必要な政策提言を行うべく、活動を始めました。

最初は、担当教員からの講義や文献講読によって、心のバリアフリーやまちづくりに関する基礎知識を学びつつ、我が国のこれまでの取組について学び、それを踏まえて議論しました。

6月4日、5日には、政策提言先である大館市で合宿を行い、現地の方々と交流を深めてきました。

1日目は大館市役所に伺い、ヒアリングを行いました。そこで、市長や市職員の方々から大館市の取組と実態、今後に向けた方針等について詳しいお話を伺い、質問にも丁寧なご回答をいただきました。







大館市役所



市長室での集合写真

2日目は、市職員の方々の案内の下で市内の視察を行うとともに、石田ローズガーデンで開催されたボッチャ体験会の運営の補助を行いました。市内視察では、市内の雰囲気を感じつつ、施設内の設備の整備状況等について自分たちの目で確かめることができました。また、ボッチャ体験会では、ボッチャを通じて市民の方々と交流をしつつ、心のバリアフリーの普及に取り組みました。



市内視察の様子 1



市内視察の様子 2



ボッチャ体験会の様子 1



ボッチャ体験会の様子 2



秋田犬の里



秋田犬



石田ローズガーデン



ニプロハチ公ドーム

大館への合宿を通じて、市役所の皆様の取組に対する熱意を肌で感じ、私たちもより一層、提言に向けてのモチベーションを高めることができました。

現在は、具体的な政策提言に向けてメンバー1人1人が調査を続けつつ、まずは中間報告会に向けてこれまでの成果と今後の方向性についてのまとめを行っています。

## ● 2022 年度ワークショップ D 活動最終報告

ワークショップ D では、「パラリンピックのレガシーとしてのダイバーシティ&インクルージョン都市の形成に向けた研究」をテーマに、これまで文献調査と併せ、提言先である秋田県大館をはじめとした、さまざまな自治体など関係機関へのヒアリング調査を行ってまいりました。今回の研究に際しまして、先生方や東北大学の事務の方々など関係各所からご高配を賜り、無事に1年間のプロジェクトを終えることができました。ワークショップ D 一同この場をお借りして改めて御礼申し上げます次第です。

また、お忙しい中我々のヒアリングにご協力くださいました、大館市の職員の方々をはじめとする関係機関の皆様のご厚意と、ワークショップのチューターとしてご助力賜りました M2 のコーエンズさんと中野さんにも厚く御礼申し上げます。

ワークショップ D は、担当教員の御手洗潤教授、副担当教員2名（飯島淳子教授、後期から江口博行教授）学部卒院生7名と社会人院生1名、チューター2名（M2の院生）の多様性のあるチームが編成されました。



(WSD 集合写真：6月・大館市役所市長室)

### I. 前期

御手洗教授による東京オリパラやD&Iなどについての講義から始まりました。まずは、学内において東北運輸局の方をお迎えしての講義やヒアリングの実施、毎回のWSで課される課題などインプットを中心に行いました。その後、仙台において実際に車いすに乗りまち歩きを行いました。この時感じた障害のある方の視点はとても新鮮で、研究を進める上でとても重要な経験となりました。

6月には提言先である秋田県大館市において、1日目はヒアリング調査、2日目はポッチャ体験会の実施やまち歩きを行いました。この時行ったポッチャ体験会がWSDが政策提言



だけでなく政策の実施者として活動していくきっかけとなりました。会場に来ていただいた方々にどうしたらボッチャ体験会に参加してもらえるか、どうしたらアンケート調査に協力していただけるかなど政策実施者としての視点を学ぶことができました。

講義や文献調査などインプットだけで得られる知識だけでなく、学んだ知識を実際の現場どう活かすか、頭の中で考えていたことと実際の現場の違いの発見などから得られる「現場知」は、地に足のついた政策提言をする上でとても重要となります。



(仙台市まち歩きの様子)



(ボッチャ体験会：石田ローズガーデン)

福島市へのヒアリング調査やまち歩きも行いました。福島駅にはボッチャ用具が整備されており驚きました。



(福島市まち歩き：パセオ通り)

また、織田友理子様（一般社団法人 WheelLog 代表）や増子恵美様（福島県障害当事者スポーツ協会）へのヒアリング調査も行い、障害当事者の視点やよりリアルな声、生活する上での課題を知ることができました。

## II. 報告会 I（中間報告会）

「東京 2020 大会は何をもたらす？」という問いから始まる 79 枚のスライドと参考資料を用意し、対面での報告と質疑応答に臨みました。スライドは UD フォントや写真の活用により、見やすく、誰でも理解しやすいよう工夫しました。また、報告の構造や言葉の定義、研究する対象の範囲の検討にも非常に多くの時間を費やしました。「どうすれば伝わりやすいか」「対象はどこまで含めるか」と WSD 全員で議論した非常に密な時間は忘れられません。質疑応答のやりとりでは、院生や教授の方々から最終報告へ向けた重要な示唆を頂戴いただきました。

## III. 後期

ヒアリング調査や現地調査が中心となりました。スポーツ庁や川崎市、江戸川区など先進的な取り組みを行っている官公庁や自治体に足を運びました。また、2 度目の大館市へのヒアリング調査や現地調査を行いました。特に現地調査時、相乗り交通システム「大館版 mobi」を体験しヒアリングや文献調査だけでは知ることのできなかった課題の発見にもつながり、自分の目で観察する大切さ、「現場力」を身につける非常に良い経験となりました。



(ヒアリング調査の様子  
左：川崎市、右：江戸川区)

また、多くのボッチャ体験会を実施いたしました。特に、仙台で行ったボッチャ体験会においては、配ったチラシはなんと合計 5160 枚！、体験者数はなんと延べ 1106 人！でした。体験者は特に家族連れが多く、性別や年齢、国籍、障害の有無を問わず多様な人々に参加していただくことができました。仙台において多様な人々の交流を生み出すことができ、微力ながら仙台市民に対し UD のまちづくりや心のバリアフリーを考えるきっかけづくりができたと感じております。



(ボッチャ体験会の様子)

#### IV. 報告会Ⅱ（最終報告会）および最終報告書作成

最終報告会には、なんと福原大館市長にお越しいただき、報告を聴いていただきました。報告後には、非常に力のあるコメントをいただき、WSD 一同 1 年間頑張ってきて良かったと努力の報われる思いでした。また、オンラインにおいても大館市の職員の方々をはじめ、これまでヒアリングを受け入れてくださった多くの関係機関の方々にも視聴して頂きました。この場をお借りして改めまして WSD 一同感謝申し上げます。

報告会は、98 枚のスライドと参考資料を用意し、中間報告会同様対面での報告と質疑応答に臨みました。構造は、総論・各論・まとめ、と非常にわかりやすくシンプルにすることを意識しました。

また、中間報告会に比べ、総論の部分を簡潔にまとめつつ、かつ論理的説得力を持たせることを意識いたしました。特に「なぜ大館市を提言先としたのか」「WSD は研究を通し何を指すのか」「なぜそのような政策・施策が必要なのか」について、夜遅くまで WSD 全員で共に考え抜いた時間や経験は、今後忘れることは無く、これからの糧となると確信しております。

提言の数はなんと合計 25！にも及びました。公共の歴史でこれほど多くの提言や具体的施策を報告したワークショップはおそらく無いのではないのでしょうか。しかし、これでもボツになった提言や具体的施策は山ほどあり、おそらく WSD 全員が「これでもだいぶ削ったよ（笑）」と思っています。

### 提言まとめ

UDのまちづくり
①BF化事業推進システムの形成
②ゼロ段差ブロックの設置
③スリット入り点字ブロックの設置
④歩行空間のバリアフリー状況報告システム
⑤障害者専用駐車区画の塗装やシートの貼り付け
⑥市役所の駐車場及び庁舎までの経路に関するUD化
⑦誰もが楽しめるインクルーシブな遊具の設置
⑧UDタクシーの導入
⑨BF情報発信アプリに市内のBF情報を提供
⑩Web版の「大館市バリアフリーマップ」を作成
⑪公共施設への簡易スロープの常備
⑫やさしい日本語とピクトグラム、CUDIによる案内表示

心のバリアフリー
①福祉体験学習の充実
②正課ボッチャクラブ
③障がい者サポーター養成講座のブラッシュアップ
④D&I推進パートナー制度の創設
⑤グループミーティングの開催
⑥多文化共生意識調査
交流の機会の創出
①公共空間ボッチャ委員会の創設
②既存イベントと抱き合わせた形での体験会の開催
③観光施設「秋田犬の里」へのボッチャコートの常設
④異文化理解のための交流イベントの実施
⑤商業施設での福祉啓発イベントの開催及び福祉まるごと相談室の設置
⑥クワイエットアワーの実施
⑦ボッチャ体験会の継続的な開催(仙台市)

**合計25施策!**



(WSD 提言まとめ)

年明けからは、ヒアリング記録の確認や、最終報告書の加筆修正に力を注ぎました。最終報告会での質疑応答で得られた知見や指摘、コメントを再度確認しつつ提言のまとめに取りかかりました。この1年間の総復習を行い、各メンバーが確かな成長と成果を共有しつつ、最終報告書を完成することができました。

## V. 大館市での報告会

2月10日、WSD12名（教員、チューター含む）、東北大学公共政策大学院の西岡院長、坪原和洋教授、藤田一郎教授、石山英顕教授、安藤理智学術研究員の総数17人を乗せたバスは秋田県大館市へと向かっていました。当日は辺りを見渡すと、雪！雪！雪！というような感じで、これぞ秋田県という雪景色を肌で感じることができました。

報告会は、なんと福原大館市長にもお越しいただきました。報告に加え、職員の方々をはじめとする参加された皆様と意見交換やディスカッションを行い、WSDの研究内容を改めてお伝えすることができました。最後には、WSDメンバーそれぞれが、大館市への感謝などこれまでの思いを述べ、報告会を無事終えることができました。



(報告書贈呈式)

当日夜は、一番楽しみにしていたと言っても過言ではない？（笑）、食事会を開いていただきました。秋田県大館市名物の「きりたんぼ鍋」を堪能し、大館の魅力を実感することができました。もちろんその他にも、忠犬ハチ公（秋田犬）が生まれた地であり、豊かな自然が魅力です。参加者全員が、また大館市に来たい、と思ったはずです。

(もちろん、感染症対策はしっかりと行いました。)

また、2日目は、大館市伝統のお祭り「アメッコ市」に参加いたしました。





(左：食事会の様子、右：アメッコ市)

さいごになりますが、改めて 2021 年日本最大の出来事である東京オリンピック・パラリンピックは何をもたらすのでしょうか。1964 年の東京大会が好事例ですが、オリパラには「社会を変える力」があるといわれており、特にパラリンピックをきっかけに我が国に「共生社会」を実現しようという取り組みがこれまで数多く行われてきました。しかし、オリパラが終わった今、「真の共生社会を定着させることができるのか?」「あるいは過去のものになってしまうのか?」。是非皆様にも考えていただきたいです。

この点、タイのボッチャチーム（金メダリスト）の合宿を受け入れ、オリパラ終了後も海外パラリンピアンとの交流を続けつつ共生社会を目指している先進都市の一つに、「秋田県大館市」があるということをこの記事をごここまで読んでくださった皆様には忘れないでいただきたいです。

## VI. 東北大学公共空間ボッチャプロジェクト D&I について

WSD では、大館市等を一つのフィールドとして、都市レベルでの D&I 社会を実現するための具体的な政策提言をいたしました。また、第三者・研究者の立場で調査・提言するだけでなく、私たち自らがプレーヤーとなることで、政策実施者の立場を経験し、生きた提言をすることができました。

今後も、ボッチャ体験会を継続していく予定です。この点「東北大学公共空間ボッチャプロジェクト D&I」では、新メンバーを募集しております。皆さんも私たちと一緒に「ボッチャ」を通じた D&I のまちづくりを実践してみませんか?ごここまで読んでくださった皆様のご参加をお待ちしております!

東北大学公共空間ボッチャプロジェクト D&I  
新メンバー大募集!



一緒に活動  
しませんか?



東北大学公共空間プロジェクト 2022WSD

以下、各種リンクを挙げておりますので、フォローしていただけると幸いです。  
皆様のご連絡、ぜひお待ちしております!

「東北大学公共空間ボッチャプロジェクト D&I」各種フォーム

1. 連絡先 (メールアドレス)

・ [boccia.tohoku.univ@gmail.com](mailto:boccia.tohoku.univ@gmail.com)

2. Twitter

・ @Public\_Boccia

[https://twitter.com/Public\\_Boccia](https://twitter.com/Public_Boccia)



3. Facebook

<https://www.facebook.com/public.boccia/>



4. Instagram

[https://www.instagram.com/public\\_boccia/](https://www.instagram.com/public_boccia/)



4 LINE 公式アカウント

<https://lin.ee/lUbMaup>

@117ynejp





- 北鹿新聞 2022年6月6日朝刊  
「大館市の共生施策は」

東北大学 HP 「2022年度ニューズレター」より転載。

<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/wsd20220620/>

**ワークショップDの活動が「北鹿新聞」に掲載されました。**

ワークショップDでは、6月4日及び5日、秋田県大館市でヒアリング調査や公民交流ワークショップ等を行いました。その様子から北鹿新聞（令和4年6月6日朝刊）に掲載されました。

**大館市の共生施策は**

東北大学法政学部のワークショップDが、大館市で初めて行われた。国の「共生社会推進法」や「まちづくり条例」に基づき、大館市のまちづくりについて調査を行う。ワークショップDは、大館市でヒアリング調査や公民交流ワークショップ等を行いました。その様子から北鹿新聞（令和4年6月6日朝刊）に掲載されました。

**東北大学大学院生**

大館市の共生施策について、ワークショップDのメンバーは、大館市でヒアリング調査や公民交流ワークショップ等を行いました。その様子から北鹿新聞（令和4年6月6日朝刊）に掲載されました。

**関係部署で調査など**  
WSで年明けに提言へ

大館市の共生施策について、ワークショップDのメンバーは、大館市でヒアリング調査や公民交流ワークショップ等を行いました。その様子から北鹿新聞（令和4年6月6日朝刊）に掲載されました。

関係部署で調査など、WSで年明けに提言へ



大館市長の講話を聴く東北大学の大学院生たち（市役所）

ワークショップDのメンバーは、大館市でヒアリング調査や公民交流ワークショップ等を行いました。その様子から北鹿新聞（令和4年6月6日朝刊）に掲載されました。

ワークショップDのメンバーは、大館市でヒアリング調査や公民交流ワークショップ等を行いました。その様子から北鹿新聞（令和4年6月6日朝刊）に掲載されました。

- 河北新報社朝刊 2022年11月22日朝刊  
「ポッチャ街ににぎわい 東北大や仙台市体験会 『心のバリアフリー』推進」

東北大学 HP「2022年度ニューズレター」より転載。  
<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/11/C2022112200000001100.pdf>

## ポッチャ街ににぎわい

東北大や仙台市が連携し、パラリンピック種目「ポッチャ」の体験を通じた街中のにぎわいづくりに乗り出した。青葉区中心部のイベントにコートを設置、誰でもプレーできる競技の魅力と、障害者と健常者の距離を縮める「心のバリアフリー」の重要性をPRする。

### 東北大や仙台市体験会

市が市役所本庁舎前の市道表小路線を通行止めにした3日の社会実験で、イベント空間となった車道でポッチャ体験会があり、臨時に設置された屋外用コートは家族連れでにぎわった。宮城野区の大学教授津村研司さん(40)は「初めて体験した。気軽にできるのでまた挑戦したい」と話した。

ポッチャ体験とまちづくりに着目した試みは、東北大が市障害者スポーツ協会、市スポーツ振興事業団など7月に設立した「ポッチャフェスティバル仙台実行委員会」の呼びかけに、市が協力する形で実現した。

体験会は9月23、25日、JR仙台駅西口の青葉通を車線規制した市の社会実験の芝生広場で初めて開催。10月2日には、勾当台公園であった市など主催の福祉まつりで実施した。今月3日を加えた5日間、車いす利用者を合わせて計1106人がポッチャに親しんだ。

## 「心のバリアフリー」推進



通行止めにした市道であったポッチャ体験会  
= 3日、仙台市青葉区

実行委は参加者にアンケートを実施。集計結果を踏まえ、今後の展開を市に提言することも検討している。事務局長を務める東北大公共政策大学院の御手洗潤教授は「ポッチャは親しみやすく、健常者が障害者と触れ合う入り口として適している。障害者が街に出かけるきっかけにもなる」と意義を強調する。

市は、都心部の活性化や障害者福祉、新本庁舎建て替えを担う各部署が携わった。本庁舎整備室の担当者は「障害の有無や年代を問わず楽しめると感じた。ポッチャを生かした、さらなるにぎわい創出の可能性を探りたい」と説明する。

- 北鹿新聞 2022年12月21日朝刊  
「多様性尊重へ制度を 東北大院生大館市に施策提言」

東北大学 HP 「2022 年度ニューズレター」 より転載。

[http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/wslfinalreport\\_press\\_hokuroku\\_20221220/](http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/wslfinalreport_press_hokuroku_20221220/)

WS I 最終報告会の記事が北鹿新聞(令和4年12月21日)に掲載されました。

WS I 最終報告会の記事が北鹿新聞(令和4年12月21日)に掲載されました。

# 多様性尊重へ制度を

## 東北大院生 大館市に施策提言

共生社会を自覚する大館市のまちづくりについて調査研究した東北大学公共政策大学院の学生たちが20日、仙台市の東北大学早稲キャンパスで開催された報告会に臨み、バリアフリー化事業推進システムの形成やD&V(ダイバーシティ)やインターシヨニイ多様性を認め合う考えなど、推進パートナー制度の創設を25提案を提言した。

テーマは「バリアンシビリティのレガシー(遺産)としてのダイバーシティ&インターシヨニイ都市の形成に向けた研究」。担当の榎本浩二教授が内閣府関東支庁・バツ事務局長兼事務官を担任し、市が案内役の先進的共生社会ホストタウン認定に至るまで指導や助

意を受けた様で調査対象となつた。6月には学生や教職ら15人が現地調査したり、ポツチャ体験会運営を補助したりした。

ユニバーサルデザイン(誰もが利用しやすい設計)のまちづくり、心のバリアフリー、多様な人々の交流の3分野で提言。関係

報告会のオンライン配信を提議する議員(大館市役所)のある人々と議論する協議会の設置や、無形遺産アプリ・LINE(ライン)で道路

案内を通報するシステム導入、企業とのD&Vを支援するパートナー制度創設、外国籍の人を取り巻く課題解決に向けたグループミーティング開催などのアイデアが出され、

「当事者の意見を関係者同様に反映させる機会が必要」とも提言された。

会場で提言を聞いた榎本浩二副市長は「ここまで具体的に提言していただけたことは素晴らしい。提言を実現するためにフル活用する。ぜひ一緒に取り組んでいきたい」と語った。

報告会はオンライン配信された。20年後の大館市役所のあるべき姿と方向性を定めるワーキンググループの若手職員らが提議した。





- 北鹿新聞 2023年2月11日朝刊  
「共生社会へ25施策 東北大学院生 大館市に研究報告書」

東北大学 HP「2022年度ニューズレター」より転載。

<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/newsletter2022/news-20230217/>

## ワークショップD現地报告会@大館が「北鹿新聞」に掲載されました

ワークショップDでは、2月10日（金）に、据置先である秋田県大館市で現地报告会を開催するとともに、福原淳嗣市長に報告書を贈呈しました。その様子が「北鹿新聞」に掲載されました。

大館市の共生社会を白濁す  
まらうくりについて調査研究  
した東北大公共政策大学院の  
学生や教員17人が10日、同市  
を訪れ、政策提言をまとめた  
報告書を福原淳嗣市長に提出  
した。

調査対象有形文化財・桜橋  
で報告会が開かれ、市や福祉  
団体の関係者約20人が出席。  
西岡喜郎市長は「学生のワー  
クショップに不可欠なのが自治  
体の努力。市関係者に大変お  
世話になった。研究成果の発  
表はきたんのない賛賞をいた  
だきたい」とあいさつした。

リーダーの吉川勇人さん  
（1年）から報告書を受け取  
った市長は「先導的共生社会  
ホストタウンとしての役割を  
果たす一助を述べた」。

学生たちは「パラリンピッ  
クのレガシー（遺産）としての  
ダイバーシティ&インクル  
ーションを様々な観点から  
都市の形成に向けた研究と  
題し、昨年11月に文献調  
査や聞き取り調査を重ねた。

# 共生社会へ25施策

東北大学院 大館市に研究報告書



障害のある人などを擁護す  
る協議会の設置や、無料通信  
アプリ・LINE（ライン）  
で道路状況を通報するシステ  
ム導入、企業のダイバーシテ  
ィ&インクルーションを支  
援するパートナー制度創設、  
川さん（桜橋館）

外国人を取り巻く課題の解決  
に向けたグループミーティン  
グ開催など5施策を提言し  
た。

福原市長に報告書を手渡し吉  
川さん（桜橋館）

2023年1月27日

東北大学公共政策大学院  
令和4(2022)年度 公共政策ワークショップI プロジェクトD

パラリンピックのレガシーとしての  
ダイバーシティ&インクルージョン都市の形成に向けた研究  
～ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーを目指して～

---

【メンバー】

伊藤海斗  
小林京介  
佐藤多間  
高久風真  
中澤紫野  
宮平ひなた  
吉川勇人  
渡辺薫子

【チューター】

コーエンズ英理  
中野景太

【指導教員】

主担当 御手洗潤  
副担当 飯島淳子  
副担当 江口博行

---